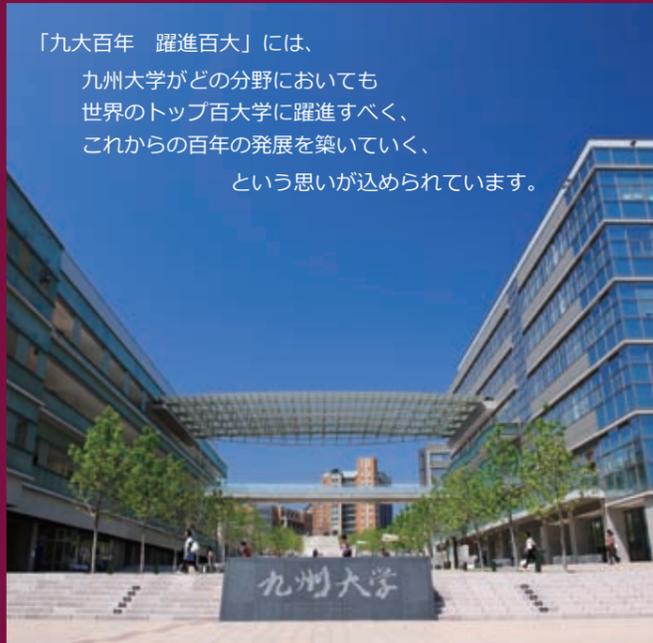




九大百年 躍進百大

「九大百年 躍進百大」には、
九州大学がどの分野においても
世界のトップ百大学に躍進すべく、
これからの百年の発展を築いていく、
という思いが込められています。



九州大学学務部
〒819-0395 福岡市西区元岡 744 番地
TEL 092-802-5928
e-mail gakikaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
website <http://www.kyushu-u.ac.jp>

教員ハンドブック
The Faculty Handbook Kyushu University 2016

教員ハンドブック 2016

The Faculty Handbook Kyushu University 2016



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

九州大学

平成28年度 学年暦

前学期開始 ※春季休業	4月1日(金) 4月1日(金)～4月10日(日)	九州大学学部通則第6条第1項及び九州大学大学院通則第8条第1項の規定による休業日(注2)
学生定期健康診断 入学式 新入生オリエンテーション	4月4日(月)～4月22日(金) 4月7日(木) 4月7日(木)～4月11日(月)	学部及び大学院
※前学期授業開始 本学記念日	4月12日(火) 5月11日(水)	九州大学学部通則第6条第1項及び九州大学大学院通則第8条第1項の規定による休業日であるが、九州大学学部通則第6条第3項及び九州大学大学院通則第8条第3項に基づき、授業を行う日とする。(注2)
※夏季休業	8月1日(月)～9月30日(金)	九州大学学部通則第6条第1項及び九州大学大学院通則第8条第1項の規定による休業日であるが、九州大学学部通則第6条第3項及び九州大学大学院通則第8条第3項に基づき、授業を行うことがある。(注2)
秋季学位記授与式 前学期終了 後学期開始 秋季入学式 ※後学期授業開始 体育祭 九大祭	9月26日(月) 9月30日(金) 10月1日(土) 10月3日(月) 10月3日(月) 10月8日(土) 11月18日(金)～11月21日(月)	11月18日(金)及び21日(月)は、九州大学学部通則第6条第2項及び九州大学大学院通則第8条第2項の規定による休業日(注2)
※冬季休業	12月26日(月)～1月4日(水)	九州大学学部通則第6条第1項及び九州大学大学院通則第8条第1項の規定による休業日 1月5日(木)から1月6日(金)は冬季休業日であるが、九州大学学部通則第6条第3項及び九州大学大学院通則第8条第3項に基づき、授業を行う日とする。(注2)
大学入試センター試験	1月14日(土)～1月15日(日)	
一般入試(前期日程)	2月25日(土)～2月26日(日)	
一般入試(後期日程)	3月12日(日)	
学位記授与式	3月24日(金)	
後学期終了	3月31日(金)	

(注) 1. ※印の学事日程は、標準日(期間)を示したもので、学府・学部等で異なることがある。

2. 休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

(九州大学学部通則第6条第3項及び九州大学大学院通則第8条第3項)

総長あいさつ



九州大学総長 久保千春



九州大学は、人社系・理工系・医歯薬系等の広範な領域にわたる、我が国を代表する基幹総合大学として発展を遂げ、2011年に創立百周年を迎えました。この「九大百年」に際し、これからの百年に向けて、「自律的に改革を続け、教育の質を国際的に保証するとともに、常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究教育拠点となる」ことを基本理念として、世界第一級の教育、研究、診療活動を展開し、更なる発展を進めていかなければなりません。

九州大学は、その使命と理念を達成するために、教育憲章、学術憲章を制定するとともに、2015年10月には6つの骨子からなる「九州大学アクションプラン2015」を策定しました。

【アクションプラン(骨子)】

- I. 世界最高水準の研究とイノベーション創出
- II. グローバル人材の育成
- III. 先端医療による地域と国際社会への貢献
- IV. 学生・教職員が誇りに思う充実したキャンパスづくり
- V. 組織改革
- VI. 社会と共に発展する大学

アクションプランを着実に実行していくためには、九州大学の構成員一人ひとりが、自由な発想と洞察を持って、常に高みを目指し、新しい地平を切り開いてゆく絶えざる挑戦が必要です。そして、学生達の潜在的な能力の高さを信じ、学生にそのことを気づかせるアクティブな教育活動を展開していただきたいと思います。

また国立大学に対しては、政府や経済界等からより迅速に、目に見える改革や機能強化が求められています。大学に対する社会からの要請や期待に、基幹総合大学として、またそこで働く職員として自覚と誇りをもって、これらに的確かつ迅速に応えていく必要があります。平成26年度から開始された「基幹教育」をはじめ、学部・学府の専攻教育、高度な研究、診療等において、すべての職員が創意、工夫、協力、積極性と実行力を持って、直面している数々の課題を解決し、新しい道を切り拓いていくことを願っております。

このたび、教員の教育研究活動の一助とするため「九州大学教員ハンドブック2016」を刊行しました。このハンドブックには、九州大学での教育研究活動において必要となる項目が網羅されています。

九州大学における教員生活のよきガイドとして活用していただき、充実した教育研究活動を展開されることを期待いたします。

九州大学教育憲章

第1条(趣旨)

九州大学は、日本国民のみならず、世界中の人々からも支持される高等教育を一層推進するために、この教育憲章を定めることとする。

第2条(教育の目的)

九州大学の教育は、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献することを目的とする。

第3条(人間性の原則)

九州大学の教育は、秀でた人間性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 人間の尊厳を守り、生命を尊重すること。
- (b) 人格、才能並びに精神的及び肉体的な能力を発達させること。
- (c) 真理と正義を愛し、個性豊かな文化の創造をめざすこと。
- (d) 自然環境を守り、次世代に譲り渡すこと。

第4条(社会性の原則)

九州大学の教育は、秀でた社会性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 自由な社会に積極的に参加し、勤労を尊び、責任ある生活を送ること。
- (b) 基本的人権を尊重すること。
- (c) 両性の平等を尊重すること。
- (d) 必要な政治的教養を含む市民的公共性を育成すること。

第5条(国際性の原則)

九州大学の教育は、秀でた国際性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) アジアをはじめ全世界の人々の文化的、社会的、経済的発展に寄与すること。
- (b) 種族的、国民的及び宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること。
- (c) 世界の平和に貢献し、将来の世代を戦争の惨害から守ること。
- (d) 国際連合憲章の謳う原則を尊重すること。

第6条(専門性の原則)

九州大学の教育は、秀でた専門性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 人間性の原則、社会性の原則及び国際性の原則並びに実際の生活に即して、専門性を深化、発展させること。
- (b) 科学技術の発達と学術文化の振興を融合させること。
- (c) 独創性、創造性を重視すること。
- (d) 専門家としての職業倫理を育成すること。
- (e) 学問の自由及び専門家の自律性を尊重すること。

第7条(一体性の原則及び職責の遂行等)

1. 九州大学は、全学一体となって、上記の教育目的及び原則の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員及び学生は自己の使命を自覚し、その職責等の遂行に努めなければならない。
2. 前項の職責を遂行するために、教育研究組織の自治及び構成員の身分は尊重されなければならない。

九州大学学術憲章

第1条(趣旨)

九州大学は、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進してゆくために、この学術憲章を定めることとする。

第2条(研究の使命)

- (1) 九州大学は最高学府として、人類が長きにわたって遂行してきた真理探求の道とそこに結実した古典的・人間的叡知とを尊び、これを将来に伝えてゆくことを使命とする。
- (2) 九州大学はまた、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出してゆくことを使命とする。

第3条(研究の理念と倫理性)

- (1) 九州大学は、伝統に学びそこに見られる知的探求を尊びつつ、現代に生きる我々に相応しい知の深化と発展とを指向する。
- (2) 九州大学は、創造的かつ独創的な学術研究を重視し、学問の自由および研究者の自律性を尊重する。
- (3) 九州大学はさらに、人間的叡知と科学的知識との調和に努めつつ、諸々の知の実践的価値を追求してゆく。
- (4) 九州大学は、科学が自然環境と人類の生存とに重大な影響を与えることをつねに顧慮し、自らの良心と良識とに従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努める。

第4条(研究の社会的・国際的貢献)

- (1) 九州大学は、大学の理念としての真理探求の精神を堅持すると共に、その研究活動を通じて、長期的な視野のもと、人類の福祉と文化の発展、ならびに世界の平和に貢献してゆくべく努める。
- (2) 九州大学の研究はまた、普遍性と汎用性を目指して広く社会の要請に応え、かつその立地する地域社会に貢献するものとなるよう努める。
- (3) 九州大学は、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示し、さらには活発な情報発信や人的交流、諸研究機関や産業界との連携に努めながら、学術研究の国際的拠点となることを目指す。

第5条(研究と教育の融合)

九州大学は、世界的に活躍し得る人材を育成し輩出する使命を有しており、研究と教育との機能を調和・融合させながら、人類の未来を託するに足る人材の養成を目指す。

第6条(一体性と職責の遂行)

九州大学は、教職員と学生とが一体となって、上記の事柄の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員と学生は自己の使命をよく自覚し、それぞれの責任の遂行に努めなければならない。

沿 革

九州大学は、1911(明治44)年に医科大学と工科大学の2つからなる九州帝国大学として設置されました。当時最高学府とされた帝国大学のなかでは、4番目の創設となります。

その後、順次学部の整備が進み、農学部(1919年)、法文学部(1924年)、理学部(1939年)が設置されました。

戦後、1947(昭和22)年に九州帝国大学は九州大学と改称され、学制改革により1949(昭和24)年には新制九州大学となりました。以後、現在の組織のもととなる文系、理系学部、各研究所等の設置が行われました。

1970年代には、大学院改革の一環として、既存の研究分野の境界領域をカバーする「学際大学院」構想が進められました。この時期、社会がより高度化・複雑化するに伴い、大学院への要請が多様化したためでした。この構想の実現が、1979(昭和54)年の総合理工学研究科の設置などにみられます。

1991(平成3)年、九州大学の新キャンパスへの統合移転構想が評議会決定されました。以後、「九州大学の改革の大綱案」(1998年評議会決定)等による大学改革を進め、大学自ら長期的な改革計画を策定・実現するという先駆的取り組みを行ってきました。この大綱案の中核として、「大学院重点化(整備、充実をはかること)」(2000年完了)を行い、同時に「学府・研究院制度」を導入しました。この制度は、大学院を教育組織(学府)と研究組織(研究院)に分離し、各組織を必要に応じて再編できるようにしたものです。これらの改革を空間的に実現する試みは、新キャンパス統合移転計画に盛り込まれています。

2003(平成15)年10月には、九州芸術工科大学と統合し、新たに芸術工学部、芸術学学府、芸術工学研究院が誕生しました。この統合により、教育面では多様な授業科目の履修が可能になりました。また、研究面では、芸術工学と幅広い諸科学との連携による研究が進展し、新しい価値を創造しようとする期待されています。

2004(平成16)年4月の国立大学の法人化を機に、「教育」、「研究」、「社会連携」、「国際連携」を重点活動分野として位置付け、「新科学領域への展開」と「アジア指向」という将来構想を柱に、世界レベルの教育・研究拠点を目指した改革に取り組んでいます。

2005(平成17)年10月には、福岡市西区元岡・桑原地区、糸島市にまたがる新キャンパス(伊都キャンパス)が開校し、箱崎キャンパスから工学系の移転が実施され、2006(平成18)年3月には、工学系の移転が完了しました。また、生活支援施設及び学生寄宿舎等の学生生活支援施設の整備も進み、最先端の設備・環境の下、自然とも共生しながら教育・研究が行われています。2009(平成21)年4月には、主に全学教育が行われていた六本松キャンパスが伊都キャンパスへ移転し、2015(平成27)年10月には理学系の移転が完了しました。今後、文系、農学系等が2018(平成30)年までに順次移転を完了する予定となっています。

歴 代 総 長

初代	山 川 健次郎 (理 博)	13代	入 江 英 雄 (医 博)
2代	真 野 文 二 (工 博)	14代	池 田 數 好 (医 博)
3代	大工原 銀太郎 (農 博)	15代	武 谷 健 二 (医 博)
4代	松 浦 鎮次郎 (法 学 士)	16代	神 田 慶 也 (理 博)
5代	高 山 正 雄 (医 博)	17代	田 中 健 藏 (医 博)
6代	荒 川 文 六 (工 博)	18代	高 橋 良 平 (理 博)
7代	百 武 源 吾 (海軍大将)	19代	和 田 光 史 (農 博)
8代	奥 田 讓 (農 博)	20代	杉 岡 洋 一 (医 博)
9代	菊 池 勇 夫 (法 博)	21代	梶 山 千 里 (工 博)
10代	山 田 穰 (工 博)	22代	有 川 節 夫 (理 博)
11代	遠城寺 宗 徳 (医 博)	23代	久 保 千 春 (医 博)
12代	水 野 高 明 (工 博)		

初代総長 山川 健次郎



明治44(1911)年、新設の工科大学と、従来の京都帝国大学福岡医科大学を合わせ、総合大学としての九州帝国大学がスタートしました。この時、初代総長に就かれたのが山川健次郎先生です。



山川先生は当時の九大学生を前に、「己が専門の学問の蘊奥(うんのう)を極め、合せて他の凡てのことに対して一応の知識を有して居らんで、即ち修養が広くなければ完全な士と云う可からず」と訓示しました。これはわが国を代表する基幹総合大学である九州大学に相応しい含蓄あることばであり、100年経った今でも、九州大学で学ぶ学生に広く語り継がれるべきことばです。

山川先生は嘉永7(1854)年、旧会津藩に生まれ、苦学して米国イエール大学に留学、物理学を修め、帰国後は東大教授、同総長等を務めました。人格者として知られ、我が国最初の博士の一人(理学博士)であり、生涯強い愛国心と尚武心を持った教育者でもありました。大正2(1913)年に九大総長退任後、二度目の東大総長に就き、一時は京大総長も兼任されています。



平成23(2011)年に本学が百周年を迎えたことを記念し、同年5月、山川先生の胸像が、出身地である福島県会津若松市から寄贈され、伊都キャンパスに据えられました。

本学ではこれを機会に、九州大学の原点、その創立の精神を共有するため、山川先生についての冊子を刊行し、教職員、卒業生、関係者、新入生へ配付しています。

(小冊子の紹介：百周年記念事業ウェブサイト)

<http://kikin.kyushu-u.ac.jp/100th/>

contents

	平成28年度学年暦	
	総長あいさつ	i
	九州大学教育憲章	ii
	九州大学学術憲章	iii
	沿革	iv
	初代総長 山川健次郎	v
管理運営	大学の組織	1
	諸会議	1
	教員の職位と職務	2
	学府・研究院制度	3
	基幹教育院	5
	高等研究院	5
	学術研究推進支援機構	6
	国際交流推進機構	7
	情報統括本部	9
	コンプライアンス違反通報窓口	11
運営方針・評価	中期目標・中期計画	13
	大学評価	14
	5年目評価、10年以内組織見直し制度	15
	大学改革活性化制度	16
	大学評価ウェアハウス	18
	大学評価情報システム(九州大学研究者情報)	18
	教育情報の公表	19
	FD(ファカルティディベロップメント)	20
	Q-Links(九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク)	21
	広報活動	22
	大規模事業	キャンパス移転計画
九州大学基金		27
財務	予算	29
	決算	29
教育	九州大学の学士課程教育	31
	基幹教育(平成26年度以降入学者)	31
	全学出動体制	32
	全学教育(平成25年度以前入学者)	32
	チャレンジ21	32
	九州大学の大学院教育	33
	大学院基幹教育	33

教育	教育の国際化	34
	教育関係の外部資金事業	37
	EEP (教育の質の向上支援プログラム)	40
	高品質な教材の制作・支援・公開	40
	学務情報システム	41
	成績通知書の保護者等(保証人)への送付について	42
	遠隔講義・会議システム	43
	学位：厳正な学位審査・通報窓口等	44
	学位論文等剽窃防止のためのソフトウェア (iThenticate)	45
	学生のメンタルヘルス	45
	学生の被害防止	47
	学生の休学・退学等に係る指導	49
	学生の経済支援・生活支援	49
	学生の課外活動	52
	学生のキャリア支援・就職支援	53
入学試験の種類、実施時期と実施体制	54	
研究	主幹教授制度	56
	科学研究費助成事業	56
	競争的資金制度	59
	研究助成金	59
	P & P (教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)	60
	国際交流(教員・研究者)	60
	適正な研究活動の推進	62
	研究費の適正な使用	65
	放射線障害防止等	67
	動物実験	68
	遺伝子組換え実験	70
	研究用微生物の取扱い	71
	安全保障輸出管理	72
	化学物質等の管理	74
	研究成果の公開	75
	図書館	図書館概要
研究支援		79
教育支援		80
情報サービス	情報サービス	82
産学連携	共同研究等諸制度	85
	利益相反	87

知的財産	知的財産	89
社会連携	社会連携	92
	同窓会・卒業生との連携	93
男女共同参画	男女共同参画	95
サービス・倫理等	遵守事項・倫理	97
	ハラスメントの防止	98
	障害者支援	99
	兼業	100
	懲戒	101
	個人情報の保護	102
	情報倫理	104
	情報セキュリティ	104
	教員活動評価	106
勤務時間・休暇等	勤務時間	108
	休暇等	109
	育児休業・介護休業	111
給与・福利厚生	給与・諸手当	113
	社会保険	118
	職員証	119
	安全衛生管理体制	120
	健康診断	122
	宿舍	123
経理事務	教職員への支払いについて	124
	学生納付金	124
	施設利用・学生納付金等の本学への納入方法	125
	物品等の購入	126
	出張手続	129
施設・設備利用	キャンパス入構課金制度	131
	施設の利用登録について（スペース管理システム）	132
	廃棄物処理	133
	会議・研修等施設利用	134
その他（資料集）	大学の組織図	138
	建物配置図及び部局所在地	140
	災害発生時の緊急連絡体制	152

■内の事項は、コンプライアンスに係わる重要事項

平成28年度のHPリニューアルに伴い、記載されているURLは、実際のURLと異なる可能性がありますのでご了承ください。

管理運営

大学の組織

○組織・運営

国の行政組織の一部であった国立大学は、平成16年4月からの国立大学法人法の施行により、大学毎に法人格が付与され、九州大学は、国立大学法人九州大学が設置する大学となりました。これにより、国による予算、組織等の規制は大幅に縮小し、大学の責任で決定できるようになりました。教授会の合議中心だった運営をトップダウン型に切り替えたことにより、大学全体の意思決定の速度を上げるとともに、総長の統率力を大学運営・経営により効率的に反映させています。

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人法

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

(法令データ提供システムより)

※法令索引検索にて「国立大学法人法」を入力し検索してください。

- ・九州大学学則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

- ・国立大学法人九州大学の運営組織

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/>

◆問合せ先

- ・総務部総務課総務第一係 092-802-2125

諸会議

国立大学法人法で国立大学法人の管理運営等に関する重要事項を審議する機関として役員会、経営協議会、教育研究評議会、総長選考会議を置くことが定められています。また、九州大学学則に九州大学における重要事項を審議するために将来計画委員会をはじめとし、重要事項毎に各委員会を置くことが定められています。

主な会議の概要は下記のとおりです。

(1) 役員会

○国立大学法人法で、総長が次の事項について決定しようとするときに、役員会の議を経なければならないことと規定されています。

- ①中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- ②文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ⑤その他役員会が定める重要事項

○構成員：総長、理事

(2) 経営協議会

○国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項を審議

○構成員：総長、理事(5名)、病院長、部局長(6名)、学外有識者(14名以上)

(3) 教育研究評議会

○国立大学法人法に基づき、教育研究に関する重要事項を審議

○構成員：総長、理事、副学長、研究院長、学府長、学部長、基幹教育院長、高等研究院長、研究所長、病院長、附属図書館長、センター長等

(4) 総長選考会議

○国立大学法人法に基づき、総長を選考し、文部科学大臣に総長の任命を申し出

○構成員：経営協議会学外委員7名、教育研究評議会評議員7名、理事2名

(5) 部局長会議

○部局長等を構成員とする以下の委員会の総称
将来計画委員会、予算管理委員会、大学評価委員会、ハラスメント委員会、男女共同参画推進委員

会、人事委員会、基金委員会、障害者支援推進委員会

- 構成員：総長、理事、副学長、研究院長、学府長、学部長、基幹教育院長、高等研究院長、研究所長、病院長、附属図書館長、センター長等

(6) 役員協議会

- 九州大学の組織及び運営に係る諸課題等について、構成員間の情報共有や意見交換を通じた合意形成を図る。

- 構成員：総長、理事、監事、病院長

(7) 大学マネジメント・ミーティング

- 九州大学の組織及び運営に係る諸課題について、構成員間の情報共有や意見交換を図る。

- 構成員：総長、理事、監事、副学長、副理事及び病院長

(8) 役員・部局長懇談会

- 役員等と部局長との間で、九州大学の組織及び運営に関する情報及び意見の交換を行う。

- 構成員：総長、理事、監事、副学長、副理事及び部局長

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学学則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

- ・国立大学法人九州大学の運営組織

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/committee/>

◆問合せ先

- ・総務部総務課総務第二係 092-802-2126/2127

教員の職位と職務

○教員の職位と職務内容等

本学の教員の職位と職務内容等については、学校教育法第92条及び九州大学学則第22条により(表「教員の職位と職務内容等」をご覧ください。)規定されています。

○関係法令の規定趣旨

従来、大学の教員組織のあり方については、特に、研究面において、若手の大学教員が柔軟な発想を生かした研究活動を展開する上で必ずしも適切なものになっていない等の指摘がなされていました。

学校教育法第92条は、この指摘に応じて平成19年4月1日から施行されたものであり、次のような趣旨で整備されています。

- ・それまでの助手について、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする「助教」と、教育研究の補助を主たる職務とする「助手」に明確に分ける。
- ・それまでの助教授について、実態に相応した位置づけを与えるとともに、国際的な通用性を図る観点から、新たに「准教授」と位置づける。
- ・教授、准教授及び助教について、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設ける一方、職務内容を共通に規定する。

本学において、教員の具体的な職務分担を定める際には、各職の位置付け及び職務内容を踏まえ、適切な役割分担と連携の下で組織的に職務を遂行することができるよう留意する必要があります。

教員の職位と職務内容等(学校教育法第92条及び九州大学学則第22条より)

職位	各職が有すべき知識及び能力等	職務内容
教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師		教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
教務助手(助手)		その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
准助教		教授及び准教授の職務を助ける。

(注1) 教務助手は、学校教育法第92条第9項の「助手」に該当します。

(注2) 准助教は本学独自の職であり、学校教育法第92条第2項に基づき置くこととしています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学の新しい教員組織について —「准教授」・「助教」の導入をめぐって—
(平成19年1月29日役員会決定)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/f/5772/arikata.pdf>
- ・各職種の新制度への移行スキーム
<http://www.kyushu-u.ac.jp/f/5773/sukiimu.pdf>
- ・九州大学の新しい教員組織の在り方に関する Q and A
(平成19年1月29日企画部企画課)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/change-past/>

◆問合せ先

企画部企画課 092-802-2179
kiksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
 学務部学務企画課 092-802-5928
gakikaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

学府・研究院制度

学府・研究院制度は、大学院の教育研究組織である「研究科」を、教育組織としての「学府」(Graduate School)と研究組織としての「研究院」(Faculty)に分離することによって、教育上の目的を重視した組織編成と研究上の目的を重視した組織編成にそれぞれ柔軟に対応できるようにするものです。

大学院重点化に伴って、教員の所属は従来の学部から大学院に移り、さらに大学院を教育組織と研究組織に分離することにより、学府・学部教育への研究院の枠を超えた教員の多様な参加が可能となりました。

★もっと詳しく知るには

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/plan/change-past/research/gakufu/index.php>

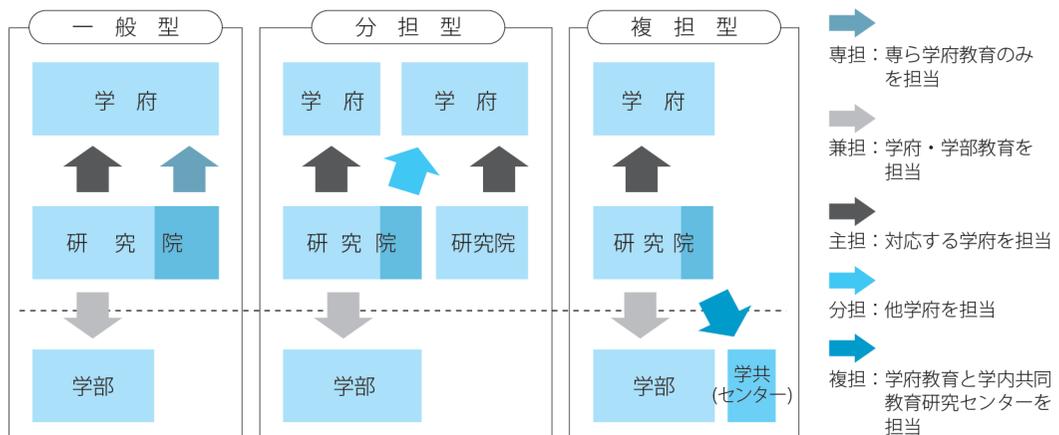
◆問合せ先

企画部企画課企画係 092-802-2179

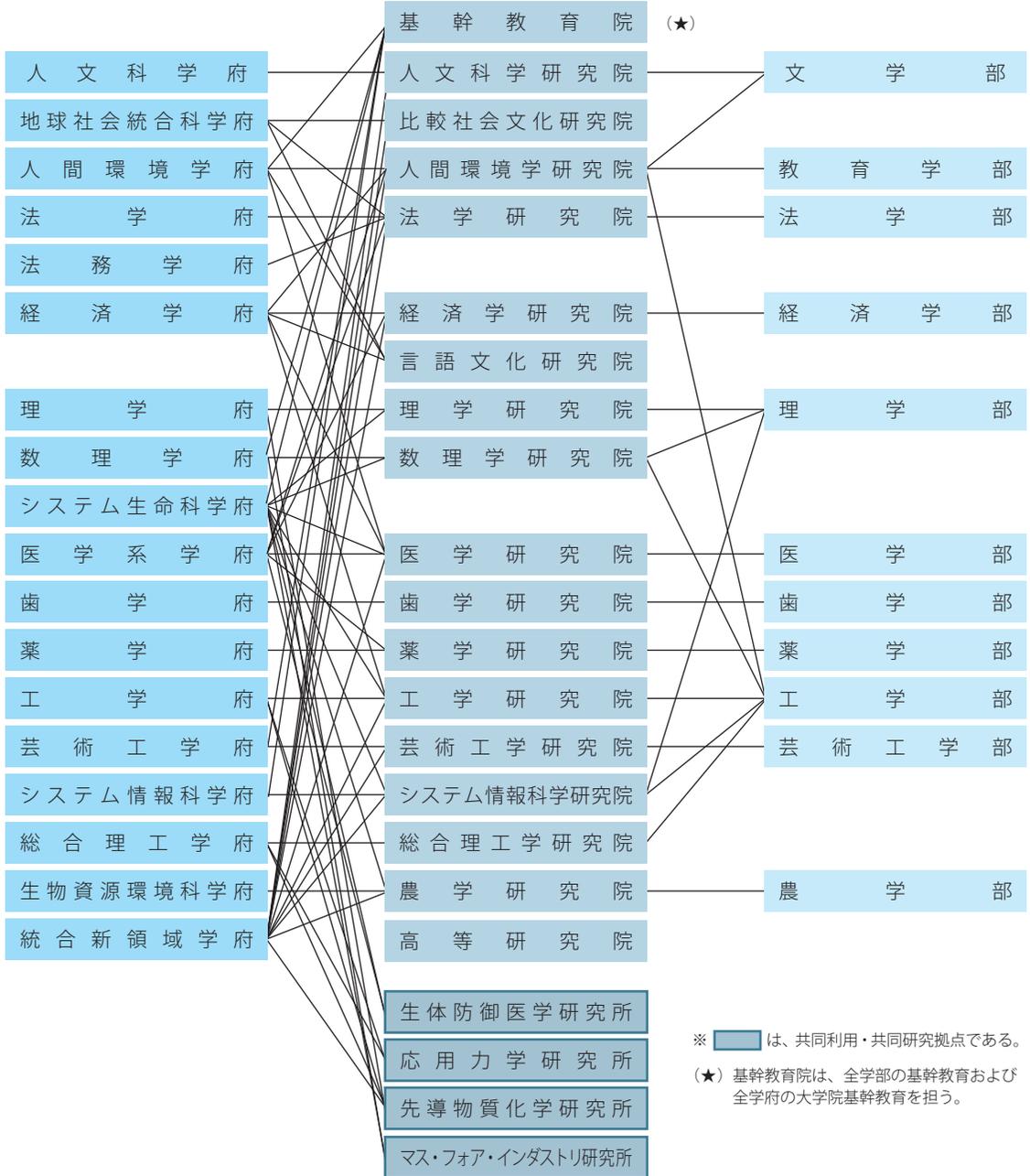
学府・研究院制度



学府・研究院制度の教育研究体制の類型



●学府・研究院・学部構成



基幹教育院

九州大学では、「様々な分野において広く全世界で活躍し、指導的な役割を果たす人材の輩出」を教育の目標に掲げ、全学一体となって教育に取り組んでいるところですが、多様な課題を抱えた国内外の社会からの大学教育に対する期待や要請に応えつつ、国際社会において真にリーダーとして活躍できる人材を育成するためには、これまで以上に体系的で幅広い質の高い教育を充実させていかなければなりません。そのためにも、全学教育から専門教育へ、専門教育から大学院教育に至る一貫した教育システムの再構築に取り組むこととし、平成23年10月「基幹教育院」を創設しました。創立百周年を迎えた年にこのような改革に着手することができたことは、大変意義深いものです。

平成26年度から開始した「基幹教育」は、大学に入学したばかりの学生に対し、専門教育を学ぶ前に、さまざまな選択肢と出会う学びの機会を創り、幅広い知識や視野を育成すると同時に、生涯に渡って自律的に学び続けるアクティブ・ラーナーとしての「学び方を学ぶ」「考え方を学ぶ」ための姿勢と態度（基幹）を育成することを大きな目標としています。

基幹教育を担う組織が基幹教育院です。基幹教育院は、カリキュラム構成などにあたり各研究院等との有機的連携を図り、基幹教育を充実していくためのマネージャー的役割を果たします。また、基幹教育は、旧教養部とは異なり、九州大学の全ての組織の教員の参画（全学出動体制）によって営まれていま

す。このことで、大学入学の早い段階から学生は、幅広い知識や多様な経験やユニークな考えを持つ多くの教員に接することができます。

「基幹教育」は、1年次に基礎的な学びの技法獲得と知の基礎的体験をする学び、2年次以降に専門の研究を続けながら専門分野を補強していく学びで構成されます。

★もっと詳しく知るには

基幹教育院のウェブサイト

<http://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

学務部基幹教育課 092-802-5941

高等研究院

九州大学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げ、さらにそれらを社会に還元するため、部局を超えた全学的な組織として高等研究院が設立されました。

高等研究院は、学内アカデミー機能として、本学の若手からシニアまでの優れた研究者（テニユアトラック制教員、特別主幹教授（ポストプロフェッサー）、荣誉教授、特別顧問）の参画を得て、以下のように実質的な研究と支援活動を展開します。

- 1) 高度な研究活動の展開
- 2) 本学の次世代を担う若手研究者の育成
- 3) 本学の卓越した研究成果について、学生を含め

基幹教育院を設置（2011年10月）

九州大学教育憲章（平成12年制定）

- ・ 広く全世界で活躍し、指導的な役割を果たす人材の輩出。
- ・ 人間性、社会性、国際性及び専門性を重視し、全学一体となって教育に取り組む。

【教育改革の課題】

グローバル化が進む国際社会において、真にリーダーとして活躍できる人材を育成するには、体系的で幅広い質の高い教育を実現し、全学教育から専門教育へ、専門教育から大学院教育に至る一貫した教育システムの再構築が不可欠

平成22年度～

第2期中期計画

深淵で幅広い教養教育から専門教育に繋がる充実した一貫性のある学士課程教育を実施するために、全学的な体制を整備充実する。

「基幹教育」の構築

生涯にわたって自律的に学び続けるアクティブ・ラーナーとしての「学び方を学ぶ」「考え方を学ぶ」ための姿勢と態度（基幹）を育成する営み



た本学構成員及び学外へ広く発信

○組織

*栄誉教授

ノーベル賞、文化勲章、フィールズ賞、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞及び日本芸術院賞を受賞し、社会的に高い評価を受けている者に「栄誉教授」の称号を授与します。

*特別主幹教授

ノーベル賞クラスの研究業績を有すると認められる者又は顕著な研究業績を称える賞若しくは顕彰を受けた者で、本学の研究活動への貢献が見込まれる者に「特別主幹教授」の称号を授与します。

*テニュアトラック制教員

公正で透明性の高い審査で選抜された優秀な若手研究者が、期限付の雇用形態で自立した研究者として経験を積み、審査を経て安定的な職に就くことができる仕組み(テニュアトラック制)により採用されたテニュアトラック期間にある教員(特定有期教員)のことで、准教授又は助教として高等研究院に所属しています。

なお、テニュアトラック制教員に対しては、各部署において、自立して研究に専念できるようスペース・設備等の研究環境について配慮されています。

また、高等研究院所属の特別主幹教授等卓越した業績を持つシニア研究者との交流を通じて薫陶を受けるとともに、学生等への教育や研究成果発信の経験を積むことで、研究者としてのさらなる飛躍を遂げることが期待されています。

*特別顧問

学内外の優れた研究者等に対して指名、委嘱を行います。

特別顧問は高等研究院における研究活動について、会議等にオブザーバーとして参加し、専門的な見地から助言を行います。

★もっと詳しく知るには

・九州大学高等研究院パンフレット

◆問合せ先

・高等研究院全般について
研究推進部学術研究推進課企画係
092-802-2323
・テニュアトラック制教員について

研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2327

学術研究推進支援機構 (University Research Administration Office)

学術研究推進支援機構は、学術研究・産学官連携本部、有体物管理センター、国際法務室及び研究関連事務部で構成されます。学術研究・産学官連携本部は、グループ制となっており、総括企画調整グループ、研究戦略推進グループ、グラントサポートグループ、産学官連携推進グループ、知的財産グループ、学術研究推進支援グループ、産学・社会連携支援グループで構成されます。各グループに配置されたURAや専門の教職員が適宜チームを編成し、研究費の申請やプロジェクトの管理運営等をサポートします。

機構には、機構の管理運営等に関する重要事項を審議する研究戦略会議が置かれています。研究戦略会議において、全学の研究戦略に関する基本方針等を策定し、当該基本方針等の実施に当たって関連のある委員会において審議・実施されます。

○リサーチ・アドミニストレーター

本学におけるリサーチ・アドミニストレーターは、「科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する者」とし、研究推進主幹、研究推進准主幹、研究推進専門員の3つの職種を整備しています。

★もっと詳しく知るには

学術研究推進支援機構

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

有体物管理センター

<http://mmc-u.jp/>

国際法務室

<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課企画係

092-802-2323

国際交流推進機構

本学は平成14年4月から、全学的な国際交流活動を一元的に展開・強化するための組織として、国際交流推進機構を立ち上げました。

この国際交流推進機構は、本学の各教員が、従前より展開してきた国際的な共同研究等の活動を大学として組織的に支援し、かつ部局横断的な協力体制を確立することで、一層効果的な活動を展開できるように作り上げた学内組織です。

国際交流推進機構は、総長が機構長、理事・副学長(国際担当)が副機構長となり、組織としては、留学生センター、韓国研究センター、EUセンター、国際交流推進室により構成されています。

また、機構長の諮問機関として、国際交流政策に関する中長期的な戦略を答申することを任務とする「国際交流総合企画会議」を設置し、本学の国際戦略構想の策定に寄与しています。

○組織

*留学生センター

(1)日本語教育

・全学教育・言語文化科目「日本語」

基幹教育の一環として、学部・に在籍する正規留学生を対象として技能別(総合基礎、聴解、作文、会話・発表)、並びに分野別(社会文化・社会科学・自然科学)に外国語としての日本語の授業を年間を通して伊都キャンパスで行っています。

また国際化拠点整備事業(G30 / IUPE)で受け入れた日本語未習の学部留学生に対しては、上記とは別に1年半で初級前・後半をカバーする基礎日本語コースを開講、実施しています。

・九州大学留学生のための日本語コース(JLCs)

留学生センターやその他の部局が受け入れた交換留学生、および九州大学で学位取得を目指す大学院正規留学生や大学院入学を目指す研究生を対象に外国語としての日本語の授業(JLCs: Japanese Language Courses)を、箱崎、伊都、大橋、筑紫の4キャンパスで、週当たり計約100コマ、開講しています。

箱崎キャンパスと伊都キャンパスにおけるJLCsは年間4学期制で、技能別(総合、漢字、会話、読解、作文)のコースをレベル(ゼロ初級～上級)に応じて受講することができます。受講前にはプレステメントテスト(文法・聴解・読解・漢字・会話インタビュー)を実施して受講者希望者の日本語レベルの判定を行い、受講中の出欠管理やコース終了時の成

績評価も厳正に行っています。交換留学生の多くがJLCsの受講で得た単位・成績を母校に持ち帰っています。

大橋、筑紫の2キャンパスで行われている日本語コースは希望登録制で、現在は前期・後期にそれぞれ初級～中級のレベル別総合日本語コースを週2回、開講しています。

・特別コース

交流協定締結校からの要請に応じて、短期間の特別日本語コースを開講しています。現在は韓国・ソウル大学(毎年1月～2月に実施)、及びタイ・マヒドン大学(毎年3月～4月に実施)で日本語を学ぶ学生を受け入れ、2～4週間の日本語コースを提供しています。

(2)外国人短期留学コース

・短期留学プログラム(JTW)

JTW (Japan in Today's World)は、10月から翌年7月までの10ヶ月間(または1学期)の日本研究プログラムです。毎年、アジア、北米、ヨーロッパなどの本学との学生交流協定校から選抜・派遣された学部生を中心に約40名が参加します。講義はすべて英語で行われ、日本に関する社会科学分野の講義や自主研究を中心に専門教育を行うとともに、日本語コース(JLC)、学部講義も受講可能です。

また、JTWの授業は基幹教育科目として開放しており、日本人学生の受講も可能です。(ただし、授業が理解できるだけの英語力(概ねTOEFL530以上)が必要です)

さらに、JTWプログラムには、チューター、日本語会話パートナー、ホームビジットなどの制度もあり、日本人学生との交流も積極的に行えます。

・日本語・日本文化研修コース(JLCC)

日本語・日本文化研修コース(JLCC: Japanese Language and Culture Course)は、欧米やアジアなどの大学で日本語・日本文化を専攻している学部学生が、今後の日本研究に必要となる日本語能力の向上を図るとともに、日本の社会や文化に関する理解を深めることを目的とした1年間のコースです。

定員は40名で、毎年10月に主として国費留学生(日本語・日本文化研修留学生)や海外の学生交流協定校からの交換留学生を受入れ、留学生センターで開講する必修科目や各学部で開講されている専門教育科目を受講します。

また、学生レベルでのサポートとしてチューターを配置し、日本人学生との交流が図れる環境を整備しています。

・九州大学サマープログラム(ATW)

ATW (Asia in Today's World) は、6月下旬から8月上旬まで開講するサマープログラムで、毎年、アジア、北米、ヨーロッパなどから30名程度の留学生が参加します。日本語コースと英語で授業を行うアジア研究コースを設けており、参加学生はその専攻分野と興味に合わせて履修科目を選択することができます。英語で授業を行うアジア研究コースの授業は全学/基幹教育科目として開放しており、日本人学生の受講も可能です。(ただし、授業が理解できるだけの英語力(概ねTOEFL530以上)が必要です)

また、ATWには、日本人学生チューターやホームステイプログラムなどの制度もあり、日本人との交流も積極的に行えます。

・ASEAN in Today's World プログラム(AsTW)

AsTWはASEAN諸国の有力大学と共同で現地の大学において実施する、春期2週間のプログラムです。平成20年度から22年度はマヒドン大学(タイ)、23年度から25年度までアテネオ・デ・マニラ大学(フィリピン)で開催し平成26年度からはベトナム国家大学ハノイ校で開催しています。参加学生は初級アジア言語コース(日本語、ASEAN言語、中国語)及びASEAN研究コース(時事問題、食と環境、異文化理解)から2科目を選択し、九州大学の学生は全学/基幹教育科目として単位を取得できます。

(3) 入学前予備教育

・日本語研修コース

日本語研修コースは、九州大学及び九州北部地域の大学院に入学予定の国費研究留学生を主な対象として来日後6ヶ月間予備教育を行うコースです。本コースでは、日本語教育、日本事情教育、大学院への適応を促進するための教育と支援を行っています。

・日韓共同理工系学部留学生予備教育コース

平成12年に日韓両政府の共同事業として開設されたプログラムで、韓国から本学の理工系学部への国費留学生等受入れに係る予備教育コースを平成12年度から留学生センターで開設しています。受入れ学生は、韓国での6ヶ月間の日本語等予備教育後、日本の国立大学に派遣され、受入れ大学の留学生センターで6ヶ月間の日本語及び専門(数学、物理等)予備教育後、理工系の学部において4年間の教育を受けています。

(4) 留学生指導・相談

留学生センターの留学生相談室では、専門の教員(カウンセラー)が留学生に関する様々な相談(修

学・研究上(授業料や奨学金、進級、研究室での人間関係など)や生活上(事故、病気、住居、家族など)の相談、メンタルヘルスに関する相談など)を受け付けるとともに、各学部・大学院の留学生担当教員等と連携して問題の解決を図っています。(相談室での相談内容は秘密が厳守されます)

留学生相談室は、箱崎キャンパス(留学生センター分室)のほか、筑紫(春日)キャンパス、伊都キャンパス、国際交流会館(香椎浜)でも開設しています。各相談室の相談時間や担当教員、各学部・大学院の留学生担当教員は、留学生センターのホームページで確認してください。

(5) 留学生緊急時支援制度

本学では「九州大学外国人留学生等に係る緊急時支援要項」を定め、留学生が日本国内において事故・病気等で緊急事態に至った際に、大学として支援する体制を取っています。各留学生には会費として千円/年の支払を求めています。

この制度により、留学生は緊急時以外でも、平常時のサービスとして、医療機関を受診する際に、病院の紹介・電話での通訳サービスを受けることができます。

*韓国研究センター

(1) 設置の経緯等

平成10年11月に金鍾泌国務総理(当時)が本学において講演を行い、本学は同氏に名誉博士の称号を授与しました。これを契機に、平成11年7月に本学と韓国国際交流財団との間で日韓両国の友好協力及び学術・教育の交流を推進するための協定が締結され、平成11年度から5年間にわたり100万ドルの研究資金の援助を受けることになりました。これは、日本の大学・研究機関としては初めてのもので、本学は、このような韓国政府を挙げての期待に応えるべく、研究拠点として平成11年12月17日、韓国研究センターを学内措置により設置しました。

その後、文部科学省の省令施設となり、社会ネットワーク部門、政治経済システム部門、人間環境部門、研究企画部門、国際共同教育部門の5部門により、日本における韓国研究の拠点として活動を行っています。

(2) 主な事業等

現在、韓国国際交流財団からは、共同研究、コロキウム、国際シンポジウム及び大学院生への奨学金事業について申請を行い、助成を受けています。

世界韓国研究コンソーシアム協定、韓国学に関する

る定例研究会、ワークショップ等を年間12回程度開催しています。

* EUセンター

EUセンターは、本学の学生及び教職員がEU（欧州連合）に対する知識と理解を深めることに資する活動を行うとともに、EUの学術拠点であるEUIJ-Kyushu（EU Institute in Japan, Kyushu）の運営組織として、平成22年12月に設立されました。EUセンターが運営を支援するEUIJ-Kyushuは、九州大学、福岡女子大学の2大学コンソーシアムによりEU研究ディプロマプログラムを開設・実施する他、EUに関連するシンポジウムや講演会を開催するなど、広く九州地域の研究者・学生、一般市民、ビジネス関係者等を対象に、政治、経済、科学技術、文化など広くEU理解を促進するための活動を行っています。

* 国際交流推進室

国際交流推進室は、戦略的国際交流プロジェクト等の企画・実施を行うとともに、各国際交流活動を推進するための調整的機能を担っています。

国際交流推進室では、Asia in Today's World (ATW) やASEAN in Today's World (AsTW) を始めとする戦略的な学生交流プログラムの企画・実施、日本人学生の短期海外語学研修の実施、職員語学研修等の実施、海外オフィスの運営、JICA等を通じた国際開発協力の推進、二国間のパートナーシップに基づく海外の大学（エジプト日本科学技術大学（E-JUST）など）設立への協力などを行っています。

★もっと詳しく知るには

- ・国際部 Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb>

◆問合せ先

- ・留学生センターについて
学務部留学生課 留学生交流係 092-802-2269
intlrkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・韓国研究センターについて
学務部国際企画課 092-642-7361
intlk-rcks@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・国際交流推進室 092-802-2214
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・EUセンター 092-642-4433

情報統括本部

情報統括本部は、九州大学における学内外への情報関連サービスを担うとともに、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいる組織です。学生や職員、さらには学外まで含めた九州大学の全ての関係者に安全で快適な情報基盤を提供することを使命としています。

○設置目的

情報統括本部は、2007年（平成19年）、全学的な情報基盤の整備、情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援を行うため設置されました。

サイバーセキュリティセンターは、2014年（平成26年12月）に、九州大学におけるサイバーセキュリティに関する教育、研究、その他全ての活動を一元化し、強化するために設置されました。

○組織図

情報統括本部は、「情報基盤研究開発センター」、「情報システム部」並びにこれらの組織を中心に学内内部局との連携で設置される「情報環境整備推進室」及び「サイバーセキュリティセンター」の4つの組織を中心として、全学体制で構成されています。（P10「情報統括本部組織構成図」）

○業務概要

主な業務概要については、大項目（P82）「情報サービス」の頁をご参照ください。

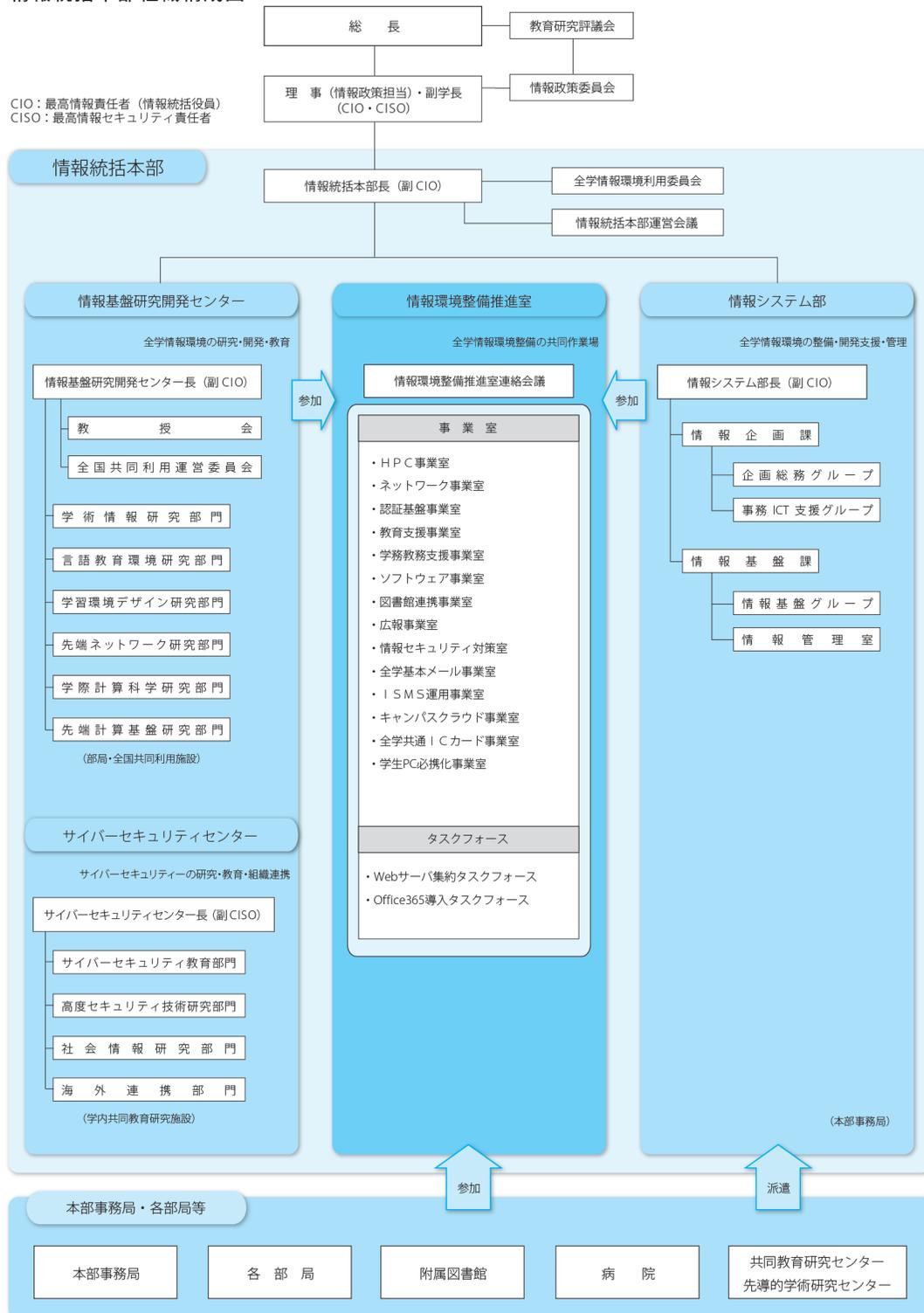
(1) 全学的視野で学内情報通信環境の高度化と利便性の向上を図り、学生・職員にとって安全で快適な情報基盤と、教育・研究・診療・業務を支援する情報環境を提供しています。

次の事業活動を通じて学内における情報環境整備を推進しています。

- ・ネットワーク事業
- ・教育支援事業
- ・学務教務支援事業
- ・認証基盤事業
- ・ソフトウェア事業
- ・図書館連携事業
- ・広報事業
- ・情報セキュリティ対策事業
- ・全学基本メール事業
- ・ISMS運用事業
- ・キャンパスクラウド事業
- ・全学共通ICカード事業室
- ・学生PC必携化事業室

情報統括本部組織構成図

CIO：最高情報責任者（情報統括役員）
CISO：最高情報セキュリティ責任者



(2) 我が国の学術情報基盤整備の一翼を担うとともに、地域の拠点大学として域内情報基盤の整備及びび活用の中心的、指導的役割を担っています。

また、情報基盤研究開発センターの有する国内有数の計算能力、ネットワークを活用し、全国共同利用ユーザへのサービスを行うとともに、さらに共同利用・共同研究拠点として最先端研究を遂行しています。

次の事業活動を通じて全国共同利用・共同研究の情報環境整備を推進しています。

- ・HPC（ハイパフォーマンスコンピューティング）事業

(3) サイバーセキュリティセンターは、全学生に対する教育、専門的な教育、スペシャリスト育成のための教育を行います。

全学生に対する教育は、情報倫理、法律、プライバシー、事例、機器設定などに関する基礎的な内容を扱い、今後、サイバー空間で生活していくうえで、自らが不利益を被ったり、他人に迷惑をかけた卒業生を社会に輩出します。専門教育では、各学部専門で必要となる個別のサイバーセキュリティの項目を抽出した教育プログラムを開発し、色々な分野の専門家がそれぞれ自分に必要なサイバーセキュリティについて学べるようになります。サイバーセキュリティのスペシャリスト教育は、高度な技術を扱う講義やサイバー演習を通じて、サイバーセキュリティの分野で即戦力的に働ける人材を育てます。

★もっと詳しく知るには

情報統括本部ホームページ

<http://iii.kyushu-u.ac.jp>

サイバーセキュリティセンターホームページ

<http://cs.kyushu-u.ac.jp>

◆問合せ先

情報統括本部

情報システム部情報企画課 092-642-2303

（事務用LAN、業務用システム、情報企画・総務・財務全般に関すること）

情報システム部情報基盤課 092-642-2306

（ネットワーク、全学基本メール、キャンパスライセンス、全学共通ICカード、教育支援サービス、研究支援サービス、キャンパス間学習・会議支援システム、認証に関するサービス等の提供に関すること）

よろず相談窓口 help@iii.kyushu-u.ac.jp

（情報統括本部のサービス全般に関すること）

サイバーセキュリティセンター

mail@cs.kyushu-u.ac.jp

コンプライアンス違反通報窓口

本学では、国立大学法人法又は他の法令若しくは本学の規則等に違反する事実についての学内外からの通報を受付ける窓口を設置しています。

○通報窓口

九州大学監査室

〒819-0395 福岡市西区元岡744 番地

T E L 092-802-6648

E-mail tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

○通報に当たっての留意事項

- ・原則として顕名によること。なお、通報者は、悪意に基づく通報であると認定されない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報するに足る合理的な理由又は根拠を示してください。
- ・通報は、その内容に応じて、コンプライアンス違反事案に係る事務を主管している部署に取り次ぎ、又は必要な情報を教示します。
- ・通報者は、調査に対し、誠実に協力してください。
- ・悪意に基づく通報であると認定された場合には、処分などの必要な措置を講じることがあります。

○その他の通報窓口

次に関する相談・通報はそれぞれの窓口で対応します。

- ・ハラスメント相談・苦情申し立て

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/harassment/>

- ・研究不正申立窓口

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/>

- ・研究費の不正使用に関わる通報窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention/madoguchi/>

- ・学位審査に関する通報窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/contact/gakuituho/>

- ・学生なんでも相談窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/contact/consultation/>

★もっと詳しく知るには

- ・ 国立大学法人九州大学コンプライアンス違反通報窓口運用規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/439/2014kitei154.pdf/1>

◆問合せ先

- ・ コンプライアンス違反通報窓口について
監査室 092-802-6648

運営方針・評価

中期目標・中期計画

平成16年の国立大学の法人化によって、大学の教育研究の基本理念や長期的なビジョンに基づいた自律的な運営が可能となり、大学ごとに中期目標・中期計画を策定するとともに、業務実績について評価を受けることが義務付けられました。

中期目標・中期計画を策定し、その達成に取り組むことは国立大学法人に対する公的投資の前提であると同時に、構成員が大学のビジョンを共有し、定期的な点検・評価を通じて教育研究の質の向上を図り、計画の進捗に応じた合理的・効果的な資源配分や計画的・戦略的な大学運営に繋がるという意義を有しています。

また、文部科学大臣は、中期目標期間終了時に国立大学法人の組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。各国

立大学法人は文部科学大臣から提示される組織・業務の見直し内容を踏まえ、次期の中期目標・中期計画を作成することとなります。

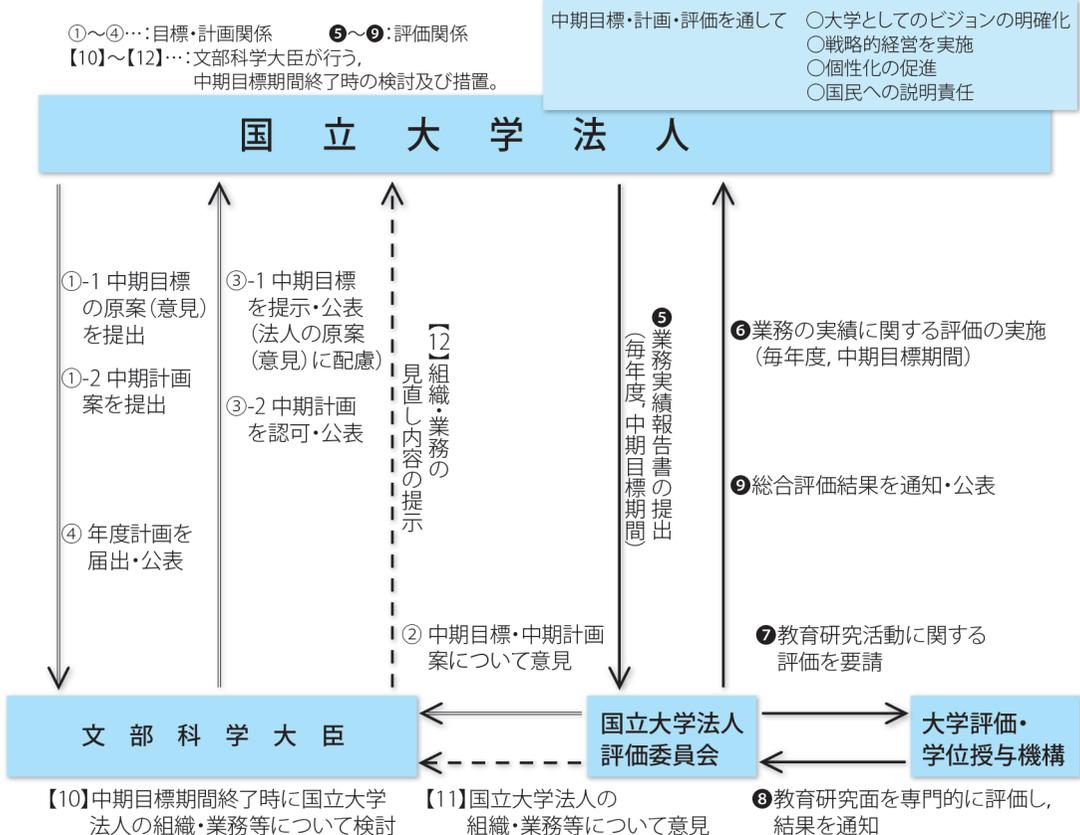
○中期目標・中期計画

中期目標は、大学の理念や長期的な目標を実現するため、6年間に達成すべき業務運営に関する目標として、国立大学法人法の規定に基づき、予め大学から提出する中期目標原案を踏まえ、文部科学大臣が定め国立大学法人に提示されるものです。

中期計画は、文部科学大臣より提示された中期目標を達成するための具体的な計画として、国立大学法人法及び同法施行規則に基づき大学が作成し、文部科学大臣の認可を受けるものです。

中期目標・中期計画は、大学の基本的な目標を掲げた「前文」と、法で定められた「教育研究の質の向上」

目標・計画・評価の概要



- 「業務運営の改善及び効率化」
- 「財務内容の改善」
- 「自己点検・評価及び情報の提供」
- 「その他業務運営」

の項目で構成されています。

○年度計画

年度計画は、認可を受けた中期計画に基づき、当該年度において実施する計画として、国立大学法人法施行規則及び独立行政法人通則法に基づき大学が作成し、文部科学大臣に届け出るものです。

中期目標・中期計画の達成に向け、年度計画に取り組んでいくことになります。

○部局の中期目標・中期計画

部局の中期目標・中期計画は、文部科学大臣の認可事項ではなく、学内限りで作成するものです。

本学の中期目標・中期計画の達成のためには、教育研究活動の現場である部局の取組が重要であることから、本学の中期目標・中期計画をもとに、部局の教育研究の理念や目的に基づき、役割や強み・特色を踏まえた中期目標・中期計画を作成し、その達成に向けて教育研究活動等に取り組んでいくこととなります。これにより部局では、各種評価や部局の諸活動を学内外へアピールするためのツールとして中期目標・中期計画を活用することができます。なお、学内共同教育研究センター等については、規模や人員配置が異なることから、作成を任意としています。

また、部局の中期目標・中期計画についての進捗管理は部局において行うこととしています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学の中期目標・中期計画等(九州大学ホームページの運営・組織情報)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/organization/>

- ・各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省国立大学法人等のページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm

◆問合せ先

- ・中期目標・中期計画、年度計画について
企画部企画課調査係 092-802-2177

大学評価

「大学評価」とは、教育研究水準の維持向上のため、大学の活動状況を評価し改善していく仕組みです。

国立大学法人である本学は、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会による「国立大学法人評価」(以下、「法人評価」と)、文部科学大臣の認証を受けた機関による「認証評価」を受審することが法律で義務付けられています。

○国立大学法人評価

国立大学法人評価委員会は、中期目標期間(6年間)終了時に、各国立大学法人の中期目標・中期計画に記載された事項の実施状況を検証し、達成状況を評価します。但し、教育・研究に関する事項については、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下、機構)にその評価の実施を要請し、その結果を尊重することとされています。

「国立大学法人評価」の結果は、次期6年間の運営費交付金の算定へ反映されます。

1 第1期(平成16～21年度)の九州大学の評価結果

(判定は5段階)

- ①教育 ————— 「**おおむね良好**」
- ②研究 ————— 「**非常に優れている**」
- ③社会連携、国際交流等 ————— 「**良好**」
- ④業務運営の改善及び効率化
————— 「**非常に優れている**」
- ⑤財務内容の改善 ————— 「**良好**」
- ⑥自己点検・評価及び情報提供 ————— 「**良好**」
- ⑦その他業務運営に関する重要事項 — 「**良好**」

なお、平成28年度に第2期(平成22～27年度)の評価が実施されます。

○認証評価

学校教育法により、全ての大学(国・公・私立大学)は、教育研究の質の保証を目的として、当該大学の教育及び研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)により、一定期間毎に、各認証評価機関が定めた評価基準に基づく評価を受けることが義務付けられています。

「認証評価」には、大学全体を対象とする「大学機関別認証評価」(受審期間：7年以内毎)と専門職大

学院を対象とする「専門職大学院認証評価」(受審期間：5年以内毎)があります。

なお、本学は平成26年度に2回目となる「大学機関別認証評価」を受審し、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けました。

本学の評価結果

(受審年度：受審機関)

大学機関別認証評価

—————「大学評価基準を満たしている」

(平成26年度：(独)大学評価・学位授与機構)

法科大学院—————「評価基準に適合している」

(平成25年度：(独)大学評価・学位授与機構)

経済学府産業マネジメント専攻

—————「評価基準に適合している」

(平成25年度：(財)大学基準協会)

医学系学府医療経営・管理学専攻

—————「評価基準に適合している」

(平成25年度：(財)大学基準協会)

人間環境学府実践臨床心理学専攻

—————「評価基準に適合している」

(平成26年度：(社)日本臨床心理士資格認定協会)

★もっと詳しく知るには

・九州大学 大学評価

<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>

◆問合せ先

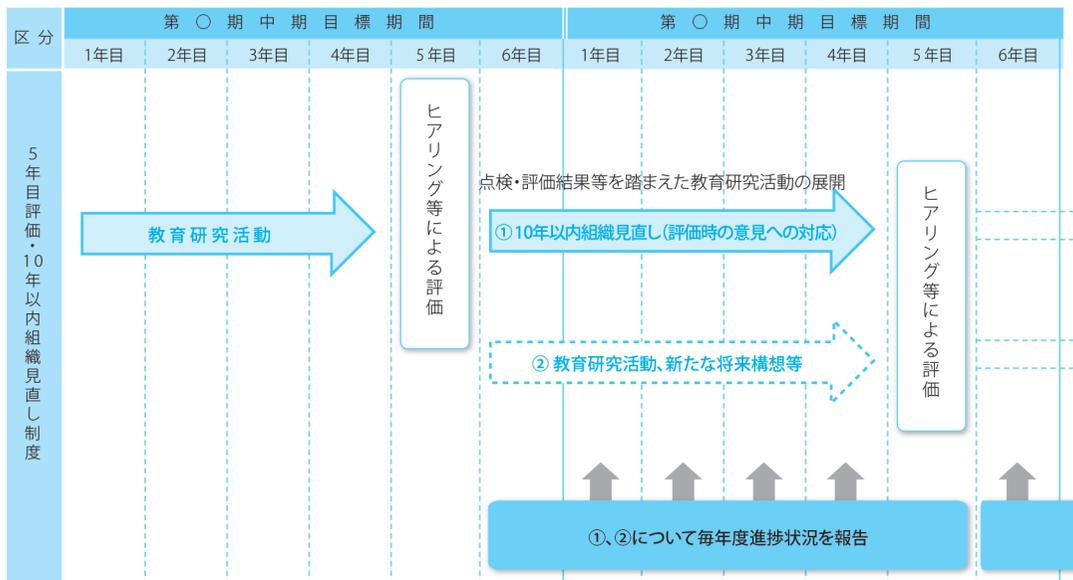
5年目評価、10年以内組織見直し制度

本制度は、研究院・学府・学部・附置研究所・学内共同教育研究センター等における将来構想の実現に向けた組織改編等の取組みについて、中期目標期間の5年目に全学的な点検・評価を行い、その評価結果を反映した形で、10年以内に組織改編を完了するよう各部局に促すものです。この点検・評価を継続的に実施することにより、組織の自律的な変革を促進し、教育研究の一層の充実・発展を図ることを目的としています。

○実施方法等

- (1)実施時期：中期目標期間中の5年目に実施します。
- (2)対象部局：研究院、学府、学部、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、情報基盤研究開発センター、学内共同教育研究センター、附属図書館、学術研究・産学官連携本部(平成26年度実施実績)
- (3)実施方法等
 - ①部局は、総長が示す大学のビジョンや方向性等を考慮して、自己点検・評価や第三者評価の過

5年目評価、10年以内組織見直しの実施の流れ



程で明らかになる特徴や課題を踏まえた将来構想を実現するための組織改編の取組等(部局等の枠を超えた組織再編を含みます。以下「組織改編計画等」という。)を提出します。

- ②部局から提出された組織改編計画等に基づき、その実現可能性についてヒアリング等による評価を行います。ヒアリング等による評価の際には、各部局の教育研究等の状況を示す各種統計資料を活用します。
- ③評価結果を役員会等で承認し、部局の将来計画が確定します。

★もっと詳しく知るには

「5年目評価、10年以内組織見直し」制度について
(学内限定)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/rule/zenbun/2007sonota004.pdf>

◆問合せ先

- ・企画部企画課 092-802-2179

大学改革活性化制度

大学改革活性化制度は、部局の将来構想に基づく組織改革の実現のために必要な教員ポストを審査の上、措置する制度で、平成23年度から実施してい

るものです。この制度の実施により、たとえ多少の政策や財政状況の変動があっても大学が自律的に続けられる「持続性のある強靱な改革のスキーム」の構築を目指しています。

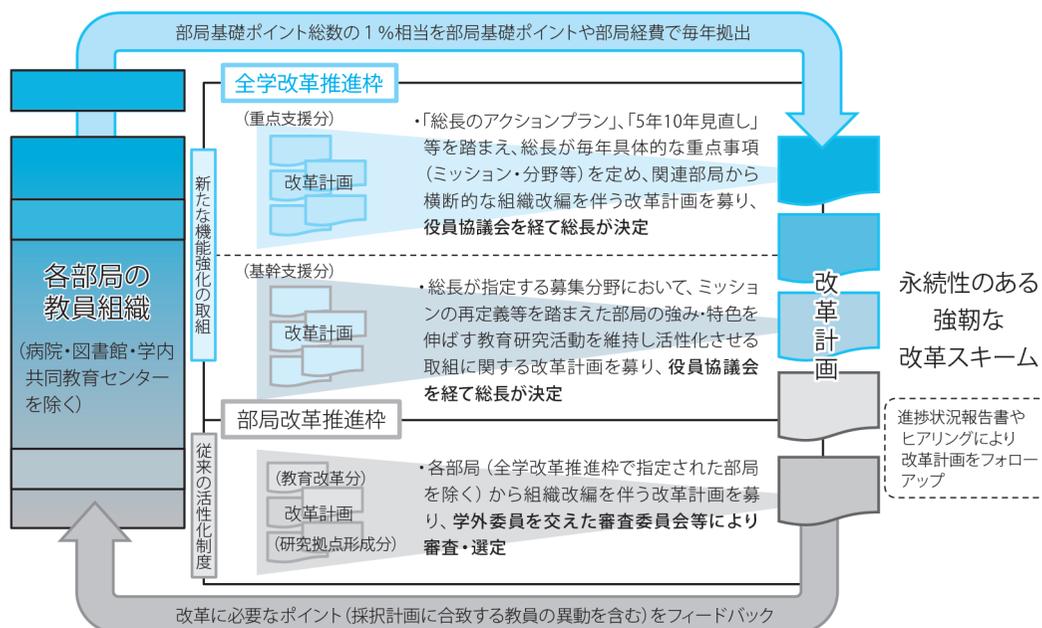
○制度の仕組み

各部局(病院、附属図書館及び学内共同教育研究センターを除く。)における教員ポストの一部(全教員ポストの1%)を教員配置の原資として確保し、各部局は下記の申請区分に応じて改革計画を提出します。各部局から提出のあった改革計画のうち優先度の高い改革計画を全学の委員会等で審査・選定し、当該計画の実施に必要な教員ポストを配分します。

申請区分

- ・全学改革推進枠(重点支援分)
総長が毎年具体的な重点事項(ミッション・分野等)を定め、関連部局から横断的な改革計画を募るもの。
- ・全学改革推進枠(基幹支援分)
総長が毎年指定する募集分野において、部局の強み・特色を維持し、伸ばす取組に関する改革計画を募るもの(組織改編を伴わないものも含む)。
- ・部局改革推進枠
中期目標・中期計画等の大学の将来構想に合致

○大学改革活性化制度概念図



し、教育改革又は研究拠点形成に係る大学改革を促進する改革計画を募るもの。

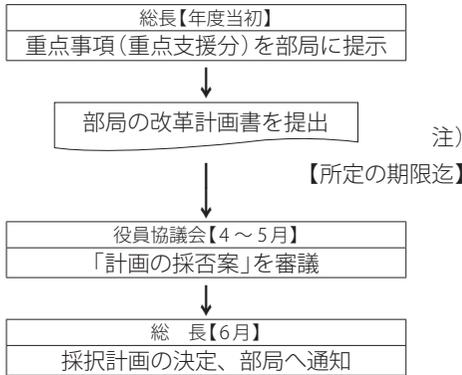
○改革計画の審査の流れ

(全学改革推進枠)

改革計画は、役員協議会の協議結果を踏まえ、役員会の議を経て、総長が最終的に採否を決定します。

<審査の流れ>

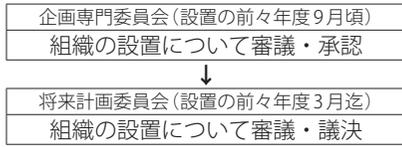
※計画書の提出前に企画専門委員会に対し、改革計画構想の説明を行うことも可。



注) 【所定の期限内迄】

※採択計画の決定後、必要に応じ、企画専門委員会において組織再編計画について審議。

注) 概算要求、設置審査対象の組織設置における手続については下記を前提とする。

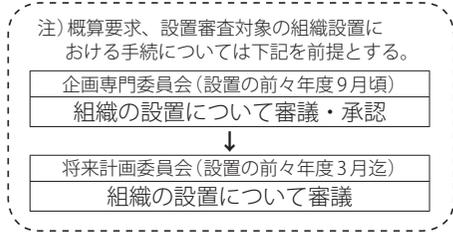
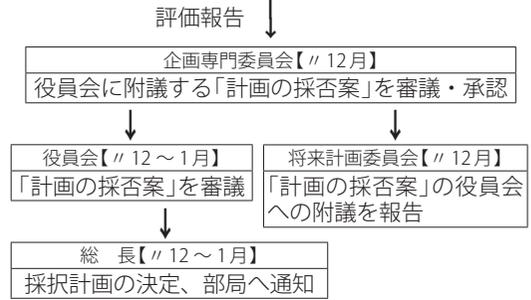
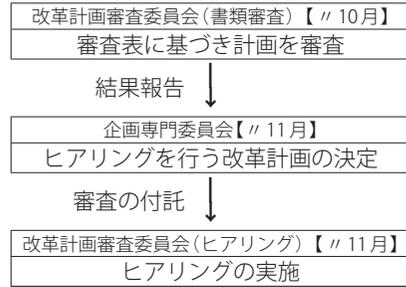
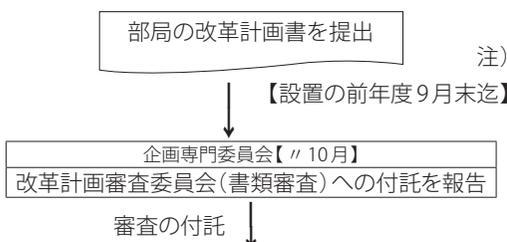


(部局改革推進枠)

改革計画は、企画専門委員会とそのもとに置かれる改革計画審査委員会により審査され、役員会の議を経て、総長が最終的に採否を決定します。

<審査の流れ>

※計画書の提出前に企画専門委員会に対し、改革計画構想の説明を行うことも可。



○評価項目

改革計画は、次の(1)～(4)の評価項目その他の状況を総合的に勘案し、評価されます。

(1)改革計画の実施内容

改革計画の実施内容が、大学改革の促進を目的とし、大学の将来構想(中期目標、中期計画等)に合致するもので、かつ社会又は学界へのインパクトが期待できるものであるか。

(2)改革計画の準備状況

申請部局は、改革計画を実施するにふさわしい実績を有し、必要な準備が整っているか。

(3)改革計画の実現可能性及び継続性

改革計画は、目的を達成するための手順・方法が具体的に示され、実現可能性の高いもの、継続性のあるものになっているか。

(4)新たな教員配置による効果

新たな教員の配置は、改革計画の実施に必要な不可欠で、かつ、その配置に見合う効果が期待できるものになっているか。

★もっと詳しく知るには

九州大学HP(教職員 > 大学運営情報)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/administration/>

上記URLに下記の情報が掲載されています。

- ・九州大学大学改革活性化制度取扱要項(様式含)
- ・大学改革活性化制度審査実施要領
- ・採択結果一覧その他

◆問合せ先

企画部企画課企画係 092-802-2179

大学評価ウェアハウス

大学評価ウェアハウスは、国立大学法人評価の現況調査表および大学機関別認証評価の自己点検・評価報告書の作成を支援するシステムです。大学情報の数値データと根拠資料となる文書データを効率的に蓄積・管理することを目的としています。

○構成と特徴

大学評価ウェアハウスの項目は、国立大学法人評価・大学機関別認証評価の評価基準等に準拠して構成されており、評価書作成の際に最低限必要な根拠データを掲げています。

データの収集方式は、入力負担の軽減の観点から、原則として、インスティテューショナル・リサーチ室が、本部事務局の各種データベースに収集されているデータを「生データ」の形式で提供を受けて、部局単位で入力しています。他方、部局に留まっている本部事務局が未収集のデータについては、部局に入力していただくこととなりますが、その範囲については基本的に部局の判断に任せています。

収集・入力されたデータは、担当部署・部局における担当者が随時閲覧し、分析等に利用することが可能となっています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学 大学評価(ウェアハウス)
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/selfeval/efforts/warehouse/>
- ・大学評価ウェアハウス
<https://hyoka-portal.ofc.kyushu-u.ac.jp/warehouse/>

◆問合せ先

九州大学 インスティテューショナル・リサーチ室
電話 092-802-2175
メール office@ir.kyushu-u.ac.jp

<http://www.ir.kyushu-u.ac.jp/>

大学評価情報システム (九州大学研究者情報)

九州大学では教育研究水準の向上と社会的使命を果たすため、本学における教育研究活動等の状況について、教員自らが点検及び評価を行っています。その結果を公表するための仕組みとして、九州大学は「大学評価情報システム」と「九州大学研究者情報」を運用しています。

○目的

「大学評価情報システム」は九州大学の教員データベースです。このシステムの目的は、九州大学における教育研究水準の向上とその社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況を教員自ら点検及び評価を行うことにあります。具体的には、(1)大学経営や将来計画に関する基礎資料を収集、(2)自己点検・評価および第三者評価への基礎資料、(3)教員が毎年度提出する「年度活動報告書」への活用、(4)国際交流や社会貢献推進のための情報公開への活用、(5)学内外からの教育研究活動に関する調査への対応、の5つの目的を掲げています。

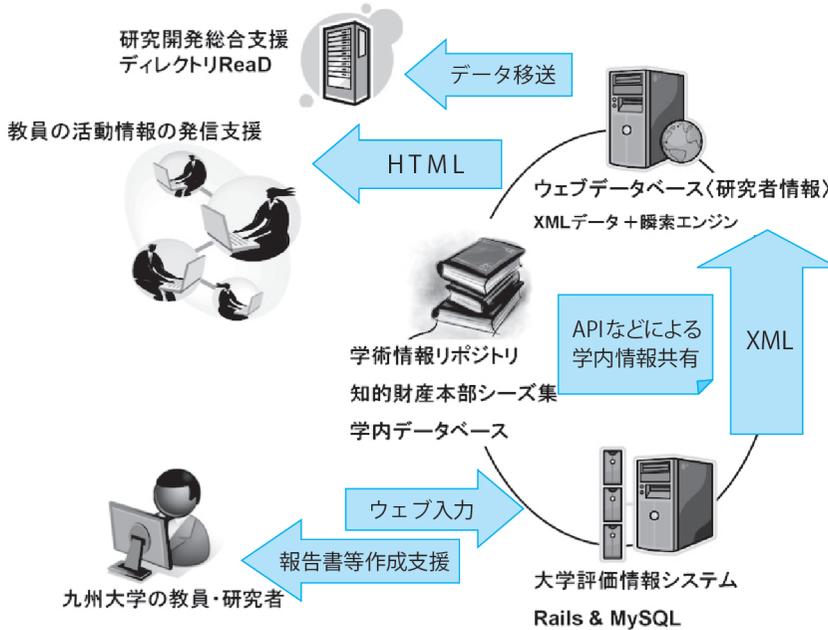
「九州大学研究者情報」は、情報公開を行うために構築されたウェブデータベースです。大学評価情報システムの情報項目のうち、必須公開と選択公開とされたデータをシステムから抽出し、統一化したスタイルのハイパーテキスト(ウェブページ)として情報公開を行っています。また、最先端の検索技術を使って効率的および効果的な情報提供を推進しています。

こうした目的のために、教員の皆さま自身に教育研究活動の情報を入力していただいています。

○構成と特徴

大学評価情報システムには、大きく分けて7つの項目(教員基礎情報、教育、研究、社会貢献・国際連携、学内運営、研究資金、病院臨床)があります。このうち、研究の情報を中心に、教員ごとのウェブページに装丁したものを研究者情報で情報公開しています。また、研究者情報には、次のような特徴があります。

- ◆毎月10万人以上のインターネットユーザにアクセスされています。



- ◆海外からのアクセスの多くは研究者からという分析が報告されています。
- ◆国内の大学では最も網羅的に情報項目が構成され、他大学からも研究成果の発信に効果的な研究者データベースであると評価されています。
- ◆九州大学における約9割の研究者氏名(日本語)をGoogleなど有名な検索サイトで検索すると上位にヒット(英語表記の場合は約7割)します。
- ◆学術論文や作品などの公開・保存を一元管理する「学術情報リポジトリ(QIR)」との連携により、研究成果の効果的な情報発信ができます。
- ◆XMLやCSVデータでバックアップを取ることができます。将来のプロモーション活動にも活用できます。

○システムの運営体制について

システムの基本的事項については大学評価委員会、専門的事項の調査検討は大学評価専門委員会で審議されています。運用や技術的案件および開発業務はインスティテューショナル・リサーチ室が行っています。教員の皆様からのデータ入力は、SSLで保護されたウェブアプリケーションを使って作業できるようになっており、一括入力などの機能も備えています。また、インスティテューショナル・リサーチ室には、システム利用のヘルプデスク(平日

9:00から17:00)を置いており、システムに関する質問を電話で受け付けています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学 大学評価(大学評価情報システム)
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/selfeval/efforts/evalinfo/>
- ・九州大学 大学評価情報システム(学内アクセスのみ)
<https://hyoka-lab.ir.kyushu-u.ac.jp/>
- ・九州大学 研究者情報
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

九州大学 インスティテューショナル・リサーチ室
電話 092-802-2175
メール office@ir.kyushu-u.ac.jp
<http://www.ir.kyushu-u.ac.jp/>

教育情報の公表

学校教育法施行規則の一部改正(平成23年4月1日施行)により、公表を行う必要がある教育情報の項目が明確化されました。この改正の趣旨は、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点か

ら、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することです。

○公表を行う教育情報について

大学が公表すべきとされている項目は次のとおりです。(学校教育法施行規則第172条の2第1項)

- (1) 大学の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

九州大学では、これらの項目を九州大学概要(年1回刊行)やウェブサイト(下記URL)で公表することとしています。

また、上記の他にも大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとするものとされています。(学校教育法施行規則第172条の2第2項)

★もっと詳しく知るには

- ・教育情報(九州大学ウェブサイト)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education/>
- ・文部科学省 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm

◆問合せ先

- ・学務部学務企画課企画調査係 092-802-5928

FD (ファカルティディベロップメント)

FDが注目される背景と高等教育政策

「求められる大学教育の改善とどう向き合うか」、FDは、そのための回答の一つと言えます。少子化や進学率の上昇、高等教育の国際市場化などの社会の変化により、大学教育の改善、教育の質保証のための積極的なアクションが必要になっています。

「教育の質保証」は、最終的には輩出した学生の質ということになりますが、その成果は非常に測りにくいものです。よって、教育のプロセスや大学の教育能力も教育の質保証の重要なファクターであり、また、教育の改善活動の推進は、大学の自己改善能力とPDCAサイクル稼働の重要な証左にもなります。

特に90年代以降の教養部廃止の流れの中で、多くの大学で大学教育開発関連のセンターが設置され、FDの実施を担当するようになっていました。しかし、第三者評価が義務化された後も、必ずしも大学教育の大きな改善はまだ進んでいない現状があります。

1998年：大学審議会答申※(1999年に省令で努力義務)

2003年度：専門職大学院設置基準(実施義務)

2007年度：大学院設置基準(実施義務)

2008年度：大学設置基準(実施義務)

※21世紀の大学像と今後の改革方策について
—競争的環境の中で個性が輝く大学—(答申)

そこで、国の政策面からも、FDは、紹介や推奨の段階を過ぎ、設置基準上も実施が義務付けられるようになりました。ここでいう義務とは、教員個人が必ずFD活動に参加しなければならないということではなく、機関としての大学組織が実施する義務を負っているという意味です。

FDの分類と特徴

大学設置基準には、「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」(第二十五条の三)とあり、この部分が、設置基準に記されたFDに関係する唯一の記述と思われます。しかし、FDという語が指す意味の範囲は、一般的にもっと広く捉えられており、大学が教育・学習効果を高めるために組織的に行う様々な取組という具合に、多少曖昧に理

解しておいてよいでしょう。

そのような多様な取組を、①教員の教育(授業及び指導)能力の向上のための取組<ID>、②カリキュラム(教育課程)の開発(改善)のための取組<CD>、③教育効果を高める組織の開発(改善)のための取組<OD>、と3つに分類する方法があります。

IDは、設置基準が指す内容のもので、授業や指導法の改善を目指した取組で狭義のFDと言えるでしょう。CDは、カリキュラムなど組織的な教育に関するもので、例えば、GP採択にいたるまでの部局内の活動は、まさにCDの一つと言えるでしょう。ODは、組織そのものに関することで、学部・研究院制度を活用した新たな教育組織の創出は、ODの典型でしょう。

Instructional Development : 教員の教育(授業及び指導)能力の向上	授業評価、授業参観、教材、シラバス、IT、ティーチング技法等
Curriculum Development : カリキュラム(教育課程)の開発(改善)	初年次教育、キャリア教育、コースワーク、プログラム開発等
Organizational Development : 教育効果を高める組織の開発(改善)	学部・専攻等の設置・改組、大学教育センター、講座制等
Professional Development : 教員のキャリア構築	初任者、教員評価、研究倫理、研究費、知的財産、ハラスメント

また別の視点から、教員のキャリア形成を支援する<PD>も広義のFDとして理解することができます。

全学の体制・取組

[全学FD]

全学に共通するFDは、教育担当理事のもと、学務部担当部署や関係施設を中心に連携して企画し、4月の新任教員研修のほか、本学の中期目標・中期計画の推進に関連するテーマを選び、年に数回開催されます。

[教育改革研究会]

教育改革研究会は、教育改革企画支援室や学務部担当部署を中心に企画し、教育改革に関する旬のテーマについて、課題解決の契機とすることを目的に年に数回開催されています。

部局の取組

各学部・学部並びにセンター等の部局において、FDや教務関係の委員を中心に独自の課題に関するFDが行われています。開催回数は、部局により異なり、年に数回、月に1回など様々ですが、合計すると年に70回前後開催されています。

FDの内容は、先に示した分類を用いると、およそIDが40%、CDが25%、ODが10%、残りがPDとその他となっています(全学FD委員会の会議資料から)。その他の中には、認証評価や法人評価への対応ということで、大学評価のための研修会等も含まれています。

FDの形式は、外部の講師を招いた研修会形式、もしくは授業評価やアンケートの分析など部局内の検討会形式など、部局の課題やFDの目的に応じて多様な形式が取られています。

★もっと詳しく知るには

- ・全学FDのホームページ
<http://rche.kyushu-u.ac.jp/fd/index-fd.html>
- ・教育改革研究会のホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/education/er/meet.html>

◆問合せ先

学務部学務企画課

Tel 092-802-2288

e-mail gapspecial@jimu.kyushu-u.ac.jp

Q-Links (九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク)

Q-Links(キューリンクス)は、Kyushu Learning Improvement Network for Staff Members in Higher Educationの略称で、「九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク」が正式名称です。このネットワークは、九州地域における大学教育の改善の推進、教育活動の質の向上を目的としています。大学教育の改善にはFD・SDの活動が重要です。そうした活動が大学の枠を越えて連携されていくことを通じて、「大学教育を語り合う」ネットワークが大学や教員、職員を交えて構築されることを目標に置いています。

これを読まれた方々が、「大学教育を語り合う」ネットワークへ参加されることを願っています。

○背景

大学教育は、「大学全入時代」を迎えて新たな局面を迎えています。それは、教員や職員が自身の能力を向上しようと個別に努力するだけでなく、教員や職員組織、そして大学全体というように、教育と組織的に向き合うことが社会から強く求められている局面といえるでしょう。

個々の大学は、自大学におけるFD・SD等の大学教育を改善していくために、それらの資源を共有し、連携・協力をはじめています。



○内容

具体的な展開としては、次のようなものが考えられています。

1. ネットワークに参加している各機関のFD・SD情報を集約・公開する。
2. 各機関同士のネットワークを活用して、人的ネットワークの構築もすすめ、特にFD・SDの連携を充実させ、強化をはかる。
3. 入学前から学士課程・大学院課程までの学習・教育に関し、他国、他大学の状況、関係官庁、関係業界の動向などについて情報収集し、ネットワークに参加している各機関へ提供する。
4. 学習・教育改善に資する教職協働型(教育活動の質的向上という目標のもとで教員と職員が協力する)研修プログラムを開発・実施する。

○効果

ネットワークを構築する活動を通じた、1.「コミュニティ」形成、2. 教学リーダーの養成、3. 九州地区の地域連携強化、4. 教職協働型の研修モデル開発などの取組が、大学教育の改善を推進する原動力となっていくことが期待されています。

○今後の展開

2009年度に始まったQ-Linksは、2014年度からネットワークに参加する各大学等の協力を得て、新たな運営体制で再出発しました。

ウェブサイトを通じた情報提供をはじめ、ネットワークの参加校や全国の賛同者とのFD・SD情報の共有、FD・SDとしての研修プログラムの開発・実施など、学習・教育の改善に向けた取組みを行い、活動の質的成熟に向け、協働して取り組んでいきます。

★もっと詳しく知るには

Q-Links Website・・・

<http://www.qlinks.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク事務局(九州大学学務部内)

info@qlinks.kyushu-u.ac.jp

tel : 092-802-5916 fax : 092-802-5990

広報活動

本学は、Webサイトや印刷物等を通じて、日々膨大な量の情報を発信していますが、これらの情報の発信者が九州大学であることが一目でわかるように、視覚的に一貫性のあるブランドイメージを与える必要があります。そこで、シンボルロゴ、名刺やプレスリリースの様式等を統一して、日々の情報発信に使用しています。

マスコミ各社を通じた情報発信

広報室では、九州大学記者クラブ(15社)などマスコミ各社に対して、主に下記の方法で情報提供を行っています。また、海外への情報発信を強化するため、併せて英語によるプレスリリースを推奨しています。プレスリリースを検討されている場合や報道に関するご質問等がありましたら、早めに広報室までご連絡ください。

プレスリリースの方法やこれまでのプレスリリースの内容は九州大学Webサイトでご確認ください。

*総長との記者懇談会(定例)

原則毎月(8月を除く)開催する定例会見で、総長、理事・副学長及び説明者(担当者)から九州大学記者クラブに対して、九州大学の新しい取組や先進的な研究、学生の活動、各種イベント等についてお知らせします。また、記者からのさまざまな質問等に答える機会でもあります。懇談会で発表した内容は、文部科学記者会や九州内の各県新聞社等へも資料提供を行っています。

*E-mail及びFAXによるプレスリリース

随時、E-mail及びFAXにより、九州大学記者クラブへのプレスリリースを行っています。

(例：九州大学の新しい取組、各種イベントの開催、入試情報、新部長の決定通知、訃報通知など)

*記者会見(説明会)

記者からの質問が多数あると想定される場合やE-mail及びFAXのみでは正確な情報が伝わらない恐れがある事案等については、随時、記者会見(説明会)を行っています。

(例：研究成果発表、協定締結、各種式典、事件・事故 など)

【研究成果に関する記者説明会】

研究成果に関するプレスリリースは、社会的関心が高く、記者の注目度も高いものです。

その内容について記者に十分に把握いただくためにも、できるだけ記者説明会を開催してプレゼンテーションを行なっていただくことをお願いしています。せっかくの素晴らしい研究成果であっても、記者がその内容を把握できなければ、なかなか報道につながりませんので、専門的な表現を避け、可能な限りわかりやすい説明をお願いします。

UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)

UIとは、ユニバーシティ・アイデンティティの略語です。大学が自らのアイデンティティを確立し、それを学内外に表明することで、社会における役割や個性を明確にし、正しい認知を促し、良いイメージを訴求する一連の活動を指します。

UIはシンボルやロゴタイプなどの視覚的な要素と、運営方針や戦略といった目に見えない要素から成り立っています。これらは言わば車の両輪であり、歩調を合わせて展開していく必要があります。近年では、目に見えない要素を視覚化することによって、メッセージを的確に伝え、学内外のコミュニケーションを活性化させることを目的に、多くの大学でさまざまな取組が行われています。

*シンボルロゴ

2006年1月11日開催の広報専門委員会、また同年1月23日開催の部局長会議において、芸術工学研究院・芸術工学府・芸術工学部、広報室からなるUIプロジェクトチームから、ロゴタイプ(九州大学の文字)及びシンボルロゴ(シンボルとロゴタイプの組み合わせ)の提案がなされ、了承されました。

制定されたシンボルロゴは、「ロゴタイプの明確さ」、「使いやすさ」、「国際性」のコンセプトや、学内外750人以上に行ったアンケート調査の結果などを基に作成されました。シンボルロゴには5つの組み合わせタイプがあり、九州大学が発信するさまざ

まなメディアで使用しています。(原則としてシンボルのみの使用はせず、常に5タイプのいずれかを使います。)

九州大学の教職員・学生、同窓会、後援会等並びにその関係者が、アイデンティティとして、九州大学シンボルロゴを使用することについては、原則として認めており、九州大学Webサイトより使用申請ができます。なお、商業目的の使用は原則として許可していませんが、例外的に使用する際には別途契約を必要とします。



*UI名刺

【UI名刺の作成について】

本学の教職員が大学の業務上使用する名刺については、「九州大学シンボルロゴ」を使用したもの(UIマニュアルに基づくもの。以下「UI名刺」という。)であれば大学経費で作成することができます。大学経費による名刺作成の申し込みは、九州大学Webサイトの発注依頼ページからのみ受け付けます。それ以外の方法での発注依頼は受け付けません。

経費負担の対象者は、本学の教職員を原則とします。ただし、事務補佐員、派遣職員などで本学の業務上名刺を使用する必要がある場合は、使用者の業務等を所属部局で勘案の上、作成することができます。

なお、UIマニュアルに基づかない名刺や大学の業務に関係のない情報が記載されたもの及び指定の印刷業者(1社)以外へ発注されたものについては、大学経費による作成はできません。

【U I名刺の使用について】

大学経費で作成したU I名刺は、大学の業務（教育・研究、社会貢献、広報、管理・運営など）に限って使用することができます。

★もっと詳しく知るには

- ・プレスリリース方法について（学内限定）
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/public-relations/pressrelease/>
- ・シンボルロゴ・U I名刺について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publicity/logo/>
- ・シンボルロゴ使用申請ページ（学内限定）
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/internal/public-relations/ui/>
- ・U I名刺発注依頼ページ（学内限定）
http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/public-relations/ui_card/about/
- ・U Iマニュアル
http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publicity/logo/index_manual/

◆問合せ先

九州大学広報室

Tel: 092-802-2130/2131/2132

e-mail: koho@jimu.kyushu-u.ac.jp

※U I名刺の発注・注文については
所属部局の用度担当係へ。

大規模事業

キャンパス移転計画

●移転の経緯

九州大学は、専門教育と全学教育の統合・連携などの教育研究上の要請とキャンパスの老朽・狭隘改善を含めた安全性等の確保のために、1991(平成3)年10月、福岡市西区元岡・桑原地区、前原市及び志摩町(H22年1月より糸島市)にまたがる新(伊都)キャンパスへの統合移転を決定し、「時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続ける開かれた大学の構築」と「それに相応しい研究・教育拠点の創造」をコンセプトに、「アジアを重視した世界の拠点大学」、「日本を代表する基幹総合大学」、「都市と共に栄え、市民の誇りと頼りになる大学」を目指して整備を進めてきました。

●伊都キャンパスの概要

伊都キャンパスは、東西約3km、南北約2.5km、275ヘクタールの広大な敷地です。博多湾の西、糸島半島のほぼ中央に位置しており、福岡の中心、天神から約15km、公共機関で約40分の距離にあります。

都市の近郊という利便性を持ちながら、玄界灘に望む豊かな自然が残された静謐な環境にあります。また、ここは、古くから朝鮮半島などからの往来が盛んであったことを示す遺跡が数多く存在する歴史

■九州大学のキャンパス計画マップ



ある地域です。

●移転整備計画

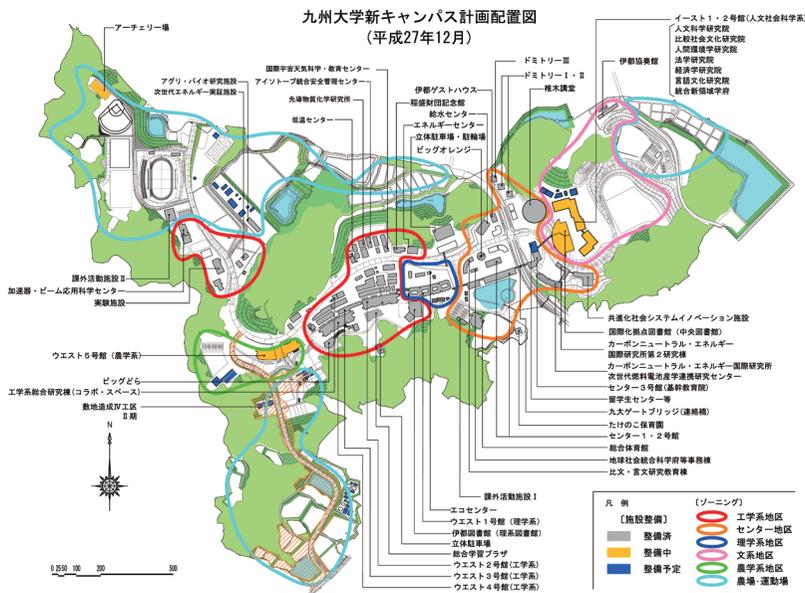
この伊都キャンパスに、箱崎地区(文系、理学系、工学系、農学系等)、六本松地区(全学教育等)、原町地区(附属農場)の3キャンパスを統合移転し、人口約2万人、床面積約50万㎡の施設を計画しています。

2001(平成13)年3月には、長期にわたるキャンパスづくりを一貫して行うための指針である「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」をまとめ、これに沿って各地区の基本設計、建築設計、建物工事を進めています。

●移転スケジュール

移転の第Iステージとして、2005(平成17)年及

九州大学新キャンパス計画配置図 (平成27年12月)



大規模事業

び2006(平成18)年には、工学系の学生・教職員約5千2百人が移転を完了しました。

移転の第Ⅱステージとして、2009(平成21)年4月には、全学教育、比較社会文化学府・研究院及び言語文化研究院の学生・教職員、同年10月には数理学府・研究院等の学生・教職員、併せて約5千6百人が移転して、生活支援施設関係者等を含めて1万2千人が集う九州大学で最大のキャンパスとなっています。

移転の第Ⅲステージとして、2015(平成27)年10月には、理学系の移転が完了しました。今後、文系、農学系等が2018(平成30)年までに順次移転を完了する予定です。

●学術研究都市構想に基づく伊都キャンパス周辺のまちづくり

伊都キャンパス周辺では、伊都キャンパス誕生にあわせてJR九大学研都市駅が開業するなど、九州大学学術研究都市構想に基づくまちづくりが進んでいます。

伊都キャンパスの隣接エリアである元岡地区では、土地区画整理事業による拠点づくりが進められ、地区内に大学等の知の集積とポテンシャルを活用した福岡市産学連携交流センターやアイキューブオペ

ラ(1³OPERA)を開設するなど、産学官連携による共同研究が盛んに行われています。さらに2012(平成24)年春には学生の住まいの供給が始まり、今後、民間企業の研究施設や商業施設の建設が予定されるなど、キャンパス周辺のまちづくりとして着実に整備が進んでいます。

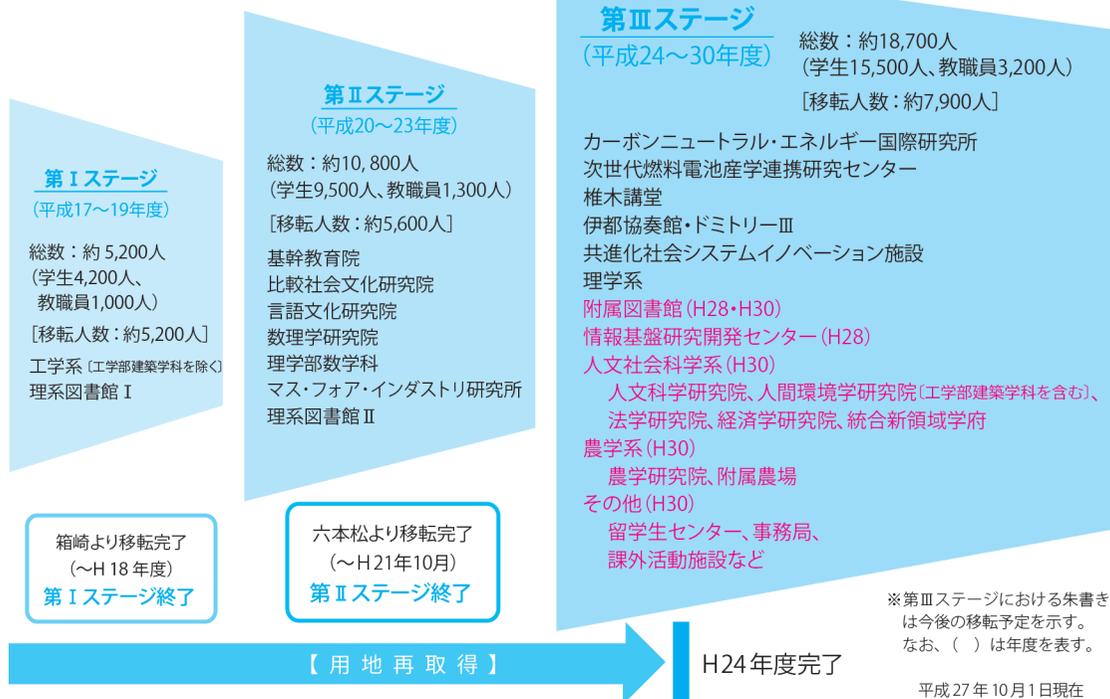
また、キャンパス南口に位置する泊カツラギ地区(糸島市)などでも、学生の住まいや研究所施設用地の整備が着々と進められています。

●箱崎キャンパス跡地利用計画

移転後の箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分に向けて、2012(平成24)年には、その基本的な枠組みを検討することを目的とし、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会」が設置され、2013(平成25)年2月に、福岡市長と九州大学総長に箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョンを提言しました。

箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョンの実現のため、跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議することを目的に、「箱崎キャンパス跡地利用協議会」が設置され、箱崎キャンパス跡地のまちづくりの考え方や土地利用の方針等について協議を行い、平成27年3月に「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」を

移転スケジュールと進捗状況



策定しました。

★もっと詳しく知るには

- 九州大学伊都新キャンパス情報
<http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/>
- 箱崎キャンパス跡地利用計画情報
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/plan/hakozaki/>

◆問合せ先

- 企画部統合移転推進課 092-802-2442
- キャンパス計画室 092-802-2096
- 施設部整備計画課 092-802-2082

九州大学基金

九州大学基金は、本学がグローバル化する世界の学術リーダーとして、「知の新世紀を拓く」拠点の構築を目指し、世界中の人々から支持される質の高い高等教育を一層推進し、また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献する研究活動を促進していくため、本学の教育研究、診療等に対する支援とその環境の更なる整備・充実を図ることを目的とし、2011年に設置されました。

○九州大学基金支援助成事業

一次代を担う若者を育てるためにー

九州大学基金では支援助成事業を展開し、国内外の様々な分野においてリーダーシップを発揮できる高い専門性と広い教養を身に付けた高度な人材を育成します。また、本学と卒業生・同窓会、産業界、地域との情報交換を積極的に促進するための事業にも本基金を活用することとしています。

1. 学生支援助成事業

学生支援助成事業の支援実績

支援助成事業名	H27	H26	H25	H24
山川賞	10	8	11	6
博士課程学生の研究奨励金	5	7	6	2
学生の独創的教育・研究・社会貢献活動支援	22	26	34	28
海外留学渡航支援	39	57	62	62

学生の国際会議等参加等支援	87	56	70	56
課外活動支援	12	8	5	8
リアキ利章奨学金	3	3	2	3

※山川賞 山川健次郎初代総長の名を冠した賞であり、九州大学教育憲章が指向する、人間性、社会性、国際性、専門性に対して優れた志を持ち、学業成績が優秀な学生を選考し、奨励金を給付するものです。

(対象：2・3年次の学部学生、奨励金：年額100万円、原則所属学部の最短期間まで支給)

2. 教職員等支援助成事業

教職員等支援助成事業の支援実績

支援助成事業名	H27	H26	H25	H24
若手教職員の長期海外派遣支援	3	2	3	4
若手事務・技術職員の能力開発	11	7	4	3
教職員の海外派遣等支援	4	9	11	19
教材・ソフトウェア等開発、コンテンツ整備等支援	—	1	2	3
社会との連携活動支援	2	8	5	7

平成28年度の支援助成事業の詳細は、九州大学基金ウェブサイトよりご覧ください。

また、教職員を対象とした支援助成事業への申請資格者は、百周年記念事業または九州大学基金への寄附実績のある者(一定額以上)とします。

3. 卒業生支援助成

卒業生・同窓会等との連携活動支援

卒業生との緊密なネットワークの形成や同窓会活動を活性化するための経費等を支援します。

○九州大学基金への寄附

ー未来をつくる若者たちのためにー

教育・研究・診療等の環境整備を充実し、優秀な人材を継続的に輩出していくためには、十分な資金が必要です。九州大学基金は、教職員、卒業生、企業など、各方面からのご支援により財政基盤を確立し、支援助成事業を展開していきます。

*九大会員のご案内

—九大から未来をご一緒につくっていただけませんか?—

1. 九大会員について

九大会員は、クレジットカード決済により、年額1,000円以上を継続的にご支援くださる方及び、所定の額(1万円以上)をご寄附いただいた方に対する会員制度です。

2. 九大会員証

九大会員(個人会員)の皆様には「九大会員証」を発行しています。

九大会員証を提示することで、学内施設等の利用に関する特典や本学と提携しているホテル等から提供いただいた特典を利用できます。

*寄附の方法等

1. 寄附の金額

額の多少にかかわらずご寄附いただけます。なお、1回のご寄附は、事務手続きの都合上、1,000円以上(クレジットカードにより継続的にご支援いただく場合は年額1,000円以上)でお願いしています。

2. 寄附の方法

寄附には、以下の方法があります。パンフレット、振込用紙等を用意していますので、総務部基金事業課へお問い合わせください。

- (1) クレジットカードによるご寄附
- (2) 指定金融機関からのご寄附
- (3) A T M・インターネットバンキングによるご寄附
- (4) 遺贈によるご寄附

3. 領収書

ご寄附を受領後、本学から寄附者様あてに領収書をお送りさせていただきます。クレジットカード決済により継続的にご支援いただいている皆様には、1年分合計額の領収書を翌年2月上旬にお送りいたします。領収書は、確定申告の手続き等に必要ですので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

4. 税の優遇措置

九州大学基金(国立大学法人九州大学)への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金として、財務大臣から指定されています。

また、自治体の条例で本学への寄附金が控除対象として指定されている場合、寄附された翌年の1月1日に当該自治体にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。本学は、福岡県、福岡市、糸島市などから指定を受けています。その他の自治体については、各自治体の税務担当課へお問い合わせください。

なお、控除を受けるためには、「寄附金領収書」を添えて、所轄税務署に確定申告を行う必要があります。

5. 特定資金

寄附者から用途を特定された寄附金については、特定資金としています。

現在、以下の3つの用途特定プロジェクトが進行中です。

(1) 法科大学院六本松プロジェクト

九州大学法科大学院を六本松九大跡地に平成29年10月に移転する計画を進めており、六本松における本学の法曹養成教育をより一層充実したものとすることを目的としたプロジェクトです。

(2) 芸工50周年プロジェクト

昭和43年に新設された芸術工学が平成30年に50年を迎えるにあたり、「芸術工学50周年事業基金」を創設し、これまでの「芸術工学」の50年の歩み、成果を広く発信し、一層の飛躍発展を願うものです。

(3) 歯学部創立50周年記念プロジェクト

平成29年に九州大学歯学部が50周年の節目を迎え、50周年記念事業を実施し、この記念事業を弾みにして魅力ある歯学部の今後の発展と社会への貢献に邁進するため寄附を募るプロジェクトです。

★もっと詳しく知るには

・九州大学基金ウェブサイト

<http://kikin.kyushu-u.ac.jp>

◆問合せ先

・総務部同窓生・基金課 TEL:092-802-2150

e-mail:k-kikin@jimu.kyushu-u.ac.jp

財務

予算

国立大学法人である九州大学の予算は、本学が定める年度計画に沿って実施する教育・研究・診療等において、資金面での拠となるものです。

本学における予算の特徴としては、伊都新キャンパス統合移転事業を展開しているため、施設整備費が多額であることがあげられます。

★もっと詳しく知るには

- ・ FINANCIAL REPORT (財務レポート)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/>

◆問合せ先

- ・ 予算について
 財務部財務企画課総括予算係 092-802-2341

決算

国立大学法人は、「国民の税金」である運営費交付金、学生の授業料、附属病院の収入、外部資金等を運営資金として国から負託された教育研究診療等の業務を行っています。そのために、国民その他の利

害関係者に対し、財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすとともに、自らの財政状況を客観的に把握する観点から、国立大学法人会計基準等に依り会計及び決算を行っています。

○決算の実施

本学では月次決算、中間決算、期末(年度末)決算を実施しています。国立大学法人の会計は発生主義をとっており、教職員が物品の購入等を行った場合はその事象の発生した月にすみやかに手続きを行うこととされています。(『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』報告書)

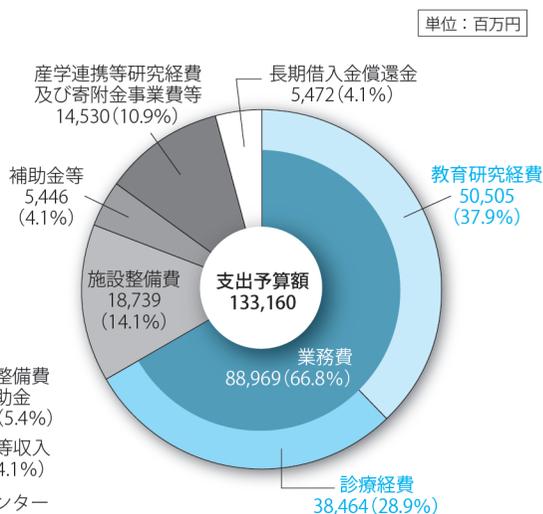
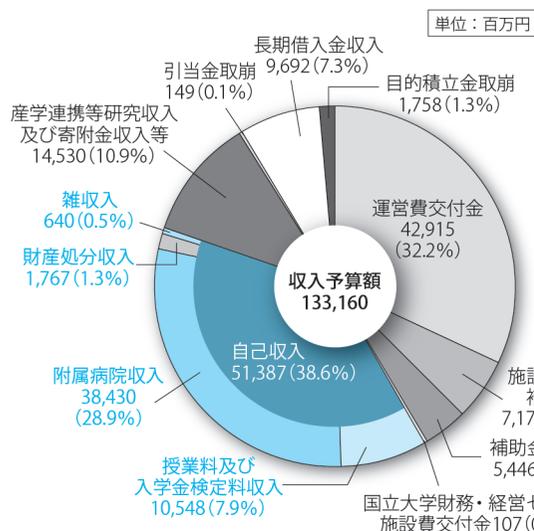
注意! 毎月の手続きの締切日については、所属部局の会計担当係から連絡があります。

○決算の公表

国立大学法人は毎事業年度、財務諸表等を作成し当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し承認後、官報に公告し、ホームページ等でも広く一般に公表することが義務付けられています。また、国立大学法人の財務諸表等は、検証可能な形で作成し、公表しなければならないとされています。

注意! 研究費を使用するに当たっても、この点に留意する必要があります。

平成 27 年度収入・支出予算



※百万円未満は切り捨てのため、合計額は不一致。

○決算の分析

本学では、財政状態や運営状況の把握や改善に資するため本学の対前年度との比較分析を行うとともに、全国における本学の位置付けを把握するため他大学との比較分析を行い、学内の会議等で報告しています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学の財務諸表等
http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/financial_statements/
- ・FINANCIAL REPORT（財務レポート）
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/report/>

◆問合せ先

- ・決算について
財務部決算課決算総括係 092-642-4484

教育

九州大学の学士課程教育

九州大学の学士課程教育(いわゆる学部段階の教育)の授業科目は大きく「基幹教育科目」と「専攻教育科目」に分けられ、基幹教育と専攻教育とは有機的な連関のもとで4年(医学部医学科・歯学部・薬学部臨床薬学科は6年)一貫の教育として行われます。専攻教育は、専門性を高めるべく各学部・学科の責任で実施される一方で、基幹教育は、本学の総合大学としての機能を活かす形で、すべての研究院、研究所、学内共同教育研究センター、先導的学術研究センター等の教員が全学的に協力し一体となり実施しています。(※詳しくは基幹教育の項を参照してください。)

基幹教育科目と専攻教育科目については、学部・学科ごとに履修すべき科目や単位数が定められています。

平成5年度までは、教養部において教養課程(医・歯学部は進学課程)の所定の単位を修得し、専門課程(学部)に進学していましたが、教養部廃止後は、学士課程を「一貫」教育と位置付け、今日のシステムを構築しています。

教育課程の変遷

	～平成5年度	
教育課程	「教養課程」	「専門課程」
	－(進学)→	
教育内容	一般教育	専門教育
実施組織	(教養部)	(各学部)

	現在
	「学士(一貫)課程」
	基幹教育 + 専攻教育
	(全学) (各学部)

★もっと詳しく知るには

- ・教育課程の概要

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/class/curriculum/summary/>

◆問合せ先

- ・基幹教育について
学務部基幹教育課 092-802-5941
- ・教育課程全般について
学務部学務企画課 092-802-2288

基幹教育(平成26年度以降入学者)

九州大学は「九州大学教育憲章」に示す「人間性の原則」、「社会性の原則」、「国際性の原則」及び「専門性の原則」にたち、「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献する」ことを目指しています。また、中期目標においては、教育憲章に掲げる使命と理念を達成するために、「豊かな教養と人間性を備え、世界的視野をもって生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材を育成する」としています。

これらを念頭に、九州大学では、新たな知や技能を創出し、未知な問題を解決していく上での幹となる「ものの見方・考え方、学び方」を育む基幹教育を行い、生涯にわたって自律的に学び続けるアクティブ・ラーナーの育成を目指し、平成26年度入学者から基幹教育カリキュラムを開始しました。

基幹教育のカリキュラムは、初年次～学部～大学院～社会へと続く学びの成長を支持する幹をつくる体系として構成され、専門領域に閉じることなく、価値観の異なる他者との間で多様な知を交流させ、新たな知を創造していく「他者や状況に開かれた」発想対話型の学びや、躓きや失敗から学ぶ「過程を重視した教育」を重視しています。

また、基幹教育カリキュラムは、各学部が掲げる人材育成像に立脚した学位プログラムとの整合性をもって編成され、学部専攻教育との相互作用により専門性の深化を図ります。

○構成

基幹教育カリキュラムの構成は次のとおりです。

基幹教育セミナー、課題協学科目、言語文化科目、文系ディシプリン科目、理系ディシプリン科目、健康・スポーツ科目、総合科目、高年次基幹教育科目

○履修方法

基幹教育科目は、全学部において学部1年次に36単位を修得することとしており、学部2年次以降は12単位の修得を目安として各学部で設定しています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学ホームページ 基幹教育院

<http://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・学務部基幹教育課基幹教育教務係
092-802-5941

全学出動体制

基幹教育の授業は、本学の教育の基盤であるため、専攻教育との有機的な連携のもとに全学が一体となって実施されており、その充実のためには、全ての教員の協力が不可欠です。

○現在の状況

大学設置基準の大綱化に伴い、それまで教養教育を担っていた教養部が平成6年に廃止されました。教養部廃止に伴い、各部局に所属することとなった旧教養部の教員数(分属数)に基づく担当コマ数の算出方法、及び医療技術短期大学部及び九州芸術工科大学との統合時において定めた学生数に基づく算出方法では不均衡が生じておりました。平成26年度入学者からの基幹教育カリキュラム開始に伴い、これまでの算出方法を改め、平成25年度に研究院等毎の所属教員数に応じて割り振りを行う全学出動体制の基本方針を定めました。なお、一部の科目においては、教育の質保証のために、科目内容に応じ、一部の研究院等に事前に割り振りを行っています。また、中期目標に掲げる「豊かな教養と人間性を備え、世界的視野をもって生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材の育成」に向けて、新たな視点で教養教育を実施する組織として平成23年10月に基幹教育院が設置されました。基幹教育カリキュラム充実のため、基幹教育院の総括による、この基本方針に基づいた、全学出動体制の構築を図っています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学ホームページ 基幹教育院
<http://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・学務部基幹教育課基幹教育教務係
092-802-5941

全学教育(平成25年度以前入学者)

平成25年度以前の学部入学者には、全学教育が行われます。

○総合選択履修方式による履修(平成25年度以前入学者を対象)

総合選択履修方式とは、平成25年度以前の入学者を対象に開講されるすべての全学教育科目と他の学部・学科(所属する学部・学科においては一部の場合あり)で開講される専攻教育科目の中から科目を選択して履修するものです。この方式により、上述の全学教育科目に加えて、学生は全在学期間を通じて、他学部・学科の専攻教育科目を、自己の判断により選択して履修することが可能です。これにより、学生がより幅広く深い教養を培うことができる教育を実現するものとします。

チャレンジ21

●チャレンジ21とは

チャレンジ21は、学際性又は国際性の涵養等に係る学部共通の教育課程を展開することにより、学生の自主的、自立的な修学を図り、専門性を基盤とした新たな視点に立つスペシャリストを養成することを目的とした履修コースで、「学際コース」と「国際コース」の2つのコースが設置されています。

「学際コース」は、さらに「人文学」、「教育学」、「法学」、「経済学」、「理学」、「芸術工学」の6つの領域に分かれています。学生は、自分が所属する学部の卒業要件を満たしながら、それに加えて各領域を担当する学部が提供する授業科目を修得し、自分の専門性に加えて、もう一つの専門性の獲得を目指す履修コースとなっています。

「国際コース」は、本学の交換留学制度や短期語学プログラム制度を活用し、海外の大学の学習経験を踏まえ、帰国後は、留学生センターが提供する留学生のための講義を留学生と一緒に学習したり、留学中の修得科目を21世紀プログラムが提供する科目によって認定を受けるなどして、国際感覚を高める履修コースとなっています。

これらの履修コースの修了条件を満たすと認定されれば、卒業時に学生が所属する学部の学位記に加えて、「チャレンジ21修了証」が授与されます。

○チャレンジ21のコースの特色

学際コース	人文学	自らの専門 + 広い教養 + 人文学の基礎知識・観点の修得
	教育学	自らの専門 + 広い教養 + 教育学の基礎知識・観点の修得
	法学	自らの専門 + 広い教養 + 法学の基礎知識・観点の修得
	経済学	自らの専門 + 広い教養 + 経済学の基礎知識・観点の修得
	理学	自らの専門 + 広い教養 + 理学の基礎知識・観点の修得
	芸術工学	自らの専門 + 広い教養 + 芸術工学の基礎知識・観点の修得
国際コース	自らの専門 + 広い教養 + 留学経験・国際感覚	

★もっと詳しく知るには

- ・教育プログラム『チャレンジ21』
<http://rche.kyushu-u.ac.jp/c21/>

◆問合せ先

- ・学務部学務企画課学務情報係 092-802-5939

九州大学の大学院教育

九州大学の大学院教育は、学府（他大学の研究科に相当）を単位に行われます。（※制度について、詳しくは、「学府・研究院制度」の項を参照してください。）また、学府共通の科目として、大学院基幹教育科目が開講されており、本学の大学院教育の特徴の一つとなっています。（※詳しくは、「大学院基幹教育」の項を参照してください。）

九州大学の大学院には、18学府、4専門職学位課程

程があり、学位は、修士課程（博士前期課程）修了者及び一貫制博士課程において修士課程の修了に相当する要件を満たした者に修士を、博士後期課程（3年制）、一貫制博士課程（5年制）、博士課程（4年制）の修了者に博士を、また専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）を授与しています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学学位規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

- ・大学院の学位について
学務部学務企画課教務係 092-802-5935

大学院基幹教育

大学院基幹教育は本学で学ぶ大学院生を対象に開講するもので、基幹教育院の統括、全学の協力により運営がなされ、平成27年度から一部科目の開講を始めており、本年度から本格実施することとなりました。

○理念

大学院基幹教育は、大学院における専門教育で培われる確かな学問体系とともに、高度で広範な視野と思考力を身に付けることで自由な発想と柔軟な思考で創造的・批判的に現代社会が抱える問題・課題に取り組み建設的な解決策を創出できる人材の養成を目指します。学士課程における基幹教育と同じ考え方にに基づき、「学びの幹」として磨いてきた「もの

大学院の教育課程

年限						
	4					博士課程 (医・歯・薬 (臨床))
5(3)	3	博士後期 課程	一貫制 博士課程	博士後期 課程(後 期のみ)		
4(2)	2					
3(1)	1					
2	学士6	修士 課程	博士前期 課程		専門職学位 課程	学士課程 (6年制)
1	学士5					
学士4	学士4	学士課程(4年制)				

※1 ここでの年限は標準年限

※2 専門職学位課程の標準修業年限は2年(法科大学院にあっては3年)

の見方・考え方・学び方を学ぶ力」、「真理を求め、自律的に学び続ける態度」をさらに高めるものです。

○目的

基幹教育を教育の根幹に据えることによって、自律的に学習し続ける主体としての「アクティブラーナー」を育成することを九州大学は目標としています。この目標のためには基幹教育は学部教育で閉じるものであってはなりません。初年次基幹教育、高年次基幹教育と連携しつつそれを継承し、発展させる必要があります。学びの根幹としての基幹教育は大学院教育においても重要な役割を果たさなくてはなりません。

大学院教育の重点は、もちろん各専攻における専門教育にあります。それゆえ大学院における基幹教育



は、専門教育と相補的な役割を果たすべきでありませす。この考えに基づき、大学院基幹教育の中心となるべき「基幹科目群」では、汎用的な能力を開発すること、また将来の高度な知識を持った職業人、あるいは研究者・教育者にとって必要な知識・技術の基盤を提供することを目的とします。それは基幹教育の仕上げであるような高いレベルのリテラシー教育、いわば「ハイエンドリテラシー」教育を目指しています。

学士課程における基幹教育と同様に、大学院基幹教育においても座学を中心とした単なる知識の伝授を避け、双方向的で学生のアクティビティを中心とした新しいタイプの科目を開講します。高度な専門性を身につけつつある大学院生が、自分と異なる専門分野の学生と協同して学習に取り組むことで、多様な観点を統合して問題を発見し解決する方法や能力を実践的に身につけることが可能となります。分野にとらわれない普遍性のある能力を開発し、複雑な問題の多面的な理解を目指しながら、専攻における研究の遂行・発展にも実践的に役立つ科目群を用意します。教員が(研究室での活動との有機的・補完的な有用性に着目し)履修することを指導する学生に推奨するような科目を目指します。

○構成等

大学院基幹教育は、理念・目的に則したその中心となる科目による「基幹科目」群とセンターや学府等

からの自主開講科目による「展開科目」群により構成されます。

自主開講科目については、開講の申し出に基づき、審査のうえ展開科目群に位置付けられることとなります。(開講に係る経費、人的支援等は原則として講義提供者の負担となります)

開講の申し出については、前期分は前年度の1月末まで、後期分は当該年度の7月末までとしています。手続き等については問合せ先まで照会願います。

なお、開講にあたっては、5、6限や土・日曜日の集中講義など大学院生が履修しやすい時間帯に授業を設定するよう努めています。

★もっと詳しく知るには

大学院基幹教育ホームページ：

http://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/campus_life/gs/index

◆問合せ先

学務部学務企画課教務係 092-802-5935

gapkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

教育の国際化

「留学生30万人計画」実施に向けて、文部科学省が平成21年度から開始した「国際化拠点整備事業(グローバル30)」に九州大学が採択されて以降、本学ではさらなる教育の国際化が進み、大学一体となって、留学生の募集から企業への就職を含む出口支援までの一貫した事業を推進し、アジアを代表する世界的研究・教育拠点大学としての機能を強化する取組を行ってきました。グローバル30事業は平成25年度で終了しましたが教育国際化の取組は継続しており、平成26年度に採択された「スーパーグローバル大学創成支援事業」により、本学は更なる国際化を推進していきます。この事業では、留学生増とともに、海外へ派遣される日本人学生増も目標の一つとなっています。

○教育の国際化促進

次のような施策により、平成35年度までに平成20年度現在の約4倍となる4,700人の留学生受入れを目指します。

(1) 2学部及び全大学院に国際コースを設置

平成27年10月1日現在、学士課程では、工学

部、農学部の2学部、大学院課程では、法務学府（法科大学院）を除くすべての大学院（17学府）で、英語による教育だけで学位が取得できるコースを計64コース開設しました。

(2) 留学生の受入体制を整備

サポート業務や宿舍の充実など留学生の受入体制を整備するとともに、地域との連携による支援体制も充実させます。

○教員の英語による指導力の向上

全学的な国際コースの開設に伴い、今後さらに英語による教育の機会が増加していくことが予想される中で、講義を担当する本学教員の「英語による教授能力」の向上を図るため、下記の事業を実施しています。

*「英語による教授能力」向上のための研修プログラム

リーズ大学（イギリス）において実施する2週間の研修プログラム（3月頃に実施。参加者10名程度）

○海外オフィス

- (1) 海外オフィス（当該地域において活動を行うため市中にオフィスを設置しているもの）
- (2) ブランチオフィス（主に当該大学との連携強化のため大学内にオフィスを設置しているもの）

*海外オフィス

- ①ロンドンオフィス、②カリフォルニアオフィス、

- ③ミュンヘンオフィス、④ソウルオフィス
 - ⑤北京事務所、⑥ワシントンD. C. オフィス、
 - ⑦カイロオフィス、⑧ハノイオフィス、
 - ⑨台北オフィス
- （活動内容）

活動内容はそれぞれ異なりますが、主に、優秀な留学生の受入れ拡大に向けた広報活動や海外の教育・学術研究動向の収集、本学教職員・学生に対する現地での活動支援などを行っています。

カリフォルニアオフィスでは、本学学生の短期語学研修等を実施しています。また、北京事務所では、遠隔会議システムを用いた現地面接試験にも利用できます。

*ブランチオフィス

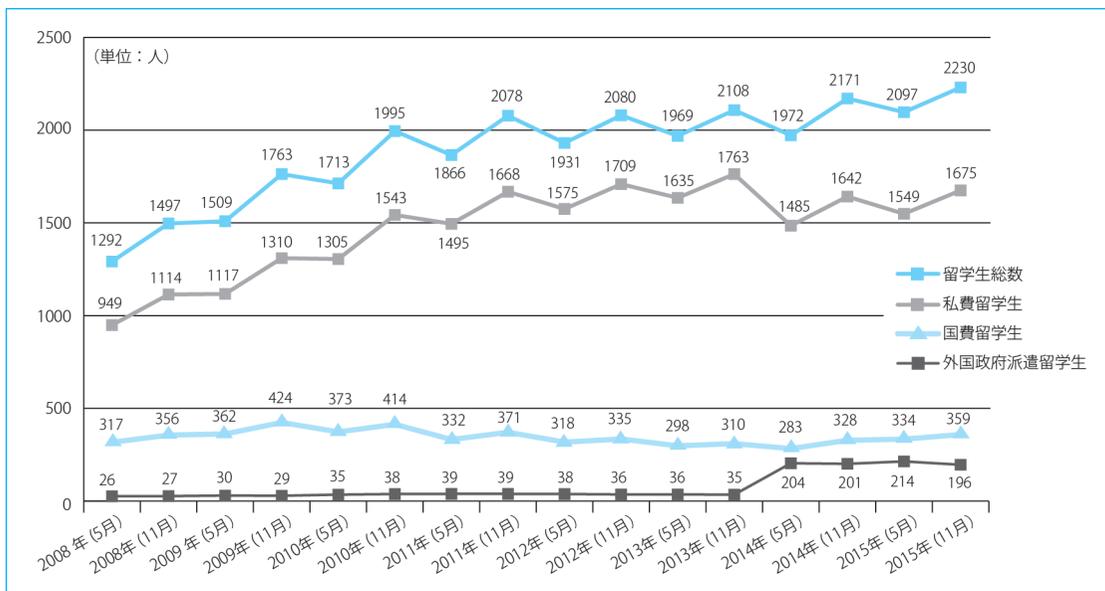
- ①ガジャマダ大学内ブランチ・オフィス（インドネシア）、②マヒドン大学内ブランチ・オフィス（タイ）
- （活動内容）

本学と当該大学との教育・研究面でのコーディネートや優秀な留学生獲得のための広報活動などを行っています。

○留学生の受入

九州大学は、海外の学生交流協定等に基づき、国費留学生制度、短期留学プログラム等により多くの留学生を受け入れています。

また、外国人留学生・研究者サポートセンターによる留学生の受入支援を行っています。



*留学生の受入人数

87カ国・地域から、2,231名の留学生を受け入れています(平成27年11月1日現在)。

*国費留学生制度

国費留学生制度とは、文部科学省が世界各国からの留学生の受入れを促進するために創設した制度です。

この制度への申請方法は、大使館推薦、大学推薦、(新たに海外から留学する者)、国内採用(九州大学に在籍中の私費留学生)の3つがあります。

*短期留学プログラム

(1)九州大学短期留学プログラム(JTW: Japan in Today's World)

留学生センターでは、平成6年度から海外の大学に在籍する学生を対象とした短期留学プログラム(JTW)を実施しています。本プログラムの期間は10ヶ月又は1学期で、日本における人文科学、社会科学及び自然科学等の各分野について英語による授業を実施するとともに、専門分野での自主研究の場も提供しています。

主に、大学間学生交流協定校からの交換留学生を受け入れています。

(2)日本語・日本文化研修コース(JLCC: Japanese Language and Culture Course)

留学生センターでは、平成12年度から外国の大学(学部)に在籍する学生を対象にした日本語・日本文化研修コース(JLCC)を実施しています。

コース期間は1年間で、国費外国人留学生(大使館推薦及び大学推薦)及び学生交流協定に基づく短期留学生(私費)を日本語・日本文化研修生として受け入れています。

(3)九州大学サマープログラム(ATW: Asia in Today's World)

アジアの将来を担うリーダーの育成に寄与することを目的として実施している約7週間のサマープログラムです。日本事情、文化を通してアジアを見るアジア研究コース(英語で授業を実施)、日本を実地に体験する見学旅行、日本人家庭でのホームステイ、さらに九州大学の学生との交流も含む内容で、総合的に日本を通してアジアを理解するプログラム構成となっており、毎年30人前後の学生を受け入れています。

(4)九州大学・ASEAN教育交流プログラム(AsTW: ASEAN in Today's World)

本学が海外で実施している2週間の教育プログ

ラムで、ASEANと日中韓を中心とする世界中の学生がASEAN域内の都市において共に学ぶ機会を提供しています。本プログラムは、若い世代にASEANをキーワードとして国際的な共通性を習得させ、次世代のアジアを担う人材を育てることを目的としています。

平成20年度から22年度はマヒドン大学(タイ)、23年度から25年度までアテネオ・デ・マニラ大学(フィリピン)で開催し平成26年度からはベトナム国家大学ハノイ校で開催しています。

*留学生の受入支援(外国人留学生・研究者サポートセンター関係)

急増する外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、受入の諸手続き、生活支援及び英訳の支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

○学生の海外派遣(交換留学含む)

九州大学は、海外の大学との学生交流協定等に基づき、交換留学制度、短期語学研修、長期派遣支援制度等により多くの学生を海外の大学へ派遣しています。

*私費留学生への経済的支援

私費留学生を対象に独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)文部科学省外国人留学生学習奨励費及び各種財団奨励金があり、情報提供や募集の受け付けなどを行っています。

*学生の海外派遣人数

786名の学生を42カ国の海外の大学等に派遣しています(平成26年度)。

*交換留学制度

大学間学生交流協定等に基づき、外国の協定校との間で学生の受入れ・派遣を行っています。授業料不徴収、単位互換可能、学生寮への優先的入居等のメリットがあり、留学生課を通して申請手続きを行います。

この他に、部局で独自に学生交換を行う、部局間学生交流協定に基づく交換留学制度があります。

*短期語学研修

九州大学全学協力事業基金による国際交流事業として、短期語学研修があります。これは交換留学へ

の動機付けを支援することを目的とするもので、九州大学が経費の一部を支援し、韓国及び中国・台湾に3～4週間派遣して、語学研修を実施しています。

また、アメリカ・サンノゼ州立大学における英語研修やタイ・マヒドン大学におけるタイ語・タイ文化研修も実施しています。

*学内留学

留学生センターが実施するJTW及びATWの授業は、基幹教育科目として一般学生にも開放されています。九大キャンパスにいながら、海外有名大学から参加する留学生と机を並べて英語で専門科目を学ぶことができる、貴重な機会を提供しています。

*学生の海外派遣支援

全学・部局が密に連携した戦略的・効果的な日本人学生の海外派遣を実現するため、「グローバル学生交流センター」を各キャンパスに設置しています。

○欧州連合の学術拠点・EUIJ九州

EUIJ九州(European Union Institute in Japan, Kyushu)は、欧州連合(EU)について深く、広く情報を発信する機関としてEU本部の委託を受け、九州大学・西南学院大学・福岡女子大学の3校によるコンソーシアム(共同組織)として平成23年4月に開設されました。(平成27年度からは九州大学と福岡女子大学の2校。)

EUIJ九州の開設を前に、平成22年12月には九州大学EUセンターが設立され、EUIJ九州の事務局として運営を支援し、また本学の学生及び教職員がEUに対する知識と理解を深めることに資する活動を行っています。

*教育

EU研究ディプロマプログラム(EU-DPs)を通してEUについての体系的学習の機会を提供します。

*情報発信

EU研究、EUに関する情報、及びEUIJ九州の活動を電子ジャーナル、ニュースレター等により発信します。

★もっと詳しく知るには

- ・外国人留学生・研究者サポートセンター Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/>

- ・国際部 Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb>
- ・EUIJ九州 Web サイト
<http://www.euij-kyushu.com>

◆問合せ先

- ・留学生の受入 / 学生の海外派遣について
学務部留学生課 留学生交流係 092-802-2269
intlrkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・外国人留学生・研究者サポートセンターについて
国際部外国人留学生・研究者サポートセンター
092-802-2280
intlgrksc@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・EUIJ九州について
EUセンター内 EUIJ九州事務局
092-642-4433
secretariat@euij-kyushu.com

教育関係の外部資金事業

文部科学省では、各大学が実施する教育改革の取組の中から、優れた取組を選び、補助金等でその取組を財政的に支援しており、これまでに多数の採択を受けています。事業期間終了後も、これまでの大学の事業の取組成果を大学全体で共有し、活用することが求められています。

○近年採択された主な事業

GP事業として今まで数多くのプログラムが実施され、本学はたくさんの採択を受けました。最近採択を受けたものとしては、次の取組があります。

*博士課程教育リーディングプログラム

優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え幅広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援

- ・採択された本学の取組
 - ①分子システムデバイス国際研究リーダー育成および国際教育研究拠点形成(工学府、理学府、システム情報科学府)【平成24年度採択】
<http://www.molecular-device.kyushu-u.ac.jp/>
 - ②グリーンアジア国際戦略プログラム(総合理

工学府、工学府)【平成24年度採択】
<http://www.tj.kyushu-u.ac.jp/leading/in-dex.html>

③持続可能な社会を拓く決断科学大学院プログラム(全学府)【平成25年度採択】
<http://ketsudan.kyushu-u.ac.jp/>

*国立大学改革強化推進事業

今後の我が国の再生に向けて、教育研究組織の再編成や外国人や実務家等の教員や役員への登用拡大、地域別・機能別の大学群形成に向けた連合・連携、効率的な大学運営のための事務処理等の共同化など、これまでにない深度と速度で行う国立大学改革を強化推進する取組を支援

・採択された本学の取組【平成24年度採択】
基幹教育の構築による新たな学士課程教育モデルの提起

*科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業

客観的根拠に基づく政策形成を行う高度専門人材や、「政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる研究者等の育成を支援

・採択された本学の取組【平成23年度採択】
科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業
<http://www.sti.kyushu-u.ac.jp/index.php>

*課題解決型高度医療人材養成プログラム

高度な教育力・技術力を有する大学が核となつて、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医師・歯科医師・看護師・薬剤師等を養成するための教育プログラムを実践・展開する大学の優れた取組を支援

・採択された本学の取組【平成26年度採択】
実践能力強化型チーム医療加速プログラム(医学部保健学科)

*未来医療研究人材養成拠点形成事業

急速に進展する高齢化等に伴う医療課題の解決に貢献し、国内外の医学・医療の発展を強力に推進するため、医療のパラダイムシフトの契機を生み出している人材を養成する、新規性・独創性の高い特色ある取組にチャレンジする大学の事業を支援

・採択された本学の取組【平成25年度採択】

①イノベーションを推進する国際的人材の育成
②地域包括医療に邁進する総合診療医育成
<http://www.sogo-k.com/index.html>

*がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン

複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、がん専門医療人養成のための拠点を構築することを目的として実施

・採択された本学の取組【平成24年度採択】
九州がんプロ養成基盤推進プラン(医学系学府、薬学府)
<http://www.k-ganpro.com/>

*大学間連携共同教育推進事業

国公私立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行う取組を支援

・採択された本学の取組【平成24年度採択】
未来像を自ら描く電気エネルギー分野における実践的人材の育成(システム情報科学府)

*グローバル人材育成推進事業

グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる「人財」の育成を図るため、大学教育のグローバル化の推進を目的とする事業。

・採択された本学の取組【平成24年度採択】(農学部)
<http://www.agr.kyushu-u.ac.jp/Gjinzai/>

大学の世界展開力強化事業()

世界に雄飛する日本として誇れる人材の育成を目指し、国際的な枠組みで、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国等の大学との協働教育による交流を行う事業に対して支援

・採択された本学の取組
①エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム【平成23年度採択】(総合理工学府)
<http://www.tj.kyushu-u.ac.jp/campus-asia/>
地球資源工学グローバル人材育成のための学
部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム
【平成24年度採択】(工学府)
<http://resource-tenkai.mine.kyushu-u.ac.jp/>
スパイラル型協働教育モデル：リーガルメイン

ドによる普遍性と多様性の均衡を目指して【平成24年度採択】（法学府）

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/sekaitenkai/>

*本事業は、国際部が窓口となって担当しています。

*グローバルサイエンスキャンパス

大学が、将来グローバルに活躍しうる傑出した科学技術人材を育成することを目的として、地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等を募集・選抜し、国際的な活動を含む高度で体系的な、理数教育プログラムの開発・実施等を行うことを支援

・採択された本学の取組【平成26年度】

世界に羽ばたく未来創成科学者育成プロジェクト

*スーパーグローバル大学創成支援（タイプA：トップ型）

「大学改革」と「国際化」を断行し、国際通用性、ひいては国際競争力の強化に取り組む大学の教育環境の整備支援を目的とする事業。

本学は、「世界大学ランキングトップ100を目指す力のある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学」を対象とするタイプA：トップ型に採択。

・採択された本学の取組【平成26年度採択】

戦略的改革で未来へ進化するトップグローバル研究・教育拠点創成

(Strategic Hub Area for top-global Research and Education - Kyushu University: SHARE-Q)

<http://www.share.kyushu-u.ac.jp/>

*教育プログラム採択状況

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/program/adoption/>

上記の取組のほか、過去に採択された本学の取組は次のとおりです。これらの取組については、文部科学省による財政的支援の終了後も、その成果を踏まえ、発展させています。

*大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）

大学の国際競争力の強化のため、留学生に魅力的な水準の教育を提供するなど、留学生受入れ等の環境整備を図る取組を支援

・採択された本学の取組（全学）

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/g30/>

*科学技術システム改革：戦略的環境リーダー育成拠点形成

途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）の育成を支援

・採択された本学の取組【平成22年度採択】

東アジア環境ストラテジスト育成プログラム

*質の高い大学教育推進プログラム

各大学のポリシーの明確化とPDCAサイクルの確立など組織的運営により教育の質向上とともに、広く社会に情報提供を実施

・採択された本学の取組

医療現場との情報双方向性を持つ保健学教育（医学部保健学科）

<http://imed.shs.kyushu-u.ac.jp/gp/>

専門知識に立脚した実践英語討議能力の育成（歯学部）

<http://www.dent.kyushu-u.ac.jp/projects/shitsutaka/>

*組織的な大学院教育改革推進プログラム

大学院における社会で幅広く活躍する高度な人材の育成機能を強化し、人材の国際的好循環を構築するため、コースワークの充実等の大学院教育の優れた組織的・体系的な取組を支援

・採択された本学の取組

クラスターによる最先端法学修士課程の構築（法学府）

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/>
先端研究者と高度専門家育成の理学教育（理学府）

<http://www.sci.kyushu-u.ac.jp/html/program/program.html>

産業技術が求める数学博士と新修士養成（数理学府）

<http://www.2.math.kyushu-u.ac.jp/gp/>

アジア都市問題を解くハビタット工学教育（人間環境学府）

<http://kyudai-archurb.jp/he/>

生物産業界を担うプロフェッショナル育成（生物資源環境科学府）

<http://www.bres-gp.jp/>

5つの力をもつシンセシス型博士人材の育成（システム情報科学府）

<http://gp.ees.kyushu-u.ac.jp/gp/index.html>

○GP事業に係る公募に申請する際の学内手続きについて

GP事業への申請の際は、教育担当理事を室長とする教育改革企画支援室の室員によるヒアリングを実施し、申請書類のブラッシュアップを図っています。また、申請件数に制限があるときは、このヒアリングの結果に基づき学内選考を行います。

申請の学内締切や学内ヒアリングの実施等は、部長あてに通知するほか、学内HPの「研究支援Web」<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fund-search/>にも掲載しています。

教育改革企画支援室では、教育の外部資金事業への申請についての相談を随時受け付けています。連絡窓口 学務企画課(下記問合せ先まで)

★もっと詳しく知るには

文部科学省HP：国公立大学を通じた高等教育改革の支援

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm

◆問合せ先

学務部学務企画課企画調査係 092-802-5928
gakikaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

EEP(教育の質の向上支援プログラム)

中期目標・中期計画に掲げる教育に関する目標・計画の達成に資する部局等の主体的な取組を支援することにより、教員及び組織の教育力の向上を図り、本学の教育改革を推進することを目的として、部局等に対し学内経費を措置し支援するEEP(教育の質の向上支援プログラム)を実施しました。【平成21～27年度】

なお、EEPは事業として一定の成果を挙げたものとして、平成27年度をもって終了し、平成28年度以降は継続課題のみの実施となります。

毎年度情報共有のため成果発表会を実施しています。是非ご参加下さい。

○これまでの実績

【予算規模】 (単位：千円)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15,000	35,000	47,910	58,000	58,000	58,000	58,000

【採択実績】

(単位：件)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
8	11	14	10	10	11	11

【過去に採択された取組の例】

- ・カリキュラム(教育課程・教育内容・方法・教材・学習環境など)の開発
- ・教育の国際化に関する取組
- ・教育、学習の成果の達成状況を検証・評価する取組
- ・修学支援に関する取組
- ・教員の職能開発に関する取組

○評価

採択部局は、プログラム実施期間中及び事後に、教育改革企画支援室による評価を受けていただきます。評価の結果によっては、経費措置中止・減額もあり得ます。

また、採択部局は、取組成果を全学FD等により報告いただくこととなります。

★もっと詳しく知るには

教育改革企画支援室HP：教育の質向上支援プログラム(EEP)成果発表会

http://www.kyushu-u.ac.jp/education/er/2014outcome_index.html

◆問合せ先

学務部学務企画課企画調査係 092-802-5928
gakikaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

高品質な教材の制作・支援・公開

○九州大学附属図書館付設教材開発センターとは

教材開発センターは、九州大学における教材の質を向上し、教育の質を改善するため、2011年4月に設置されました。センターは、教員の教材制作・支援、革新的な教材や教育方法を開発・提案するなど、以下のような様々な活動に取り組んでいます。

1. 教材制作支援

- ①教員が教材を制作する際に手間がかかる図や表の作成を支援します。
- ②教材を制作するためのソフトウェア、学習支援システムの使い方について講習会を開催するな

どして、教員のスキルアップを支援します。

③音と映像の相互関係を活かし、より効果的に学習可能な、今までにない映像コンテンツとしての教材を開発し、提案していきます。

④部局と協力・連携して、各種教材の共同制作・支援を行います。ビデオ教材によるMOOCs (Massive Open Online Courses)やSPOC (Small Private Online Course)等に対応できるようにスタジオを整備しており、英語を使ったビデオ教材を始め、高品質な教材の制作に注力します。

2. 授業の録画・公開

授業の録画、また撮影した授業映像の公開支援をします。授業映像を公開することで3つの大きなメリットがあります。

①授業映像を公開すると、当該学期は授業の復習に、次年度以降は授業の予習に使用でき、学生の学修時間を延ばし、内容の理解を促進させることが期待できます。

②授業映像を世界に公開することで、優秀な学生が来てくれる可能性が高まります。

③英語の授業映像を公開すると、優秀な外国人留学生在が研究室を希望する可能性が高まります。

3. 教材の公開

①制作した教材を公開する際に問題になる著作権処理を支援します。これによって、これまで著作権が未処理のために公開できなかった教材の公開を促進できます。

②制作した教材は、当センターやQOCWで公開し、映像教材の配信は、YouTube、学内サイト、iTunesUを利用できます。公開範囲を制御することもできます。

4. 教育・学習環境

①3DCG等のICTを活用した、分かり易い教材を開発し、授業などで利用することで、学生に学習内容に対する興味を喚起させ、内容理解を促進させることが期待できます。

②教員が話し、学生が聞くだけというこれまでの授業形態ではなく、学生も参加してともに学ぶという新たな教育・学習環境の提案・開発・普及を行うので、学生から見て、より楽しい授業ができることを期待できます。

★もっと詳しく知るには

・ 附属図書館付設教材開発センター

<http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/>

※録画した授業も上記から閲覧できます。

◆問合せ先

・ 附属図書館付設教材開発センター事務

tokyozai@jimu.kyushu-u.ac.jp 092-642-3983

学務情報システム

学務情報システムは、学生の基本情報や学籍異動などの学籍情報や履修成績情報を管理するシステムで、データベースシステムと事務職員が使用するクライアントシステム及び学生・教職員が使用するWebアプリケーションシステムから構成されています。このうち教員が使用するWebアプリケーションを「学務情報システム／教員用Webシステム」と呼んでいます。

また、同システムは大学から学生へ情報配信を行うポータルサイトとしての機能も有し、学生に対して自然災害時の緊急連絡のみならず、シラバスの閲覧、履修登録、成績確認、求人票の閲覧などのサービスの提供を行っています。

同システムは平成15年4月から運用を開始し、現在は学内の各関係システムへ基本情報の連携、データ提供を行う大学の基幹システムとなっています。

○ ログイン

学務情報システムへログインするには、全学共通ID (SSO-KID) が必要です。非常勤等で全学共通IDを持っていない方は、学務情報システム認証用IDを別途交付しますので、教務担当係へお尋ねください。また、非常勤の方でも、申請により全学共通IDを取得することができます。



○ 履修登録

履修登録は、学務情報システムを利用し、学生がWebにより登録しています。なお、医学部(保健学

科を除く)と歯学部の専攻教育科目、一部の大学院、集中講義等はWeb履修登録を行っていません。

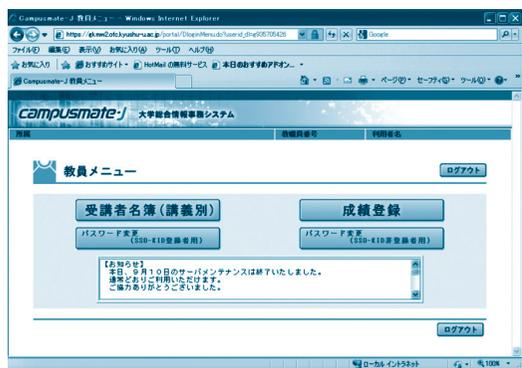
サーバ側で履修情報について、教員用Webシステムへの転送処理を行うと受講者名簿を教員用Webシステムでダウンロードすることができます。受講者名簿のダウンロードは、学外からも行うことができます。

○成績登録

授業科目の成績報告について教員用Webシステムを利用し、登録することができます。成績登録については、学内外から利用可能となっています。

ただし、学外から利用する場合は、マトリックスパスワードによる認証が必要です。(※マトリックスパスワードについては、<http://web.sso.kyushu-u.ac.jp/pw/qmax/>を参照してください。)

なお、保健学科を除く医学部の科目や一部の大学院、集中講義等については、教員用Webシステムを利用していません。成績報告の期間や提出方法については、各部局教務担当係へ確認してください。



○動作環境

学務情報システムの利用にあたり推奨するOS及びブラウザは次のとおりです。(平成28年1月時点)
(Windows) OS : Windows 7 以上

ブラウザ : 以下のブラウザで最新のバージョンを使用してください。

Internet Explorer/Edge/Firefox/Chrome

(Mac) OS : Mac OS X (最新のバージョンを推奨)

ブラウザ : 以下のブラウザで最新のバージョンを使用してください。

Safari/Firefox/Chrome

○メンテナンス時間

教員用Webシステムは、メンテナンスのため以

下の日時にサービスを停止します。

メンテナンス時間帯に利用すると、サーバへの接続が強制的に切断されて入力中のデータが保存できない場合がありますので、同時時間帯中のシステムの利用はお控えください。

- ・毎週 月曜～金曜 17:00～18:00
- ・毎週 日曜 1:00～2:00
- ・事務用システム定期保守日(毎月1回)18:15～翌8:30
- ・ゴールデンウィーク、年末年始など、休日が4日以上連続する日

●関連システム

○証明書自動発行システム

学生が在学証明書や学割証、健康診断証明書、成績証明書の交付を、各キャンパスに設置している証明書自動発行機から受けることができます。

★もっと詳しく知るには

- ・学務情報システム 教員用Webシステム
<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>
- ・教員用Webシステム操作マニュアル(基幹教育・全学教育科目編)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/class/learning/affairs/>
- ・教員用Webシステム操作マニュアル(専攻教育科目編)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/class/learning/affairs/>

◆問合せ先

- ・学務部学務企画課学務情報係 092-802-5939

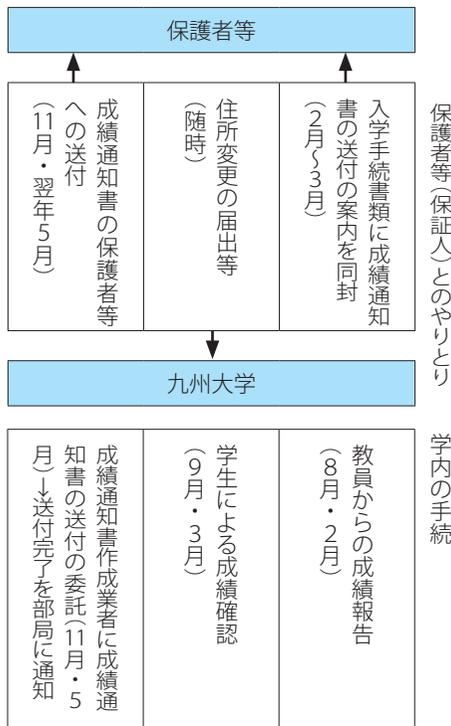
成績通知書の保護者等(保証人)への送付について

平成22年度以降入学者(学部学生)を対象に、その保護者等に対し、本学の修学指導への理解と協力を得ることを目的に、成績通知書を送付しています。

1年次から最終年次までの11月と5月の年2回送付し、最後の通知となる卒業時の成績は、4月に送付します。

なお、個人情報保護の対応から学生から同意書を徴しております。

成績通知書送付の流れ等



◆問合せ先

学務部学務企画課学務情報係 092-802-5939
gapjoho@jimu.kyushu-u.ac.jp

遠隔講義・会議システム

学生及び教職員のキャンパス間の移動の手間を節約し、また学生の授業の履修機会を増やすことを目的として、各キャンパスに遠隔講義・会議システムを整備しています。

○遠隔講義システム「qClass」

遠隔会議装置とプロジェクタ、ディスプレイを各キャンパスの教室に設置し、教員・学生のカメラ映像と、PCなどによる資料やプレゼンテーションの映像を送受信してキャンパス間で授業を行うことを可能にしています。このシステムは、部局などで独自に保有されている一般的なテレビ会議システムとの相互接続も可能です。遠隔講義システムは表1に示すように各キャンパスに合計15組が設置されています。

MCU (多地点接続装置)を併用すれば、通常は2

地点間でのみ可能な講義を、3地点以上、最大45地点まで同時に接続して授業を行うことも可能です。この遠隔講義システムを用いて3地点以上同時接続による授業を行う場合には、MCUへの登録が必要となりますので、下記掲載の教育情報サービス受付へお申込みください。

表1 遠隔講義システム設置場所

伊都キャンパス	センター1号館 1302号室 センター1号館 1307号室 センター1号館 1308号室 センター2号館 2307号室 総合学習プラザ207号室 (オートモチブサイエンス講義室1)
箱崎キャンパス (理系) (文系)	旧工学部本館2階 4番講義室 旧工学部5号館7階 701号室 (多目的講習室) 中講義室
馬出キャンパス	ウェストウィング棟3階 クリニカルスキルトレーニングセンター 実習実演試験室3,4 歯学部本館学生実習棟4階 チュートリアル室4-B,C 薬学部サイエンスプラザ2階 第一セミナー室 総合研究棟2階 205セミナー室
大橋キャンパス	5号館 525号室 5号館 533号室
筑紫キャンパス	E棟 101講義室

○遠隔会議システム

遠隔講義システムと同様の機能を持つシステムを、各キャンパスの会議室に設置しています。授業ではなく、キャンパス間での会議を開催するのに利用可能です。設置箇所については表2をご覧ください。利用については、会議室を管理するそれぞれの部局にお問い合わせください。

表2 遠隔会議システム設置場所

伊都キャンパス	椎木講堂 大会議室 椎木講堂 小会議室
箱崎キャンパス (貝塚)	本庁舎2階 第一会議室 旧工学部本館3階 第一会議室 人間環境学研究院会議室
大橋キャンパス	事務棟4階 小会議室
筑紫キャンパス	共通管理棟3階 中会議室

○利用申し込み

講義室及び会議室の利用申し込みは、以下のURLに掲載している各管理部署窓口へご相談ください。

★もっと詳しく知るには

・テレビ会議・遠隔講義支援サービス

<http://ecs.kyushu-u.ac.jp/VC/>

◆問合せ先

・教育情報サービス受付 092-642-4034

uketsuke@ecs.kyushu-u.ac.jp

学位：厳正な学位審査・通報窓口等

○学位(博士)について

本学において授与可能な学位には「博士」「修士」「専門職学位」「学士」の4種類があります。

そのうち、「博士」の学位については、日本においては最上位の学位であり、大学院博士後期課程の修了者、あるいは学府への論文提出により博士と同等の能力を持つと認められた者に対して大学から授与されます。前者を「課程博士」、後者を「論文博士」と呼び、いずれも各大学院における学位論文の審査により授与に値すると判定され、本学総長により学位を授与されます。



○厳正な学位審査体制等の確立について

*趣旨と本学における取組

近年、高等教育の国際化の中で、大学院教育の組織的な展開の強化と学位の国際的な通用性・信頼性の確保が求められていますが、昨今、他大学における学位審査及び取得にかかる不祥事に伴い、大学における厳正な学位審査体制等の確立及びその徹底についても要望されています。

本学においても、学位審査に関して大学教育職員に対し公明正大な態度で臨むことを徹底するとともに、①公開での博士論文発表会の実施、②共同研究者の同意書の必須化、③通報・相談窓口の設置等により透明性・客観性を確保するための学位審査体制の確立に努めています。

*通報窓口

本学では、本学が授与する学位の審査において、審査の透明性及び客観性の確保に努め、厳正な審査を実施するための体制の一つとして、学位審査に関する通報窓口を設置しています。

学位審査における不正などの通報・相談については、下記の問合せ先の窓口にご連絡ください。

【学位審査に関する通報窓口】

学務部学務企画課長補佐 電話)092-802-5912(ダイヤルイン)

★もっと詳しく知るには：www.kyushu-u.ac.jp/student/life/gakuituho.pdf

◆学位に関する問合せ先

学務部学務企画課教務係 092-802-5935

gapkyomu@jimukyushu-u.ac.jp

【その他の相談・通報窓口】

※ハラスメント相談・苦情申し立て：各地区のハラスメント相談員

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/harassment/>

※研究不正申立窓口

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/>

※研究費の不正使用に関わる通報窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention/madoguchi/>

※学生なんでも相談窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/contact/consultation/>

*通報者の保護

通報された方が通報したことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。

学位論文等剽窃防止のためのソフトウェア (iThenticate)

○概要

全教員が活用できる共通インフラとして学術論文等について独自性や引用に関する表記もれなどをオンライン上で既存の情報と照合することができる剽窃防止のためのソフトウェア (iThenticate) を平成26年7月に導入しました。

○導入の背景

インターネットの普及により、世界中の様々な情報を入手することが可能となった現在、論文等の作成において、他者の研究成果を正当なルールに基づかず悪意を持って使用する盗用や剽窃が行われる危険性が増しています。

また、学位論文は学術情報リポジトリを用いて公表することになり、論文の内容がより広い範囲で簡単に読まれることとなりました。このことから、大学が所有する学位授与の権能の信頼性を維持するためには、学位論文の独創性については、これまで以上に留意されなければならず、本学における論文作成のルール等の教育は、特に研究指導の一環として、日常的に行われているものの、今後はより厳正な対応が必要となることから剽窃をチェックするソフトウェアを導入することとなりました。

★もっと詳しく知るには

- ・学位論文等剽窃防止のためのソフトウェア (iThenticate)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/guide-system/ithenticate/>

◆問合せ先

- iThenticateの運用に関すること
学務部学務企画課教務係 092-802-5935
gapkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- iThenticateの技術・操作に関すること
情報統括本部学務教務支援事業室
092-642-4409
st-room@iii.kyushu-u.ac.jp

学生のメンタルヘルス

心身的にも社会的にもおとなとこどもの境界領域にある学生にとって大学生生活は、さまざまな経験の

場とも言えますが、いざ問題に直面した時に、それを学生自身の力で解決していくことが困難な場合もあります。その時は、教職員をはじめ、保護者、友人など学生を見守る関係者の助力が必要になります。

学生に関して、些細なことでも気になることがある場合は、教員と関係各部署が連携し早期に問題解決するためにも、是非、下記の窓口へ相談、または情報提供をお願いします。

また、学内において、カルト集団や過激活動集団による学生に対する勧誘なども見受けられますし、いじめや虐待、ハラスメント、社会的ひきこもり、さまざまな社会的逸脱行動、自殺、さらに近年徐々に若年層に浸透しつつある薬物乱用の問題などさまざまな問題がありますので、これらのような事例にも注意が必要です。

平成25年4月に、学生支援の業務組織が一本化されて有機的な連携を可能にするとともに、現在の学生支援のために必要とされている新たな機能を拡充することを目的として、「キャンパスライフ・健康支援センター」が新設され、同センターに所属する専任の教員等が専門的立場から支援を行います。

○キャンパスライフ・健康支援センター

- ・学生支援コーディネーター室

専任の学生支援コーディネーター (教員) が、部局等の教員と密接に連携をとり、高リスク学生の情報を把握し、学生に連絡をとり、状態を評価して、カウンセラーや精神科医に引き継ぎを行っています。

- ・学生相談室

専任のカウンセラー (教員) が、カウンセリングを中心として、学生としての生き方、対人関係、進路選択、修学上の悩みなど広く相談に応じています。また、各学部・学府から選ばれた相談員が、専門分野の修学に関する相談に応じています。

- ・健康相談室

医師 (教員) や保健師 (または看護師) が、学生の定期健康診断をはじめ、健康相談、精神保健相談、カウンセリング及び応急処置などを行っています。

- ・コミュニケーション・バリアフリー支援室

専任の教員が、障害のある学生の修学における機会の均等等を確保するために合理的配慮をすすめる支援を行っています。

- ・健康支援開発室

専任の教員が、全学学生の健康データを収集・分析・情報発信を行うとともに、健康面でリスクを抱える学生に対してグループ活動でのセルフケア指導

を行っています。

○ハラスメント相談室

専門の相談員がハラスメント(人としての尊厳を侵害する行為)に関する相談に対して助言やカウンセリングを行っています。

○留学生センター

留学生に対する日本語教育・日本事情教育および短期留学生プログラムの運営、並びに留学生指導・相談を行っています。なお、学生相談については、指導部門の教員が中心となり対応しています。

○何でも相談窓口

全学に6ヶ所の相談窓口があり、学務系職員が対応しています。学生のちょっとした疑問、質問、相談に対応する窓口の役割を持ち、相談内容により、キャンパスライフ・健康支援センター、ハラスメント相談室、留学生センターなどと連携し対応しています。

★もっと詳しく知るには

- ・学生相談室
<http://cg.rche.kyushu-u.ac.jp/>
- ・ハラスメント相談室
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/harassment/>
- ・キャンパスライフ・健康支援センター
<http://www.chc.kyushu-u.ac.jp/>
- ・留学生センター
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/center/home.htm>
- ・学生何でも相談窓口

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/contact/consultation/>

・参考資料

「学生生活ハンドブック」

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/pamphlet/guide>

「薬物のない学生生活のために」

<http://www.kyushu-u.ac.jp/student/pamphlet/yakubutu.pdf>

「教職員のための学生サポートブック(冊子)」

◆問合せ先

・キャンパスライフ・健康支援センター

箱崎地区 健康相談室 092-642-2287

学生相談室 092-642-3886

伊都地区ウエストゾーン

健康相談室・学生相談室 092-802-3297

伊都地区センターゾーン

健康相談室 092-802-5881

学生相談室 092-802-5820

コミュニケーション・バリアフリー支援室

092-802-5859

学生支援コーディネーター室

092-802-6020

大橋地区

健康相談室・学生相談室 092-553-4581

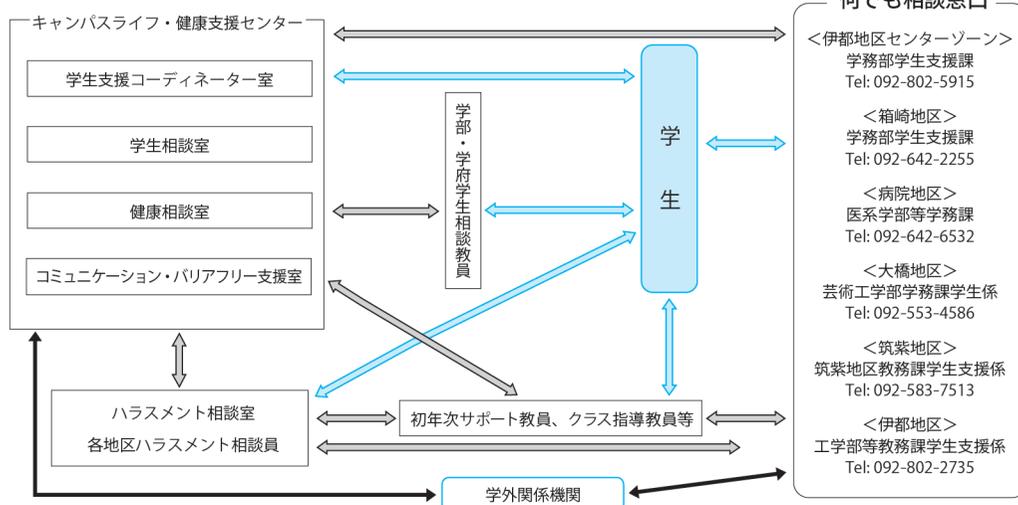
病院地区

健康相談室・学生相談室 092-642-6889

筑紫地区

健康相談室・学生相談室 092-583-7685

学生相談体制



- ・留学生センター
指導部門 092-642-2147
092-642-2149
092-642-2154
- ・何でも相談窓口
伊都地区(工学部等教務課学生支援係)
092-802-2735
伊都地区センターゾーン(学務部学生支援課)
092-802-5915
箱崎地区(学務部学生支援課)
092-642-2255
病院地区(医系学部等学務課)
092-642-6532
大橋地区(芸術工学部学務課学生係)
092-553-4586
筑紫地区(筑紫地区教務課学生支援係)
092-583-7513

学生の被害防止

学生は、学生生活を過ごすしていく中で、様々な危険に囲まれています。たとえば、薬物(大麻や麻薬等)、カルト集団からの勧誘及び交通事故等があげられます。教員は、そのような危険について十分な理解と知識を備え、学生の豊かな学生生活を実現するために、適切な指導について前向きに取り組むことが必要です。

○薬物乱用の防止

大麻等の薬物の使用、所持、売買等は重大な犯罪行為であるうえ、これらの薬物所持は、依存を引き起こす性質を持ち、心身両面に大きなダメージを与え、使用者本人のみならず、周囲の人、さらに、社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものであることを日頃より周知徹底しています。

取組状況は、以下のとおりです。

- ・警察等の協力を得て、毎年、新入学生を対象にした「薬物乱用未然防止のための講演会」を開催しています。
- ・各機関から発行される薬物乱用防止ポスター及びパンフレットを掲示・配布しています。

○喫煙防止

平成17年4月より、構内における「灰皿設置場所

以外での喫煙」及び「歩行喫煙」を禁止し、学内に周知徹底を通知されています。

ただし、馬出地区キャンパス(病院地区)においては、全ての来院者の健康維持及び受動喫煙防止の観点から、平成26年1月6日より、敷地内を全面禁煙とされています。

また、「九州大学喫煙対策宣言」のもとに「九州大学喫煙対策基本方針」が定められ、九州大学における適切な喫煙対策を実施し、快適な職場環境及び研究・修学環境の形成を目指して継続的な活動が行われています。

なお、「九州大学喫煙対策宣言」並びに「九州大学喫煙対策基本方針」は、以下のとおりです。

【九州大学喫煙対策宣言】

喫煙が及ぼす人体への影響は、喫煙者本人の健康に重大な悪影響を与えるだけにとどまらず、受動喫煙による非喫煙者への健康にも深刻な影響を与える恐れがあることは社会一般に良く知られるところである。

九州大学は、未成年者を含む学生、病院を利用する患者とその家族、近隣住民等が集まる公共の場でもある。今般の喫煙に対する社会認識の変化と大学の使命を踏まえ、受動喫煙による教職員、学生及び学内外関係者の健康被害を防止する必要がある。

よって、本学における適切な喫煙対策を実施し、快適な職場環境及び研究・修学環境の形成を目指して継続的な活動を行うため、下記のとおり「九州大学喫煙対策基本方針」を定める。

【九州大学喫煙対策基本方針】

(キャンパス内の禁煙)

1. 九州大学のキャンパス内は、指定された喫煙場所以外は禁煙とする。

(建物内の禁煙)

2. 九州大学の建物内は全面的に禁煙とする。

(喫煙者対策)

3. 喫煙者に対して禁煙指導等の対策を講じる。

(喫煙場所)

4. 喫煙場所には防火装置を設置する等、十分な安全管理を行い、利用状況を考慮して喫煙場所を漸次削減することとする。

○交通事故の防止

自動車・バイクの事故が多発しており死傷者が出るほど痛ましい交通事故に、毎年多くの大学生が遭

遇しており、交通ルールを厳守し、普段の生活から交通事故には十分に注意するように注意喚起を行っています。

本学の構内においても交通事故が多発しており、一般道と同様に交通ルールを守るよう注意喚起を行っています。また、年に1回、大学関係者及び警察関係者で相互に意見交換ならびに情報提供等を行い、大学生の交通マナー向上と交通事故防止を図ることを目的として、新入学生を対象にして『大学生の交通事故防止懇話会』を開催しています。事件・事故が多様化している時代に、学生が安心・安全な大学生活をおくれるように、教職員が常に危機管理意識を持ち、未然防止に努めています。

なお、交通事故の防止として次のとおり注意喚起を行っています。

①構内の交通マナー

構内においても交通事故が多発しており、一般道と同様に交通ルールを守る必要があります。

- ・暴走行為は大変危険ですから絶対にしないでください。見つけたら、警務員、ガードマン又は各学部の学生係等に通報してください。
- ・ヘルメットの無着用、50ccバイクでの二人乗り、運転練習は危険ですので行わないでください。また、バイクや車による過度の騒音は周りの迷惑になりますので注意しましょう。
- ・駐輪、駐車は定められた場所で行いましょう。

②自転車の運転に注意

街中や構内において、自転車の事故が増えています。運転者が加害者となるケースも多く、自転車の利用にあたって十分な注意が必要です。

- ・門から外に出るときは、十分に減速し、歩行者に注意を払いましょう。
- ・構内において、後ろから来た車やバイクとの接触事故が頻発しています。その主な原因である急な進路変更は大変危険です。
- ・携帯電話や音楽を聴きながらの自転車の運転は大変危険です。絶対にやめましょう。

○破壊的カルト集団等からの勧誘被害の防止

いくつかのカルト団体に関するトラブルが大きな社会問題になっていることから十分に注意するように注意喚起を行っておりますが、カルト団体に洗脳されてさまざまな活動をさせられている旨の報告があつてます。

九州大学の学内では、大学の許可を受けていないそのような勧誘活動は禁止されております。学内

で勧誘されたり、勧誘しているところを見かけたりした場合は、学務部学生支援課：Tel.092-802-5966に連絡をお願いします。

【様々な勧誘方法】

●アンケート調査を装った勧誘

「アンケートに答えてください」と声をかけ、個人情報(名前や電話番号)を聞き出す。

●ボランティア活動を装った勧誘

「いっしょにボランティア活動に参加しませんか」と声をかけ、個人情報(名前や電話番号)を聞き出す。

●自己啓発セミナーを装った勧誘

「今度勉強会(研修会・合宿等)があるので参加しませんか」と声をかけ、個人情報(名前や電話番号)を聞き出す。参加費の要求を行う。

●その他

「アルバイトをしてくれる学生を探しているんですが・・・」「今度レクレーションをするんだけど参加しませんか」「今度スポーツ大会があるんだけど参加しませんか」「一緒にカラオケに行ってみましょう」などと声をかけ、個人情報(名前や電話番号)を聞き出す。

【おかしいと思った時の対応】

- ・個人情報(氏名・電話番号・住所など)を絶対に教えない。
- ・はっきりと断る。その団体がよいものだと思い、善意で勧誘してくる人も多いため、たとえ勧誘した人が魅力的であり、やさしく思いやりのある人に思えてもきっぱり断る。
- ・カルト団体かどうかははっきりしない場合は、友人に相談したり、インターネットで勧誘を受けた団体について検索する。
- ・おかしいと思ったら迷わず学務部学生支援課へ相談する。

★もっと詳しく知るには

- ・「学生生活ハンドブック」

<http://www.kyushu-u.ac.jp/student/pamphlet/michishirube.pdf>

- ・「薬物のない学生生活のために」（文部科学省・厚生労働省・警察庁作成パンフレット）

<http://www.kyushu-u.ac.jp/student/pamphlet/yakubutu.pdf>

◆問合せ先

- ・薬物防止並びに喫煙防止について
学務部学生支援課学生支援係 092-802-5961
- ・交通事故及び破壊的カルト集団等からの勧誘被害の防止について
学務部学生支援課課外活動支援係
092-802-5966

学生の休学・退学等に係る指導

○休学及び退学

学生が休学や退学を行う場合は、所定の様式により願出を行い、許可を得ることとなります。その際、申し出を行った日の属する学期までの授業料を納めておくことが必要となります。学生から休学や退学の相談があった場合は、必要書類や提出期日を各部局学生担当係で確認するよう指導してください。

休学の申し出があった場合、指導教員が事前に当該学生と面談を行うとともに、他の救済方策について、キャンパスライフ・健康支援センター、学生相談室又は学務部等と協議し、休学が最善の方法であると判断される場合に限り、副審査を添えて休学願を提出させることとしています。

なお、休学には、学部通則及び大学院通則に掲げられている「疾病」及び「経済的理由」並びに「特別の事情」があります。特別の事情には、語学研修や海外事情調査・研究等の海外渡航、国内での長期にわたるインターンシップ、家族の看護、育児、就業など通学を継続することが困難な事情がある場合が該当します。

また、特にメンタル面の問題で休学していた学生が復学する場合、学生相談室やキャンパスライフ・健康支援センター等への相談が必要なときは、これらの機関と相互に連携を図り、修学指導を行うことが必要です。

○懲戒

学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、大学は教育的指導の観点から、非違行為を行った学生に対し以下に従った懲戒処分を行います。

[懲戒の種類及び内容]

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 6箇月以内の一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。
- (3) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、文書により注意を促すこと。

学生が非違行為を行うことがないように教職員が協力して生活指導を行うことが必要です。

★もっと詳しく知るには

九州大学学部通則 第26条～第37条

九州大学大学院通則 第33条～第40条

九州大学における学生の懲戒等に関する指針

停学中の学生指導等に関するガイドライン

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

学務部学務企画課教務係(休学・退学)

092-802-5935

gapkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

学務部学生支援課課外活動支援係(懲戒)

092-802-5966

gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

各部局学生担当係

http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

学生の経済支援・生活支援

九州大学では、充実した学生生活を過ごすことができるよう、学生への経済・生活支援を行っています。昨今の経済情勢から、学生及び保護者からの、このような支援に対する要望が高まっており、その要望に対応するため、支援に関する内容を十分把握し、学生へ正確な情報を提供することが必要です。

○入学金免除及び徴収猶予制度

1. 入学金免除制度について

経済的理由により入学金の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる入学者(大学院のみ)及び特別な事情があると認められた入学者(学部・大学院)を対象として、申請に基づき選考を行います。選考の結果、許可された場合は、入学金の全額又は半額が免除されます。

⇒ 申請資格等は **★もっと詳しく知るにはへ**

2. 入学料の徴収猶予制度について

経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる入学者及び特別な事情があると認められた入学者を対象として、申請に基づき選考を行います。選考の結果、許可された場合は、入学料の徴収が猶予されます。

入学料の徴収猶予は、入学料の納付を猶予するものであり、入学料を免除するものではありませんので、猶予期限までに入学料の全額を納付しなければいけません。

⇒ 申請資格等は **★もっと詳しく知るにはへ**

○授業料免除制度

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生及び特別な事情があると認められる学生を対象とし、学期(前期又は後期)ごとの申請に基づき選考を行います。選考の結果、許可された場合は、その学期分の授業料が免除(原則として全額免除、半額免除、4分の1の額免除)されます。

なお、後期に家計状況等に変更がないと見込まれる場合は、前期分申請時に後期分を併せて申請することができますが、選考については、学期ごとに行います。

⇒ 申請資格等は **★もっと詳しく知るにはへ**

○奨学金制度

奨学金には、現在奨学生の大半を占めている日本学生支援機構奨学制度と、校内奨学金制度及び地方公共団体・民間の各種奨学制度があります。

*日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、学資として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですので、貸与終了後は返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。ただし、大学院の第一種奨学金については「特に優れた業績による返還免除」の制度があります。

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。

・学部

第一種奨学金(無利子貸与)

自宅45,000円または30,000円

自宅外51,000円または30,000円

第二種奨学金(有利子貸与)

30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円

*上記5種類の月額から選択できます。

・修士課程、専門職学位課程

第一種奨学金(無利子貸与)

50,000円または88,000円

第二種奨学金(有利子貸与)

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円

*法科大学院において15万円を選択した場合、4万円または7万円の増額貸与を受けることができます。

・博士後期課程、博士(医・歯・薬(臨床)学)課程

第一種奨学金(無利子貸与)

80,000円または122,000円

第二種奨学金(有利子貸与)

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円

*上記5種類の月額から選択できます。

*学内奨学金

本学では、独自で実施している学内奨学金制度があります。募集の際は、所定の掲示板に掲示しますので、希望者は、該当する学生係等窓口へ申し出て出願手続を行います。

*民間・地方公共団体奨学金

この奨学制度には、大学を通して募集するものと、奨学団体が直接募集するものがあります。大学を通して募集する場合は、所定の掲示板に掲示しますので、希望者は、該当する学生係等窓口(学部1年生：学生支援課(伊都)、箱崎：学生支援課、箱崎以外：当該学生が所属する学生係等)へ申し出て出願手続を行います。

○保険制度

本学では、入学時において、学生教育研究災害傷害保険(学研災)に、加入することを勧めています。この保険は、大学の正課である講義、実験・実習、課外活動・各種大学行事(インターンシップ及びボランティア活動を含む)の参加中及び学内で生じた災害並びに通学中、大学施設等相互間の移動中の事故が補償の対象となるもので、全国規模の保険制度

です。

このほか、学外実習やインターンシップ等に参加する際に加入が必要な学研災付帯賠償責任保険、各学部・学院の特徴にあわせた保険などに加入することになっています。

○各種証明書

成績証明書等の各種証明書の発行については、在籍及び卒業された学部・大学院の学生担当係が対応しています。

また、在学証明書、健康診断証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)については、各地区に設置された自動発行機により学生自身が各自、受領することになります。

⇒ 各学部・学院の窓口一覧は、**★もっと詳しく知るには**へ

○寄宿舎情報

本学には、学生寄宿舎として伊都キャンパスにドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館(いずれも男女及び日本人と留学生の混住)、箱崎キャンパスに松原寮(男子学生専用)及び貝塚寮(女子学生専用)、大橋キャンパスに井尻寮(男子学生専用)があります。また、留学生専用の寄宿舎として留学生会館が香椎浜と井尻にあります。

*入寮資格

日本人学生の場合、原則、学部生・大学院生が入居でき、研究生、科目等履修生、聴講生等は入居できません。

留学生の場合、伊都キャンパス学生寄宿舎については、伊都キャンパスに所在する部局に受け入れる留学生、但し、一度入居したことがある留学生は除きます。留学生会館については、新規入学の留学生、但し、本人又は配偶者が既に福岡地区で生活している留学生は除きます。

*入寮時期

原則として4月と10月の年2回の入寮となります。なお、空室がある場合は、学生の経済状況等により中途の入居相談にも応じます。

*入寮期間

伊都キャンパスの学生寄宿舎は、原則として1年以内、伊都キャンパス以外の学生寄宿舎は、標準修業年限内となります。

留学生の場合、全ての寄宿舎において、原則として6ヶ月以内、但し、受入期間が1年以内の交換留学生、短期(プログラム)生の入居許可期間は、その留学期間となります(なお、学部1年生は1年以内)。

*選考

学生の選考については、家計の経済状況により選考されます。また、松原寮、貝塚寮、井尻寮については、寮委員(学生)による面接を行います。

留学生の場合、各寄宿舎の入居者選考基準により、選考します。

★もっと詳しく知るには

- ・ 入学料免除及び徴収猶予
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/>
- ・ 授業料免除
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>
- ・ 日本学生支援機構ホームページ
<http://www.jasso.go.jp/index.html>
- ・ 保険制度
<http://www.kyushu-u.ac.jp/education/life/insurance/>
- ・ 各種証明書
http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/
- ・ 寄宿舎情報(学生寄宿舎等)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/life/dormitory/>
- ・ 寄宿舎情報(留学生用寄宿舎)
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/housing/on/main.html>

◆問合せ先

- ・ 入学料免除及び徴収猶予、授業料免除について
学務部学生支援課学生納付金免除係
092-802-5948
- ・ 日本学生支援機構奨学金について
学務部学生支援課奨学金係 092-802-5932
- ・ 地方公共団体・民間各種奨学金について
学務部学生支援課奨学金係 092-802-5934
- ・ 通学定期について
学務部学生支援課学生納付金免除係
092-802-5948
- ・ 保険制度について
学務部学生支援課箱崎地区学生支援係

092-642-2261

・寄宿舎情報

日本人の学生寄宿舎について

学務部学生支援課寮務係 092-802-5991

留学生の学生寄宿舎について

学務部留学生課留学生支援係 092-802-2279

学生の課外活動

○クラブ活動概況

本学で活動するサークル数は、大学公認サークルが約110団体、各学部公認団体が約80団体あり、公認サークルに所属する学生数は約6,700名にのぼり、学生の課外活動は活発に行われています。

○主な行事一覧

*九州地区大学体育大会(7月、12月)

この大会は、課外活動体育活動の集大成として企画され、全九州地区の国・公・私立(短大を含む)大学の学生が集まって行われる学生スポーツの一大祭典です。

*全国七大学総合体育大会(通称:七大大戦、旧七帝戦)(7月~8月)

この大会は通称「七大大戦」と呼ばれ、かつての帝国大学であった九州・大阪・京都・名古屋・東京・東北・北海道の七大学が、毎年当番校を定めて、その地で開催する体育大会です。全31種目の競技が行われ、ポイントによる総合成績で大学間の覇を競います。

2015年の第54回大会は東北大学が主管となり、開催されました。2016年、第55回大会は、東京大学主管のもと、東京大学で開催されます。

*大学祭(九大祭(11月) 伊都祭(5月) 芸工祭(11月))

各サークルや各クラスの趣向をこらした催し物、学部研究室の一般開放、市民と学生のつどいなど地域社会との交流もいろいろ企画され、全学あげての多彩な祭典が繰り上げられます。

*九州大学学生後援会文化祭(11月)

文化系サークルの発表の場を提供するとともに、福岡市民に九州大学の学生サークルを知ってもらうことを目的に、九州大学学生後援会の支援のもと、

毎年1回、学生後援会文化祭を九大学研都市駅横の「さいとびあ」にて開催しています。

○顧問教員の役割

本学のサークル(公認団体)の顧問教員については、特に規定や規約等を制定していませんが、大学が公認する団体には、顧問教員が就任していることを一つの条件としています。

顧問教員は、精神的な協力者として側面から適切な指導助言を行う立場にあります。

★もっと詳しく知るには

九州大学サークルホームページ

<http://circle.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

九州大学大学祭等イベントのホームページ

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/extracurricular/kyu-festa/>

九州大学学生後援会

<http://gkouen.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

学務部学生支援課 課外活動支援係

電話 092-802-5966

FAX 092-802-5990

e-mail gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

(参考)全学公認サークル一覧

*体育系サークル(体育総務部所属サークル)

合気道部、アイスホッケー部、芦原空手部、アメリカンフットボール部、応援団、空手道部、弓道部、剣道部、航空部、硬式ソフトボール部、硬式庭球部、硬式野球部、ゴルフ部、サッカー部、山岳部、自動車部、柔道部、準硬式野球部、少林寺拳法部、水泳部、スキー部、ソフトテニス部、体操部、卓球部、テコンドー部、軟式野球部、馬術部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、バドミントン部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、ハンドボール部、フェンシング部、漕艇部、洋弓部、ヨット部、ラグビー部、男子ラクロス部、女子ラクロス部、陸上競技部、錬心館空手部、ワンダーフォーゲル部、サイクリング同好会、トライアスロン愛好会、ハンググライダー愛好会、ラケットボール愛好会、ウィンドサーフィン愛好会、水球部、チアリーディング部、九大ツーリングクラブ、体育総務委員会

*文化系サークル

囲碁部、映画研究部、英語研究部(E.S.S)、S F研

究部、演劇部、音楽鑑賞部、会計学研究会、ギターアンサンブル、グリーンクラブ、軽音楽部ジャズ研究会、国際親善会、混声合唱団、茶道部(裏千家)、茶道部(表千家)、写真部、将棋部、書道部、吹奏楽団、生物研究部、タップダンスサークル、探検部、男声合唱団コールアカデミー、地学研究部、鉄道研究同好会、ディベートクラブ(QDC)、鳥人間チーム、能楽部、バンド同好会、美術部、百人一首愛好会、フィルハーモニーオーケストラ、フォークソング部(Q-FOLK)、物理研究部、舞踏研究部、文芸部、邦楽部、放送研究会、法律相談部、ボランティアサークル、漫画研究部、マンドリンクラブ、落語研究会、ロック研究会(Be-Rock)、PLANET-Q、ICPCチャレンジ部、民族舞踊研究会、マジックサークル、アニメーション研究会、模型部、Ecoa、ピアノの会、ATP、カフェ運営サークル茶処、ジャグリング部、アコースティックギターサークル(unplugged)、アカペラサークル(harmoQ)、クイズ研究会、ポケモン研究会、manavee九州キャンパス、ロボコンチームKURT、ヒューマノイドプロジェクト、まちじかんプロジェクト、糸島空き家プロジェクト

学生のキャリア支援・就職支援

学生のキャリアアップと就職活動をサポートするために、キャリア支援・就職支援に係るガイダンスやプログラム等を実施しています。学生支援課では、全学的な支援を行っており、その主な支援内容は以下のとおりです。

学部においても独自の支援が行われており、例えば、学部を限定した求人情報、学校(教授、学部・学府長)推薦等、学生に対するより身近な情報の提供等については、各学部・学府学生係が担当しています。

また、理系学部・学府の各学科・専攻等では、「就職担当教員」が学科事務室や学部・学府学生係と協力しながら、文系学部・学府では、学部・学府学生係が主となり、指導教員等と連携しながら支援を行うこととしています。

学生に対しては、提供される貴重な情報を見逃さないよう留意するとともに、「学務部学生支援課」、「各学部・学府学生係」、「各就職担当教員」及び4キャンパスに配置された「進路・就職アドバイザー」を有効に活用し、自身のキャリアアップを図り、悔

いの残らないような進路選択となるようご指導をお願いします。

○キャリアガイダンス(低年次学生向け)

主に低年次の学生(学部1・2年生)を対象とした、「主体的に進路を選択する能力の育成や就業意識の形成」を支援するガイダンスです。内容は外部講師による講義やOB・OGによる講演等を実施しています。

○自己啓発プログラム

コミュニケーション能力を育成するためのスキルアッププログラムです。

*TOEIC対策プログラム(英語)(実施時期;10月~11月<6週間コース・土日集中コース>)

就職後、あるいは大学院進学後に求められる実践的な英語能力を在学中に身に付けさせることを目的としたプログラムです。事前・事後にTOEIC・IPテストを実施してプログラムの効果を検証します。

○インターンシップ(実施時期;主に夏休みや春休み等の長期休業期間中)

インターンシップとは、学生が実際に企業等で働いてみる研修制度であり、実際に就業体験することで、本当に自分のやりたいことが何であるのか等を知る絶好の機会です。本学では、公的団体等と連携して、主に春休みと夏休みの期間を利用して学生が参加しています。

○公務員試験対策講座(実施時期;通年(4月~))

公務員志望者を対象に、九州大学生生活協同組合との共催の下、学内において開講しています。学生の利便性を考慮して、市価よりも安価で、かつ開講場所が学内であるため受講にも便利で、経済的にも時間的にも学生の負担が軽減され効率的に受講できます。

○就職ガイダンス, 就職セミナー

*就職ガイダンス

主に企業就職希望者を対象に、就職活動の概要、企業の選考スケジュール、業界・企業研究の仕方、自己分析及び面接対策について、主要な就職支援会社等(リクルートキャリアやマイナビ等)から講師を招き、実践的就職活動のアドバイスを行う就職ガイダンスを実施しています。

また、公務員希望者を対象に、国家機関・地方公共団体の人事採用担当者を招いて、各機関の業務内容や採用方針等の説明を行うガイダンスを実施しています。

*就職セミナー

実践的な就職活動の心得から、エントリーシート対策、企業の人事担当者によるパネルディスカッション、各業界の傾向等を説明する業界研究セミナー、多様化する面接試験を勝ち抜くための面接講座やグループディスカッション講座まで、幅広く実施しています。

○企業説明会

*学内個別企業説明会(実施時期；通年)

企業等による個別の会社説明会です。月～金曜日の午前若しくは午後で、箱崎地区内の会場を貸し出し、1年を通じて実施しています。

*学内合同企業説明会

企業による採用広報活動の開始に合わせ、3月に約500社の企業の人事担当者を招いて実施する学内最大規模の合同企業説明会です。平成27年度は九州大学同窓会連合会主催として実施しました。

*就職フェア

採用内定を獲得できていない学生のために、企業等の人事担当者を本学に招いて面談形式で実施する説明会です。

*留学生JOB FAIR

対象を本学の留学生に特化した企業説明会です。ブース形式で実施し、就職ガイダンス・就職個別相談も同時開催で実施しています。

○就職相談(実施時期；通年)

箱崎・伊都・大橋・筑紫の各キャンパスに、豊富な経験と専門的な知識を持った専門家を「進路・就職アドバイザー」として配置し、就職情報の提供及びエントリーシートに係る記入指導等の書類対策、自己PR・面接対策、進路選択相談等、就職活動全般にわたる指導・相談をきめ細かに行っています。

○博士課程学生のための就職支援

博士の学位取得者及び学位取得を目指す者(以下、「博士人材」という。)を対象に、就職相談、博士人材を対象とした中長期のインターンシップ、博士人材のための企業説明会等を実施しています。

○就職情報・就職活動情報の提供(実施時期；通年)

*就職情報室

箱崎文系地区・伊都地区ウエストゾーンに、全学的な就職情報を提供する場所として就職情報室を設置しています。求人情報・就職に関する資料の閲覧等自由に利用することができます。

*求人情報公開(求人情報 Web システム)

企業から届いた求人票や企業パンフレットは就職情報室で閲覧できるように掲示等を行い、併せて、企業情報(資本金や連絡先等)や求人票(PDF)をWeb上で閲覧できます。

*印刷物の作成

学生用として、就職活動の方法等を示した「就活手帳」、「就活体験記」を作成しています。

★もっと詳しく知るには

・学務部学生支援課ホームページ

①学生の皆様→就職支援

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/support/work/>

②企業の皆様→就職関連

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/support/work/>

◆問合せ先

・学務部学生支援課キャリア支援係

TEL:092-802-5903

○キャリアガイダンス(低年次学生向け)

○自己啓発プログラム ○インターンシップ

○公務員試験対策講座 ○公務員関係セミナー

○博士課程学生のための就職支援

○学内個別企業説明会

・学務部学生支援課就職支援係

TEL:092-802-5897

○就職ガイダンス(企業、セミナー)

○学内合同企業説明会

○就職フェア ○就職相談

○就職情報室、求人情報公開(求人情報 Web システム)、印刷物の発行関係事項 ほか就職支援の総括

入学試験の種類、実施時期と実施体制

九州大学では、学部入試において一般入試を実施するほか、AO入試(21世紀プログラムを含む)、帰国子女入試及び私費外国人留学生入試を実施します。

また、大学入試センターと協力して、大学入試セ

ンター試験を実施します。

なお、入学試験においては、教員が監督業務等に
従事することになります。

○大学入試センター試験

[実施時期]

毎年度1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日

[実施体制]

大学入試センター試験は、総長の下、入学試験実施委員会委員で構成する実施本部を設置し、学内外に11の試験場を設定します。同試験は、全学協力体制で行うことを原則とし、各試験場長は各学部長等をもって充て、監督者等は、各部署の教職員数に応じて按分で割り当て、当該部署長を通じて依頼します。

○九州大学が実施する入学試験

[入学試験の種類と実施時期]

[実施体制]

入学試験の種類		入学試験の実施時期
一般入試	前期日程	2月25・26日
	後期日程	3月12日
AO入試Ⅰ (教育学部)		1次選抜：10月中旬 2次選抜：11月下旬
AO入試Ⅱ (法学部・理学部・ 医学部保健学科・ 歯学部・芸術工学 部・農学部)		1次選抜：11月下旬～12月中旬 2次選抜：1月下旬
AO入試 (21世紀プログラム)		1次選抜：10月上旬～10月中旬 2次選抜：10月下旬～11月上旬
帰国子女入試		2月25～27日
私費外国人留学生入 試(4月入学)		2月26・27日
私費外国人留学生入 試 (10月入学：国際コ ース) (工学部・農学部)		1次選抜：2月上旬～2月中旬 2次選抜：2月下旬～3月上旬

※上表は、平成28年度の入学者に係るもの

九州大学が実施する入学試験は、原則として当該学部の教職員によって実施されます。但し、一般入試、AO入試(21世紀プログラム)、帰国子女入試、私費外国人留学生入試の出題・採点等の業務については、全学的な体制の下で業務に当たることになり、その任務に従事する必要が生じた場合は、当該部局

長を通じて依頼します。

○3年次編入学試験、大学院入試

当該学部・学府等の教職員によって実施・運営されます。

★もっと詳しく知るには

- 九州大学入学選抜情報

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/admission/>

◆問合せ先

- 一般入試
学務部入試課入試第一係 092-642-2265
- 大学入試センター試験・帰国子女・私費外国人留学生入試
学務部入試課入試第二係 092-642-4300
- AO入試
学務部入試課入試第三係 092-642-4488
- 3年次編入学試験・大学院入試
各学部・学府の学生係まで(下記アドレスに掲載)

http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

研究

主幹教授制度

九州大学は、学術憲章に示されているように、人類が長きにわたって遂行してきた真理探究とそこに結実した叡智を尊び、これを将来に伝えてゆくとともに、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を生み出してゆくことを使命としています。そのためには、自由闊達な発想と洞察をもって、常に高みを目指し、新しい地平を切り開いてゆく挑戦が求められます。

主幹教授制度は、このような高度の研究活動を推奨し、支援し、さらに活性化するために、本学の教授のうち、その専門分野において極めて高い業績を有し、かつ、本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に「主幹教授」の称号を付与するものです。

主幹教授の称号を付与される者の要件としては、本学の教授のうち、専門分野における業績が極めて顕著であり、将来にわたり本学の研究活動の推進に中核的な役割を果たすことが期待されるもので、かつ、原則として、科学研究費助成事業の大型種目(特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究(S)、基盤研究(A)(ただし、人文社会科学系に限ります。))、学術創成研究費)や大型研究プロジェクトなどに採択された代表者となります。

主幹教授には、上記の要件を満たす研究プロジェクトの実施期間において、給与面での優遇措置、先導的学術研究拠点(当該研究プロジェクトを推進する先導的学術研究センターをいう。)を設置、外国人研究者を招へいする経費を全学的に支援します。な

お、外国人研究者を招へいした場合は、本学の国際教育を充実させるため、深い見地を活かし、基幹教育、関連する学府・学部教育における国際教育に係る授業科目を担当していただきます。

★もっと詳しく知るには

- ・主幹教授制度について

<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/rule/zenbun/2008sonota038.pdf>

◆問合せ先

- ・制度全般について

研究推進部学術研究推進課企画係
092-802-2323

- ・先導的学術研究拠点の設置について

企画部企画課企画係 092-802-2179

- ・外国人研究者の雇用経費等について

財務部財務企画課総括予算係 092-802-2341

科学研究費助成事業

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に進展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビュー(注1)による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

(注1)ピア・レビュー…専門分野の近い研究者による学問的

本学の教授で、極めて高い業績を有し、かつ、
本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に主幹教授の称号付与



意義についての評価。延べ約6千人の研究者が、書面審査、合議審査及びヒアリングに関わっています。

科学研究費助成事業では、若手研究者の自立を支援する「若手研究」や、学問の新たな領域の形成や挑戦的な研究を支援する「新学術領域研究」や「挑戦的萌芽研究」など、研究の段階や規模に応じて、応募・審査をやすくするため、様々な「研究種目」が設定されています。

*応募スケジュール

例年、9月に文部科学省及び日本学術振興会から「公募要領」が公表され、応募が開始されます。(例年、11月中旬頃が応募締切り日となります。)、応募者は、【科研費 電子申請システム】により応募手続きを行います。

審査員による審査後、翌年度4月(注2)に研究機関長あてに審査結果が通知されます。

(注2) 審査にヒアリングを含む研究種目については、審査結果の通知時期が異なります。詳細は公募要領に記載されています。

*科学研究費助成事業の応募についてはこちらのHPから(注3)

【科研費 電子申請システム】

<http://www.shinsei.jpsps.go.jp/kaken/index.html>

(注3) 応募の際は事前にシステムにログインするためのID・パスワードの発行手続きが必要です。

詳細は所属部局の科学研究費助成事業事務担当係(下記一覧参照)にお問い合わせください。

*基金化について

年度にとらわれずに研究費の使用ができるよう、平成23年度に日本学術振興会に基金が創設されました。

それにより、基金化した種目では、複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究の進展に合わせた研究費の前倒し及び次年度使用など、会計年度にとられない研究費の柔軟な執行が可能となりました。

★もっと詳しく知るには

- ・文部科学省 科学研究費助成事業 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
- ・日本学術振興会 科学研究費助成事業 HP
<http://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・九州大学 研究支援 Web
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/kaken/>
- ・九州大学 学術研究推進支援機構 HP
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・科学研究費助成事業の事務手続きについて
各部局の科学研究費助成事業事務担当係(下記一覧参照)
- ・科学研究費助成事業制度、事務手続き全般について
研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2328、2329

平成27年度科学研究費助成事業等事務担当者一覧

2015/10/27

部局等名	事務担当係	TEL (内線)	FAX	メールアドレス
人文科学研究院	貝塚地区総務課学術係	(箱崎 99) 8830	99-2349	kasgaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館付設記録資料館 (九州文化史資料部門)				
人間環境学研究院		(箱崎 99) 7356		
法学研究院				
経済学研究院	附属図書館事務部付設記録資料館	(箱崎 99) 2511	99-2507	sekitan@jimu.kyushu-u.ac.jp
理学研究院	理学部等事務部学術企画係	(伊都 90) 4007	90-4005	rixkenkyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
数理学研究院				
その他部局等 (理)				
アイソトープ統合安全管理センター (箱崎地区)				
総合研究博物館				
国際宇宙天気科学・教育センター				
マス・フォア・インダストリ研究所				
先端素粒子物理研究センター				
高等研究院 (理)				
量子ナノスピ物性研究センター				
アイソトープ総合センター (伊都地区)				

生体防御医学研究所	医系学部等事務部学術協力課研究戦略係	(馬出 91) 6782、6780	91-6776	ijkkaken@jimu.kyushu-u.ac.jp				
医学研究院								
薬学研究院								
歯学研究院								
アイソトープ総合センター (馬出地区)								
環境発達医学研究センター								
免疫機構研究センター								
癌幹細胞研究センター								
高等研究院 (医系)								
循環器病未来医療研究センター								
動的構造生命科学センター	(馬出 91) 7365			ijksenryaku@jimu.kyushu-u.ac.jp				
その他部局等 (医)								
先端医療イノベーションセンター	特定大型研究支援センター馬出地区研究支援室運営支援係	(馬出 91) 4982	91-6405	mdtsien@jimu.kyushu-u.ac.jp				
先端融合医療レドックスナビ研究拠点	特定大型研究支援センターレドックスナビ研究拠点特別支援室庶務係	(馬出 91) 6862	91-6024	rnakensien@jimu.kyushu-u.ac.jp				
先端融合医療創成センター								
工学研究院	工学部等総務課研究企画係	(伊都 90) 2730	90-2712	kenkyo@kj.kyushu-u.ac.jp				
システム情報科学研究所								
システムL S I 研究センター								
超伝導システム科学研究センター								
未来化学創造センター								
鉄鋼リサーチセンター								
日本エジプト科学技術連携センター								
プラズマナノ界面工学センター								
バイオメカニクス研究センター								
中央分析センター (伊都地区)								
分子システムデバイス国際リーダー教育センター								
味覚・嗅覚センサ研究開発センター								
高等研究院 (工)								
分子システム科学センター								
小分子エネルギーセンター								
革新的マーケットデザイン研究センター					(伊都 90) 7755			
水素エネルギー国際研究センター	伊都共通事務部総務・大型研究支援課学術研究支援係	(伊都 90) 2405	90-2438	itoktsshien@jimu.kyushu-u.ac.jp				
稲盛フロンティア研究センター								
最先端有機光エレクトロニクス研究センター								
水素材料先端科学研究センター								
共進化社会システム創成拠点	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門研究支援・国際連携グループ	(伊都 90) 7445	90-6939	wpikenkyu@jimu.kyushu-u.ac.jp				
次世代燃料電池産学連携研究センター								
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	芸術工学部事務部総務課企画・広報係	(大橋 95) 4570	95-4593	gkskenkyo@jimu.kyushu-u.ac.jp				
芸術工学研究院								
高等研究院 (芸工)	農学部事務部戦略企画係	(箱崎 99) 8906	99-2804	noxssubsidy@jimu.kyushu-u.ac.jp				
農学研究院								
附属農場、附属演習林								
生物環境利用推進センター								
熱帯農学研究センター								
有体物管理センター								
高等研究院 (農)								
比較社会文化研究院	地球社会統合科学府等庶務係	(伊都 90) 5765	90-5791	hbssyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp				
言語文化研究院								
基幹教育院	学務部基幹教育課運営支援係	(伊都 90) 5921	90-5990	gazsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp				
総合理工学研究院	筑紫地区事務部庶務課研究協力係	(筑紫 93) 7504	93-7060	srskaken@jimu.kyushu-u.ac.jp				
応用力学研究所								
先導物質化学研究所 (筑紫地区)								
先導物質化学研究所 (旧箱崎地区)								
中央分析センター (筑紫地区)								
産学連携センター								
炭素資源国際教育研究センター								
シンクロトン光利用研究センター								
グリーンアジア国際リーダー教育センター								
伊藤極限プラズマ研究連携センター								
エネルギー基盤技術国際教育研究センター								
高等研究院 (筑紫)					(筑紫 93) 8304			

情報基盤研究開発センター	情報システム部情報企画課企画総務グループ	(箱崎 99) 8226	99-2294	ogssyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
附属図書館	附属図書館事務部図書館企画課庶務係	(箱崎 99) 8250	99-2330	tokshomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
持続可能な社会のための決断科学センター	決断科学大学院プログラム支援室	(伊都 90) 6048	90-6057	ketsudan@jimu.kyushu-u.ac.jp
大学病院	病院事務部戦略企画課研究支援係	(馬出 91) 3574 (馬出 91) 5047	91-5008	byssien@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等 (病院以外の医)	医系学部事務部財務課経理第一係	(馬出 91) 6006 (6704)	91-6022	ijzkeiri1@jimu.kyushu-u.ac.jp
医学研究院等 (病院以外の医以外)	医系学部事務部財務課経理第二係	(馬出 91) 6005 (6027)	91-6022	ijzkeiri2@jimu.kyushu-u.ac.jp
留学生センター アジア太平洋未来研究センター 韓国研究センター	国際部国際企画課国際交流係	(伊都 90) 2218	90-2225	intlkkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
大学評価情報室	企画部企画課調査係	(伊都 90) 7026	90-2178	kikchosa@jimu.kyushu-u.ac.jp
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	産学・社会連携課連携企画室連携企画係	092-832-2122	092-832-2146	snsrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp
学術研究・産学官連携本部	学術研究推進課研究資金係	(伊都 90) 2329	90-2390	sykkaken@jimu.kyushu-u.ac.jp
新キャンパス計画推進室	施設部施設企画課総務係	(箱崎 99) 2213	99-2207	ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
科学技術イノベーション政策教育研究センター 教育改革企画支援室	学務部学務企画課総務係	(伊都 90) 5924	90-5990	gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp
大学文書館	総務部総務課総務第三係	(箱崎 99) 2292	99-7646	syssomu3@jimu.kyushu-u.ac.jp
環境安全衛生推進室	総務部職場環境室安全衛生係	(伊都 90) 2263	90-2239	syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp
男女共同参画推進室	総務部職場環境室職場環境係	(伊都 90) 2262	90-2239	syjshokuba@jimu.kyushu-u.ac.jp
百年史編集室	総務部同窓生・基金課基金事業係	(伊都 90) 2153	90-2149	sykkikin@jimu.kyushu-u.ac.jp

競争的資金制度

競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されているとおり「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する研究開発資金」のことを指します。

つまり、競争的資金は研究者の実績と創意を評価して個人の研究を支援することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与するための根幹的な研究資金です。

★もっと詳しく知るには

- ・「競争的資金制度一覧」はこちらのHPから
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>
 - ・競争的資金の応募についてはこちらのHPから(注)
【府省共通研究開発管理システム(「以下、e-Rad」)】
<http://www.e-rad.go.jp/>
- (注) 応募に際してはe-Radによる応募手続の他に、

併せて紙媒体での申請も必要となる場合がありますので、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。

- ・九州大学 学術研究推進支援機構HP
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2327

研究助成金

研究助成金とは、民間の財団法人等が、各々の財団ごとに、研究助成金の趣旨や研究助成の対象分野、助成金額を定め、募集を行う制度です。

各研究者は、各々の研究助成金の内容や対象等を「応募要項」等で確認し、各自で、各研究助成金の趣旨にあったものに応募します。

募集を行った財団法人等は、応募者から送付された申請書(応募書類)を、各財団の定めた選考基準に照らして審査を行い、助成対象者を決定します。

なお、各研究助成金が以下のいずれかの条件を満たす場合は、大学へ寄附し経費管理を行わなくてはなりません。

- (1) 当該職員の職務上の教育研究活動等を奨励するもの
- (2) 当該職員が個人の資格で行う研究活動等を本学の施設又は設備を使用して行うもの

★もっと詳しく知るには

・応募について

助成金等の募集情報

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fundsearch>

注意! 研究助成金の中には、応募時に総長推薦が必要な助成金、部局長推薦が必要な助成金、大学ごとに申請件数に制限がある助成金((例)九州大学で1件等)があります。

その場合は、学内で推薦に係る事務手続きや応募者の調整を行う必要がありますので、それらの条件のある助成金に応募される場合は、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせ下さい。

・経費管理について

国立大学法人九州大学寄附金取扱規程(第7編 会計—第1章 会計規則)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

・応募について

研究推進部学術研究推進課研究資金係
092-802-2327

・経費管理について

所属する部局の経理担当係

P&P (教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)

P&P (教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)は、九州大学として、一定の期間、研究費等の重点配分を行い、教育と研究の一層の発展を図ることを目的とするものです。集中的に支援することで、研究の一層の発展を促し、新たな競争的資金の獲得の原動力となっています。

○選定方針

P&Pでは、科研費など競争的資金の審査経験者・外部有識者などを審査委員に配置すると共に、計画の将来性・発展性を考慮し、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野の優れた研究課題を選定するよう留意しています。

注意! P&Pの募集要領は研究動向を踏まえて種目の変更を行っております。各種目の性格、申請額、採択件数などは各年度により異なることがあるため、申請の際は必ず、下記P&Pホームページを参照いただくか、下記にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

・P&Pホームページ

<http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=8&side=04>

◆問合せ先

・研究推進部学術研究推進課企画係
TEL : 092-802-2323

※上記の内容は平成27年度まで実施した制度についてのものです。

平成28年度以降の同制度については、現在、内容の見直しを検討しているところであり、新制度に関する情報は内容が確定し次第HP等でお知らせする予定です。

国際交流(教員・研究者)

九州大学では、国際的な教員・研究者間の交流を活発に行うため、「スーパーグローバル大学等事業」、「留学生30万人計画」などを推進するとともに、派遣・招へい等の各種支援事業を積極的に実施しています。

○教員・研究者の国際交流状況(派遣・受入)

九州大学における教員の海外派遣、外国人教員数及び外国人研究者の受入状況、海外の協定締結校については以下に示すとおりです。

*本学教員・研究者の海外派遣数

海外派遣研究者数の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
短期派遣者数(30日以内)	2,665	4,114	3,813	3,900	3,570
増減数(前年度比)	-111	1,449	-301	87	-330
長期派遣者数(31日以上)	54	116	99	75	53
増減数(前年度比)	4	62	-17	-24	-22

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

*外国人教員・研究者の受入数

外国人教員数の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
5月1日現在の数	92	101	109	120	134
増減数(前年度比)	19	9	8	11	14

出典：九州大学総務部人事課

外国人研究者数の推移

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
短期受入者数(30日以内)	649	686	778	730	652
増減数(前年度比)	-60	37	92	-48	-78
長期受入者数(31日以上)	200	320	354	187	230
増減数(前年度比)	52	120	34	-167	43

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

*協定校一覧

九州大学は大学間(学術：122機関、学生：113機関)、部局間(学術：249機関、学生：147機関)の協定を締結しています(平成27年12月1日現在)。

現在の協定締結状況について

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/worldmap.php/>

大学間 学術・学生交流協定一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list1.php>

部局間 学術・学生交流状況一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list2.php>

○外国人教員・研究者の受入

海外からの優秀な人材の受け入れを積極的に推進し、最先端の研究情報を取り入れながら大学の国際競争力の強化を目指しています。

*外国人教員・研究者の受入支援(外国人留学生・研究者サポートセンター関係)

急増する外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、受入の諸手続き、生活支援及び英訳の支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

*事務手続きの窓口(各部局及び国際部)

事務手続きについては各部局の国際交流担当係へお問い合わせください。

また、上記「外国人留学生・研究者サポートセンター」の問合せ先については次の URL を参照してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/contact>

○国際協力

アジア重視戦略を掲げる本学は、アジアを中心とする開発途上国に対する教育・研究、技術開発、人材育成をこれまで持続的に展開してきました。本学は国際協力機構(JICA)との連携を通じたプロジェクトや二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力などを実施しています。

また、本学による国際協力活動に取り組む教員のデータベースを公開しています。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/coopact/search.php>

* JICA等を通じた国際協力への取り組み例

(1) JICA 関連事業

ASEAN工学系高等教育ネットワーク(Seed-Net)

ハサヌディン大学(インドネシア)工学部研究・連携基盤強化プロジェクト

ICTの高度活用によるBOP層農民の組織化支援(バングラディシュ)

- ・工学系高等教育支援事業(モンゴル)

- ・高効率燃料電池と再生バイオマスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築(ベトナム)

(2) 二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力

エジプト日本科学技術大学 (E-JUST)
マレーシア日本国際工科院 (MJIT)
インド工科大学 (IIT) ハイデラバード校

○外部資金

国際展開に必要な外部資金の情報は、
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/index.htm>
(国際部 Web サイトの教職員向け情報：各種助成制度、日本学術振興会) をご覧下さい。

* JICA や JSPS 等の国際交流関係事業への申請手続き・窓口の紹介

- ・ JICA に関する窓口
国際交流推進室 092-802-2282
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・ JSPS に関する窓口
国際部国際企画課 国際交流係
092-802-2218、2219
intlkoryu2@jimu.kyushu-u.ac.jp
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/gakushin/appli.htm>

○組織・職名の英語呼称

日本語	英語	日本語	英語
教授	Professor	助教	Assistant Professor
准教授	Associate Professor	准助教	Research Associate
講師	Lecturer	助手(教務助手)	Research Associate

九州大学における組織・職名の英語訳は、国際交流専門委員会において承認され、その使用を推奨しています。

その他については
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/eigokosho> をご覧ください。

★もっと詳しく知るには

- ・ 国際部 Web サイト内の教職員向け情報
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher>
- ・ 外国人留学生・研究者サポートセンター Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/>

◆問合せ先

- ・ 外国人教員・研究者の受入 / 外部資金 / 職名の

英語呼称について
国際部国際企画課 国際交流係
092-802-2218、2219
intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
・ 国際開発協力について
国際交流推進室 092-802-2282
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
・ 外国人留学生・研究者サポートセンターについて
国際部外国人留学生・研究者サポートセンター
092-802-2280
intlgrksc@jimu.kyushu-u.ac.jp

適正な研究活動の推進

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

また、厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中においては、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今それらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)が公表されたことを受け、不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を実施することが求められています。

本学においても、新ガイドラインを踏まえ、関係規程を見直し、また、各部署に研究倫理教育責任者を配置し、研究倫理教育責任者が各部署の研究者等に対し、研究倫理教育の実施及び受講管理等を行う等の整備をするなど、対応を強化しています。

○行動基準

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、全ての研究者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一

員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

<研究者の基本的責任及び姿勢>

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究者は、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
- (3) 研究者は、研究活動の実施及び研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

<研究活動に関して守るべき作法等>

研究者は、健全な研究活動を保持し、適正な研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本学における研究活動において生み出された成果やその根拠となるデータ等は、研究者個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持つとともに、その記録や保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程(平成21年度九大就規第14号)第3条第3項に基づき作成するガイドラインに基づき、適切な管理及び指導を徹底すること。
- (2) 共同研究においては、個々の研究者が、それぞれ役割分担・責任を明確にするとともに、研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究内容や研究成果を適宜、適切に確認すること。
- (3) 研究成果の発表物(論文)において、著者としての要件を満たさない者を著者とするあるいは、要件を満たす者を著者として記載しないなどの「不適切なオーサiership」や印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」も不正行為となりうることから、論文発表の際には、研究者コミュニティや学術誌等の投稿規定などに十分留意すること。
- (4) 産学連携実施に伴い、利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応すること。
- (5) 論文の査読において、理不尽に厳しくしたり、意図的に遅らせたりすることがないように、ま

た、競争的資金の審査において、申請者との間で審査に影響を与えるような関係がある場合は自ら辞退するなど、研究者倫理に基づく行動をとること。

○研究者とは

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1)～(3)までに掲げる者であった者

○不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

○研究倫理教育の実施

本学では、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育として「研究倫理教育」を実施しており、研究に従事する研究者等は、全学的に共通教材による「研究者共通教育」(教材:CITI Japan プロジェクトの「責任ある研究行為ダイジェスト」)の受講が義務付けられています。「研究者共通教育」は、e-learningにより受講することができますので、受講義務者は必ず受講してください。

また、研究分野の特性に応じた「分野別教育」が各部署において実施されている場合がありますので、あわせて受講するようにしてください。

<研究者共通教育受講対象者>

受講義務者：教員(特定有期教員を含む。)、研究推

進職(URA)、技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者、学術研究員、研究補助者(テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等)、本学において科研費を申請する者、日本学術研究振興会特別研究員(SPD、PD)、大学院生(M、D)など直接研究に従事する者

受講推奨者：共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者、学部学生(特に研究室配属後の学部学生)、不正行為に係る申立窓口責任者、研究支援関係部署の事務職員

○研究データ等の適正な保存・管理について

本学において研究活動を行う者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データ等について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明できるよう適正に保存するとともに、必要に応じ開示しなければいけません。

各部署では、本学の「研究データの保存等に関するガイドライン」に基づき、各部署における取扱いを定めています。所属部署の取扱いに従って、適正な保存・管理をお願いします。

(ガイドライン抜粋)

(1) 保存対象となる研究データ

論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等(研究データ等)

(2) 研究データの管理

研究データ等はそれらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理(転出後等も定められた期間は同様)

(3) 保存方法

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存(作成者、作成日時及び属性等を整備し検索等が可能となるよう留意)

(4) 保存期間

- ・実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後10年間
- ・試料(実験試料、標本)や装置等、「もの」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後5年間

★もっと詳しく知るには

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- ・九州大学学術憲章
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/charter/research-j/>
- ・適正な研究活動の推進について(九州大学HP)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>
- ・研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について(九州大学HP)
http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/view.php?C_Code=64

◆問合せ先

- ・研究推進部学術研究推進課(研究倫理担当)又は総務係 092-802-2319、2320

○不正行為相談・申立窓口

※まず、研究推進部学術研究推進課(研究倫理担当)又は総務係にご相談ください。

窓 口	内線番号	メールアドレス
貝塚地区総務課長	箱崎 99-2351	kaskacho@jimu.
理学部等事務長	伊都 90-4001	rixjimch@jimu.
医科学部等学術協力課長	馬出 91-6771	ijkkacho@jimu.
病院戦略企画課長	馬出 91-5031	ibmkacho@jimu.
工学部等総務課長	伊都 90-2706	kookacho@jimu.
芸術工学部総務課長	大橋 95-4410	gskkacho@jimu.
農学部事務長	箱崎 99-2801	noxjimch@jimu.
地球社会統合科学府等事務長	伊都 90-5760	hbxjimch@jimu.
筑紫地区庶務課長	筑紫 93-7501	srskacho@jimu.
附属図書館図書館企画課長	箱崎 99-2323	tokkacho@jimu.
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門事務長	伊都 90-6931	i2cnerjimuch@i2cner.
研究推進部学術研究推進課長	伊都 90-2316	kiskacho@jimu.

※メールアドレスの末尾には、「kyushu-u.ac.jp」を記載してください。

研究費の適正な使用

研究費の不正使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命を脅かしかねない問題に止まらず、大学の責任が厳しく追及されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては国が推進する科学技術振興施策そのものへの信頼をも揺るがしかねない行為です。

研究に携わる職員は、研究費の性質及び使用ルール等の不十分な理解から生じる研究費の不正使用を防止するためにも、これらのことを十分理解したうえで研究活動を遂行することが必要となります。

○正しく研究費を使用するために

*研究費の定義と性質

研究費とは、研究遂行のための必要な経費に充てるための資金です。研究費には、研究者の研究に対して国や民間企業等から補助・助成されるもの、国や民間企業等から研究を委託され交付されるもの、民間企業等から寄附されるもの、学内の予算から配分されるものがあり、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される研究費は、それぞれに使用ルールが定められていますので、研究費を使用する際は、そのルールを確認してください。

*正しい研究費の使用

- ・研究費は、研究目的に沿って、公正性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ・研究費を使用する時は、予め支出財源を明確にしてください。
- ・研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿った適切な時期に使用してください。
- ・研究費の不正使用は業者との親密な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって、節度ある行動をとってください。特に取引業者との打合せについてはオープンなスペースで行う等の配慮が必要となります。

※研究費の支出に係る手続きについては、このハンドブックの物品等の購入(P.126)、出張手続(P.129)の項も参照してください。

○研究費の不正・不適切使用(禁止事項)

研究費の不正・不適切使用(以下「研究費の不正使用」といいます。)とは、研究費を私的に流用又は着

服することのみならず、実態のない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。

*研究費を使用するにあたっての禁止事項

①カラ謝金(賃金・給与)

実際には作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出勤簿等)を提出し、実態を伴わない謝金(賃金・給与)を支払わせる不正行為のこと。また、実態に基づき、適正に支給されたものであっても、その全部又は一部を研究室等が回収する還流行為は、不適切な行為となります。

(例) 研究者自らが行ったデータベース入力作業を、指導している学生がアルバイトとして行ったことにして、実態を伴わない賃金を支給させた。

②カラ出張及び出張費用の水増し請求

実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出張報告書等)を提出し、実態を伴わない旅費を請求する不正行為のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること(水増し請求)も不正行為となります。

(例) 出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して不正に旅費を請求した。

③カラ発注、書類の書き換え及び預け金

実際には納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(請求書等)を提出し、実態を伴わない物件費を支払わせる不正行為のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等の品目等を書き換えることや、カラ発注で捻出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。

(例) 取引業者と共謀して、納品の実態がないにもかかわらず、大学に請求代金を支払わせた。

*寄附金・研究助成金の適正な経理(個人経理の禁止)

研究費は、研究者個人の発意で提案し、採択・交付されるものであっても、その原資は国民の税金であったり、その資金を職務として使用したりすることから、「研究機関」が適切に経理することが求められています。

競争的資金に限らず、財団法人などから研究者個人に直接交付される助成金であっても、職務上の教

育研究活動等を奨励するものや、大学の施設・設備を使用するものは、大学が適切に経理する必要がありますので、改めて大学に寄附手続きしてください。

なお、個人経理は、国立大学の評価において厳しく評定されるなど、大学経営に多大な影響を及ぼす不適切な経理であることに十分留意してください。

○研究費の不正使用に対する処分

研究費の不正使用を行った「個人」に対する処分だけではなく、「大学」が資金配分機関等から処分を受けることがあります。

<個人に対する処分>

- ・懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止など、学内規則に基づく懲戒処分を受けます。
- ・文科省等の資金配分機関より、競争的資金の交付対象から一定の期間除外される措置（応募制限措置）を受けます。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者（個人の利益を得るための私的流用）	10年
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者（私的流用以外の不正使用）	1～5年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	最大2年

- ・行為の悪質性が高い場合は、刑事告発又は民事訴訟などの法的措置を講じられることがあります。
- ・不正使用に関与した者の氏名・所属・不正使用の内容等が公表されます。
- ・故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、その損害を弁償する責任を負います。（弁償責任）

<大学に対する処分・影響>

- ・体制整備に不備がある場合、大学全体に対する間接経費措置額の削減、競争的資金の配分停止が行われます。
- ・調査等に係る膨大な時間とコストが発生します。
- ・大学の社会的な信用が失墜します。

○研究費の使用における研究者の権限と責任

研究者は、予算の配分を受けることで「予算管理

者」となり、当該予算の管理及び執行に関する事務を委任され、予算の使途の決定などを行います。

研究者は、自らに配分された予算の管理責任者として、善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理する義務があります。

○研究費の不正使用を防止するための取組

本学では、研究費を適正に管理するために文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「九州大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」や「九州大学研究費不正防止計画」を定め、研究費の不正使用防止に係る取組を実施しています。

○研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育

研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を受講することが義務付けられています。コンプライアンス教育はe-learningにて受講することができますので、受講義務者は必ず受講してください。また、受講推奨者についても、財務及び会計に関する事務を処理する者は積極的に受講してください。受講方法の詳細については、以下のホームページにてご確認ください。

「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について」（学内限定）

http://ura.kyushu-u.ac.jp/kensen/kenkyuinfo/view.php?C_Code=64

<コンプライアンス教育の受講対象者>

区分	対象者
受講義務者	①教員（特定有期含む。） ②教員以外の職員で研究費の運営・管理に関わる者（研究代表者、予算管理者、研究推進職（URA））
受講推奨者	受講義務者に該当しない職員

※職員以外の者（名誉教授、日本学術振興会特別研究員等）についても、研究費の運営・管理に関わる者（研究代表者）となる場合は受講義務者となります。

○研究費の不正使用情報の通報窓口

不正使用についての通報は、次のところで受け付けています。

九州大学監査室 〒819-0395 福岡市西区元岡744 番地 TEL 092-802-6648
--

＜通報に当たっての留意事項＞

- ・原則として顕名によること。なお、通報者は、悪意に基づく通報であると認定されない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・通報するに足りる合理的な理由又は根拠を示してください。
- ・通報者は、不正使用の調査に対し、誠実に協力してください。
- ・悪意に基づく通報であると認定された場合には、原則として当該通報した者の氏名等を公表します。
- ・悪意に基づく通報など行為の悪質性が高いことが判明した場合は、刑事告発や民事訴訟などの法的措置を講じることがあります。

★もっと詳しく知るには

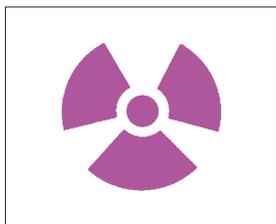
- ・研究費の不正防止について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/reseach/ethics/prevention>
- ・研究費使用ハンドブック(学内限定)
<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook.pdf>
- ・九州大学における競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/181/1/2014kitei076.pdf>

◆問合せ先

- ・研究費の適正な使用について
財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337
- ・研究費の不正使用情報の通報について
監査室 092-802-6648

放射線障害防止等

放射線や放射性同位元素等の利用に伴う有害な放射線障害の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守るため、放射性物質を使用する際に



は、放射線障害防止法、原子炉等規制法などの法令を遵守しなければなりません。本学においても、九州大学放射線障害予防規則等を制定し、放射線障害の防止に努めています。

○放射性物質について

放射性物質とは、放射能(放射線を出す能力)を持つ物質の総称で、トリチウム、コバルト60、ウラン、トリウムなど(これらにより汚染された物を含む。)がこれに該当します。これら物質は、「放射性同位元素」又は「核燃料物質、核原料物質」に大別されます。

①放射性同位元素

トリチウム、コバルト60、セシウム137等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物をいいます。

②核燃料物質

天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムをいいます。

③核原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質をいいます。

○放射線障害予防規程

放射性物質を研究・教育で使用するためには、九州大学放射線障害予防規則に則り、取扱部局等で定めている放射線障害予防規程を遵守しなければなりません。

放射線障害予防規程は、主に次の事項について規定しています。

- ①安全委員会の設置
- ②放射線取扱主任者等の選任配置
- ③施設設備等の点検
- ④業務従事者の登録
- ⑤使用前手続き
- ⑥使用手順
- ⑦使用後の処理
- ⑧保管
- ⑨廃棄
- ⑩業務従事者に対する教育訓練
- ⑪健康管理
- ⑫被爆線量の測定
- ⑬事故・危険時の措置
- ⑭法等に違反したときの措置

*放射性同位元素等取扱者登録に係る取扱施設

取扱施設
アイソトープ総合センター箱崎地区実験室
アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室
アイソトープ総合センター伊都地区実験室
理学部等
医学部(医学部保健学科を除く。)
医学部保健学科
病院(別府病院を除く。)

別府病院
歯学部
薬学部
工学部等
農学部
地球社会統合科学府
総合理工学府等
生体防御医学研究所
応用力学研究所
先導物質化学研究所
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所
加速器・ビーム応用科学センター
稲盛フロンティア研究センター
先端医療イノベーションセンター
基幹教育院
水素材料先端科学研究センター

○取扱い等始めるにあたって

放射性同位元素、放射線発生装置、表示付認証機器またはX線発生装置(加速電圧1,000 kV未満の電子顕微鏡を除く。)を取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事しようとする場合は、放射線取扱者従事登録を行わなければなりません。

*新規登録手順

- ①所属部局長へ登録希望の申し出を行う。
 - ②所属部局担当事務から、「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」の配付を受ける。
 - ③教育訓練の受講(アイソトープ統合安全管理センター、病院等の取扱施設で実施)
 - ④「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」に必要事項を記入し提出する。
 - ⑤後日、部局事務から「健康診断日程通知」「電離放射線健康診断個人票」「電離放射線健康診断問診票」の配付を受ける。
 - ⑥健康診断の受診(血液検査室、眼科)
 - ⑦健康診断の結果通知(個人票、問診票の写しの交付)
 - ⑧健康診断の結果を「取扱者手帳に添付」
 - ⑨登録完了通知が交付される。
- ※⑤～⑧の手続きは、管理区域内での作業に従事する場合に必要。

○核燃料物質等の取扱い

核燃料物質・国際規制物資を使用しようとする場合、原子力規制委員会の許可を受ける必要があります。また、核燃料物質の使用者に対しては、保安措

置、計量管理、報告等の義務が課せられます。また、一定量以上の核燃料物質を使用する施設に対しては、各種検査や保安規定の認可など、厳しい安全規制が課されています。

★もっと詳しく知るには

- ・放射線障害防止法による安全規制(原子力規制委員会)
http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/
- ・核燃料物質の使用等の安全規制(原子力規制委員会)
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/>
- ・国際規制物資の使用等の安全規制(原子力規制委員会)
<http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/>
- ・九州大学アイソトープ統合安全管理センター
<http://qrad.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

動物実験

近年、世界各国において動物愛護の動きが高まり、一部の国では動物実験を行うに当たり国の認定や許可を必要としたり、実験施設を登録制にするなどの措置がとられています。

このように最近の海外での厳しい状況や国内の動物愛護の高まりを踏まえ、平成17年6月、議員立法により「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」が改正され、平成18年6月に施行されました。

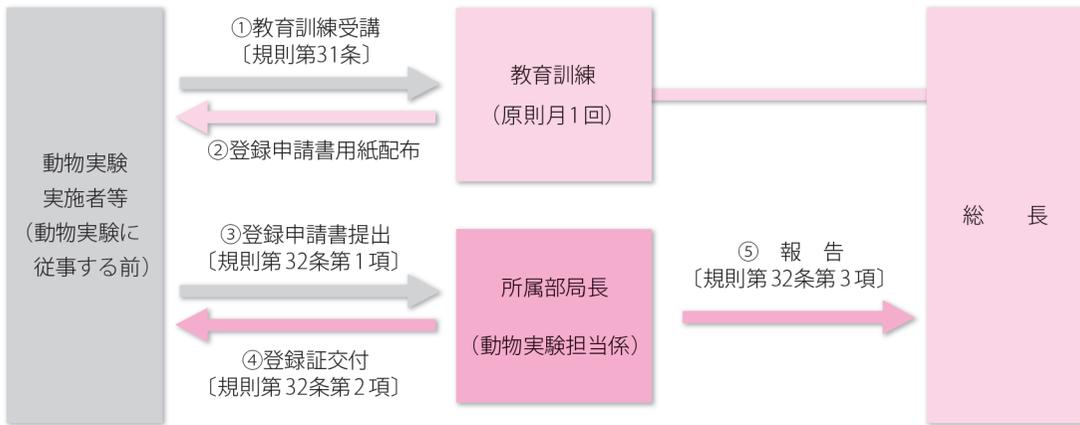
この法律における動物実験等については、第41条において3Rの概念を明記しReplacement(代替法)およびReduction(数の低減)を配慮事項とし、Refinement(苦痛の軽減)を義務付けました。

本学においては、動物愛護法の改正を機に、文部科学省から示された指針に基づき、「九州大学動物実験規則(以下「動物実験規則」という。)」等を改訂し、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図っています。

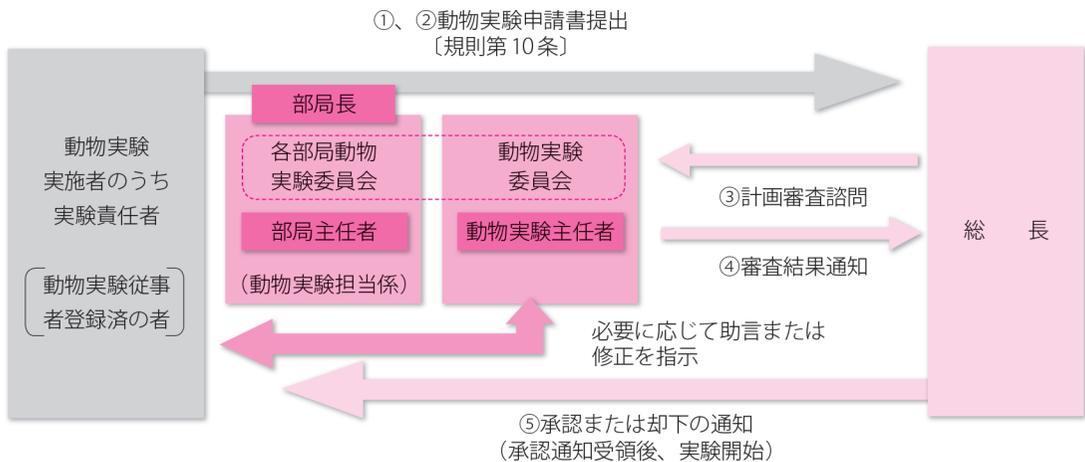
○実験動物について

「動物実験規則」において対象となる動物は、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保

・動物実験従事者の登録



・動物実験計画の審査・承認手続き



管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物です。ただし、畜産に関する飼養保管の教育、試験若しくは研究又は畜産に関する育種改良及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管については、この規則の適用範囲外です。

○動物実験規則で定められていること

「動物実験規則」には、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験を行う上で遵守しなければならない事項(教育訓練、実験従事者登録、健康診断、動物実験計画の審査手順、動物実験実施者の責務等)が制定されています。

動物実験を実施する研究者は、この「動物実験規則」と「九州大学動物実験細則」及び実施部局で別に定められた内規等を遵守しなければなりません。

○実験を始めるにあたって

新たに動物実験を行う研究者は、次の手順で手続きを行うことになります。

- 注意!**
- ・実験動物を飼養保管する施設及び動物実験を行う施設は、別途設置の認可を受けていなければなりません。
 - ・実験動物を飼養保管する施設の管理責任者となるためには、事前に「実験動物管理者に対する教育訓練」を受講する必要があります。

○動物実験を行う上で、別途申請が必要となる主な制度等

①遺伝子組換え実験を伴う場合

遺伝子組換え実験を伴う場合は、別途、遺伝

子組換え実験計画書を九州大学遺伝子組換え実験安全委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

②動物に対し麻酔薬等として麻薬・向精神薬を投与する場合

ケタミン(ケタラール)等の麻薬を使用する場合は、別途麻薬研究者免許が必要です。免許を申請する場合は、部局事務を通じて、福岡県知事(事務担当：福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係)に申請書を提出します。

ペントバルビタール等の向精神薬を使用する場合は、使用・保管実験室が向精神薬試験研究施設であることが必要です。向精神薬試験研究施設として登録されていない場合は、部局事務を通じて、九州厚生局長(事務担当：厚生労働省九州厚生局麻薬取締部)に申請書を提出します。

★もっと詳しく知るには

動物実験に関するホームページ(関連規則、教育訓練の開催予定など)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenyakuka/animal/>

◆問合せ先

研究推進部学術研究推進課管理係

092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止及び実験の安全確保のために、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び関係法令並びに学内規程を遵守することが必要です。

○遺伝子組換え実験承認手続き

遺伝子組換え実験を開始する際は、実験責任者が、実験計画書を作成し、所属部局の安全主任者の確認を受けた後、所属部局長に実験計画書を提出します。実験計画書は遺伝子組換え実験安全委員会で審査され、審査結果は所属部局長を通じて実験責任者に通知されます。実験は、承認通知を受けてから開始してください。

なお、実験には次のとおり大臣確認実験及び機関承認実験があります。

・大臣確認実験

計画している遺伝子組換え実験が、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」別表第一(第4条関係)に掲げられているもの。

遺伝子組換え委員会による事前審査を経た後に、文部科学大臣による確認を受ける必要がある。

・機関承認実験

上記以外の実験。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いて実験を行う場合は、別途、動物実験計画書を九州大学動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければなりません。

○遺伝子組換え生物等の譲渡及び譲受に係る手続き

遺伝子組換え生物等を譲渡する際は、譲渡者は譲渡先に明確な使用計画があることを確認した後に、譲渡する必要があります。その際、譲渡する遺伝子組換え生物等についての情報提供を文書等で行う必要があります。このため、本学では遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書、遺伝子組換え生物等の搬入に係る確認書などの様式を作成しています。また、譲渡後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の輸出入に係る手続き

遺伝子組換え生物等を輸出する際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」に定める様式第12により輸出先へ輸出する遺伝子組換え生物等の情報を提供する必要があります。

(輸入する際の様式の指定はありません。)

なお、ロックアウトマウスなどの動物を宿主とした遺伝子組換え生物を輸入する際には、あらかじめ当該遺伝子組換え生物を用いた実験計画書を申請し承認を受ける必要があります。

また、輸出入後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

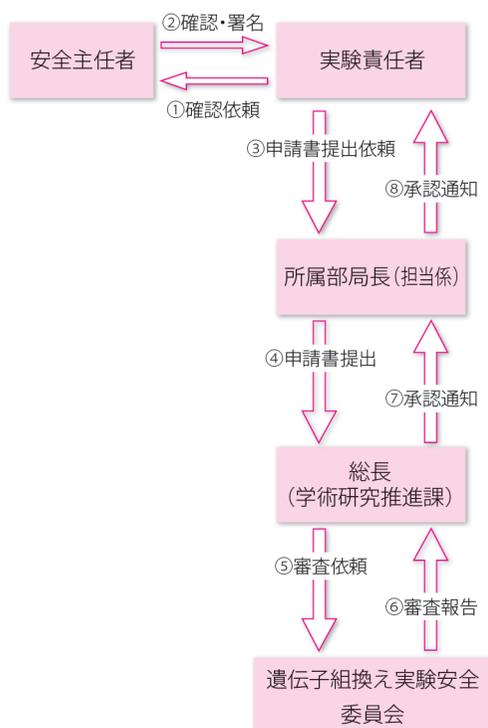
※譲渡手続は、有体物管理センターのHP上で、必要書類を作成及び提出手続きを行うことができます。

○遺伝子組換え実験室の認可手続き

P1以外の実験を行う場合、遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた実験室で行う必要があります。認可を受ける際は、実験室の管理責任者が拡散

防止措置認可願及び実験室の図面を所属部局長を通じて総長へ提出し認可を受ける必要があります。
 ※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を取り扱う場合は、別途、実験動物飼育保管施設または動物実験室の設置認可を得る必要があります。

遺伝子組換え実験計画 申請・審査の流れ



★もっと詳しく知るには

- 九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>
- 九州大学遺伝子組換え実験安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/278/2004kisoku082.pdf/1>
- 九州大学遺伝子組換え実験安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/279/2004saisoku012.pdf/1>
- 九州大学有体物管理センター
<http://mmc-u.jp/>
- 文部科学省 ライフサイエンスの広場 遺伝子組換え実験
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n790_01.pdf

◆問合せ先

- ・研究推進部学術研究推進課管理係
 092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

研究用微生物の取扱い

研究用微生物は、病原体の取扱いを誤った場合には、研究者自身や同室者、さらには第三者にバイオハザードを引き起こす原因となるため、感染症法等の関係法令及び学内規程を遵守し、病原体の適切な取り扱いと管理を行うことが必要です。

○学内手続き

研究用微生物を新たに実験に利用又は保管する場合は、研究用微生物の種類等に応じて、次のとおりの手続きが必要です。

また、実験の申請及び届出は毎年度行わなければならない、使用を終了する場合には終了届を提出する必要があります。

- ・**レベル2**(微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いもの)

レベル2の微生物を新たに実験に利用又は保管しようとする際は、管理部局長へ様式第1号(微生物取扱届出書)の提出が必要です。

- ・**レベル3・4**(微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性のあるもの)

レベル3・4の微生物を実験に利用若しくは保管を行う際は、様式第2号(微生物取扱申請書)を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

また、供与を行う際は、様式第3号を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

※研究用微生物のレベルは、九州大学研究用微生物安全管理細則第2条を参照下さい。

※様式は、九州大学遺伝子組換え実験ホームページ内にあります。

※遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた遺伝子組換え実験室(P1、P2、P3)を研究用微生物

物実験室(レベル1、2、3)として使用することができます。

★もっと詳しく知るには

- 厚生労働省 感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html
- 九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>
- 研究開発二種告示(※研究用微生物のレベル参考資料)
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf
- 九州大学研究用微生物安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/280/2004kisoku083.pdf/1>
- 九州大学研究用微生物安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/281/2004saisoku011.pdf/1>

◆問合せ先

- 研究推進部学術研究推進課管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

安全保障輸出管理

国際社会においては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するための輸出管理=安全保障輸出管理を厳格に行うことが求められており、これを受けて我が国では、平和国家としての立場から、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」と呼びます。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げになると認められる「貨物の輸出」と「技術の提供」について、事前に経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられています。

○貨物の輸出

外為法に基づき規制を受ける「貨物の輸出」とは、内国貨物(貴金属(金を主たる材料とするもの)、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産)を外国に向けて送り出すことをいいます。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- 海外出張時の試料、部品、試作品、機器等の手荷物としての持出し

- 海外の研究機関や研究者への装置、試料、試作品等の送付や貸与
- 海外で開催される学会・シンポジウム等への装置等の出品 等

輸出する貨物の品目・仕様、輸出先によっては、輸出前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、店頭販売されている一般的なノートパソコン等を海外渡航の際に自己使用のために持ち出す行為については、基本的には経済産業大臣の許可を得る必要はないと解されています。

○技術の提供

外為法に基づき規制を受ける「技術の提供」とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報(=技術)を、技術データ・技術支援の形態により、外国において、あるいは非居住者に対して提供することをいいます。有償無償は問いません。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- 海外の共同研究先等又は個別の研究者への技術資料・プログラム等の提供
- 研究員、留学生、研修生、見学者等への指導・説明
- 海外の研究機関に対する特許使用許諾に伴うノウハウ等の提供 等

提供する技術の内容、提供地、提供相手の居住者/非居住者の別によっては、提供前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、次のような場合はその必要はありません。

- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ソースコードが公開されているプログラムの提供
- 学会発表用の原稿あるいは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- 特定の製品の設計・製造を目的としない基礎科学分野の研究活動における技術の提供
- 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供 等

○管理体制

本学は、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的として、九州大学安全保障輸出管理規程(平成21年度九大規程第72号)を制定し、以下のとおりに管理体制を構築しました。

＊輸出管理統括責任者(理事)

本学における安全保障輸出管理を統括する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の実施 等

＊輸出管理統括部署(国際法務室)

輸出管理統括責任者を支援する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
手続
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の企画・立案 等

＊部局輸出管理責任者(各部長)

各部局における安全保障輸出管理を主宰する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する審査

- ・安全保障輸出管理に関する教育その他輸出管理統括責任者が実施する業務への協力 等

＊部局輸出管理部署(所管事務部等担当係)

各部局における安全保障輸出管理の実務を実施する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・当該部局の役職員が行う安全保障輸出管理に関する支援
- ・部局輸出管理責任者の支援
- ・輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調整 等

○許可手続

役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、事前に以下の手順により輸出管理統括責任者の許可を得る必要があります。

＊役職員による確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、輸出管理統括責任者が定める方法により、以下に掲げる3つの事項について事前確認を行い、その結果を部局輸出管理責任者へ書面により報告します。

- ・当該取引が関係法令において経済産業大臣の許可を受けるべきものとして特定されている技術又は貨物及び地域に係るものであるか否か
- ・相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無
- ・相手先における当該技術又は貨物の用途

＊部局輸出管理責任者による審査

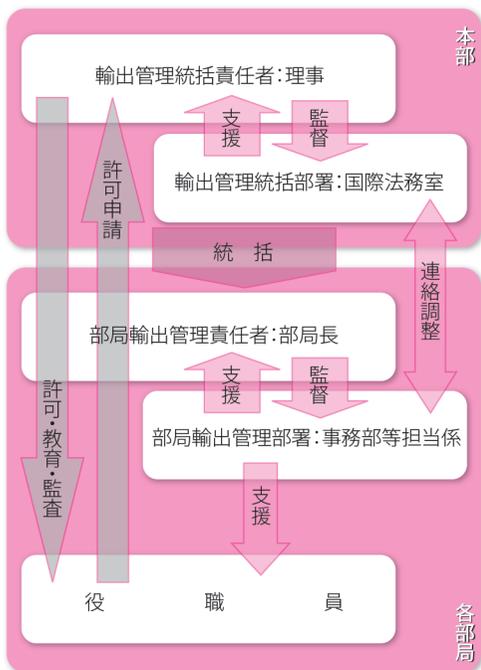
部局輸出管理責任者は、役職員からの報告を審査し、その結果を輸出管理統括責任者に書面により報告します。

＊輸出管理統括責任者による承認・許可

輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者からの報告を審査の上、その承認を行うとともに、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を得た上で、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を許可します。

＊同一性の確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものか確認を行わなければなりません。



★もっと詳しく知るには

- ・輸出管理統括部署のホームページ
<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/sec.html>
- ・経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

◆問合せ先

国際法務室 安全保障輸出管理担当
TEL:092-642-2791 FAX:092-642-2793
E-mail:export_control@qilo.kyushu-u.ac.jp

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関する法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全と健康を守る義務があります。そのためには、以下に示す化学物質管理支援システムを用いた化学物質の管理及び作業環境測定対象物質のリスク調査は、必ず実施して下さい。また、実験研究を開始するに当たっては、学生に対する安全教育を行わなければなりません。

○化学物質の取扱い

化学物質の取扱いに関しては、九州大学化学物質管理規程や毒物及び劇物取締法が定められており、これらを遵守する必要があります。また、部局においても内規を定めている場合がありますので、併せて遵守する必要があります。内規については、部局によって定めが異なりますので、部局担当係に確認してください。

○化学物質管理支援システム

学内の化学物質は、パソコンを用いた全校統一のシステムで管理しています。化学物質を使われる場合は、部局等薬品管理者（各部局の保安係、用度係、施設管理係等）に所属ログインIDの交付を要求し、URL <http://chem.ofc.kyushu-u.ac.jp/iasor6/> よりシステムに入って下さい。毒物及び劇物は、取締法や本学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、所属ログインIDは、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、整理番号として利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱いに規制が設けられています。

例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、県庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の6点を理解した上で、安全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質（有機溶剤、特定化学物質及び粉じん）を取り扱っている研究室では、毎年、リスク調査を行っています。リスクが見込まれる場合には、その年の後期及び翌年の前期に作業環境測定を実施しています。換気等に注意し、良好な作業環境を保持して下さい。

○P R T R法の調査

地球上に蓄積している有害な化学物質は、大気、下水道、廃棄物等へ排出（移動）した量をキャンパス毎に集計し届け出る義務があります。とくに流しからは、少しでも害があると思われるものは流さないようにして下さい。排水水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

注意！ 毎年のように麻薬や向精神薬として追加指定される化学物質、規制される以前から保持している酢酸ウラニル等の核燃料物質、使用禁止となった農薬、特定毒物など注意が必要です。

化学物質は化学物質管理支援システムに登録し、チェックを受けられるようにして下さい。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学化学物質管理規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/>
- ・化学物質管理規程運用マニュアル
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/file/45a-kitei-manual.pdf>
- ・安全衛生ガイドライン
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/guide-security/>

- ・化学物質管理支援システム「システム操作簡易マニュアル」

<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

- ・廃液・廃棄物処理の手引き

<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/05-link.html>

◆問合せ先

- ・化学物質の管理について
各部局事務部担当係
又は 環境安全センター 092-802-2591
- ・化学物質管理支援システムについて
環境安全センター
092-802-2591
- ・高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門
092-802-3920
- ・作業環境測定について
総務部職場環境室 安全衛生係
092-802-2263

研究成果の公開

本学の機関リポジトリ「九州大学学術情報リポジトリ(QIR)」では、教員の皆さまの研究教育成果を登録し、インターネットを通して世界へ向けて無償で公開しています。

附属図書館ウェブサイト>九大コレクション>成果文献

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/search/browse/papers>

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)への登録

【登録できる人】

- ・九州大学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生

【登録できる資料】

- ・学術雑誌論文、学位論文、紀要論文、会議発表論文、テクニカルレポート、研究報告書など

【登録方法】

- ・ご自身で登録される場合
 1. 附属図書館ウェブサイト画面上部の「ログイン」をクリック
 2. SSO-KIDでログイン
 3. マイページのリポジトリ登録(QIR)から登録
- ・図書館に登録を依頼される場合

登録を希望する資料を附属図書館QIR担当(qir@jimu.kyushu-u.ac.jp)までお送り下さい。

メールで 電子ファイルを添付

学内便で 印刷物や電子メディアを送付

※既に出版・公表している資料を登録する場合、著作権処理を必要とすることがあります。詳細は下記問合せ先までご相談ください。

*九州大学学術情報リポジトリ(QIR)の利用

登録された資料は、九大コレクション、Google等の検索エンジンで、世界中から検索し、本文をみることができます。「九州大学研究者情報」(P18参照)ともリンクをしています。併せてご利用ください。

★もっと詳しく知るには

- ・QIR情報ページ

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/qir/>

◆問合せ先

附属図書館QIR担当

TEL:092-642-2342 FAX:092-642-2330

E-mail:qir@jimu.kyushu-u.ac.jp

図書館概要

	開館時間	休館日	場所 (担当地区)	設備	問い合わせ先
中央 図書館	平日：8:00-22:00 土日祝：10:00-18:00	年末年始 8月中旬の一定 期間	箱崎理系地区	AVコーナー 演習室 研究個室 視聴覚ホール 会議室 情報サロン マイクロリーダープリンター 放送大学受信室	利用全般：閲覧カウンター 【99】2337 tousiryou@jimu. 相互利用：文献流通サービス係 【99】2334 toubunken@jimu. 参考調査、電子ジャーナル、データベ ース：eリソースサービス室 【99】2338 ers@jimu. 視聴覚ホール・会議室利用：庶務係 【99】2325 tokshomu@jimu. 図書注文：図書受入係 【99】2327 toctosho@jimu. 雑誌購読：雑誌情報係 【99】2329 tocmagazine@jimu.
伊都 図書館	平日：9:00-21:00 (試験期は9:00-22:00) 土日祝：10:00-18:00	年末年始 8月中旬の一定 期間	伊都地区	AVコーナー 研究個室 グループ学習室 オープンセミナー室 視覚障害者閲覧室 情報サロン マイクロリーダー	利用全般：利用サービス係 【90】2453 titoservice@jimu. 相互利用、参考調査：参考調査係 【90】2454 titosanko@jimu. 図書注文：中央図書館図書受入係 【99】2327 toctosho@jimu. 雑誌購読：中央図書館雑誌情報係 【99】2329 tocmagazine@jimu.
医学 図書館	平日：9:00-21:00 土日祝：9:30-17:00	年末年始 8月中旬の一定 期間	病院地区	AV室 セミナー室 グループ学習室 コミュニケーション室 会議室 情報サロン 学習室(展示室)	利用全般：閲覧係 【91】6037 tieetura@jimu. 相互利用(文献複写等)：相互利用係 【91】6039 tirsougo@jimu. 参考調査：参考調査係 【91】6040 tiasanko@jimu. 図書注文・雑誌購読：受入目録係 【91】6036 tiuukemo@jimu.
芸術工学 図書館	【授業期】 平日：8:30-21:00 土曜：10:00-17:00 日祝：休館 (試験期は10:00-17:00) 【休業期】 平日：8:30-17:00 土日祝：休館	年末年始	大橋地区	ビデオ室 ステレオ室 視聴覚室 研究セミナー室	利用全般、相互利用：情報サービス係 【95】9490 toshokan@design. 図書注文、雑誌購読：目録情報係 【95】4426 seiri@design.
筑紫 図書館	平日：8:30-20:00 土曜：10:00-18:00 日祝：休館	年末年始 8月中旬の一定 期間	筑紫地区	学習室 AV-L Lルーム Eミーティングルーム	利用全般、相互利用、図書注文、雑誌購 読：図書係 【93】7020 srttosh@jimu.
文系合同 図書室	【授業期】 平日：9:00-22:00 土曜：10:00-17:00 日祝：休館 【休業期(夏季)】 平日：9:00-17:00 土日祝：休館	年末年始 8月中旬の一定 期間 毎月第2水曜日 (第2水曜日が祝日の 場合は、その翌週の 水曜日)	箱崎文系地区	マイクロリーダー	利用全般：資料サービス係 【99】3167 katSERVICE@jimu. 相互利用：中央図書館文献流通サービス係 【99】2334 toubunken@jimu. 図書注文・雑誌購読：資料管理係 【99】2436 katshiryo@jimu.
記録資料館 (産業経済資 料部門)	平日：9:00-16:30 土日祝：休館	年末年始 8月中旬の一定 期間	箱崎理系地区		利用全般：産業経済資料部門(図書) 【99】2510 sekitanlib@jimu.
記録資料館 (九州文化史 資料部門)	平日：10:10-16:30 金土日祝：休館	年末年始 8月中旬の一定期間 特別整理日	箱崎文系地区		利用全般：九州文化史資料部門 【99】2433 bunka@lit.
九州大学病 院別府病院 図書室	平日：8:30-17:00 上記時間外及び土日祝は無人開館 (教職員のみカードによる入室可)	—	別府地区		利用全般 0977-27-1750/1603 sbmkanri@jimu.

※上記以外に臨時に休館する場合がありますのでご注意ください。図書館ウェブサイト(<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty/toshokan/>)でご確認ください。

※問い合わせ先のメールアドレスは、後ろに [kyushu-u.ac.jp](http://www.kyushu-u.ac.jp) を付けてください。

○資料の利用

*資料の貸出・返却・予約			
貸出	借りたい資料とIC職員証(九州大学全学共通ICカード)を、カウンターまでお持ち下さい。中央図書館・伊都図書館・筑紫図書館には自動貸出機も設置しています。		
返却	図書館の開館時間中はカウンターへ、閉館時は返却ポストへ返却して下さい。学内のどの図書館にでも返却できます。 ※延滞した場合、遅延日数分、貸出停止になりますのでお気をつけ下さい。		
貸出期間の延長	貸出期間を延長することができます。 カウンター及びメールや電話でも受け付けています。	図書館ウェブサイト ログイン>マイページ	※他の利用者が予約している場合、延滞中の資料がある場合は延長できません。
予約	利用したい図書が「貸出中」の場合、九大コレクションの検索結果から(またはカウンターで)予約することができます。	九大コレクションの検索結果 >[予約・取寄]ボタン押下	※予約した資料が返却されたら、メールや電話でご連絡します。
*資料の取り寄せ			
学内他キャンパスから 【図書】	必要な図書が学内の他キャンパスの図書館にしかない場合、最寄りの図書館に取り寄せて借りることができます。	九大コレクションの検索結果 >[予約・取寄]ボタン押下	※雑誌や禁帯出資料の取り寄せはできません。 ※貸出条件等は所蔵館の条件によります。
学内他キャンパスから 【雑誌論文】 [有料・大学運営経費/私費]	必要な文献が学内の他の図書館にしかない場合、コピーを最寄りの図書館に取り寄せることができます。また、ネットワーク経由でPDFファイルを入手することもできます(eDDSサービス:大学運営経費のみ)。	図書館ウェブサイト >ログイン>マイページ または 各種DBの検索結果 >きゅうとLinQ eDDS:九大コレクションの検索結果 >[コピー(PDF)依頼]ボタン押下	※カウンターでも受け付けています。申込書に記入の上で提出下さい。 ※eDDSサービスは、九大コレクションの詳細情報画面に[コピー(PDF)依頼]ボタンが表示されている資料が対象です。
学外から [有料・大学運営経費/私費]	九州大学で所蔵していない図書や論文のコピーを取り寄せることができます。		
*他大学図書館の訪問利用			
他大学・機関の図書館・図書室を利用する際に、所属大学図書館で発行する「紹介状」が必要な場合があります。「紹介状」の発行は、各館のカウンターまたは、図書館ウェブサイト>マイページからお申し込みください。			
*貴重書の利用			
貴重書の利用をご希望の場合は、各館(室)のカウンターにお申し込みください。 ※受付・閲覧は平日のみです。資料の利用が可能か、各館(室)に事前にお問い合わせください。			
*九州大学所蔵資料の論文等への掲載			
九州大学附属図書館所蔵の貴重資料等について、論文への掲載、翻刻・覆刻を行う場合は、図書館への申請が必要です。許可願に必要な事項を記入のうえ、附属図書館文献流通サービス係へご提出ください。			

○施設・設備の利用

*授業、ゼミでの利用

図書館の下記の施設・設備を授業やゼミで利用することができます。

★のついた施設は、ウェブから予約することができます。

図書館ウェブサイト ログイン>マイページ>施設予約

	名称	席数	備付PC	持込PC	備考
中央図書館	第1情報サロン	41	39	無線LAN利用可	スクリーン1、プロジェクタ1 ※玄関ホールオープンスペース
	第2情報サロン	18	19	無線LAN利用可	スクリーン1、プロジェクタ1 ※講義形式の独立した部屋。 備付PCの1台は講師用
	★演習室A、B、C、D	A・B・C：6 D：12	0	無線LAN利用可	A・B・C：ホワイトボード1、黒板1、 大型ディスプレイ1 D：ホワイトボード1、黒板1、 プロジェクタ1、スクリーン1、 ブルーレイディスプレイ1
	◆申し込み・問合せ先：資料サービス係 【99】2333、e-mail：tousiryou@jimu.kyushu-u.ac.jp				
	★視聴覚ホール	180	0	有線・無線LAN利用可	スクリーン、プロジェクタ ※有料(大学運営経費のみ)
	★会議室	42	0	無線LAN利用可	スクリーン、ホワイトボード ※有料(大学運営経費のみ)
	◆申し込み・問合せ先：庶務係 【99】2325、e-mail：tokshomu@jimu.kyushu-u.ac.jp				
医学図書館	情報サロン	フリースペース：32 講習共用スペース：41	フリースペース：32 講習共用スペース：41	フリースペース： 無線LAN利用可 講習共用スペース： 有線・無線LAN利用可	講習共用スペース：プロジェクタ1、 スクリーン1、ホワイトボード1
	★セミナー室	14	0	有線・無線LAN利用可	テーブル1、ホワイトボード1、 大型ディスプレイ1
	★グループ学習室	16	0	有線・無線LAN利用可	テーブル2、ホワイトボード1、 大型ディスプレイ1
	★コミュニケーション室	6	0	有線LAN利用可	テーブル2
	会議室	30	0	有線・無線LAN利用可	テーブル2、プロジェクタ1、 スクリーン1、ホワイトボード1 ※土日祝日利用不可
	◆申し込み・問合せ先：閲覧係 【91】6037、e-mail：tiettura@jimu.kyushu-u.ac.jp				
筑紫図書館	★学習室	5	0	有線・無線LAN利用可	ビデオ・DVD機器1、ビデオ機器1、 ホワイトボード1
	A V - L L ルーム	19	0	有線・無線LAN利用可	・2室にパーテーションで区切っている。 ・第1室 5席 備付スクリーン1 ・第2室 14席 備付スクリーン1、 ホワイトボード1
	Eミーティングルーム	26	0	有線・無線LAN利用可	ホワイトボード1
	◆申し込み・問合せ先：図書係 【93】7020、e-mail：srttosh@jimu.kyushu-u.ac.jp				
伊都図書館	情報サロン(講義形式)	30	30	無線LAN利用可	スクリーン1、プロジェクタ1
	★オープンセミナー室 1～3	1・2：12 3：40	0	無線LAN利用可	1・2：大型ディスプレイ1、 ホワイトボード2 3：スクリーン1、プロジェクタ1、 ホワイトボード5
	ラーニングcommons 2・3	2・3：15	0	無線LAN利用可	2：電子黒板1、ホワイトボード2 3：ホワイトボード2
	★グループ学習室 1～4	1・2：6 3・4：10	0	無線LAN利用可	各室：ホワイトボード1
◆申し込み・問合せ先：利用サービス係 【90】2453、e-mail：titoservice@jimu.kyushu-u.ac.jp					
芸術工学図書館	研究セミナー室	28	0	無線LAN利用可	プロジェクタ1、スクリーン1、黒板1、 ブルーレイディスプレイ1 ※通常は閲覧席として利用
	◆申し込み・問合せ先：情報サービス係 【95】9490、e-mail：toshokan@design.kyushu-u.ac.jp				

※中央図書館第1情報サロン、きょうと commons の授業利用をご希望の場合は、資料サービス係までご相談ください。

※その他、中央図書館ロビーにある常設展示コーナーを、研究・教育・学習成果の発表の場として貸し出しています。ご利用ください。

※伊都図書館ラーニングcommons 1(オープンエリア、席数68)の授業利用をご希望の場合は、利用サービス係までご相談ください。

研究支援

九州大学附属図書館では、400万冊に及ぶ図書や雑誌に加えて、70,000誌を超える電子ジャーナル、文献データベース等のeリソースを全国トップレベルで整備し、研究活動をサポートしています。

各種のサービスは、附属図書館のウェブサイトから利用できます。

九州大学附属図書館ウェブサイト

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty/toshokan/>

※スマートフォンからも利用可能です。

○利用手続き

* 図書館利用者票

IC職員証(九州大学全学共通ICカード)が図書館利用者票を兼ねています。来館の際にはご持参ください。(IC職員証<P119参照>)

○論文・図書を検索する

図書館ウェブサイトの検索サービスをご利用ください。研究活動に必要な学術情報の「発見」をサポートするディスカバリ・サービスを提供しています。電子ジャーナル・電子ブック・データベース・図書・雑誌などあらゆる形態の学術資源を効率的に検索することができます。

電子ジャーナルやデータベースなどに学外からアクセスする場合、SSO-KIDでログインすれば学内環境とほぼ同様に利用できます。

* 九大コレクション

<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/>

九州大学図書館の所蔵する図書・雑誌、契約している電子ジャーナルや電子ブック、デジタル化した貴重資料、博士論文、QIR(九大研究者の研究成果)、eラーニング教材(授業・講演会動画等)がまとめて検索できます。また、他のキャンパスから資料を取り寄せたり、貸出中の資料を予約することができます。

* 世界の文献

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/worldcontents/>

Web of Science, ProQuest, EBSCO, JSTOR, Springer, Wiley, 雑誌記事索引など、世界中の約11億件の学術情報に加え、九大コレクションの情報が一度で検索できる、グローバル・ディスカバリ・サービスです。電子ジャーナルや電子ブックにも検索結果からすぐ

アクセスできます。

○研究費等による資料の購入

* 図書の注文

研究費等による図書購入の基本的な流れは以下の通りです。

- ① 図書館ウェブサイト>教育・研究>研究費での資料購入(図書)より、SSO-KIDで購入依頼画面へログインし、未発注購入依頼入力を行って下さい。
- ② 依頼データを受け取った所属キャンパスの図書館から書店へ発注します。
- ③ 所属キャンパスの図書館へ書店が納品します。
- ④ 検収・装備後、研究室等へ貸出します。

※ 購入依頼入力の際、予算選択のために財務会計システムへ接続します。財務会計システムのユーザーIDとパスワードが不明な方は、所属部局の会計担当係へお問い合わせください。

※ 図書館ウェブサイトからの入力ができない場合は、[図書購入票\(図書館ウェブサイトよりダウンロード\)](#)に必要な事項を記入のうえ、[所属キャンパスの図書館\(室\)](#)へご提出ください。

注意! 図書は大学の基盤を形成する大切な財産です。購入する図書は、「九州大学における図書館資料の取扱基準」に則り、資産として登録することを原則としています。

* 雑誌の購読

【国内雑誌】

新規購読は図書館のウェブサイトからお申し込みください。部門事務室がある場合はそちらの担当者経由でお申し込みください。

ただし、初めてウェブサイトから購読の依頼を行う場合は初期設定が必要となりますので、各キャンパス図書館の雑誌購読担当係にご相談ください。担当係の連絡先は、<76ページ>を参照ください。

また、お申し込みの際は財務会計システムの予算情報をお尋ねしますので、事前に所属部局の経理担当部署にてご確認ください。

なお、お申し込みは随時受け付けていますが、年間契約で購読するものなどは、お申し込みや購読中止の時期が制限されることがありますのでご留意願います。

【外国雑誌】

契約手続きに時間を要するため、**例年6月末から7月初旬頃に次年度契約の予約購読調査**を行い、8月頃に契約タイトルを決定しています。購読を希望するタイトルがある場合は、この時期にお申し込みください。

*電子ジャーナルの購読

電子ジャーナルは、全学共通経費で購読しているものと部局経費で購読しているものがあります。部局経費で新規に電子ジャーナルの購読を希望される場合は、**例年6月末から7月初旬頃に実施される外国雑誌予約購読調査の際にお申し込み**ください。

○著書寄贈のお願い

図書館では、本学教員の著書を収集し、利用者に提供(1～2部)するとともに、交流協定校であるソウル大学校との資料交換(1部)を行っています。**著書を上梓された際は、ぜひ図書館にご寄贈ください。**

教育支援

○学生用資料の整備

*推薦図書・指定図書

【学生用推薦図書】

各館に配架する学生用図書について、例年夏から秋にかけて1～2回、教員に推薦をお願いします。**所属キャンパスの図書館から推薦依頼を行います**ので、ご協力ください。

【指定図書】

講義に関連した学生必読の図書を教員に指定いただき、専用コーナーに準備するものです(館内利用のみ)。例年秋から冬にかけて、**所属キャンパスの図書館から依頼を行います**ので、ご協力ください。(実施していない館もあります)

*シラバス掲載図書

シラバスに参考文献等として掲載されている図書を購読し、そのキャンパスの図書館に備え付けています。(図書館側でシラバスからピックアップしますので、**手続きは不要**です。)

*図書購入リクエスト

上記以外にも、**図書館に配架する図書のリクエストを随時受け付けて**います。学生に読んでほしい図書がありましたら、図書館ウェブサイトからリクエストしてください。

図書館ウェブサイト ログイン>マイページ>購入リクエスト

○授業支援

*講習会

ゼミや授業の一環として、文献検索法、情報倫理、データベースの利用法、文献管理の仕方、図書館ツアーなどをご要望に応じた内容で図書館員が講習会を行います。ご相談・お申し込みは随時受け付けています。**図書館ウェブサイト>教育・研究>講習会**をご覧ください。

また、新入生向け文献の探し方講習会や、PubMed講習会など、特定のテーマやツールに焦点を当てた講習会を定期的に行っています。日時や詳しい内容は、**図書館ウェブサイト>イベント** をご覧ください。

○教育支援

九州大学附属図書館では、学生用資料の整備のほか、多様な学習・教育形態に対応した施設・設備を整備し、教育活動をサポートしています。オンデマンド講習会や学習支援ガイドの作成など、個別の授業や教育に沿った支援の拡大を進めています。ご要望などありましたらお気軽にご相談ください。

*学習支援ガイドCute.Guides

<http://guides.lib.kyushu-u.ac.jp>

レポートの書き方や、線形代数、文献管理ツールなど、学習テーマごとに参考文献や役立つ情報源を紹介しています。

*図書館TA (Cuter)

中央図書館、伊都図書館、医学図書館、芸術工学図書館では、大学院生(修業年限を6年としている学部は5年次以上の学生含む)がTAとして、学習相談や学習支援ガイド作成等の教育支援業務を行っています。



【コンテンツ】

- ・研究の基盤となる所蔵資料
400万冊と膨大なe-リソース
- ・授業関連図書の整備

授業で学生に
読ませたい

研究用に資料を
購入したい

授業で使える
部屋を

授業成果物を
展示したい

【設備】

- ・授業での利用
- ・授業外学習の場

【講習会・セミナー】

- ・オンデマンドで授業の
一環として
- ・研究に役立つツールの紹介

学生に
文献検索法を

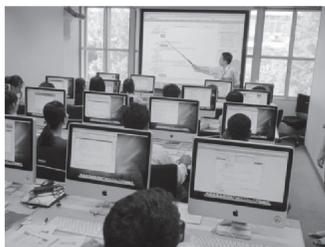
研究成果を
発信したい

研究に役立つ
ツールは？

電子教材を
作りたい

【情報発信】

- ・学術情報リポジトリでの研
究成果・論文公開
- ・九州大学 iTunes U、電子教
材開発（付設教材開発センター）



★もっと詳しく知るには

九州大学附属図書館ウェブサイト

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty/toshokan/>

◆問合せ先

【電話・メールによるお問い合わせ】

図書館概要< P76 >の各館の問い合わせ先をご参照ください。

情報サービス

情報サービス

九州大学では、教員が九州大学でのICT活動のために必要な情報インフラとして、ここに示すサービスを提供しています。

◆各サービスについてもっと詳しく知るには

・情報統括本部 Web サイト

<http://iii.kyushu-u.ac.jp/>

◆情報インフラに関する問合せ先

・情報統括本部「よろず相談窓口」

E-mail: help@iii.kyushu-u.ac.jp

◆情報統括本部分室について

主要キャンパスに情報統括本部のサービス拠点(分室)を置く。

主なサービス内容

- ①全学ソフトウェアのインストールメディアの貸出、返却受付、管理
- ②パソコンのトラブルに関する簡単なアドバイス
- ③全学共通ID (SSO-KID)に関する問い合わせ
- ④全学共通IC カード(学生証・職員証・パーソナルカードなど)に関する問い合わせ
- ⑤無線LAN (kitenet, edunet) の設定支援
ネットワークトラブルに関する本部からの依頼による現地対応
テレビ会議を使用した各種講習会における本部からの依頼による現地対応

サービス拠点・連絡先

伊都分室 [iCube サポートデスク]

90：伊都地区(092-802) -5868

大橋分室 95：大橋地区(092-553) -9469

筑紫分室 93：筑紫地区(092-583) -7845

馬出分室(5月設置予定)

○ネットワーク(KITE、kitenet)

全学基幹ネットワーク(KITE)、全学無線LAN ネットワーク(kitenet)を九州大学の職員・学生および来学者に提供します。公衆アクセスネットワーク(kitenet -WiMAX2+)を支援します。利用者に対する技術支援・広報活動、全学ファイアウォールの運用などのセキュリティ対策に関する技術支援を行います。学外ネットワークSINET、文科省、総務省その

他研究ネットワーク)との相互接続の調整ならびに、ネットワークを利用する研究者の研究支援を行います。

◆問合せ先

・九州大学総合情報伝達システム(KITE)について
(情報統括本部 ネットワーク事業室)

Tel: 092-642-4032

E-mail : n-room@iii.kyushu-u.ac.jp

○全学基本メール(職員基本メール・学生基本メール)

全学基本メールは、九州大学の構成員へ基本的かつ公式な電子メール環境を提供するものです。自然災害や新型インフルエンザのお知らせなどの重要連絡の周知、大学構成員の相互連絡のための情報基盤として利用する公式なメールです。大学職員および大学業務に関する方向けの「職員基本メール」と、学生向けの「学生基本メール」を提供しています。

○ファイル共有システム(Proself)

ファイル共有システムは、ファイルをサーバ上にアップロードし、その場所を表すURLをメールで相手に送ることで、ファイルを受け取る(ダウンロードする)ものです。メールにファイルを添付することなく、学内外の人と快適にファイルを共有することができます。このシステムは全学共通ID(SSO-KID)を持っている職員及び学生なら誰でも利用することができます。

◆問合せ先

・全学基本メールサービス(職員基本メール・学生基本メール)及びファイル共有システムについて
(情報統括本部 全学基本メール事業室)

Tel: 092-642-2306

E-mail : query@m.kyushu-u.ac.jp

○キャンパスライセンスの提供

九州大学は、マイクロソフト社と包括ライセンス契約を結んでいます。この契約に基づき、九州大学で管理する全てのPC及び九州大学の学生・職員所有のPCにマイクロソフト社製のOSやOfficeをインストールすることができます。その他、シマンテック社のセキュリティ対策ソフト提供サービスやアド

ビシステムズ製品の教育機関向けCLP購入割引サービスなども行っています。

◆問合せ先

- ・キャンパスライセンスについて
(情報統括本部 ソフトウェア事業室)
Tel: 092-642-2201
E-mail : sw-room@iii.kyushu-u.ac.jp

○教育支援サービス

教育支援サービスは、授業や自習に使用するための情報通信技術を利用した教育環境を提供するサービスです。

*教育用計算機

「教育情報システム」と呼ばれています。利用者用システムには、ホスト計算機と教室に設置しているパソコンがあります。

注意! 部局が独自に整備・運用しているパソコン教室もあります。

*e-learning

教材提示、課題提出、テスト、アンケート等の機能を持つWebベースの授業支援システム「Web学習システム」や動画配信等の教育用コンテンツに関するサービスです。

*A 0判プリンタの運用

学内向けに大判のA 0判プリンタの運用を行っています。

◆問合せ先

- ・教育情報サービスについて
(情報統括本部 教育支援事業室)
Tel: 092-642-4034
E-mail : uketsuke@ecs.kyushu-u.ac.jp

*キャンパスクラウド環境

主に大学院での講義向けに、時間割的な時間指定による仮想計算機提供サービスを行います。自学自習にも利用可能です。

◆問合せ先

- ・キャンパスクラウド環境について
(キャンパスクラウド事業室)
Tel: 092-642-2308
E-mail : qcloud@iii.kyushu-u.ac.jp

○研究支援サービス

*スーパーコンピュータ

最新鋭の研究用計算機システムによる科学技術計算サービスを提供し、利用者への技術支援、啓発活動を行います。

*ホスティング

ウェブサーバやメールサーバを情報統括本部設置のサーバ機器上に、部局等の希望するドメイン名で構築して有料で利用できるようにします。

◆問合せ先

- ・スーパーコンピュータについて
(情報統括本部 H P C 事業室)
Tel: 092-642-2308
E-mail : request@iii.kyushu-u.ac.jp
- ・情報統括本部ホスティングサービスについて
(情報統括本部 ネットワーク事業室)
Tel: 092-642-2306
E-mail : it-room@iii.kyushu-u.ac.jp

○キャンパス間学習・会議支援システム

学内での遠隔講義やTV会議を支援するサービスです。

*遠隔講義システム

簡単な操作でテレビ会議による遠隔授業を実現するシステムが、各キャンパスに設置されています。

*多地点接続装置

3地点以上での接続によるテレビ会議を支援する装置です。

◆問合せ先

- ・テレビ会議・遠隔講義支援サービス
(情報統括本部 教育支援事業室)
<http://ecs.kyushu-u.ac.jp/VC/>
Tel: 092-642-4034
E-mail : uketsuke@ecs.kyushu-u.ac.jp

○認証に関するサービスの提供

*全学共通ID (SSO-KID 及び学生ID)

全学共通IDは、学内向け情報サービスにおける利便性・信用性・安全性の向上のために九州大学の全構成員に発行されているIDとパスワードです。職員にはSSO-KIDを学生にはSSO-KID及び学生IDを発行します。学外非常勤講師や派遣職員等についても、申請によりSSO-KIDを取得することができます。全学共通IDによる認証で、多くの学内向け情報サービス

スが利用できます。

全学共通IDの認証で利用できる情報サービスは、下記サイトを参照ください。

<https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/>

また、職員はマトリックス認証システム「QMAX」において、SSO-KIDとマトリックスパスワード(「IC職員証」の裏面に印字)を利用することで、セキュリティを重視するサービスを学外から利用できます。SSO-KIDとマトリックスパスワードの認証により利用できる情報サービスおよびマトリックスパスワードの利用方法については、下記サイトを参照ください。

例えば、「学務情報システム(教員用WEBシステム)」を使うと学外から成績登録が可能です。

<https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/pw/qmax/>

*全学共通ICカード

全学共通ICカードは、九州大学システムLSI研究センターが開発したMIID(Media Independent ID)に基づいたICカードで、いわゆる九大ブランドのICカードです。その後、改良されて現在では、VRICS(Value and Right Circulation Control System)と呼んでいます。全学共通ICカードを利用できるサービスとしては、伊都キャンパスにおける建物への入館する際の電子錠、図書館への入館と図書の貸出し、九大生協の電子マネー、糸島市コミュニティバスの利用、車両入構ゲート、伊都キャンパス周辺昭和バスの利用、証明書自動発行機等があります。発行するカードの種類としては、学生証や職員証の他に、非正規の職員や学生のためのパーソナルカードや外来者のためのゲストカード等があります。

◆問合せ先

- ・全学共通IDについて
(情報統括本部 認証基盤事業室)
Tel: 092-642-7234
E-mail : id-room@iii.kyushu-u.ac.jp
- ・全学共通ICカードについて
(情報統括本部 全学共通ICカード事業室)
Tel: 092-642-3843
E-mail : ic-card-room@iii.kyushu-u.ac.jp

*キャンパスクラウド

汎用的な計算機サーバを用いた研究用活動支援を行います。

Webやメールなどの常時稼働サーバの運用、情報

サービス開発、データ工学・データ科学のための大規模データ処理に利用できます。

◆問合せ先

- ・キャンパスクラウドについて
(キャンパスクラウド事業室)
Tel: 092-642-2308
E-mail : qcloud@iii.kyushu-u.ac.jp

*ISMS 認証取得サポート

情報統括本部では、ISMS(ISO27001)の認証取得に興味をお持ちの部局に対して、これまでの経験を基に、ISMSの仕組み、認証取得に向けた作業方法の検討などに関して情報提供のお手伝いをします。

◆問合せ先

- ・ISMS 認証取得サポート
(ISMS 運用事業室)
Tel: 092-642-2200
E-mail : isms-room@iii.kyushu-u.ac.jp

○情報サロン

情報サロンは、九州大学教職員及び学生が自由にパソコンを利用できる施設です。

場所：箱崎地区 附属図書館 中央図書館2階・3階
病院地区 附属図書館 医学図書館2階
伊都地区 伊都図書館1階・2階

◆問合せ先

- ・情報サロンについて
(情報統括本部 教育支援事業室)
Tel: 092-642-3842
E-mail : uketsuke@ecs.kyushu-u.ac.jp

産学連携

共同研究等諸制度

本学は、教育・研究に続く第3の使命として積極的な「社会貢献」を掲げており、その一環として、共同研究、受託研究、技術指導等、産学連携を推進するための諸制度を整備しています。

○共同研究

本学の研究者と民間企業等に所属している研究者とが、共通の研究課題に共同で取り組む研究です。(受入フローは、【図1】のとおりです。)

○受託研究

国や民間企業等から、本学が委託を受けて行う研究です。本学が受託した研究に要する経費は、委託者に負担して頂きます。(受入フローは、【図1】のとおりです。)

○技術指導

学外からの委託を受け、本学の職員がその教育・研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行

い、委託をした者の業務や活動を支援するものです。これに要する経費は、委託者に負担していただきます。(受入フローは、【図2】のとおりです。)

○組織対応型連携

本学と民間企業等とが、個々の研究者レベルに止まらず、組織的に連携するフレームです。本学と連携先の代表者から構成される連携協議会を設置し、共同研究や受託研究、インターンシップ等の個別プロジェクトの企画・管理を行います。(【図3】参照)

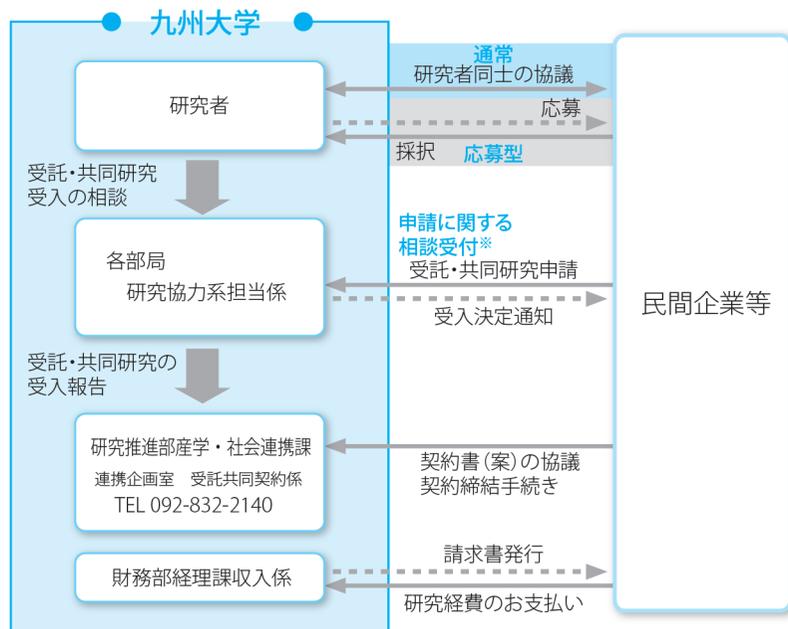
○共同研究部門

組織対応型連携事業のもと、本学に民間機関等との共同研究に係る拠点を設置する新たな制度です。民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について一定期間継続的に研究を行います。(【図4】参照)

★もっと詳しく知るには

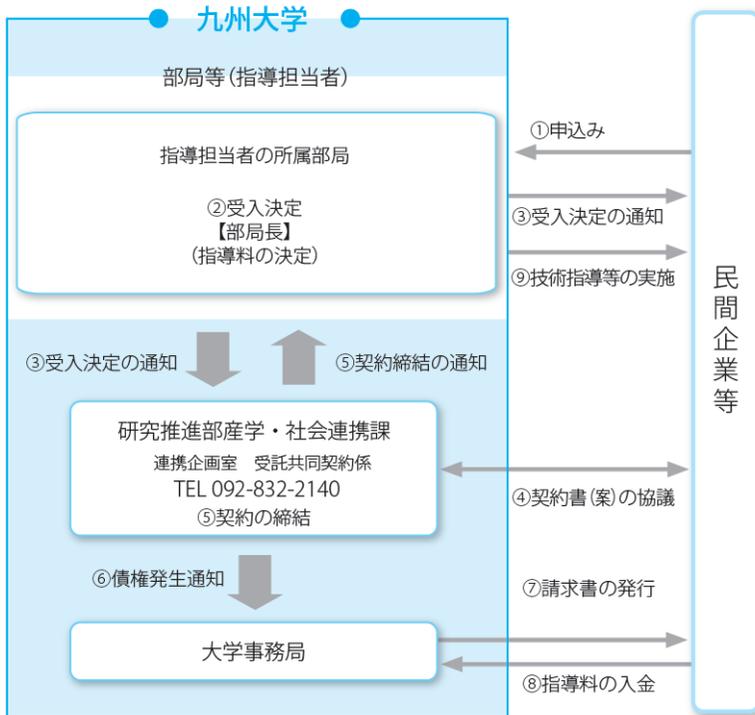
- 共同研究及び受託研究の案内
http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/sky/jk_flow.php
- 技術指導の案内

【図1】 共同研究・受託研究の受入フロー

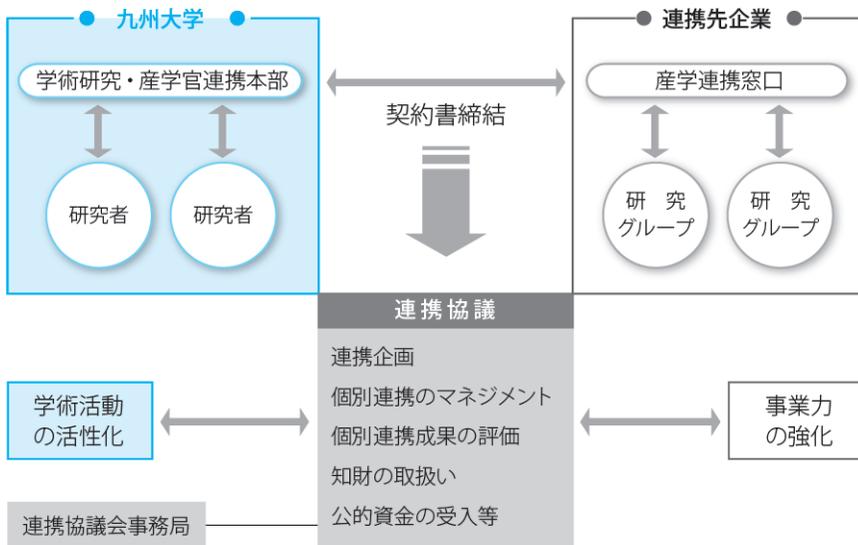


*民間機関等と本学研究者との受託・共同研究については、事務局研究推進部産学・社会連携課及び研究者が所属する部署の研究協力担当係が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

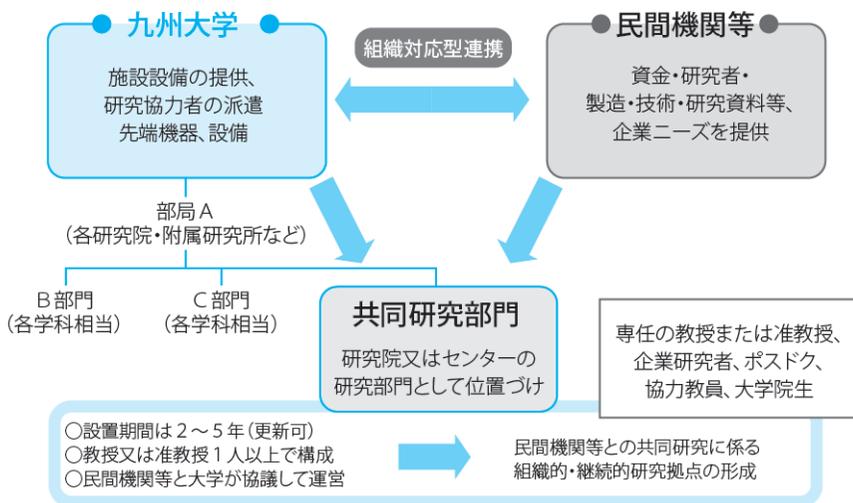
【図2】 技術指導の受入フロー



【図3】 組織対応型連携について



【図4】 共同研究部門について



- http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/sky/g_flow.php
- ・組織対応型連携の案内
- <http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation.php>
- ・共同研究部門の案内
- http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation_b.php
- ◆問合せ先
- ・共同研究、受託研究及び技術指導について
研究推進部産学・社会連携課連携企画室受託共同契約係
092-832-2140
snskeiyaku@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・組織対応型連携及び共同研究部門について
研究推進部産学・社会連携課連携企画室連携企画係
092-832-2122
snsrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp

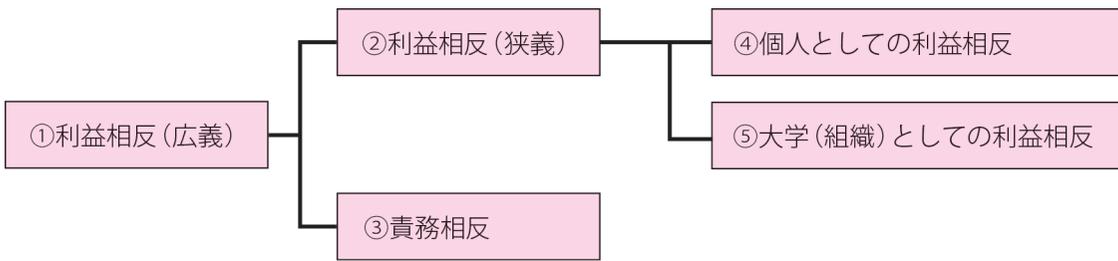
利益相反

本学は、従来に比してより積極的な「社会貢献」を、教育・研究に続く「第三の使命」として位置付けており、その一環として共同研究、受託研究、組織対応型連携、大学発ベンチャー支援及び技術移転等、様々な産学連携活動を推進しています。

一方、産学連携活動の健全な推進を図るためには、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状態を大学として主体的にマネジメントし、各職員が安心して産学連携活動に取り組める環境を整備する必要があります。

このことから本学では、九州大学利益相反ポリシー（平成16年3月19日評議会承認）に基づき、九州大学利益相反マネジメント要項（平成17年7月15日部局長会議承認）を制定し、利益相反マネジメントを行っています。

産学連携



○利益相反とは

産学連携活動を行う上で職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかしながら、真理の探求を目的とした研究を行い、高等教育を行う大学と、営利の追求を目的とした活動を行う企業とは、その基本的な性格・役割を異にすることから、産学連携活動を行うに当たり職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任とが衝突する状況が生じます。これが利益相反と呼ばれる状況であり、本学においては、マネジメントの対象とする利益相反を次のとおり整理しています。

①広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反をあわせた概念

②狭義の利益相反

職員等又は大学が産学連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

③責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

④個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反

⑤大学(組織)としての利益相反

狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

利益相反とは、「大学における責任が果たされていない」という事実を指すのではなく、社会から「大学における責任が果たされていないのではないか」という疑念を抱かれる状況を指します。よって、法令違反とは異なる概念であり、適切なマネジメントを実施することで社会への説明責任を十分に果たすことができればよいことになります。

○マネジメント体制

*利益相反マネジメント委員会

次に掲げる事項を審議する機関として、弁護士等の学内外有識者を1名以上加えた利益相反マネジメント委員会を設置しています。

- ・利益相反マネジメントのための調査及び相談に関する事項

- ・利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関する事項
- ・利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- ・その他利益相反マネジメントに関する重要事項

*利益相反マネジメント・アドバイザー

下記の自己申告書等の内容審査、職員等からの利益相反に関する相談への対応及び職員等への事情聴取等を実施する者として、利益相反マネジメント・アドバイザーを置いています。

○マネジメント方法

毎年度1回、対象となる職員より、産学連携活動の有無、連携先からの経済的利益の獲得状況及び連携先のエクイティの保有状況等、利益相反を構成する事実関係について自己申告をいただき、必要に応じて利益相反マネジメント・アドバイザーによるヒアリング及びアドバイス等を行っています。

また、利益相反に関する相談を学術研究・産学官連携本部において随時受け付けています。

○臨床研究に係る利益相反マネジメント

臨床研究は、研究対象が人間であることから、被験者の人権・生命を守り、安全にこれを実施することへ格別な配慮が求められます。そこで、医系学府・研究院・研究所及び九州大学病院では、「九州大学医系における臨床研究の利益相反に関する指針」及び「医学系部局における臨床研究に係る利益相反マネジメント要項」を策定し、上記の全学的な利益相反マネジメントに加え、臨床研究に係る利益相反マネジメントを重畳的に実施しています。

★もっと詳しく知るには

- ・学術研究・産学官連携本部のホームページ
http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/a_policy.php

◆問合せ先

研究推進部産学・社会連携課連携企画室連携企画係
TEL:092-832-2122
E-mail:snsrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp

知的財産

知的財産

政府は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況を踏まえ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することとしています。

このような状況下において、本学は、教育・研究に続く第三の使命「社会貢献」の一貫として、職員等が実施する教育研究活動等を通じて得られる成果の社会への還元を図るべく、当該成果に係る知的財産の管理・活用を学術研究・産学官連携本部及び有体物管理センターにおいて一元的に行っています。

○知的財産とは

*発明等

- ・「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（特許法第2条第1項）である発明
- ・「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法第2条第1項）である考案
- ・「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意匠法第2条第1項）である意匠
- ・商品や役務に使用する「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」（商標法第2条第1項）である商標
- ・半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品で

あって、電子回路の機能を有するように設計したもの」（半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第1項）である半導体集積回路

- ・「重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合」（種苗法第2条第2項）である種苗（新品種）

上記知的財産（以下「発明等」と呼びます。）については、それぞれ当局に申請をし、所定の要件（注）を満たすものとして査定されれば、これらを一定期間独占的に使用等する権利、すなわち上から順に特許権、実用新案権、意匠権、商標権（以上を特に産業財産権と呼びます。）、回路配置利用権、育成者権が申請者に付与されます。本学としては、これら知的財産権を戦略的に取得することで、本学で生み出された成果の産業利用等を図ることができます。

※注：特許権の場合、主には①出願時点で公知公用でないこと（新規性）、②当事者が容易に思いつくものではないこと（進歩性）、③単に学術的・実験的にのみ用いるものではなく産業上利用が可能であること（産業上の利用可能性）、等が要件になります。

*著作物

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条第1項）である論文、講演、音楽、絵画、版画、彫刻、建築、地図、学術的な性質を有する図面、図表、模型、映画、写真、プログラム、データベース等の著作物については、産業財産権等のように当局に対して申請をせずとも、著作物が創作された時点で自動的にその著作者に対し下表の著作権

著作者人格権	公表権	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
財産権たる著作権	複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
	上演権・演奏権	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利
	貸与権	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
	二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

が付与されます。著作権者人格権は著作権者の存命中、財産権たる著作権は著作権者の死後50年を経過するまで存続します。

また、著作物の伝達者である実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者には、著作隣接権と呼ばれる権利が付与されます。

なお、各職員が教育研究活動等を実施するに当たっては、他者の著作物を参照等する機会がありますが、その際には、他者に帰属する著作権を侵害することにならないよう留意する必要があります。

ただし、公正な慣行(出所明示等)に合致し、正当な範囲内で行われる公表済み著作物の引用(紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること)には著作権が及ばない等、著作権法第30～50条において著作権を制限する定めがなされています。

* 成果有体物

本学は、以下の4つ全てを満たす有体物を成果有体物と定義し、知的財産の1つとしてその戦略的活用を推進しています。

- ①本学の職員等が本学における研究活動に伴い創作又は取得するもの
- ②学術的価値、財産的価値その他これに準じる価値があるもの
- ③著作物ではないもの
- ④特別な制約(店頭販売されていない、M T A の締結が必要 等)があり、一般に取引されていないもの

成果有体物の例としては、遺伝子、細胞、種子、実験動物、土壌、岩石、化合物、新材料、試験作品等が挙げられます。

○学内手続

* 届出

職員は、以下に該当することとなった場合は、速やかにその旨を所定の方法・様式により学術研究・産学官連携本部(成果有体物については有体物管理センター)へ届け出て下さい。特に発明については、新規性(出願時点で公知公用でないこと)が特許権の付与の要件となっており、また、同一の発明について複数の特許出願がなされた場合は、先になされた特許出願に対してのみ特許権が付与されるという先願主義が採られているため、極力迅速な届出を行い、届出から学会発表や論文投稿等までの間に十分な時間的余裕を取ることが求められます。

- ・発明等

本学における職務上、発明等を創出したと思われるとき

- ・著作物

本学が著作者となる著作物(以下「法人著作」と呼びます。)、職員が職務上の行為として創作したデータベース又はプログラムについて、次のいずれかに該当する場合

- ①学外に対する利用許諾等を希望するとき
 - ②学外から利用許諾等の希望を受けたとき
 - ③本学に帰属する知的財産と関連することとなったとき
- ・成果有体物
- ①学内外で活用することが可能な成果有体物が創作・取得された場合
 - ②本学が保有する成果有体物を学外へ譲渡、使用許可又は寄託することを希望する場合
 - ③成果有体物を学外から譲り受けようとする場合(学外から本学へ異動する際に成果有体物を持ち込む場合を含みます。)
 - ④既に届け出られた成果有体物が消失した場合
- ⑤①～③の届出を行った職員等が本学を退職する場合

* 審査

上記届出を受けた学術研究・産学官連携本部は、原則として週1回開催される知的財産評価会議において、

- ・発明等

発明等を創出した職員に帰属する特許を受ける権利等を承継し、大学が出願人となって特許権等の申請を行うか否か

- ・著作物

法人著作に該当しないデータベース又はプログラムについて、著作権を著作者たる職員から承継し、本学として管理・活用をするか否かについて審査・決定します。

(注意点) 発明に該当し得る研究成果については、これを論文、インターネット上や学会等で発表される前に、できるだけ早く学術研究・産学官連携本部へ届け出て下さい。論文発表等が遅延しない様、速やかに上記審査、特許出願等の対応をします。特許出願書類を作成するには、1ヶ月前後要します。

やむを得ず、発表した場合は、発表後4ヶ月以内に学術研究・産学官連携本部へ届け出て下

さい。発表後6ヶ月以内に特許出願を行わなければ、日本国内の特許を受ける権利を失いますので、十分な注意が必要です。

*管理・活用

本学に帰属する知的財産権の管理・活用は、発明等及び著作物については学術研究・産学官連携本部において、成果有体物については有体物管理センターにおいて行います。

*ライセンス収入等の配分

- ・発明等、著作物

本学に帰属する知的財産を学外へライセンス等することにより本学が収入を得た場合は、当該収入から、技術移転手数料としての25%及び諸経費を控除した上で、50%を当該知的財産の創出者へ、50%を本学へ配分します。当該創出者が複数いる場合は、持分割合により按分します。

- ・成果有体物

成果有体物を学外へ譲渡等することにより本学が収入を得た場合は、必要経費(成果有体物作成費用等)を控除してこれを負担した者に支出予算として還元し、なお残りの場合は、その80%を成果有体物の代表創作・取得者へ、20%を有体物管理センターへ各々支出予算として配分します。

http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm

- ・財団法人ソフトウェア情報センターのホームページ(回路配置利用権について)

<http://www.softic.or.jp/ic/>

- ・品種登録のホームページ(育成者権について)

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

- ・文化庁のホームページ(著作権について)

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

- ・知的財産戦略本部(政府)のホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

◆問合せ先

- 発明等、著作物について

学術研究・産学官連携本部知的財産グループ

TEL:092-832-2128

E-mail:transfer@airimaq.kyushu-u.ac.jp

- 成果有体物について

有体物管理センター

TEL:092-642-7317

E-mail:mta@mmc.kyushu-u.ac.jp

★もっと詳しく知るには

- ・知的財産取扱規則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/228/2004kisoku093.pdf/1>

- ・知的財産取扱規則実施細則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/229/2015saisoku001.pdf/1>

- ・著作物取扱実施細則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/230/2015saisoku002.pdf/1>

- ・成果有体物取扱規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/231/2015kitei017.pdf/1>

- ・成果有体物取扱規程実施細則

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/232/2015saisoku003.pdf/1>

- ・学術研究・産学官連携本部のホームページ

<http://airimaq.kyushu-u.ac.jp/>

- ・有体物管理センターのホームページ

<http://mmc-u.jp/>

- ・特許庁のホームページ(産業財産権について)

社会連携

社会連携

○自治体等との連携

[<https://cooperation.kyushu-u.ac.jp>]

*概要

大学が持つ知的資源や活力と自治体等にある豊かな自然、歴史、文化などの地域資源とを有機的に結び付け、既存産業の高度化、新産業の創出、地域課題の解決、教育研究活動の進展等、地域社会の振興に寄与することを目的とした連携協定を締結し、色々な事業に取り組んでいます。

【連携協定を締結している自治体】

(平成27年12月現在)

- ・宗像市(平成17年1月)
- ・福岡市(平成17年11月)
- ・前原市、志摩町、二丈町(平成18年6月)
※糸島市と再協定(平成22年5月)
- ・唐津市(平成19年2月)
- ・佐賀県(平成19年10月)
- ・会津若松市(平成22年11月)
- ・鹿島市(平成23年9月)
- ・玄海町(平成26年9月)

○大学ネットワークふくおか

*概要

福岡都市圏において、大学・産業界・行政が連携して、福岡都市圏の大学及び圏域の魅力と活動内容等に関する情報を全国・世界に発信するとともに、教育研究の発展及び活力ある地域づくりに貢献することを目的に平成21年6月に設立され、現在、九州大学を含め20大学、福岡商工会議所、福岡市が協力して事業展開をしています。

○西部地区五大学連携懇話会

*概要

福岡西部地区に位置する九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学及び福岡歯科大学の五大学が、教育・研究・地域との交流等について、五大学に関連した情報の共有、連絡、協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域社会との連携及び五大学の発展に寄与することを目的に、平成18年7月に発足し、連携大学の職員を受け入れた職員研修や、

学生を受け入れた連携授業などを実施しています。

○公開講座

*実施概要

九州大学は、社会に開かれた大学として、大学の教育・研究成果を広く社会に還元・共有することを使命の一つとして掲げています。大学のもつ専門的、総合的な教育・研究成果を広く学習できる機会として、小学生から一般まで幅広い層を対象に各部署の協力により有料・無料の様々な公開講座を実施しています。

○共催等名義使用申請

*概要

「共催等名義使用」とは、本学以外の団体が行う公益的な行事について、共催、後援、協賛及び協力に、本学の名義(特定の部局等の名義は除く)を使用することをいいます。

手続きは、使用を開始する日の1月前までに、団体から「九州大学の共催等名義使用に関する許可申請書」を提出いただき、申請内容について確認・精査等を行ったうえで、許可の可否を決定します。

なお、当該行事終了後は、「九州大学の共催等名義使用に関する実施報告書」を提出いただきます。

【共催】

本学又は本学内の組織(部局等)が地方公共団体、各種団体、学会等(以下「地方公共団体等」という。)とともに当該行事の企画・運営を行うもの。

【後援】

地方公共団体等の第三者が主催する行事で、本学が機関として事業趣旨に賛同し、一定の関わりを持つもの。

【協賛】

地方公共団体等の第三者が主催する行事で、本学が機関として事業趣旨に賛同することが適当であるもの。

【協力】

協賛の基準に準ずる。

○名称使用申請

*概要

「名称使用」とは、企業等が、本学との契約に基づ

き本学の教員等と実施した共同研究、受託研究及び技術指導により得られた成果を活用した製品等に、本学の名称を使用することをいいます。

手続きは、企業等から「九州大学の名称使用に関する許可申請書」を提出いただき、申請内容について関係教員への確認・精査等を行ったうえで、許可の可否を決定します。

【基本的な考え方】

- ・本学との共同研究等の成果である事実を表示するものであること。
- ・製品等の情報に関して誇大な又は事実と異なる表示により、消費者や社会に誤認を与えることがないこと。
- ・本学と製品等の製造販売業者等とが明確に区分され、本学が製造物責任法による責任等を負うことのない表示であること。また、原則として製品そのものには表示できないこと。
- ・本学の施設・教職員等の写真・画像、ロゴ等は使用しないこと。

同窓会・卒業生との連携

○同窓会

*九州大学同窓会連合会

部局や部局を超えた同窓生の横断的な活動や組織作りを支援し、同窓生相互の交流と親睦を深めるとともに、九州大学と同窓生の情報交換や連携協力を緊密にし、九州大学の発展と学術の振興に貢献することを目的に平成11年3月に設立されました。

*部局別同窓会とは 九州大学の当該部局の卒業生が加入できる同窓会

- ・文学部同窓会
- ・教育学部同窓会
- ・法学部同窓会
- ・経済学部同窓会
- ・理学部同窓会
- ・医学部同窓会
- ・歯学部同窓会
- ・薬学部同窓会
- ・工学部同窓会
- ・芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会
- ・農学部同窓会
- ・比較社会文化研究科・学府同窓会
- ・人間環境学府同窓会

- ・数理学府同窓会
- ・システム情報科学府同窓会
- ・総合理工学府同窓会
- ・医学部保健学科同窓会(連合会未加入)

*地域別同窓会等とは 都道府県又は地域を単位とし、原則として全部局の卒業生が加入できる同窓会

- ・九州大学東京同窓会
- ・九州大学関西同窓会
- ・九州大学福岡同窓会
- ・在仙九大会
- ・筑波博朋会
- ・東海九大会
- ・九州大学愛媛同窓会
- ・九州大学唐津地区同窓会
- ・筑後地区九州大学同窓会
- ・ありあけ九大会
- ・九州大学熊本同窓会
- ・宮崎県在住九州大学同窓会
- ・沖縄県九州大学同窓会
- ・在北京宮崎会
- ・在韩国九州大学總同窓会
- ・学生寮同窓会
- ・松の実会

*その他、各地域等で活動している同窓会(九州大学同窓会連合会未加入)

- ・宇部山陽小野田九友会
- ・台湾同窓会
- ・九州大学華人同窓会
- ・グローバル同窓会など

*学内合同企業説明会、東京同窓会「就職活動支援プロジェクト」(学生の就職活動支援など)

在学生の就職活動を支援するため、3月に、九州大学と連携協力し、学内合同企業説明会を実施しています。一部上場企業等を中心に約450社が参加しています(学生のキャリア支援・就職支援)。また平成27年より、九州大学東京同窓会による「就職活動支援プロジェクト」(同窓生約60人による、在学生のOB・OG訪問のサポートなど)への支援を開始しました。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学同窓会連合会 ウェブサイト

<http://doso-rengo.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

○ホームカミングデー

九州大学の卒業生及び修了生の皆様などを本学に招待し、過去・現在・未来へと輝き続ける大学の姿をご覧いただくことを目的として平成18年から始まり、第1回から第3回までは六本松キャンパス、第4回(平成21年)から第8回までは箱崎キャンパス、第9回(平成26年)からは、伊都キャンパスの椎木講堂をメイン会場として実施しています。開催日は毎年、10月の第3土曜日となっています。

★もっと詳しく知るには

- ・ホームカミングデー ウェブサイト

http://kikin.kyushu-u.ac.jp/home_coming_day/

○九州大学校友会(仮称)ウェブサイト

九州大学では、同窓生や教職員等が組織するグループ(校友グループ)との連携強化のため、同窓生や教職員等が組織するグループが「無料」で利用できる校友グループページの提供を行っています。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学校友会(仮称)ウェブサイト

<http://koyukai.kyushu-u.ac.jp/>

○生涯メールアドレスサービス

卒業生・在学生・教職員・名誉教授・九大会員を対象に、九州大学との連携強化や交流促進、また愛校精神の醸成等を目的として、希望者に生涯変わらないメールアドレス「@kyudai.jp」を発行し、九州大学のタイムリーな情報を提供するメールマガジンの配信(週1回程度)や、普段利用しているメールアドレスへの転送サービスを平成17年度から提供しています。平成27年度より、学部入学生に対し、生涯メールアドレスを自動付与しています。

★もっと詳しく知るには

- ・生涯メールアドレスサービスウェブサイト

<http://kyudai.jp/>

◆問合せ先

- ・総務部同窓生・基金課同窓生係

TEL : 092-802-2157

e-mail: sykdoso@jimu.kyushu-u.ac.jp

男女共同参画

男女共同参画

男女共同参画社会基本法は「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」とし、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であると明記しています。この法のもとでは全ての人々が、性別にかかわらず能力を十分に発揮して活躍し、あらゆる分野において対等に参画する機会が確保される社会を目指しています。九州大学は、明治44年の創設以来、創造性と多様性を尊重し、自由闊達な学風に基づく知の探求を推進してきました。責任と成果を分かち合う活力に満ちた大学をめざし、本学は人権尊重に基づく男女共同参画推進のための基本理念を以下のように掲げています。

男女共同参画の発展と情報発信

仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備
国際的視点も含めたダイバーシティを尊重する
教育・研究の推進
立案および決定過程における男女共同参画の推進

基本理念を実現するための基本方針及び基本施策は「九州大学における男女共同参画」として取りまとめられ、男女共同参画推進室ホームページに掲載されていますのでご確認ください。

○推進体制

本学では、平成16年度に男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画の推進に関する具体的方策等の計画及び実施に係る支援や広報・啓発活動を継続的に行っていますが、平成21年4月には新たに、部局長等を構成員とする「男女共同参画推進委員会」を設置しました。

また、平成25年度には、各部局との連携を密に図りながらより一層学制的に推進するために、これまで各地区協議会から選出していた男女共同参画推進室の室員の選出方法を部局単位とするとともに、部門を4部門から、企画広報環境整備部門、学生教育等部門、女性研究者支援部門の3部門に改組しま

した。

さらに、平成26年4月からは男女共同参画やジェンダー学、キャリア開発関連を専門とする専任の教員を配置して、推進体制の強化を図っています。

平成21年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」事業に採択されたことに伴い、当該経費及び大学独自予算により、計10年間の予定で教員採用に女性枠を新たに設定し、部局間の競争により、優れた女性教員を採用・養成するシステムが構築されました。このシステムにより、平成26年3月までに40名の女性教員が着任し、活躍しています。

平成27年度には、科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(特色型)」に採択され、女性研究者の活躍を促進する両立支援のための環境整備、男性教職員を含めた意識啓発、女性研究者の研究力向上、女性研究者の裾野拡大、女性研究者の上位職採用促進の取組を推進しています。

○研究助成

各世代の多忙な女性研究者の研究時間確保と研究活動の活性化を促進するため、女性研究者を対象とした様々な研究助成をおこなっております。

<平成27年度の支援内容の例>

研究補助者雇用支援(短期)

社会貢献や出産・育児、介護等で研究時間の確保が困難な女性研究者に、研究補助者雇用の経費を支援

研究補助者雇用支援(教授・准教授育児期支援)

本学に着任後出産した教授・准教授について、最長2年間にわたり研究補助者雇用の経費を支援

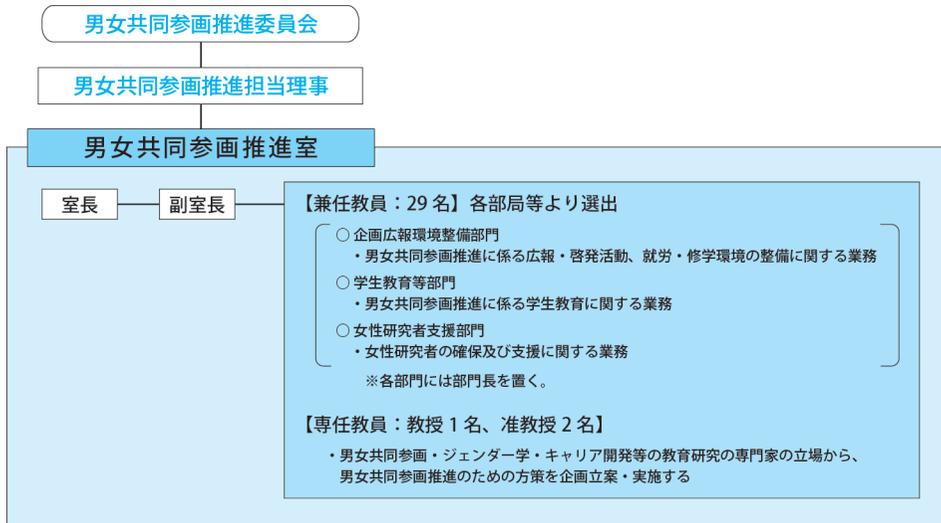
他にも、研究活動基礎支援制度によるスキルアップ支援や、学内競争的資金(P&P)による支援など、女性研究者のための助成制度があります。

○一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画として、本学においては「国立大学法人九州大学における次世代育成支援対策行動計画」を策定し、教職員が仕事と子育てを両立できるような積極的な取り組みを行っています。

また、平成28年度より、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動

九州大学男女共同参画推進体制図



計画も策定し、女性の職場における活躍を推進するための取り組みを行うこととしています。

詳細については、男女共同参画推進室ホームページをご確認ください。

○ニュースレターの発行

平成18年10月から「ニュースレター」を発行し、教職員及び学生に配布しています。男女共同参画の意識の醸成を図るとともに、男女共同参画推進室の活動や育児休業等の制度に関する情報を提供しています。

○学内保育施設

本学教職員等の就労・修学環境の改善のため、平成21年度に3つの学内保育施設が開園し、平成24年度からは給食の提供が始まりました。キャンパス移転に伴い、箱崎地区のたんぼぼ保育室は平成27年度末で閉園しましたが、その代わりとして、病院地区のひまわり保育園を拡充しました。

産後休業又は育児休業を取得した教職員が認可保育園の空きがないため職務復帰することができないことのないよう、これらの学内保育施設は、本学教職員及び学生の利用を前提とした認可外保育施設です。

また、月極の常時保育だけでなく、一時保育だけを利用することも可能です。

各保育施設の概要は以下のとおりですが、保育料等詳細については、男女共同参画推進室ホームページから学内保育施設情報のページに進んで、確認してください。

ジから学内保育施設情報のページに進んで、確認してください。

*ひまわり保育園(病院地区)

保育対象：教職員等が養育する生後57日から小学校就学前の乳幼児

保育内容：基本保育(7時～18時)、延長保育(18時～22時)、終夜保育(毎週水曜夜一時保育(7時～22時)、病後児保育(7時～18時)

定員：75名

*たけのこ保育園(伊都地区)

保育対象：教職員等が養育する生後57日から小学校就学前の乳幼児

保育内容：基本保育(7時～18時)、延長保育(18時～22時)、一時保育(7時～22時)

定員：60名

★もっと詳しく知るには

九州大学男女共同参画推進室

<http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

総務部職場環境室職場環境係 092-802-2262

サービス・倫理等

遵守事項・倫理

本学の職員として守らなければならないサービス上の事項及び保持しなければならない倫理について、次のとおり定めています。

○遵守事項

- (1) 上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、相協力して、その職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、本学の名誉又は信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知り得た秘密及び個人情報に他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私利利用のために用いてはならない。
- (5) 本学内で、選挙運動その他の政治的活動及び布教活動をしてはならない。
- (6) その他本学の秩序の維持の妨げとなる行為をしてはならない。

○職員の倫理

(1) 禁止行為

- ① 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
＜可能＞広く一般に配布される宣伝用物品や記念品を受けること
- ② 利害関係者から金銭の貸付けを受けること
- ③ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- ④ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
- ⑤ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 利害関係者から供応接待を受けること
＜可能＞多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受け、又は共に飲食をすること
＜可能＞職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること
- ⑦ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること
- ⑧ 利害関係者と共に旅行をすること

〔利害関係者とは〕

- 1) 職員が職務として携わる、売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2) 不利益処分をする事務において、不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(2) 禁止行為の例外

私的な関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、(1)に掲げる行為を行うことができます。

(3) 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはなりません。

(4) 利害関係者等からの依頼による講演等

利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行うようとする場合は、あらかじめ倫理監督者（総長）の承認を得なければなりません。

※「講演等」…講演、研修における指導、知識の教授、著述、放送番組への出演等（兼業許可を得てするものを除く。）

(5) 職員が倫理規程に違反した場合

倫理規程に違反する行為を行った疑いがあると思量されるときは、調査を開始し、調査の結果、違反する行為があったと認められる場合は、必要な措置を厳正に行います。

(6) 倫理行動規程

職員等が、その職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規程として、倫理行動規程を定めています。

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人九州大学就業通則
- ・国立大学法人九州大学倫理規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

※参考：国家公務員倫理審査会ホームページ

◆問合せ先

*所属する部局の人事担当係

ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人の人格の尊厳、名誉や快適に生活する権利をおびやかす重大な人権侵害です。本学ではハラスメントを防止し、健全で快適なキャンパス環境をつくることを目指しています。また、ハラスメントの防止やその排除のための措置を取り、これに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応します。

○ハラスメントとは

本学では、「ハラスメント」を、セクシュアル・ハラスメント及びこれに類する人としての尊厳を侵害する行為と定義しています。

※「これに類する人としての尊厳を侵害する行為」とは、教職員、学生、関係者間等の上下関係又は力関係における優位な地位を利用して行われる、相手方を不快に

させる不当な言動(パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント)などをいいます。

※本学では、ハラスメントの防止と問題解決についての基本的な取り組みを周知するため、九州大学ハラスメント対策ガイドラインを策定しております。詳しくはガイドラインをご覧ください。

*セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図に関わらず、他者を不快にさせる性的な言動のことです。上下関係や立場を利用した交際や性的関係の強要、性的な言動への対応によって利益又は不利益を与える行為(対価型セクシュアル・ハラスメント)、相手や周りの望まない性的な言動・画像の掲示、性差別的な言動(環境型セクシュアル・ハラスメント)、などがあります。

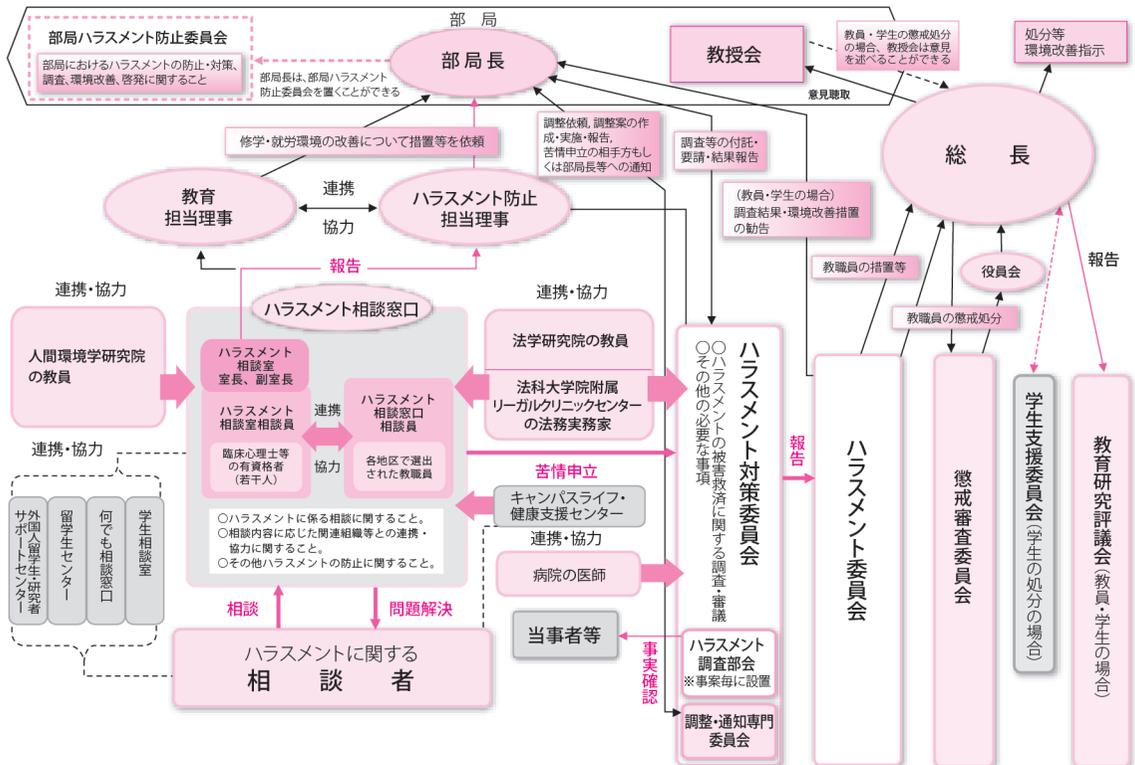
*パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、大学における地位(パワー)や影響力の優位性を利用して、嫌がらせなどの言動を繰り返すことを指します。

それが、教育・研究に関わるときにはアカデミック・ハラスメントと言い、たとえば、研究や就職の

ハラスメントの苦情相談・苦情申立等の流れ

H27.5.1



妨害、指導放棄、威圧的な言動や叱責などがあります。パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントは、地位が上の者から下の者に対してなされる場合だけでなく、数の上での優位を利用するなどして、下位の者から上位の者に対してもなされることがあります。

*その他のハラスメント

上記のハラスメント以外にも、教育・研究・就業とは離れた場でのハラスメントが考えられます。不当な仲間はずれやいじめ、飲酒の強要や酔った上での迷惑行為、不正行為の強要、自分の支持する宗教や思想にじっくり関与を求めることなどがあります。

○苦情相談・苦情申立

本学は、ハラスメントに関する相談や苦情の申立に対応するため、学内にハラスメント相談員を配置しています。また、箱崎キャンパスに全学的なハラスメント相談窓口として「ハラスメント相談室」を設置しています。この相談室には、専任のハラスメント相談員として臨床心理士を配置し、相談に応じることにしています。(ハラスメント相談室のホームページでは、ハラスメント相談室への相談予約も行っております。)相談員の氏名と連絡先は、本学ホームページに掲載しています。

○防止・対応体制

本学では、ハラスメントの防止や対策に取り組む組織として、部局長等から構成するハラスメント委員会を設置しています。

また、ハラスメント委員会のもとに、ハラスメントの苦情申立てが行われた場合に、それに関する調査や審議を行う組織として、ハラスメント対策委員会を設置しています。対策委員会では、苦情申立てを受け、必要と判断した場合、調整・通知専門委員会または調査部会に対応しています。

★もっと詳しく知るには

九州大学 ハラスメントの防止・対策について
(ハラスメント対策ガイドライン、ハラスメント相談室HP、ハラスメント相談員の一覧も掲載)
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/harassment/>

◆問合せ先

総務部職場環境室職場環境係 092-802-2262
E-mail syjarass@jimu.kyushu-u.ac.jp

障害者支援

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。

これに伴い、国立大学法人は、『不当な差別的取扱の禁止』及び『合理的配慮の提供』が義務づけられることになりました。

○全学の推進体制

本学では、総長のもと、障害者支援推進担当理事を置き、部局長等から構成する障害者支援推進委員会及び障害者差別の解消の推進に係る企画・立案及び実施・調整を行うため障害者支援推進専門委員会を設置しています。

また、学生、教職員、その他大学の活動に参加するすべてのものを対象として、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等を推進するため、下記のとおり推進体制を整え対応しています。

- ・障害者差別解消最高管理責任者…総長
- ・障害者差別解消総括監督責任者…障害者支援推進担当理事
- ・障害者差別解消監督責任者…各部部长
- ・障害者差別解消監督補助者…当該部局の職員のうち監督責任者から指名された者

○障害者とは

障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を示します。

○社会的障壁とは

障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他すべてのものです。

また、障害とは、社会的統合モデル(WHOのICFモデル)にたち、障害は個人に帰属されるものではなく、個人と社会とのあいだにある取り除くべき社会的障壁であるという考え方に基づいています。

○不当な差別的取扱いとは

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育・研究その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、及び障害者でない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することです。(ただし、障害者の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は除きます。)

○合理的配慮とは

障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものです。

○学内での相談窓口

(1) キャンパスライフ・健康支援センター

- ①健康相談室
- ②学生相談室
- ③コミュニケーション・バリアフリー支援室
- ④学生支援コーディネーター室

(2) 各学部・学府学生相談教員

(3) 所属部局(学生担当係、人事担当係)

(4) 事務局各部総務担当係

(5) 病院患者相談支援室

＊教職員が障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、必要な措置がとられることがあります。

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

上記各相談窓口

兼業

本学の職員は、あらかじめ総長の許可を得た場合でなければ兼業に従事することはできません。

○兼業

兼業とは、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に他の職を兼ねることをいいます。

1 兼業の種類

- (1) 自営の兼業
- (2) 営利企業の兼業
- (3) その他の兼業

2 共通の許可基準

兼業は、個別の許可基準のほか、次の全てに適合しなければなりません。

- (1) 職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (3) 大学職員としての信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となるおそれがないこと。

3 許可期間

原則2年以内とします(法令等に任期の定めのある場合は5年を限度とします。)。また、自営の兼業については、期間を定めません。

ただし、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではありません。

4 兼業従事時間の制限

一事業年度360時間を超えてはならず、1月当たりにおいても45時間を超えてはなりません。

ただし、兼業審査委員会が認める場合は、この限りではありません。

5 所定の勤務時間を割く兼業

原則として許可されません。ただし、法令上の根拠がある場合又は総長が特に必要と認める場合に許可されます。

6 その他

- (1) 自営の兼業、営利企業の役員等兼業及び勤務時間を割く兼業以外の兼業に係る総長の許可権限は、部局長等に委任されています。
- (2) 兼業許可及びその他兼業規程の適正な運用に必要な事項等について審議するため、兼業審査委員会を設置しています。
- (3) 有期契約職員及びパートタイム職員については、兼業規程の適用はありませんが、本学の職員として、上記2の許可基準に抵触するような職に従事してはなりません。

- (4) 有限責任事業組合(LLP) 組合員の兼業許可申請手続等については、営利企業の役員等兼業に準じて取り扱います。

○附加職務

社会貢献又は本学の教育研究の推進に資すると認められるものは、あらかじめ総長の許可を得た上で就業時間内に職務として従事することができます。

(1) 範囲

①社会貢献に資する場合

- ・国又は地方公共団体の審議会等の委員
- ・独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人又は公益法人等の特に公益性が高いと認められる各種委員等の業務
- ・営利企業において、公益性が強く法令等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務付けられている場合の業務

②本学の教育研究の推進に資する場合

- ・本学が管理する特許の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導
- ・本学の研究成果等の移転を目的として設立された技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導等に関する業務

(2) 許可基準

- ①本来の職務に支障が生じないこと
- ②無報酬であること

○短期間の兼業

次のいずれかに該当するときは、兼業としての許可手続は必要ありません。

ただし、任期が6ヶ月未満のものに限ります。

- (1) 従事する日が1日限りの場合
- (2) 従事する日が2日以上6日以内で、総従事時間数が10時間未満の場合

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人九州大学就業通則
- ・国立大学法人九州大学職員兼業規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>
- *教職員への兼業依頼
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/sideline/>

◆問合せ先

- *所属する部局の人事担当係

懲戒

職員が、次のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行うことがあります。

- (1) 就業通則又は就業に関する諸規則等に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合
- (5) 刑事法上の重大な犯罪に該当する行為があった場合
- (6) 重大な経歴詐称をした場合
- (7) 本学の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合
- (8) その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合

懲戒処分の区分は次のとおりです。

- ◇懲戒解雇 … 即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。
- ◇諭旨解雇 … 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。
- ◇出勤停止 … 始末書を提出させるほか、1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- ◇減給 … 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。
- ◇戒告 … 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。

※ 懲戒処分には至らない場合でも、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書等により訓告又は厳重注意を行うことがあります。

★もっと詳しく知るには

- 国立大学法人九州大学就業通則 第44条、第45条
- 国立大学法人九州大学教員人事規則 第8条
- 国立大学法人九州大学職員懲戒等規程

◆問合せ先

- 総務部職場環境室職場環境係 092-802-2262

個人情報の保護

教職員は、学生、研究協力者等の個人情報を業務で日常的に扱っており、これら本学が保有する個人情報は、法律、政府の指針、本学の規程等に基づき、適切な取扱いが求められます。

○個人情報保護制度

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした制度で、官民を通じた基本法である「個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「法」という。)」等が定められています。

国立大学法人は、法により個人情報の取扱いに当たって守るべきルールが定められています。

○個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいいます。

○個人情報の取得・利用・提供等

*保有の制限

個人情報の保有に当たっては、利用目的を特定しなければなりません。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

*利用目的の明示

本人から直接書面等で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示しなければなりません。

*適正な取得

偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはなりません。

*利用及び提供の制限

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

※ただし、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、以下の場合には、目的外の利用・提供が認められています。

- ①本人の同意があるとき・本人に提供するとき
- ②独立行政法人等の内部での目的外利用で「相当な理由」のあるとき

③行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人への目的外提供で「相当な理由」のあるとき

④行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき

*正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように務めなければなりません。

*安全確保の措置

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

※保有している個人情報は原則として持ち出さないこと。個人情報保護管理者(部局長等)は持出し等を行うことができる場合を限定し、職員等は保護管理者の指示に従うこととされています。

*従事者の義務

業務に関して知りえた個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。

○個人情報の適切な管理

法では、前述の個人情報の適切な管理を担保するため、罰則が設けられています。

また、本学では、法及び総務省の指針に基づき「九州大学個人情報管理規程」を規定し、同規程に基づき「九州大学個人情報保護マニュアル」を作成しています。

※法、指針及び本学の規程等は、電子媒体及び紙媒体の両方を保護・管理の対象としています。

※本学の就業規則においても、「職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない」と規定されています。(違反した場合は懲戒処分となる可能性があります。)

○個人情報の開示等

法に基づき、「九州大学個人情報開示等取扱規程」に定める手続きにより以下の請求等ができます。

*開示請求

どなたでも、本学が保有する自己に関する個人情報を開示請求をすることができます。なお、法により、不開示情報となるものについては、開示されないことがあります。

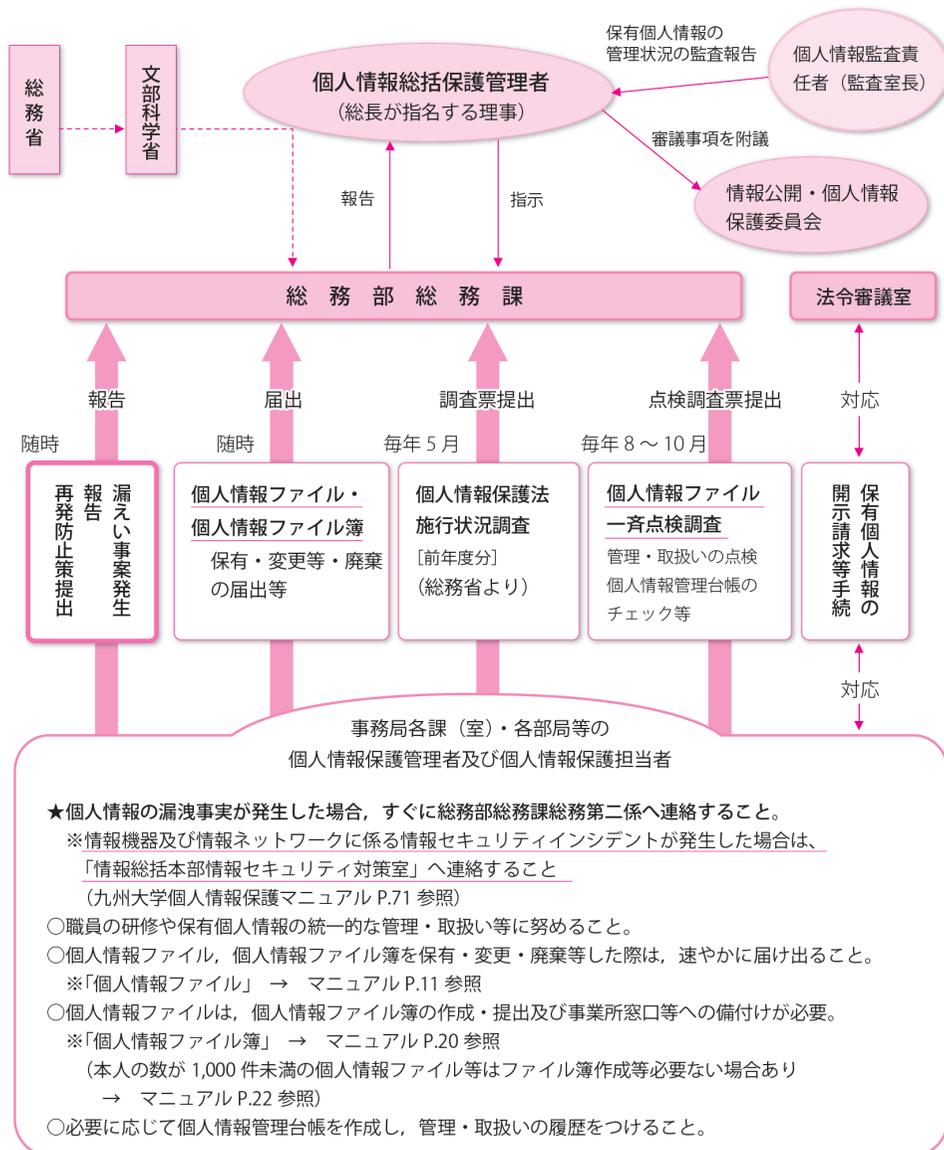
*訂正請求

開示を受けた個人情報については、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができます。

*利用停止請求

開示を受けた個人情報について、法に違反して保

九州大学における業務の流れ



有、取得、利用又は提供が行われていると思うときは、利用の停止等を請求することができます。

*不服申立て

不開示決定を受けた等の事由により、その決定に不服のある場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができます。この場合、内閣府情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、審査会が調査審議することとなります。

★もっと詳しく知るには

・総務省行政管理局『行政機関・独立行政法人等

の個人情報保護』のページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm

・九州大学学内規則・個人情報保護マニュアル掲載ページ

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/administration/>

◆問合せ先

・個人情報の管理について
総務部総務課総務第二係
092-802-2126/2127

- ・個人情報の公開制度について
総務部法令審議室情報公開事務室
092-802-2143

情報倫理

●概要

九州大学の情報資産の安全かつ円滑・適正な利用を促進し、本学の教育、研究及び大学運営の充実に資することを目的に、情報資産の利用における倫理を保持するため、情報倫理規程を定めています。

○情報倫理規程

情報倫理規程によって、特に次に掲げる行為が禁止されています。

- ・虚偽の利用申請を行うこと。
- ・システム管理者の許可を得ずにSSO-KID、学生IDその他情報システムの利用者として与えられたID及び管理者から配布されたIPアドレス並びにメールアドレス等(以下「ID等」という。)を他者と共有すること。
- ・他者にID等を譲渡又は貸与すること。
- ・情報システム及び他者のパスワードを解読すること。
- ・機密性のある情報を、その管理者の許可無く公開すること。
- ・他者の情報を閲覧、傍受又は改ざんすること。
- ・情報システムに攻撃・侵入すること。
- ・利用者が許可されていないファイルにアクセスすること。
- ・他者を騙る情報、プライバシーの侵害に当たる情報、虚偽の情報、公序良俗に反する情報又は差別・誹謗中傷の情報を発信すること。
- ・私的営利を目的として利用すること。
- ・情報資産を毀損し、又は混乱させること。
- ・事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除、複製、改変すること。
- ・その他情報政策委員会が不適切とする行為。

○インターネット上の掲示板などでの発言

Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーク、その他掲示板などへの不適切あるいは過度な書き込みにご留意ください。匿名性に乗じて普段はしないような発言を行った結果、その反動で大学に問い合わせされたり、自身のプライバシーが不特定多

数に公開されたりした事例もあります。

◆問合せ先

- ・情報倫理について
情報統括本部情報セキュリティ対策室
Tel: 092-642-4032, 4033
E-mail: security-room@iii.kyushu-u.ac.jp

情報セキュリティ

インターネット環境の普及により利便性が向上した反面、マナーやルールを守らないことによるトラブルやネットワーク犯罪が発生しています。ウイルス感染、不正アクセスによるデータ流出、ファイル交換ソフトによる著作権侵害行為、ホームページの改ざんなどの被害(加害)に巻き込まれぬよう職員として、そして大学組織としていかにマナーやルールを守るかが重要な社会的要請となっています。

九州大学の重要な情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策の実施や情報セキュリティポリシーに基づく、情報の目的外利用、外部からの不正アクセス、情報漏洩などインシデント発生の防止が重要です。また、職員は情報セキュリティに対する意識を高め、インシデント発生の防止に努めるとともに、万一のインシデント発生時には緊急対応や2次の被害の拡大防止に努めることが必要です。インシデント発生時の学内通報ルートや調査・対策・報告の措置については、情報統括本部が定めています。

○セキュリティポリシー

九州大学教職員、学生及びその他利用者が安心してネットワークや計算機等の情報基盤を利用できるよう、当該情報基盤の提供者及び利用者が遵守すべき情報セキュリティに関する基本方針を定めています。

セキュリティポリシーを理解し、定められた運用ルールを守りましょう。

URL <https://www.sec.kyushu-u.ac.jp/sec/policy/policy.html>

○インシデント発生時の対応フロー

情報セキュリティインシデント(被害及び加害)は早期に発見し、大きな被害に拡大せぬよう対応する必要があります。万一発生した場合は、P105「情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・

処理フロー図」に沿った迅速な通報（第一報）を情報統括本部情報セキュリティ対策室にお願います。その際には、所定の「情報セキュリティインシデント報告書」様式の記載事項に沿った内容をお知らせください。

○著作権侵害や情報インシデントへの対策

九州大学では、著作権侵害等の違法行為や、個人情報等の情報漏洩を招くことに繋がる全てのファイル交換ソフトの利用を規制しています。さらにインターネットを通じた様々な情報インシデントを未然に防ぐために学外とのHTTP/HTTPS などによる通信

の規制を行なっております。

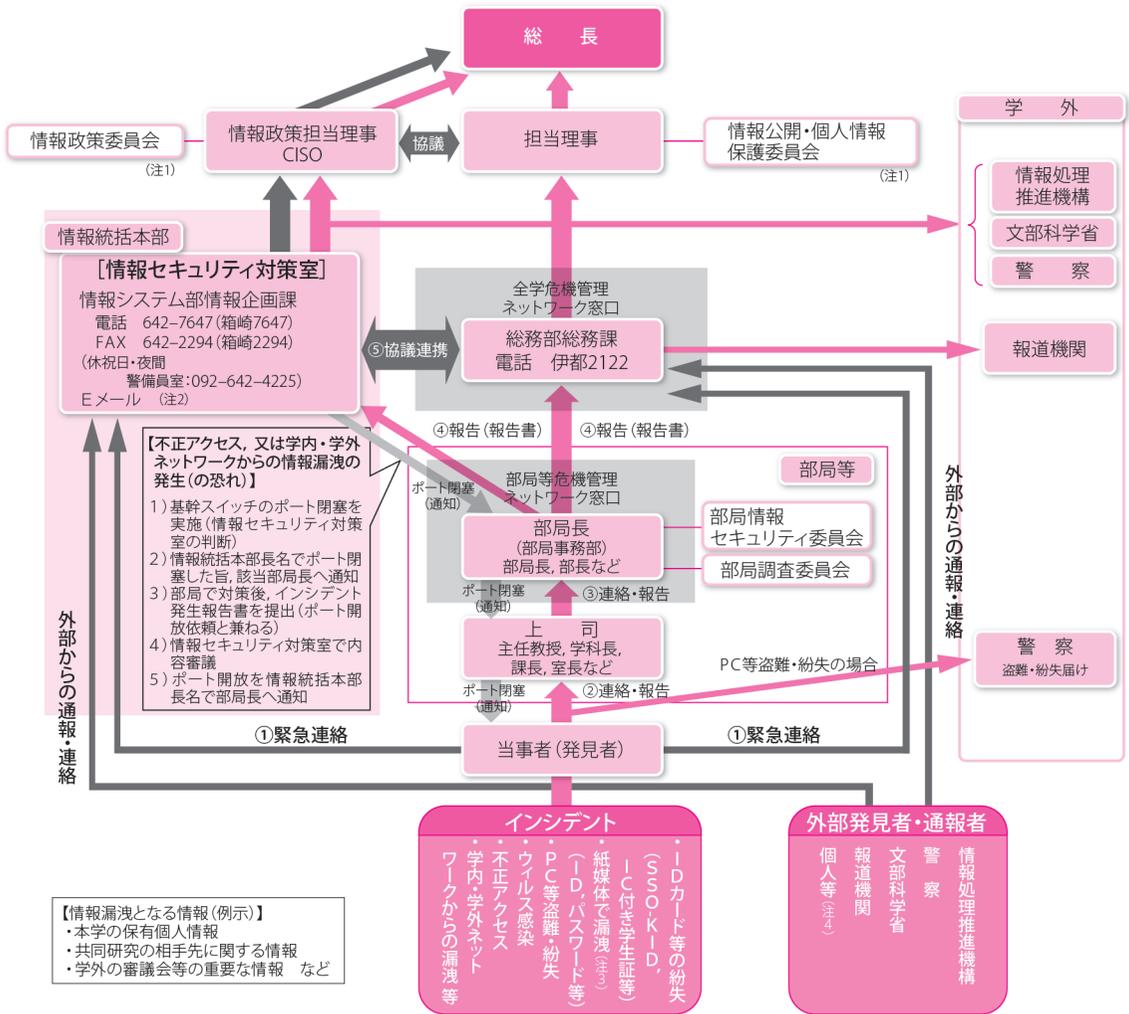
○情報漏洩対策

保有個人情報や機密情報の流出漏洩事故は、当事者はもとより社会一般に対して大学の信用を著しく低下させるおそれがあります。日頃の情報漏洩対策に意識を向けましょう。

【漏洩インシデント及び対策の例】

- ・PC及び可搬型メモリの紛失・盗難による漏洩
対策：ファイル・フォルダ、ボリューム、ハードディスクの暗号化、プロセルフディスクの活用。
- ・PCのウイルス感染、不正アクセス等による漏洩

情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・処理フロー（改定版）



【情報漏洩となる情報(例示)】
 ・本学の保有個人情報
 ・共同研究の相手先に関する情報
 ・学外の審議会等の重要な情報 など

(注1) 必要に応じ、「情報公開・個人情報保護委員会」と「情報政策委員会」を合同で開催する。
 (注2) E-メール: sec-incident@ii.kyushu-u.ac.jp
 (注3) 情報システムに係る紙媒体での情報(ID, パスワード等)漏洩が起こった場合
 (注4) 匿名の個人からの通報等には対応しない。
 (参考) 報告書等の掲載ホームページ <https://www.sec.kyushu-u.ac.jp/sec/sec-incident.html>

対策：ウイルス対策ソフトの使用、最新アップデートを適用する。

- ・ファイル交換ソフトによる漏洩

対策：ファイル交換ソフトを使用しないこと。

- ・ログインしたままPCから離れること等による漏洩

対策：パスワードによるPCへのログインを制限し、PCのオートロックを設定する。

- ・メールの送受信による漏洩

対策：重要なデータは暗号化して送信すること。

- ・公衆PCの業務利用による漏洩

対策：公衆PCで業務データを一切扱わないこと。

- ・PCや記録媒体の廃棄による漏洩

対策：ハードディスク消去ツールで完全消去すること。

- ・認証情報（SSO-KID、IC職員証・学生証、パスワード、等）の紛失

対策：情報統括本部情報管理室への通報、緊急時は情報セキュリティ対策室へ通報する。

★もっと詳しく知るには

- ・情報統括本部発行の小冊子
「情報セキュリティ安全対策 あなたの情報は狙われている（個人マニュアル）」
- ・情報統括本部 Web サイト
<http://iii.kyushu-u.ac.jp>

◆問合せ先

- ・情報統括本部「よろず相談窓口」
E-mail: help@iii.kyushu-u.ac.jp
- ・情報統括本部情報セキュリティ対策室
情報システム部情報企画課企画・広報担当
Tel: 092-642-7647
情報システム部情報基盤課ネットワーク担当
Tel: 092-642-4032

教員活動評価

九州大学には、教員の教育研究活動を評価する教員活動評価制度があり、「九州大学教員活動評価の実施について」（平成18年3月17日総長裁定）に基づき実施されています。対象は、全ての常勤の教員です。評価は、部局を単位として3年ごとに実施され、評価分野は、「教育」、「研究」、「国際交流」、「社

会連携」及び「管理運営」の5分野となっています。この制度は、平成20年度に正式に開始され、平成23年度に初回の評価が行われ、平成26年度に第二回目の評価が行われました。

（本学では、平成26年度まで「教員業績評価」との表現を使用していましたが、個々の教員の多岐にわたる幅広い諸活動全体を自己点検・評価する姿勢をいっそう明確にするため、平成27年度以降、「教員活動評価」へ表現を変更しました。）

教員活動評価の目的は主に次の2つです。

- ①教員が自己評価を通じて、自らの教育研究活動等の現状を把握し、改善向上の手掛かりとすること。
- ②部局長は部局内の教育研究等の状況を全体的に把握し、それを将来構想の検討や教員の支援等に活用すること。

教員活動評価を効率的に実施するため、計画書等書類の作成・保管など部局での評価作業を支援する「教員活動評価支援システム」を構築しています。

○実施スケジュール（次ページ）

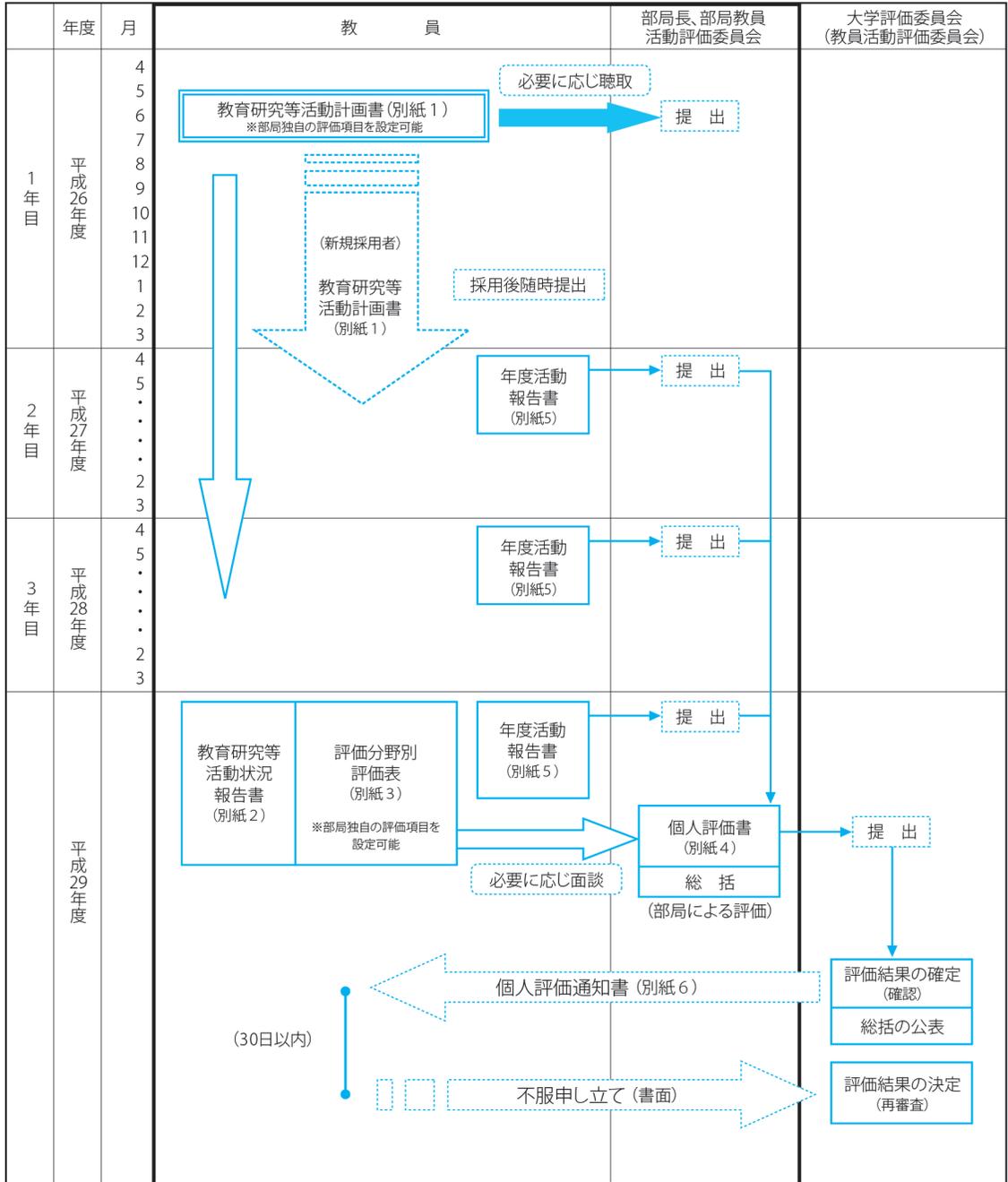
★もっと詳しく知るには

- ・教員活動評価支援システム
https://hyoka-lab.ir.kyushu-u.ac.jp/katsudo_hyoka
- ・九州大学 大学評価
<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/hyoka-home/>

◆問合せ先

企画部企画課評価係 092-802-2176

教員活動評価の実施スケジュール（平成26年度～）



服務・倫理等

勤務時間・休暇等

勤務時間

職員の勤務時間は、「一般的な勤務時間」、「1月単位の変形労働時間制」及び「専門業務型裁量労働制」に区分されます。

○一般的な勤務時間

8時30分から17時15分までです。

(休憩時間12:00～13:00)

*対象：学術研究員(有期契約職員)のうち専門業務型裁量労働制が適用されない者については、一般的な勤務時間が適用されます。

○1月単位の変形労働時間制

1月単位の変形労働時間制とは、1月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において、特定の週に38時間45分を超えて、又は特定の日に7時間45分を超えて勤務させるものです。

*対象：専門業務型裁量労働制が適用されない教員については、1月単位の変形労働時間制が適用されます。

○専門業務型裁量労働制

専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上その遂行手段及び時間配分を職員の裁量に委ねるものです。所定労働日に勤務した場合には、実際の勤務時間にかかわらず所定の時間勤務したものとみなします。

専門業務型裁量労働制の適用により、各教員の研究上の都合等に応じて、研究室に出てくる時間や退出する時間を決めることができます。

なお、専門業務型裁量労働制を適用する者(以下「裁量労働制適用職員」という。)については、健康・福祉確保措置を講ずることとなっていることから、毎月の勤務時間及び健康状況を報告していただきます。

*対象：

次の者に専門業務型裁量労働制が適用されます。

- ①主として研究の業務(授業時間が1週の勤務時間の概ね5割に満たないもの)に従事する教授、准教授及び講師
- ②専ら研究の業務に従事すると部局長等が認める助教、准助教及び教務助手

③部局長等が認める学術研究員(有期契約職員に限る。)

※患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務に従事する者については、原則として適用されません。

○その他

*時間外勤務及び休日勤務

所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合及び休日に勤務を命じられた場合は、その従事した時間に対して割増賃金が支払われます。

*休日の振替

業務上の都合により休日と定められた日に勤務を命じる場合は、次のとおり休日を振り替えます。

- ①休日の振替を行う場合は、可能な限り職員の意向に沿うものとし、職員相互の調整を図りながら実施します。(振り替えるべき日は、勤務を命じられた日にできる限り近接している日が望ましい。)
- ②休日の振替手続きは、所定の様式(休日の振替簿)により、あらかじめ行うものとし、勤務を命じる休日を含む1か月以内の範囲(原則として暦月単位)において振替を行うものとします。ただし、同一週内(土曜日から翌週の金曜日まで)においても振替可能です。
- ③業務上やむを得ない場合は、振り替えられた休日を他の勤務日(当初の振替範囲内)に再振替できるものとします。
- ④裁量労働制適用職員についても、同様の取り扱いとします。
- ⑤休日の振替は、勤務を命じる休日における勤務時間(休憩時間を除く)が4時間(勤務時間が4時間未満の職員にあつては、当該勤務時間)以上となる場合について行うものとします。なお、裁量労働制適用職員については、勤務した時間数にかかわらず1日を振り替えることとなります。
- ⑥休日を含む期間に出張を命じられた場合で、当該休日に用務がないとき(移動のみの場合等)は、振替を行いません。

★もっと詳しく知るには

・国立大学法人九州大学就業通則

- ・国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

*労使協定

(時間外及び休日労働に関する協定書、専門業務型裁量労働制に関する協定書、専門業務型裁量労働制に関する覚書等)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/Qdai-only/jinji-ka/rousi-kyoutei/>

◆問合せ先

*所属する部局の人事担当係

休暇等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及びリフレッシュ休暇があり、それぞれ就業規則で定めています。

この他にも、勤務を要しないことの承認及び女性職員の保護措置について定めています。

【特別休暇】

事由	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合(被選挙権行使を除く。)	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合(※2)	1暦年において5日の範囲内の期間
結婚する場合(※2)	連続する5日の範囲内の期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合(※2)	2日の範囲内の期間
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことを申し出た場合	対象となる子が1人の場合は1暦年において5日、2人以上の場合は1暦年において10日の範囲内の期間
親族が死亡した場合	親族に応じた連続する日数の範囲内の期間
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)を行う場合(※2)	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年の7月から9月までの期間内における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合(※2)	7日の範囲内の期間

○年次有給休暇

- ①1年(1月1日から12月31日まで)につき20日
※年の中途採用者は当該年の在職期間に応じた日数が付与されます。
- ②取得単位は、1日、半日及び時間です。
※裁量労働制適用職員は、1日単位のみになります。
- ③当該年に新たに付与された日数を限度として、残日数を翌年に限り繰り越すことができます。

○病気休暇

療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間において取得することができます。

- ※有期契約職員は、1事業年度に10日を限度として取得することができます。(年次有給休暇以外の無給の休暇)
- ※パートタイム職員には適用がありません。
- ※1週間を超える病気休暇を取得しようとする場合は、医師の証明書の提出が必要です。
- ※私傷病の病気休暇の場合、90日を超えて引き続き勤務しないときは、基本給を半減します。

○特別休暇

次の各事由に該当する場合に特別休暇(※1)を取得することができます。

事由	休暇の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間 ※有期契約職員・パートタイム職員は連続する3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
妻が出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間にある職員が、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母、子、配偶者の父母及び職員と同居している祖父母、兄弟姉妹又は孫の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話のため勤務しないことを申し出た場合	対象家族が1人の場合は1暦年において5日、2人以上の場合は1暦年において10日の範囲内の期間

※1 有期契約職員・パートタイム職員は、「年次有給休暇以外の休暇」

※2 有期契約職員・パートタイム職員には適用がありません。

○リフレッシュ休暇

勤続期間が20年又は30年に達する場合には、当該事業年度内に休日を除いて原則として連続する5日の範囲内で取得することができます。

○勤務を要しないことの承認

次の各事由のいずれかに該当し、あらかじめ承認を受けた場合は、必要と認められる期間勤務することを要しません。

- ①勤務時間内に組合交渉に参加する場合
- ②妊産婦である女性職員が、保健指導又は健康診査を受ける場合
- ③妊産婦である職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の通勤緩和、休憩等
- ④勤務時間内に総合的な健康診査(人間ドック等)を受ける場合

○女性職員の保護措置

女性職員の保護措置について必要な事項を、次のとおり定めています。

事項	内容
産前休業	6週間以内に出産する予定の職員が請求した場合は、出産の日までの請求した期間休業させる
産後休業	出産した職員を、出産の日の翌日から8週間休業させる
妊産婦職員の休業	妊産婦職員の業務が当該職員又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、当該職員が医師の指導に基づき休業を請求したときは、必要と認められる期間休業させる

業務転換	妊娠中の職員が請求した場合は、当該職員が現在就いている業務から他の軽易な業務に転換させる
勤務制限	妊産婦職員が請求した場合は所定の勤務時間以外の勤務、休日勤務及び深夜勤務に従事させない
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合は、必要最小限度の期間休暇を与える

○休暇等の取得手続き

休暇等を取得しようとする場合は、あらかじめ休暇簿など所定の様式により届け出る必要があります。

手続きの詳細については、所属する部局の人事担当係にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人九州大学就業通則
- ・国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程
- ・国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

*所属する部局の人事担当係

育児休業・介護休業

職員は、子を養育するために育児休業を申し出ることができます。

また、職員の家族で、負傷、疾病等により介護を要する者がいる場合は、介護休業を申し出ることができます。

○育児休業

(1) 子を養育するため、一定の要件を満たした場合、申出により子が3歳に達するまでの期間休業することができます。

ただし、有期教員等(有期教員、教員(年俸制)、特定有期教員、有期契約職員、パートタイム職員、招へい外国人教師及び招へい外国人研究員など)の休業期間については、子が1歳に達するまでの期間となります。なお、父母ともに育児休業を取得する場合は1歳2月に達するまで、また、特別な事情があるときには、子の1歳の誕生日から1歳6月に達するまでの間の必要な期間休業できる場合もあります。

(2) 労使協定によって、次の職員が育児休業の取得対象者から除外されます。

- ① 試用期間中の職員
- ② 育児休業の申出の日から1年以内(有期教員等において、子の1歳の誕生日から1歳6月に達するまで育児休業を申し出る場合については6月以内)に退職することが明らかな職員
- ③ 1週間の勤務日数が2日以下の職員

(3) 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日の1月前(有期教員等において、子の1歳の誕生日から1歳6月に達するまで育児休業を申し出る場合については2週間前)までに本学所定の様式で申出をすることが必要です。

(4) 育児休業の申出は、特別な事情がない限り、一子につき1回(子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内にした最初の育児休業を除く)限りです。

(5) 育児休業期間中の給与は、無給です。

○介護休業

(1) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある一定の範囲の家族等を介護するため、一定の要件を満たした場合、申出により、

原則として連続する6月(有期教員等の場合は93日)の範囲内で職員が申し出た期間、休業することができます。

(2) 労使協定によって、次の職員が介護休業の取得対象者から除外されます。

- ① 試用期間中の職員
- ② 介護休業の申出の日から93日以内に退職することが明らかな職員
- ③ 1週間の勤務日数が2日以下の職員

(3) 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、本学所定の様式で申出をすることが必要です。

(4) 介護休業期間中の給与は、無給です。

○その他

*育児のための部分休業

子が小学校就学の始期に達するまで、一定の要件を満たした場合、申出により1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。部分休業は、1日の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として取得できます。(ただし、勤務時間、休暇等規程第19条第6号に規定する保育時間を承認されている職員については、2時間から保育時間を減じた時間となります。)なお、1日の勤務時間が6時間以下の日については申し出ることができません。

*介護のための部分休業

対象家族を介護するために、一定の要件を満たした場合、申出により連続する6月(有期教員等の場合は93日)の範囲で1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。部分休業は、1日の勤務時間の始め又は終りにおいて、連続した4時間の範囲内で、介護のために必要とされる時間について、1時間を単位として取得できます。なお、1日の勤務時間が6時間以下の日については申し出ることができません。

*育児のための部分休業及び介護のための部分休業ともに、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与が支給されます。

★もっと詳しく知るには

- ・ 国立大学法人九州大学就業通則
 - ・ 国立大学法人九州大学職員育児・介護休業規程
- <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/>

[information/rule/rulebook/](http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/information/rule/rulebook/)

*制度の紹介(出産・育児に伴い取得できる休暇等の制度、介護に伴い取得できる休業等の制度)
(九州大学男女共同参画推進室ホームページ)

[出産・育児]

<http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/info/index.php>

[介護]

<http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/systeminfo/index.php>

◆問合せ先

*所属する部局の人事担当係

給与・福利厚生

給与・諸手当

九州大学に勤務する職員の給与に関する事項についての説明です。

○給与と制度

職員の給与の種類は次の表のとおりです。

給与の種類		
基本給月額	特殊勤務手当	期末手当
基本給調整額	入試手当	勤勉手当
管理職手当	学位論文調査手当	
初任給調整手当	診療従事手当	
地域手当	特勤手当	
地域調整手当	特勤勤務手当に準ずる手当	
広域異動手当	遠隔地手当	
扶養手当	寒冷地手当	
住居手当	時間外勤務手当	
通勤手当	休日勤務手当	
単身赴任手当	夜勤手当	
	宿日直手当	
	管理職員特別勤務手当	

有期契約職員の給与の種類は次の表のとおりです。

給与の種類		
日給	診療・研修医指導手当	期末手当
住居手当	緊急診療・研修医指導手当	勤勉手当
通勤手当	研修手当	
特殊勤務手当	時間外勤務手当	
特勤勤務手当	休日勤務手当	
	夜勤手当	
	宿日直手当	

注意！ 上記給与については、各有期契約職員の身分により、支給対象となる手当が異なります。

パートタイム職員の給与の種類は次の表のとおりです。

給与の種類		
日給又は時間給	診療・研修医指導手当	
通勤手当	緊急診療・研修医指導手当	
特殊勤務手当	時間外勤務手当	
特勤勤務手当	休日勤務手当	
	夜勤手当	
	宿日直手当	

注意！ 上記給与については、各パートタイム職員の身分により、支給対象となる手当が異なります。

各種手当についての概要は次の表のとおりです。

手当の性格	手当の名称	手当の内容
生活補助の手当 (届出が必要です。)	扶養手当	扶養親族を有する者に支給
	住居手当	借家に居住する者に支給
	通勤手当	交通費として支給
	単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生活する者に支給
地域的手当	地域手当	勤務地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給
	地域調整手当	
	広域異動手当	在勤地を異にする広域の異動(異動前後の距離60km以上)をした者に支給
	特勤勤務手当	生活が不便な地域に勤務する者に支給 (宮崎演習林、高原農場実験実習場、九重研修所)
	特勤勤務手当に準ずる手当	生活が不便な地域に異動した者に支給 (宮崎演習林、高原農場実験実習場、九重研修所)
	寒冷地手当	寒冷地に勤務する者に支給 (北海道演習林)
職務の特殊性に基づく手当	遠隔地手当	遠隔地に勤務する者に支給 (北海道演習林)
	基本給調整額	職務内容の特殊性により基本給を調整
	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事する者に支給

手当の性格	手当の名称	手当の内容
職務の特殊性に基づく手当	初任給調整手当	医学等の専門知識を必要とする者に支給
	入試手当	入学試験業務に従事した者に支給
	学位論文調査手当	学位論文の調査に従事した者に支給
	診療従事手当	診療業務に従事した者に支給（変形労働制教員）
	診療・研修医指導手当	診療業務及び研修医の指導を行う医員に支給
	緊急診療・研修医指導手当	病院救命救急センターにおいて診療業務及び研修医の指導を行う医員に支給
	研修手当	臨床研修を受ける研修医に支給
時間外勤務等に対する手当	時間外勤務手当	時間外の勤務に対し支給
	休日勤務手当	休日の勤務に対し支給
	夜勤手当	夜間の勤務に対し支給
	宿日直手当	宿直・日直の勤務に対し支給
	管理職員特別勤務手当	管理職員の休日勤務に対し支給
賞与に相当する手当	期末手当	職員への賞与として支給
	勤勉手当	同上（勤務成績に応じ支給）
管理又は監督の地位にある職員に対する手当	管理職手当	管理職員の職責に対し支給

注意！ 生活補助的手当である「扶養手当」「住居手当」「通勤手当」「単身赴任手当」については、職員の届出が必要です。

給与の計算期間及び支給日は次の表のとおりです。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 基本給調整額 管理職手当 初任給調整手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当(職員) 通勤手当(職員) 単身赴任手当 特勤勤務手当(職員) 特勤勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは当該日の直前の休日でない日
日給・時間給(有期契約・パートタイム職員) 住居手当(有期契約職員) 通勤手当(有期契約・パートタイム職員) 特勤勤務手当(有期契約・パートタイム職員) 特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 診療従事手当 診療・研修医指導手当 緊急診療・研修医指導手当 研修手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは当該日の直前の休日でない日

夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日)
遠隔地手当		11月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	11月から3月までの各月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

○諸手当の支給対象職

各種手当については、職員の身分により支給対象の手当が異なります。

各手当の支給対象職は次の表のとおりです。

手当名称	職種等 教員 有期教員	年俸制 適用教員	特定有期教員			教員 (年俸制)	有期契約職員	パートタイム職員	
			全学管理 教員	特定プロジェクト教員 寄附講座教員 寄附研究部門教員 共同研究部門教員 テニユアトラック制教員	年俸制		改正前の 教員	特命教授 特別教員 学術研究員 医員 研修医	特命教授 特別教員 学術研究員 医員
扶養手当	○	◆	○						
住居手当	○	◆	○						
通勤手当	○	◆	○	◆	○	○			○
単身赴任手当	○	◆	○						
地域手当	○	●	○	●	○				
地域調整手当	○	●	○	●	○				
広域異動手当	○	●							
特勤勤務手当	○	●	○						
準特勤勤務手当	○	●	○						
寒冷地手当	○	◆	○						
遠隔地手当	○	◆	○						
基本給調整額	○	◆	○	●	基本給 に含む				
特殊勤務手当	○	◆	○	◇	△	○			
初任給調整手当	○	●	○						
入試手当	○	◆	○	◇	△	○			
学位論文調査手当	○	◆	○	◇	△	○			
診療従事手当	○	◆	○	◇	△				
診療・研修医指導手当							○	○	
緊急診療・研修医指導 手当							○	○	
研修手当							○		
時間外勤務手当	○	◆	○	◇	△	○	○	○	○
休日勤務手当	○	◆	○	◇	△	○	○	○	○

夜勤手当	○	◆	○	◇	△	○	○	○	○
宿日直手当	○	◆	○	◇	△	○			
管理職員特別勤務手当	○	◆							
期末手当	○	▲	○	●	○				
勤勉手当	○	▲	○						
管理職手当	○	◆							

- ・年俸制適用教員は、国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則に基づき給与が支給される、雇用期間の定めのない教員。
- ・●は相当する額が基本年俸に含まれる。
- ・◆は相当する額が業務手当として支給される。
- ・▲は相当する額が業績給として支給される。
- ・△は雇用経費により支出が認められている場合に限る。
- ・◇は雇用経費により支出が認められている場合に限り、業務手当として支給される。
- ・教員(年俸制)は、国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程に基づき給与が支給される、雇用期間の定めのある教員。

○諸手当に関する事務手続き

生活補助の手当である「扶養手当」「住居手当」「通勤手当」「単身赴任手当」については、職員の届出が必要です。実際に手続きを行う場合は、所属部署の手当事務担当係にお問い合わせ願います。

(終身労務に服することができない程の障害を持つ場合に限る。)

(※「年間の総所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得(個人年金を含む)などの恒常的な所得を意味します。また暦年(1月～12月)による年額をさすものではなく、就職等の日以降1年間の総収入金額です。(例：10月に扶養親族が就職又は雇用形態(勤務時間・時給等)に変動があった場合は、10月以降1年間の総収入金額))

(※上記のイ・エについて、満22歳年度末を迎えた場合、扶養手当の支給は終了しますが、この場合の届出は不要です。)

*扶養手当

扶養手当の支給要件を満たす扶養親族がいる場合には、採用又は要件を満たした日から15日以内に扶養親族届の提出が必要です。また、支給要件を喪失した場合にも、15日以内に届出が必要です。

ただし、次に掲げる者は扶養親族とすることができません。

1. 支給される場合

次のいずれかに該当する者のうち、年間の総所得が130万円(月額108,333円)未満の者を、主として職員が扶養している場合に、所定の額が支給されます。

- ア 配偶者 (内縁関係を含む。)
- イ 子及び孫 (満22歳年度末までに限る。)
- ウ 父母及び祖父母 (満60歳以上の場合に限る。)

(※職員が別居している父母等を送金等により扶養している場合は、職員の送金等の負担額が、父母等の全収入(父母等の収入+職員その他の者の送金等による収入)の3分の1以上の額であるときのみ、当該父母等を職員の扶養を受けているものとします。)

- エ 弟妹 (満22歳年度末までに限る。)
- オ 重度心身障害者

①職員の配偶者・兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所等のこれに相当する手当の支給基礎となっている者

扶養親族に所得がある場合には、所得限度額(年間130万円(月額108,333円))を超えていないかどうかを定期的に確認するようにして下さい。

また、雇用形態に変更(単価変更や勤務時間・日数の増加等)が生じた場合、又は給与月額が変動し、月額108,333円を超えることとなった場合は、その時点から年間における総収入金額を判断することとなりますので、速やかに扶養親族届を提出願います。

なお、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、地代家賃等の経費の支出を必要とする場合で、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費については、この総所得から控除できるが、租税公課、接待交際費、広告宣

伝費等は必要な経費とは認められません。

※所得金額の判断基準はケースによっては異なる場合があるので、疑問がある場合は部局等手当事務担当係に相談して下さい。

2. 支給が停止される場合

育児休業、出勤停止の期間中は支給されません。

(これらの事由により支給が停止される場合の届出は不要です。)

*住居手当

採用、転居又は家賃額の改定があり、住居手当の支給要件を満たす場合、当該事実の発生から15日以内に住居届の提出が必要です。
また、支給要件を喪失した場合も、15日以内に届出が必要です。

1. 支給される場合

賃貸の場合で次の三つの要件のすべてを満たす場合に、家賃額に応じて所定の額が支給されます。
(ただし、宿舎に居住する職員には支給されません。)

要件1：職員本人(又は職員の扶養親族など)が借主

要件2：借主となっている住宅に職員本人が居住

要件3：職員本人が月額12,000円以上の家賃を支払っている

(※上記のほか、単身赴任手当を受給している職員については、配偶者が居住している住宅についても支給される場合があります。)

2. 支給が停止される場合

育児休業、出勤停止の期間中は支給されません。

(これらの事由により支給が停止される場合の届出は不要です。)

*通勤手当

採用、勤務箇所の変更、転居、通勤方法又は経路の変更などがあった場合、当該事実の発生から15日以内に通勤届の提出が必要です。

1. 支給される場合

次の二つの要件をどちらも満たす場合に、通勤方法の別により、所定の額が支給されます。

要件1：住居から勤務箇所までの徒歩による最短の通勤距離(片道)が2km以上

要件2：公共の交通機関又は自家用車等を利用して通勤

(交通機関の利用距離が短いものについては、支給されない場合があります。)

2. 支給が停止される場合

長期の出張や休暇等により、1ヶ月間、通勤の事実が一度もない場合には、その月の通勤手当は支給されません。

また、休職、育児休業、出勤停止などの期間中は支給されません。

(これらの事由により支給が停止される場合の届出は不要です。)

*単身赴任手当

他の国立大学法人、国の機関などから人事交流により採用され、単身赴任手当の支給要件を満たす場合には、採用から15日以内に単身赴任届の提出が必要です。

また、異動や勤務箇所の移転により、単身赴任手当の支給要件を満たすこととなった場合にも、異動などから15日以内に届出が必要です。

なお、単身赴任手当受給中に、職員本人及び配偶者が転居した場合や、離婚などにより支給要件を喪失した場合にも、届出が必要となります。

1. 支給される場合

次の要件をすべて満たす場合に、配偶者の住居から通勤箇所までの距離の別により、所定の額が支給されます。

要件1. 異動等に伴い転居

要件2. やむを得ない事情により、配偶者と別居

要件3. 単身で生活することとなったこと

要件4. 配偶者の住居から勤務箇所までの通勤が困難(通勤距離60km以上等)

2. やむを得ない事情

上記1の要件2には、次の事由が該当します。

事由1. 職員又は配偶者の父母、又は同居の親族を介護

事由2. 学校又はその他の教育施設に在学する同居の子を引き続き養育

事由3. 引き続き就学

事由4. 自宅を管理するため引き続き自宅に居住

事由5. 疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く)を介護(配偶者が主として介護する場合のみ)。

- 事由6. 特定の医療機関等において治療等を受けている同居の子を養育
- 事由7. 特定の医療機関等において治療等を受けていること
- 事由8. 学校等に在学
- 事由9. 自宅を管理するために当該住宅に転居。ただし、配偶者以外に管理する者がいない場合に限る。
- 事由10. その他、事由1～9に類する事由

3. 支給が停止される場合

休職、育児休業、出勤停止の期間中は支給されません。

(これらの事由により支給が停止される場合の届出は不要です。)

注意! 「扶養手当」「住居手当」「通勤手当」「単身赴任手当」については、職員の届出が必要です。
支給要件を満たす場合・喪失した場合や事実変更の際には、当該事実の発生から15日以内に提出が必要です。

★もっと詳しく知るには(関係規程等)

- ・国立大学法人九州大学職員給与規程
- ・国立大学法人九州大学年俸給給与の適用に関する細則
- ・国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程
- ・国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程
- ・国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程
- ・国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程
- ・国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程

◆問合せ先

- ・各部局等事務人事担当係

社会保険

国立大学九州大学に勤務する職員の社会保険制度加入に関する事項についての説明です。

○文部科学省共済組合

本学の職員のうち、以下の職員については共済組合員(共済保険・厚生年金)となります。掛金は給与支給時に徴収され、共済組合が行っている各種の給付が受けられます。

<対象者>

職員(教員・事務職員・技術職員等)・外国人教師・再雇用職員/特定有期事務(技術)職員

○健康保険(全国健康保険協会)・厚生年金保険(日本年金機構)

本学の職員のうち、以下の職員については健康保険・厚生年金保険に強制加入となります。保険料は給与支給時に徴収され、健康保険の各種給付を受けることができます。

<対象者>

- (1)有期契約職員
- (2)パートタイム職員・招へい外国人研究員・SRA・再雇用職員/特定有期事務(技術)職員(短時間勤務)のうち、常用的使用関係にある者(=①勤務時間と②勤務日数が一般社員の3/4以上)
以下①～③の要件を満たす場合に被保険者となります。
 - ①1日の所定労働時間が6時間以上
勤務時間が変則の場合は、1週間の時間を勤務日数で割った時間
 - ②1ヶ月の所定労働日数が15日以上
 - ③2ヶ月を超える雇用

○その他

上記に該当しない方は、家族の被扶養者または国民健康保険・国民年金等に加入となります。

なお、70歳以上になると厚生年金の被保険者とはなりません。また、75歳以上は後期高齢者医療制度が適用されます。

○被扶養者

「被扶養者」になれるのは、被保険者の配偶者・子・父母等で、主として被保険者の収入により生計を維持している75歳未満の方となります。また、たとえ同居親族であっても年齢や恒常的収入の有無によっては被扶養者として認められない場合があります(被扶養者の要件を欠いたまま給付等を受けた場合は、後日返還請求を受けることになります)。

被扶養者の認定・認定取消等は、被扶養者からの申告により行っています。

詳しくは各部局共済担当係に確認してください。

○健康保険(医療保険)の給付

病気やけがをしたときの療養の給付のほか、高

額療養費・食事療養費・出産費・埋葬料・移送費等の保健給付、傷病手当金・出産手当金等の休業給付等があります。

さらに、共済組合ではこれらの法定給付を補うための附加給付等があります。

療養の給付（保険医療機関での診療時に定率を自己負担額として支払うこと）以外は、原則、被保険者からの請求に基づいて給付を行います。

○長期給付事業

国の年金制度（公的年金制度）には、すべての人を対象とする国民年金と、被用者年金（共済年金・厚生年金）があります。国民年金からは基礎年金が、被用者年金からはそれに上乗せする報酬比例の年金が支給されます。

なお、平成22年1月より公的年金に係る一連の運営業務は日本年金機構で行われています。

また、文部科学省共済組合の組合員は国家公務員共済組合に加入していることとなります。手続きは国家公務員共済組合連合会および本学の年金担当係で行っています。

★もっと詳しく知るには（関係規程等）

- ・文部科学省共済組合
→「共済のしおり 平成24年版」・・・共済組合員に1冊ずつ配布しています。
→文部科学省共済組合HP
<http://www.monkakyosai.or.jp/>
- ・国家公務員共済組合連合会
→国家公務員共済組合連合会HP
<http://www.kkr.or.jp/>
- ・全国健康保険協会
→全国健康保険協会（協会けんぽ）HP
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
- ・日本年金機構
→日本年金機構HP
<http://www.nenkin.go.jp/>

◆問合せ先

- ・各部署等事務共済担当係（保険に関すること）
- ・各部署等事務人事担当係（年金に関すること）

職員証

発行を希望する職員に対し、職員証の発行を行います。

職員証の発行等は、職員からの申請が必要です。

○職員証

（職員証の種類）

職員証の種類は次のとおり2種類有ります。

- （1）IC職員証
 - （2）非IC職員証 【（1）のIC職員証以外】
- 2種類両方の所持は、出来ません。

（有効期間）

職員証の有効期間は、発行の日から5年後の年度末です。

（申請方法）

職員証の発行・更新・再発行を希望する場合は、IC職員証についてはWEB申請により、非IC職員証については職員証発行願により総長又は部長に申請することとなります。

https://ic-card.kyushu-u.ac.jp/request_login.html

（※学内からのアクセスのみ）

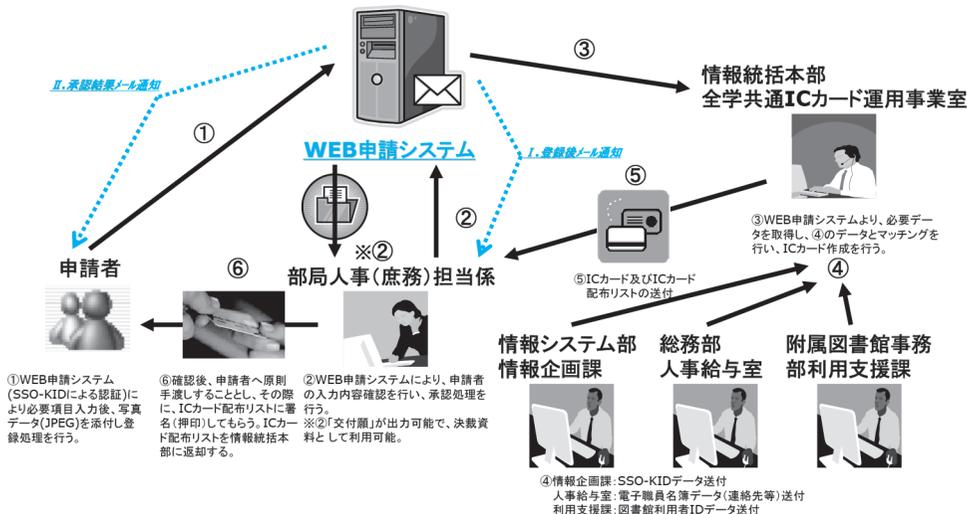
（非IC職員証 職員証発行願）

様式2（第5及び第9関係）		No. 平成 年 月 日	
国立大学法人九州大学総長 殿 九州大学（部局長） 殿		所 属 名 職 名 氏 名	印
職員証発行願			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 再発行
種 別	<input type="checkbox"/> 写真貼付有	<input type="checkbox"/> 写真貼付無	
氏 名			
生 年 月 日			
現 住 所			

（備考）

- 1 写真貼付有の発行を希望する者は、6ヶ月以内に撮影した写真（正面上半身で縦3.5cm、横3cm）を一葉（裏面に所属・氏名を記入）添付すること。
- 2 更新による申請の場合は、現在発行されている職員証（身分証明書）を添付のこと。

(I C職員証 申請フロー)



(更新)

職員証の有効期間が満了し、引き続き職員証の貸与を受けようとする場合、職員証の記載内容を変更する場合に、申請が必要です。

(再発行)

職員証を紛失・盗難等により亡失した場合、職員証が汚損・破損等により利用できなくなった場合に、申請が必要です。

また、職員証を紛失・盗難等により亡失した場合は、速やかに総長又は部局長・IC職員証については、管理者(情報統括本部長)へ届け出ることとなっています。

なお、IC職員証については、発行及び貸与を受けた職員が、その責に帰すべき事由により紛失・盗難等により亡失した場合で再発行を受ける場合は、再発行手数料(2,000円)が必要となりますが、見た目に明らかな汚損や破損がない場合にもかかわらず、ICチップ及び磁気部分やバーコードの読み取りが不可能な場合には、担当者が確認のうえ、無償で再発行し交換します。

(返還)

職員証の発行及び貸与を受けた職員が、次のいずれかに該当する場合は、速やかに職員証の返還をすることとなっています。

- (1) 職員でなくなったとき
- (2) 職員証の有効期間が満了したとき

- (3) 職員証の記載内容に変更があったとき
- (4) 職員証の種類が変更になるとき

★もっと詳しく知るには(関係規程等)

- ・国立大学法人九州大学職員証取扱要項
- ・九州大学全学共通ICカードの発行及び利用に関する規程
- ・「WEB申請システム利用の手引き(申請者用)」

◆問合せ先

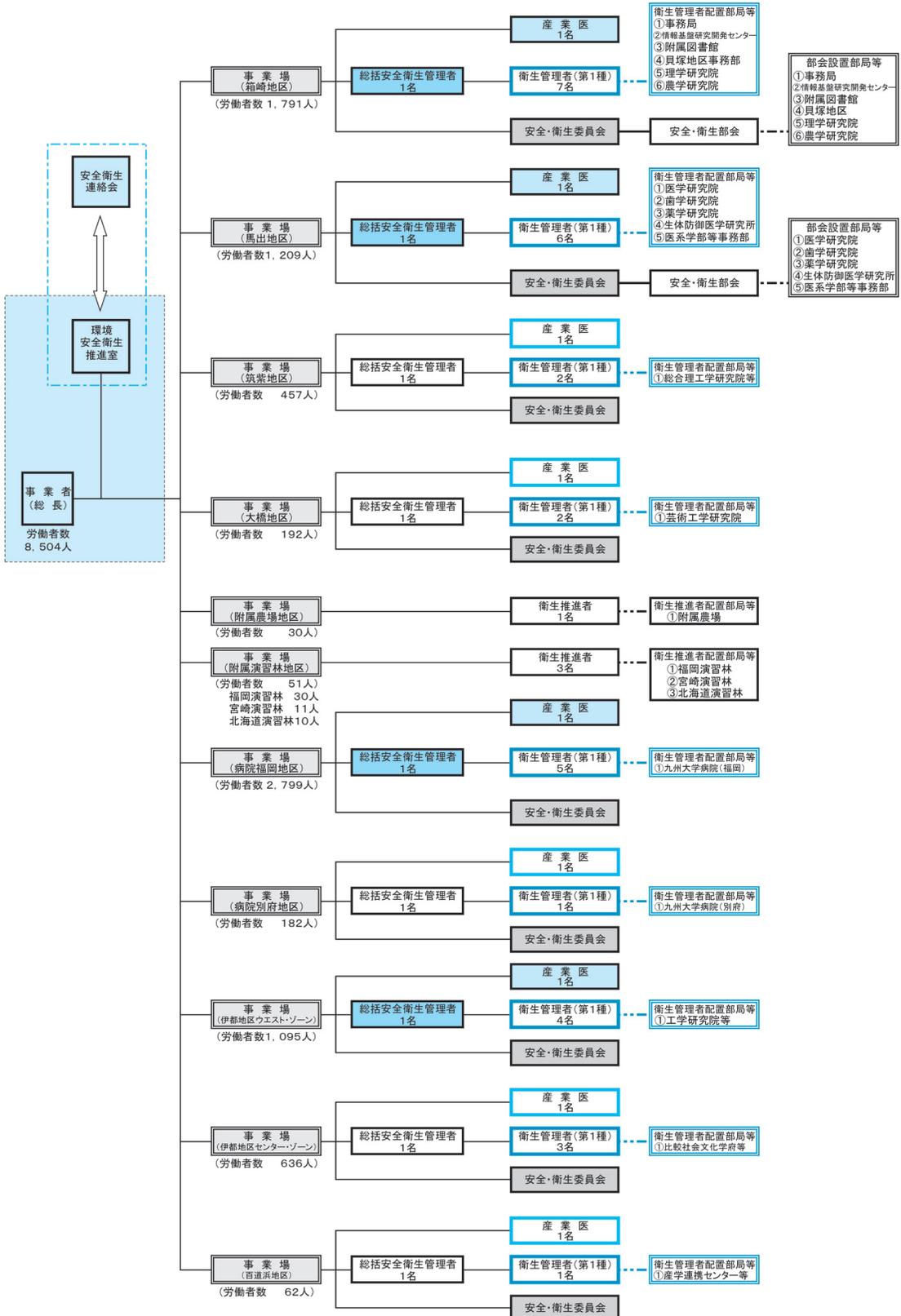
- ・各部局等事務人事担当係

安全衛生管理体制

本学の安全衛生管理は、キャンパスが分散している等の本学特有の事情を考慮し、各キャンパスをそれぞれ事業場として捉え、事業場毎に、労働安全衛生法等の関係法令に基づき、管理体制を構築しています。

(1) 管理者等の配置

- ①安全衛生を統括管理する総括安全衛生管理者を配置(附属農場及び附属演習林を除く)
- ②健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する衛生管理者を配置(附属農場及び附属演習林を除く)
- ③危険又は健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する安全衛生推進者を配置(附属農場、附



 の総括安全衛生管理者は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に設置し、それ以外は学内措置により設置している。
 の産業医は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に専属で設置。
 の衛生管理者のうち病院福岡地区、病院別府地区は、法的に第1種免許を要する。また、箱崎地区、馬出地区、病院福岡地区、伊都地区ウエスト・ゾーンは労働者数1,001名以上であるため、衛生管理者のうち1名は専任とする。
 の安全・衛生委員会は法的に設置している。安全・衛生部会については学内措置により設置している。
 ※専任とは、その業務に専従すること。専属とは、その事業場だけに勤務する者をいい、業務に専従することまでは求められない。

給与・福利厚生

属演習林のみ)

- ④職員の健康管理等を行う産業医を配置(附属農場及び附属演習林を除く)

(2)委員会等の設置

- ①事業場毎の安全衛生に係る事項を調査審議するため安全・衛生委員会を設置
- ②複数の部局で構成される箱崎地区及び馬出地区事業場においては、安全・衛生委員会の下に各部局安全・衛生部会を設置

(3)環境安全衛生推進室の設置

全学の安全衛生・環境保全の推進を支援することを目的とした環境安全衛生推進室を設置し、本学の安全衛生に関する諸事項の企画立案・実施等を行っています。

(4)安全衛生連絡会の設置

環境安全衛生推進室長が主催する全学的な情報交換の場として全事業場の総括安全衛生管理者、産業医等で構成する安全衛生連絡会を設置し、年に数回必要に応じて開催しています。

<http://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

総務部職場環境室安全衛生係 092-802-2263

E-mail syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

健康診断

労働安全衛生法に基づき、事業者である九州大学は健康診断を実施する義務があり、一方、労働者である教職員もこの健康診断を受診する義務があります。本学が実施する健康診断は下表のとおりです。

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ

<http://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

総務部職場環境室安全衛生係 092-802-2263

E-mail syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

★もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ

健康診断の種類	対象者	実施時期及び方法
一般定期健康診断	職員全員(特定業務従事者及び雇入時健康診断受診者を除く)	6月 巡回型、業者診療所受診型
特定業務従事者健康診断	特定業務従事者	6月・12月 巡回型、業者診療所受診型
特殊健康診断	有機溶剤・特定化学物質・ 粉じん取扱者 高気圧・潜水業務従事者	6月・12月 巡回型、業者診療所受診型
雇入時健康診断	採用者	随時 業者診療所受診型
労災二次健康診断	一般定期健康診断結果で該当者抽出 (BMI・脂質・糖代謝・血圧)異常者	8月、10月 業者診療所受診型
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上の海外派遣のある者 派遣前と帰国後	随時 業者診療所受診型
VDT作業従事者健康診断	VDT作業従事者	12月 巡回型
大腸がん検診	40歳以上(希望者)	12月 巡回型
胃がん検診	40歳以上(希望者)	11～12月 業者診療所受診型
子宮頸がん検診	希望者	7月～10月、12月 業者診療所受診型
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	5月、9月、11月、2月 九大病院で実施

宿舎

本学では、役員・職員の職務の能率的な遂行を確保し、本学の業務の円滑な運営に資することを目的として、宿舎を設置しています。宿舎には、一定条件の下、本学に勤務する常勤職員のほか、本学の大型拠点プロジェクト等の研究事業に携わる学術研究員や、病院に勤務する医員及び研修医等の方も入居可能です。なお、入居時の敷金は不要ですが、退去時に原状回復していただく必要があります。

福岡市内の宿舎の概要は、以下のとおりです。

○ 福岡市内の宿舎の概要

(平成27年11月現在)

宿舎名	所在	面積(m ²)	宿舎料(円/月)
諸岡住宅	福岡市博多区諸岡3丁目18番	46.63	8,372
		47.62	8,554
		56.23	12,208
多々良住宅	福岡市東区水谷1丁目4番	56.23	11,816
松香台住宅	福岡市東区松香台1丁目20番	47.82	8,554
弥永住宅	福岡市南区弥永4丁目3番	43.84	7,568
		56.23	11,816
		65.71	13,715
生の松原住宅	福岡市西区小戸5丁目7番	63.36	14,490
姪浜住宅	福岡市西区小戸5丁目7番 8番	63.36	16,695
		64.01	15,680
		64.87	18,560
田島住宅	福岡市城南区田島1丁目1番	48.71	8,448

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学職員宿舎規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/131/2004kaiki011.pdf/1>
- ・九州大学宿舎規程実施細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/177/2004saisoku041.pdf/1>
- ・宿舎を貸与することが適当であると認める者に関する取扱要項
<http://www.kyushu-u.ac.jp/Qdai-only/rule/zenbun/2008sonota020.pdf>

◆問合せ先

各部局事務部宿舎担当係

経理事務

教職員への支払いについて

○支払方法について

給与、出張旅費などの支払いは、すべて本学へ提出頂いた金融機関への振込です。

○振込口座登録について

「給与等の口座振込同意書」にご記入の上、所属の経理担当係へ提出ください。なお、振込先は、うちよ銀行を含む各金融機関*です。

なお、本同意書は所属の経理担当係にあります。

また、振込口座に変更が生じた場合は、速やかに所属の経理担当係までご連絡ください。

※ 一部振込が不可能な金融機関がございます。

○支払日について

支払日は以下のとおりです。なお休日等の関係で支払日が変動することがあります。

- ▶ 給与 … 各月の21日
- ▶ 賞与 … 6月30日、12月10日
- ▶ 出張旅費* … 原則週1回支払い
- ▶ 代人払* … 原則週2回支払い
- ▶ 立替払 … 各月の13日

※ 出張旅費、代人払について
祝日がある週は、支払回数が増える場合があります。

○支払のお知らせについて

給与および賞与については、支払時に給与明細を電磁的方法(web閲覧)により提供します。

また出張旅費など、その他の支払いについては、本学に採用された後に各教職員に割り振られる全学基本メールのアドレス(“性”. “名”. SSO-KIDの下3ケタ@m.kyushu-u.ac.jp)へ支払日、支払金額及び支払内容を記載したものを送信します。

なお、本学の学生(正課生ならびに非正課生)への出張旅費などの支払いについても学生ポータルに登録のメールアドレスへ支払日、支払金額及び支払内容を記載したものを送信しています。

★もっと詳しく知るには

国立大学法人職員給与規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/>

[information/rule/rulebook/](http://www.m.kyushu-u.ac.jp/information/rule/rulebook/)

全学基本メールに関するURL

<http://www.m.kyushu-u.ac.jp/>

SSO-KIDに関するURL

<http://sso.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・給与、賞与、出張旅費、謝金関係
→所属の経理(給与)担当係
- ・立替払関係
→所属の用度担当係
- ・本文章に関する問い合わせ先
財務部経理課支出係 092-642-2176

学生納付金

学生納付金は、納付額、納付時期、督促等について規則等で定められており、それらに基づき大学へ納付しなければなりません。再三の督促にもかかわらず授業料や入学料(免除申請者に限る)を納めない場合には、除籍となります。

○授業料

* 授業料・納付期限等

授業料は前・後学期の2回に分けて、それぞれ以下の金額を納付期限(前期:4月30日、後期:10月31日)までに納付します。

区分	入学年度	金額(半期)	金額(年額)
学部 大学院 の学府	平成9・10年度	234,600円	469,200円
	平成11年度以降	267,900円	535,800円
法科大学院		402,000円	804,000円

▶ 督促

督促対象者	督促月	摘要
6月・12月末日現在未納者	7月・1月	本人あて督促
7月・1月末日現在未納者	8月・2月	保護者あて督促
8月・2月末日現在未納者	9月・3月	除籍処分対象者を所属部局長へ通知

*休学・退学時の授業料

A：納付期限前の休学許可

納付期限前に休学が許可された場合、授業料は月割りが適用されます。

B：納付期限後の早期終了・退学・休学許可

その期に属する授業料を全額納めておくことが必要です。

注意！ 学生が休学や退学、早期修了等を申し出た場合には、必ず所属の学生係に授業料の額や納付状況について確認を行ってください。授業料や入学料の未納は、学籍に影響を及ぼしますので、注意が必要です。なお、納付済みの授業料は返還できません。

○その他の学生納付金

*検定料・入学料

区分	入学料	検定料
学部	282,000円	17,000円
大学院の学府／法科大学院	282,000円	30,000円
学部への転入学、編入学又は再入学並びに大学院の学府及び法科大学院への転学及び一貫性博士課程を置く大学院の学府への編入学		30,000円

▶学位論文審査手数料

学位論文審査手数料	
1件	57,000円

*非正課生

▶科目等履修生等の入学料及び検定料

区分	入学料	検定料
科目等履修生／聴講生	28,200円	9,800円
専修生／研究生／日本語研修生／日本語・日本文化研修生	84,600円	9,800円
特別聴講学生／特別研究学生	—	—

注意！ 留学生はビザ申請等に入学許可証が必要になりますが、入学料を納めなければ入学は許可されません。

▶科目等履修生等の授業料、納付期限等

区分	授業料	納付期限等
科目等履修生／聴講生	1単位 14,800円	授業科目の履修又は聴講の許可前までに納付

区分	授業料	納付期限等
特別聴講学生	1単位 14,800円	授業科目の履修の許可前までに納付 (大学間相互単位互換協定など総長が認めたものについては不徴収)
専修生	月額 29,700円	入学の日から20日を納付期限とし、各期(前期又は後期)の月額分を納付。その後は各期の当初月(4月又は10月)の20日を納付期限とする。(在学期間6月未満の場合、在学予定期間分を納付)
研究生	月額 29,700円	
特別研究学生	月額 29,700円	
日本語研修生 日本語・日本文化研修生	月額 29,700円	

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学学部(大学院)通則
- ・国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule>
- ・学生納付金に関するホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/payment/>

◆問合せ先

- ・所属の学生担当係
- ・本文章に関する問い合わせ先
財務部経理課収入係 092-642-2175

施設利用・学生納付金等の 本学への納入方法

受託研究、共同研究、施設使用料など様々な入金がありますが、大学へのご入金については、原則銀行振込をお願いしています。請求書を発行しますので、納入期限までに指定の銀行口座へお支払い下さい。(納入期限、振込先等は請求書に記載)

また、金額が少額の場合などは、学内に設置された以下の窓口でもお支払い頂くことが可能です。

○納入窓口

地区名	収納窓口
箱崎地区	財務部経理課収入係 附属図書館事務部利用支援課 文献流通サービス係

地区名	収納窓口
伊都地区	伊都共通事務部総務・大型研究支援課 管理係
	工学部等事務部経理課経理係
	地球社会統合科学府等
	附属図書館事務部伊都地区図書館参考調査係(*1)
馬出地区	馬出地区研究支援室
	医系学部等事務部財務課経理係(*2)
	病院事務部患者サービス課
	附属図書館事務部医学図書館相互利用係(*3)
大橋地区	芸術工学部事務部総務課経理係
筑紫地区	筑紫地区事務部会計課経理係
別府地区	病院別府病院事務長付患者サービス課
農場・演習林	農場・各演習林の事務室

※ 附属図書館伊都図書館における文献複写料の納入は、(*1)に限ります。

※ 医学部における病理検査等の納入は、(*2)に限ります。

※ 附属図書館医学図書館における文献複写料の納入は、(*3)に限ります。

○学生納付金の納付方法

学生納付金については、原則窓口収納を受け付けていません。これは、学生の危険(紛失・盗難・ひったくり等の事件事故など)を回避することによります。

▶検定料・入学金

銀行振込となっています。振込用紙は願書配布、入学手続き時に送付しています。

学府正課生の検定料については、WEBサイトを利用したクレジットカード及びコンビニエンスストア決済が可能です。

また、海外在住の外国人留学生を対象に、クレジットカード決済による入学金の支払いも可能となっています。

▶授業料

口座振替を行っています。口座振替日は、前・後期各々4月と10月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)で毎年固定となっています。授業料の免除・猶予申請者については、判定結果後、最初の27日に口座振替を行います。

なお、納付額や振替日などは、九州大学ホームページ(<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/index/>)や

学生ポータルシステムなどで随時お知らせしています。

- ▶非正課生(研究生等)の学生納付金
所属の学生係で納付期限や振込先等を案内しています。

検定料：銀行振込、WEBサイトを利用したクレジットカード又はコンビニ決済

入学金・授業料：専用の払込票によるコンビニエンスストア払込

★もっと詳しく知るには

- ・国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule>
- ・学生納付金に関するページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/payment/>

◆問合せ先

- ・所属の学生担当係
- ・本文章に関する問い合わせ先
財務部経理課収入係 092-642-2175

物品等の購入

大学の経費は、国民の税金を主な原資としており、その使用にあたっては、**公平性、透明性、競争性及び経済性**を確保する必要があります。

本学においては、上記理由から、物品の使用予定者(教員等)が購入しようとする物品を選定し会計担当係でその購入手続きを行うという体制を、原則としてとっています。

但し、例外として、**予算を配分された教職員で各部署において発注が認められた者や補助金等の交付を受けた者は**、1契約50万円未満のものについては契約することができることとなっています。

なお、消費税については、税率が平成26年4月より5%から8%に引き上げられ、平成29年4月より、10%へ引き上げられる予定ですが消費税は最終的に消費者が負担すべきものですので、増税分の値引きを要求する等、消費税の転嫁を拒否する行為等はしてはいけません。発注をする際の価格交渉においては、相手方業者から消費税増額分の値引きなどを要求されたと受け取られることのないよう十分に注意してください。

- ・物品購入契約(研究用機器、事務用品、リース

など)

- ・ 役務請負契約 (物品の修理、機器の保守、印刷・製本など)

※ 50万円以上の支出契約は発注権限がありませんので、各部局の事務へ購入依頼書を提出して、契約依頼を行って下さい。

○購入物品の選定

物品の使用予定者(教員等)は、使用目的及び条件を考慮し、市場調査により類似機種等の比較検討を行ったうえで、購入物品を決定する必要があります。原則下記の取り扱いになっています。

- ・ 1000万円以下の物品

上記作業により購入物品を決定した上で、会計担当係に購入手続きを依頼します。なお、購入物品を決定した理由を書面にする必要はありません。

- ・ 1000万円超 1600万円(※1)未満の物品

購入物品を決定した理由を書面(機種選定報告書)にする必要があります。会計担当係に購入手続きを依頼する際には、この「機種選定報告書」が必要になります。

但し、複数物品等で構成されたシステム等を調達する場合には、「仕様書」を作成する事になります。

★もっと詳しく知るには

- ・ 九州大学における購入物品の機種の選定に関する取扱規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/174/2004kitei081.pdf/1>

- ・ 1600万円(※1)以上の物品

政府調達協定等(後述)により、メーカー・型番等の特定や、銘柄を指定しての購入はできません。銘柄等を指定する代わりに、使用目的及び条件を考慮し市場調査を行ったうえで、購入物品に対して求める最低限必要な条件を決める(「仕様」の策定)必要があります。

そして、その最低限の必要条件に適合した製品が購入の対象とされ、入札などの購入手続きが進められることとなります。

★もっと詳しく知るには

- ・ 九州大学における大型設備及び特定役務の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/173/2004kitei080.pdf/1>

○契約相手方の決定

契約担当係において、下記手続きにより、物品の売買に関する契約又は役務の提供に関する契約を結ぶ相手方を決定します。

- ・ 150万円以下の物品等

物品納入・役務提供可能業者等を調査し、原則として見積書を徴取して契約相手方を決定します。

- ・ 150万円超 500万円以下の物品等

九州大学のホームページにおいて、購入しようとする物品等の調達情報を公開し、販売を希望する業者から見積もりを募り、最低価格を提示した業者と契約します。

- ・ 500万円超 1600万円(※1)未満の物品等

九州大学のホームページにおいて、購入しようとする物品等の調達情報を公開し、入札を行います。入札において最低価格を提示した業者と契約します。

- ・ 1600万円(※1)以上の物品等

政府調達協定等(後述)の取り扱いに従い、官報及び文部科学省等のホームページにおいて、購入しようとする物品等の調達情報を公開し、入札を行います。

入札を希望する業者に本学の希望条件(仕様)に適合する物品等を提案させ、それらの業者による入札の結果、最低価格を提示した業者と契約します。

○政府調達協定等

政府調達とは、政府、地方政府機関及び政府関係機関が購入又は借入れによって行う産品又はサービスの調達を意味します。

自由貿易促進を主たる目的とする国際機関(WTO)において「政府調達に関する協定」(平成8年1月1日発効)及び、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年4月発効)が定められ、平成27年8月現在、日本を含む数十カ国、関税地域が当該協定を締結し、当該協定に定める手続き等を遵守することとされています。

この協定の中で、国立大学法人も適用機関となっ

ています。

(但し、文部科学省科学研究費補助金等の個人へ補助された補助金が財源の場合は対象外です。)

注意!

「政府調達」の場合は、協定等により一般の調達に比べ手続きが厳格に定められているため、実際に納品されるまで非常に長い時間を要します。**予算要求や競争的資金に応募する際に研究計画を立てる場合には、手続きに係る期間を考慮しておく必要があります。**

この協定及び我が国が別途定めた自主的措置により遵守すべき具体的内容として、

1. 予定価格 1600 万円(※1)以上の調達の場合には、
 - ①入札にあたっては、官報公告(英文併記)により広く入札参加者を募らなければならない。
 - ②官報公告から入札までは、定められた期間を設けなければならない。

例：一般物品(競争性のあるもの)の購入

区分	教員等が行う作業	事務部門が行う作業
	購入物品の選定	契約相手方の決定
150万円以下	市場調査	見積書の徴取
150万円超500万円以下		公開見積合わせ
500万円超1000万円以下		
1000万円超1600万円(※1)未満	機種選定報告書の作成	入札
1600万円(※1)以上1億3000万円(※2)未満	仕様の策定 技術審査の実施	
1億3000万円(※2)以上	資料招請 意見招請 仕様の策定 技術審査の実施	

※1、※2：平成28～29年度の基準額で、この金額は2ヶ年度ごとに改訂されます。

※2：電気通信機器、医療技術製品の場合は別途基準額が定められています。

- ③調達物品にあたっては、メーカー名、型番等を特定してはならないため、仕様書を作る必要がある。
等があります。

2. さらに、予定価格1億3000万円(※2)以上の調達の場合には、

- ①仕様書案を作成するにあたっては、官報公告(英文併記)により市場から広く資料を招請しなければならない。
- ②①で作成した仕様書案について、官報公告(英文併記)により市場から広く意見を招請しなければならない。
等があります。

また、この他にも、「入札に関する説明会」、「仕様書の内容についての説明会」を開催する場合があったり、入札参加者の提案内容等を審査する「技術審査」を行う必要があります。

○財務会計システム

選定した物品等の購入依頼は、原則「財務会計システム」を利用して行います。予算を配分された教員等には、システムを使用するためのIDが付与されます。

★もっと詳しく知るには

物件費に関する質疑応答

<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/qa/bukkenhiQ&A.html#1-1>

◆問合せ先

- ・ 購入手続きに関する具体的な取り扱いに関する問い合わせ先
九州大学電子職員名簿
<https://portal.jimu.kyushu-u.ac.jp/emeibo.nsf/ftop?OpenForm>
 - 組織階層での検索
 - 学部等事務部
 - 各部局会計(用度)担当係
- ・ 本文章に関する問い合わせ先
財務部調達課調達総括係 092-642-2188

出張手続

教職員が学術研究等のために旅行(=出張)する場合は、旅行命令者に申請し承認を得ることになっています。

旅行後は、出張報告書を作成するとともに、旅費を支給するための証拠書類を提出します。

申請から報告までを出張旅費システム“Q-HAT 2015”を使って行います。また、Q-HAT 2015から航空券等の手配が行えます。

なお、Q-HAT 2015を起動させるには、財務会計システム(Accounting System)からログイン(<https://ask.jimu.kyushu-u.ac.jp/ncnu/login/login.jsp>)してください。

○出張申請

*出張申請

Q-HAT 2015において旅行者を選択し、出張期間、用務、用務地、用務先を入力します。次に予算残高を確認のうえ支出可能な予算を選択し、最後に旅費支給にあたり特記すべき事項がある場合は、その事項を入力します。また、必要に応じて会議等の開催通知、学会等のプログラムを添付してください。

*航空券等の手配

▶手配できるもの

Q-HAT 2015利用により、航空券、J R乗車券及び特急券、主要フェリー、宿泊施設、パッケージ商品等の手配ができ、代金は大学が委託業者に直接支払いを行うため、旅行者の立替等の負担を軽減しています。

なお、レンタカーの予約も可能です。(この場合、旅行者による現地払になります。)

また、海外招へい者の航空券等の手配も可能です。

▶手配の方法

申請と同時に手配することができます。

航空券 Q-HAT 2015の手配画面から航空会社のホームページへ入り、予約・発券する方法又は委託業者に便、座席等の希望をQ-HAT 2015に入力して手配依頼します。

J R乗車券等 委託業者に乗車予定の時間、座席等の希望をQ-HAT 2015に入力して手配依頼します。

○出張精算

*出張精算

旅行終了後、旅行内容を確認して精算処理を行います。Q-HAT 2015で処理します。

*証拠書類の提出

主なものは次のとおりです。

国内 航空機の搭乗及びその支払を証明する書類(半券と領収書)

(Q-HAT 2015で予約した場合は領収書等不要。また、Q-HAT 2015で手配したJAL、ANAの半券は不要(パッケージ商品は除く)

外国 航空機の搭乗及びその支払を証明する書類及びその他旅費支給対象となるもの全ての支払を証明する書類

(参考)

旅費計算は、通常の経路及び方法で、かつ経済的な旅行を行った場合の旅費で計算します。

○出張報告

*出張報告書

旅行終了後、用務内容を記載して旅行命令者に提出します。Q-HAT 2015で作成します。

○旅費の種類

交通費、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費、死亡手当

○公務出張により取得したマイレージの取り扱いについて

公務出張により取得した航空会社のマイレージにつきましても、以下の点にご留意ください。

➤「自己の適切な管理」

取得したマイレージを適宜確認し、各自の責任において適切に管理してください。

➤「私的使用の自粛」

公費による出張時に取得したマイレージの私的使用は自粛してください。

➤「業務上の出張に使用」

貯まったマイレージは、経費節減の観点から業務上の出張に使用してください。

★もっと詳しく知るには

・九州大学旅費規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

- ・九州大学旅費取扱細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>
- ・会計関係通知例規集（経理課関係）
<http://zaimu-reiki.jimu.kyushu-u.ac.jp/asp/>
- ・出張旅費システムの操作マニュアル
出張旅費システムログイン後に閲覧可能です。

◆問合せ先

- ・旅行申請について
各部局の人事担当係
- ・旅費支給について
各部局の経理担当係
- ・出張旅費システムについて
財務部経理課経理総括係 092-642-4492

施設・設備利用

キャンパス入構課金制度

九州大学は、環境への配慮、快適で安全・安心なキャンパスの実現を目指し、平成21年7月1日より、箱崎・伊都キャンパス、平成22年4月1日より馬出キャンパスに入構する車両から、原則として入構料金を徴収しています。

■入構料金

◎普通入構(当該年度中有効な普通入構証とパスカードを発行)

(箱崎・伊都キャンパスにおいてはパスカードに代えて職員証等へ入構権利証(ICデータ)を発効(書込))

教職員	年額 15,000円
学生※	年額 12,000円
本学構成員以外	年額 20,000円

※原則、学部学生については、自動車による通学は認められていません。また、大学院学生については、通学距離が片道5km以上を有し、自動車による通学が必要であると部局長が認めたと者に限ります。その他、特別の事由がある方は所属部局にご相談ください。

◎臨時入構(申請期間中有効な臨時入構証とパスカードを発行)

(箱崎・伊都キャンパスにおいてはパスカードに代えて職員証等へ入構権利証(ICデータ)を発効(書込))

月額 2,000円

教職員

学生

本学構成員以外

◎一時入構(1回限り有効な入出門書とパスカードを発行)

1回の入構あたり 300円

(馬出キャンパスは従量料金)

■入構手続き

◎普通入構または臨時入構を希望される方は、①まず、各所属部局又は用務先の部局において、指定の入構証発行申請書に必要事項を記入し、事務担当係に提出してください。②発行の許可が得られ

ましたら、許可証を本学の業務委託請負事業者(平成27年度は箱崎・伊都キャンパスでは九州大学生協同組合、馬出キャンパスでは恵愛団)に提出し、規定の料金をお支払いの上、入構証及びパスカードの交付(箱崎・伊都キャンパスにおいては職員証等へ入構権利証(ICデータ)の発効(書込))を受けてください。

◎一時入構を希望される方は、箱崎キャンパスでは**小松門警務員詰所**(小松門付近)、伊都キャンパスでは**正門守衛所**、馬出キャンパスでは**東門門衛所**において、所定の手続きを行ってください。

★旧入構証・旧パスカード又は旧入構権利証(ICデータ)の発効(書込)を受けた職員証等をお持ちの方：

有効期間満了後、約1ヶ月間を移行期間として旧入構証とパスカード又は旧入構権利証(ICデータ)の発効(書込)を受けた職員証等による入構を有効としますが、当該移行期間中に、新しい入構証とパスカードの発行(箱崎・伊都キャンパスにおいては職員証等へ入構権利証(ICカード)の発効(書込))手続きを終えてください。

なお、職員証等そのものの有効期限が切れた場合、直ちに入構できなくなり、移行期間もありません。早めの切り換えの手続きを行ってください。また、入構に関する情報は新しい職員証等に引き継がれませんので、改めて、新しい職員証等と使用中の入構証、再発行申請書を持って手続きを行ってください。

★新規に入構証とパスカード等の発行を希望される方：

発行手続きのために入構される方は、箱崎キャンパスでは小松門警務員詰所、伊都キャンパスでは正門守衛所、馬出キャンパスでは東門門衛所において、発行手続きのために入構する旨を申し出てください。

★発行場所と発行時間(参考：平成27年度)

○伊都キャンパス

・生協伊都コンビニ

10:00～12:00、13:30～19:00

(土日祝日以外の営業日)

(年末年始休業日を除く)

- ・生協校舎(こうこうしゃ)書店

10:00～12:00、13:30～18:00(平日)

(日祝日、年末年始休業日、夏期休業日を除く)

○箱崎文系キャンパス

- ・生協文系購買書籍店

10:00～12:00、13:30～18:30

(土日祝日、年末年始休業日、夏期休業日を除く)

○箱崎理系キャンパス

- ・生協農購買書籍店

10:00～12:00、13:30～18:30

(土日祝日、年末年始休業日、夏期休業日を除く)

- ・生協中央食堂売店

11:00～12:00、13:30～16:00

(土日祝日、年末年始休業日、夏期休業日を除く)

○馬出キャンパス

- ・恵愛団事務室

8:30～17:00(平日のみ)

※各店舗ともお昼のピーク時を除く

※伊都地区の学生は、専用の申請書がありますので、所属の部局にお問い合わせください。

■その他

◎入構者は、車両のフロントガラスの外から見える場所に、入構証(一時入構の場合は入出門書)を置いてください。

◎違反車両に対しては、段階的注意を行います。(①注意⇒②警告⇒③入構禁止)

◎身体に障害のある方、地区協議会において特別な事由があると認められた方には、特別入構証が発行される場合がありますので、各所属部局又は下記担当へご連絡ください。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学構内交通規程

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/305/2009kitei020.pdf/1>

- ・キャンパス入構車両の課金制度導入について

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/269>

- ・キャンパス入構車両への課金制度について

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/245>

◆問合せ先

・施設部施設企画課総務係 092-802-2044

施設の利用登録について (スペース管理システム)

本学の施設等は、大学全体の共有財産であるという認識の下、総長はキャンパス全体について教育研究活動に対応した適切な施設等を確保するため、効率的なスペースの管理・運用を行うことを「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」で定めています。

そのため施設の利用者(教員等)は、毎年度スペース管理システムに自ら施設の利用登録(発生源入力)が必要となります。

また、講義室、セミナー室、会議室の利用促進を図るため、予約等を運用する講義室予約システムを開設しています。

○スペース管理システムについて

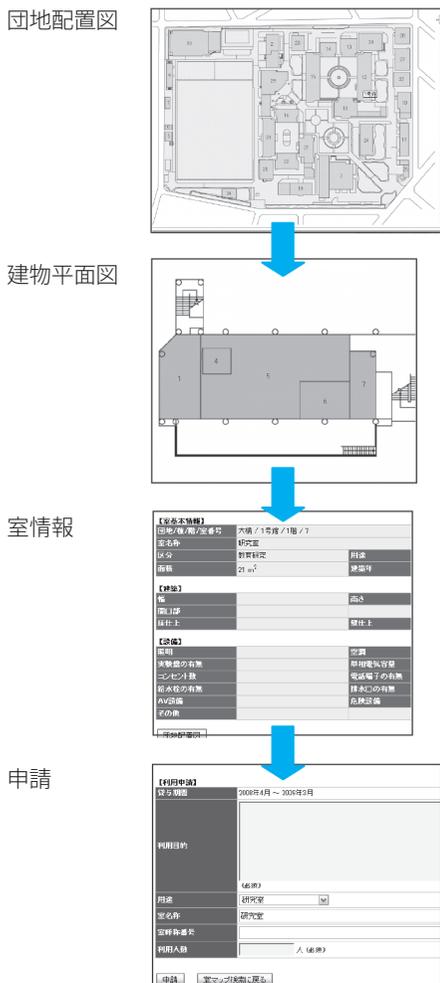
*システムの概要

使用している室の利用者(教員等)が登録申請を行い、利用状況を管理する学内ネットワーク(WEBベース)上のシステムです。スペース管理システムの使用には以下のURLにアクセスします。

<https://rent.facility.kyushu-u.ac.jp>

*登録申請の内容

- ①登録対象者：全教員
- ②登録対象施設：教員が個々又は共同で使用している研究室や実験室等
- ③登録項目：室名称、利用目的、利用人数、区分・用途、若手研究者など



*システムの運用

講義室、セミナー室、会議室の一部を講義室予約システムにて運用しております。正確な空き時間の確認や予約に関する問い合わせは、各部局の講義室予約運用者までご連絡ください。

★もっと詳しく知るには

スペース管理システム及び登録申請方法についてより詳細が知りたい場合は下記のURLにアクセスください。

「利用者マニュアル」を用意しております。

<https://rent.facility.kyushu-u.ac.jp/help/user/>

◆問合せ先

スペース管理システムヘルプデスク

092-802-2072 ssmkatuyou@jimu.kyushu-u.ac.jp

廃棄物処理

可燃ごみや有価物等以外の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に従い適正に処理を行わなければなりません。廃棄物を研究室単位で処理する場合は、部局担当係を通して下さい。

また本学では、細かなごみの分別を行っています。とくにご自分の部屋には、メモ用紙や名刺、はがき、包装紙等の紙切れを入れる容器を必ず用意して下さい。廃棄物の資源化率を高めるために、毎年、可燃ごみの中の紙切れの量を点検しています。

○実験系廃棄物の処理

有害廃棄物(特別管理産業廃棄物)は部局毎に集められ、定期的に全学一括収集を行っています。部局内の収集方法は部局毎に異なりますので、部局担当係(保全係や用度係等)に問い合わせして下さい。部局

○講義室予約システムについて

*システムの概要

講義室、セミナー室、会議室の予約状況を確認することができるWEBベースのシステムです。

講義室予約システムの使用はスペース管理システムと同様のURLにアクセスします。

実験系有害廃棄物(詳細は、下記の「廃液・廃棄物処理の手引き」参照)

種別	分別	注意事項等	排出形態
有機系廃液	ハロゲン系有機溶剤	pH > 5 以上 特殊引火物は廃薬品	部局に設置しているドラム缶
	その他の有機廃液		
無機系廃液	重金属・水銀・フッ素・定着廃液	利用の手引き参照	20 L 指定容器 注) (270 × 270 × 385)
	シアン廃液	pH > 10 以上	
廃薬品等	A: 薬品瓶、B: 廃棄物、C: アンプル	夏にリスト提出、11月頃に収集	
感染性廃棄物	専用の容器に入れ、病院以外の部局は、各部局担当係へ連絡して排出する。		

注) 指定容器については、環境安全センター(092-802-2591)にお尋ねください。

担当者は、特別管理産業廃棄物の排出毎に、電子マニフェストや管理票を交付しています。

実験系分別ごみとしては、瓶(生活系共通)、実験系可燃ごみ(廃プラスチック等)、有害付着物、不燃ごみ(生活系共通)があります。各部署の分別ごみ置き場に出して下さい。

○生活系廃棄物の処理

*生活系分別ごみ

……瓶、飲料缶、ペットボトル、発泡スチロール、金属くず、不燃ごみ

各部署に設置している分別ごみ置き場に、ルールを守って出して下さい。

*その他の廃棄物

……乾電池、疑似医療系廃棄物、スプレー缶(ガス入り)：9月頃に収集。

廃蛍光管：10月頃に収集。

機器類、粗大ゴミ：各部署の担当係を通して、集積保管場所に。

○Web リサイクル

「譲ります」、「貸します」、「探しています」といった登録が、下記の URL からできます。「リサイクル品照会」で探して、ほしいものがありましたら、入力した人に直接照会を行い、物品のリサイクルを行うシステムです。大いに活用して下さい。

<http://recycle.jimu.kyushu-u.ac.jp/asp/enteruser.asp>

★もっと詳しく知るには

・環境安全センターホームページ

<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

上記URLから、「廃液・廃棄物処理の手引き」、無機系廃液の「処理依頼伝票」等がダウンロードできます。

◆問合せ先

・廃棄物処理全般

施設部施設企画課総務係(環境安全センター)

092-802-2591

・Web リサイクル 財務部資産活用課

092-642-4306、2195

会議・研修等施設利用

九州大学は様々な会議室、研修施設、宿泊施設等を有しています。学会、研究会、講演会、合宿研修等に活用してください。

○九州大学西新プラザ

[URL http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/nishijin/](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/nishijin/)

九州大学西新プラザは、九州大学における国際学術研究、社会連携、情報発信を目的として、平成13年10月に九州大学創立80周年記念事業の一環として設立された施設です。

国際学術研究に限らず、広く学術研究推進のための会議、学会、シンポジウム、公開講座、研究会、研修会等に利用できます。

住所	〒814-0002 福岡市早良区西新2丁目16番23号
開館日/開館時間	年末年始(12月28日～翌年1月4日)を除く毎日/9時～20時
施設概要	大会議室(224人)・中会議室(36人)・小会議室(12人)・多目的室(16人)・和室(20畳)・宿泊室(ツイン×2室、シングル×2室)・オフィス(20㎡・24㎡)・展示コーナー(150㎡)・産学交流室(34㎡)・資料室(34㎡、12㎡×2室)
問合せ先	九州大学西新プラザ事務室 電話：092-831-8104 FAX：092-831-8105

○医学部百年講堂

[URL http://www.med.kyushu-u.ac.jp/100ko-do/](http://www.med.kyushu-u.ac.jp/100ko-do/)

教育・研究はもとより、各種研修会及び学内外の学会、国際会議等の拠点として利用できます。

また、市民を対象とした公開講座、医学資料の展示、市民の皆さんの文化活動や各種会合にも利用できます。

住所	〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1番1号
開館日/開館時間	毎年1月4日から12月28日まで/8時30分～21時30分
施設概要	1F交流ホール(259.2㎡)・交流ロビー(307.5㎡)・応接室(10.9㎡)(長椅子&椅子5席)・応接室(11.4㎡×2室)(卓子8席×2室)・喫茶(60.4㎡)(スタンド6

	席・丸卓子7台×4席)・管理事務室(32.1㎡) 大ホール578席、中ホール120席×3室、2F会議室36席×3室
問合せ先	医学部百年講堂事務室 電話：092-642-6257

○Big Orange (ビッグオレンジ)九州大学新キャンパス情報発信拠点

[URL http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/showcase/photo/center/bigorange.html](http://suisin.jimu.kyushu-u.ac.jp/showcase/photo/center/bigorange.html)

九州大学の情報発信拠点として、また、大学と社会のインターフェイス(接点となる施設)としての役割を担う施設です。

来訪者向けのインフォメーション、地域資源の紹介・案内などをミーティング・レセプションルーム(60人収容)を利用して、パネルや映像で紹介することができます。

住所	〒819-0395 福岡市西区元岡744番地
開館日／開館時間	年末年始(12月28日～翌年1月4日)を除く毎日／9時30分～16時30分
施設概要	ミーティング・レセプションルーム(60人収容)
問合せ先	Big Orange (ビッグオレンジ) 電話：092-802-2300 FAX：092-802-2302

○東京オフィス

[URL http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/)

九州大学東京オフィスは、九州大学の東京での拠点として開設しています。

企業との産学連携等の打ち合わせ場所や、会議前の待機場所として利用できます。また、本学に関する資料も取り揃えておりますので、気軽にお立ち寄りください。

住所	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル6階605-606区
開館日／開館時間	平日(祝日、年末・年始を除く)／10時～17時
施設概要(設備)	インターネットに接続可能なPC(3台)、ファクシミリ(プリンター兼用)、プロジェクター、LAN配線、打合せ用テーブル(椅子8脚)、会議用テーブル8(椅子

	子16脚)、テレビ会議システム
問合せ先	東京オフィス 電話：03-3211-8825 FAX：03-5224-3357

○大阪オフィス

[URL http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/)

九州大学大阪オフィスは、九州大学の関西地区での拠点として開設しています。

企業との産学連携等の打ち合わせ場所や、会議前の待機場所として利用できます。また、本学に関する資料も取り揃えておりますので、気軽にお立ち寄りください。

住所	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-600号 大阪駅前第1ビル6階 1-117号
開館日／開館時間	平日(祝日、年末・年始を除く)／10時～17時
施設概要(設備)	インターネット接続可能なPC(2台)、FAX・カラーコピー・プリンター兼用機、LAN配線、DVD・VHSプレーヤー、TV、打合せ用テーブル(イス12脚)等
問合せ先	大阪オフィス 電話：06-4797-6280 FAX：06-4797-6281

○博多駅ビルキャンパス(九州大学ビジネス・スクール／博多駅オフィス)

[URL http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/external/)

九州大学博多駅ビルキャンパスは、九州大学ビジネス・スクールの教育研究活動の場及び情報発信・収集、社会との交流活動等の場として開設しています。

博多駅オフィスには、図書室、自習室のほか、企業との打ち合わせや、会議前の待機場所として利用できる会議室があります。また、博多ターミナルビルが管理する貸会議室は、公開講座やシンポジウム等の会場としても利用できます(利用料金は利用部局負担)。

また、本学に関する資料も取り揃えておりますので、気軽にお立ち寄りください。

住所	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ・アミュプラザ博多10階
----	---

開館日／開館時間	平日：10時～22時30分／土日祝日(年末・年始を除く)：10時～17時
施設概要(設備)	インターネットに接続可能なPC、FAX・カラーコピー・プリンター兼用機、プロジェクター、LAN配線、打合せ用テーブル、会議用テーブル等(詳細は、博多駅ビルキャンパスHPをご参照ください)
問合せ先	博多駅オフィス 電話：092-409-6891 FAX：092-409-6892 総務部総務課総務第一係 電話：092-802-2125 FAX：092-802-2139

○職員会館

[URL](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/hall/) <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/hall/>

九州大学職員会館は、昭和63年2月に本学職員の福利厚生施設として設立されました。

九州大学及び本学の各部局が主催する行事、会議、研修などを行う際に利用できます。

住所	〒812-8581 福岡市東区箱崎3丁目32番20号
開館日／開館時間	年末年始を除く毎日／ 研修室(ラウンジ含む) 9:00～20:00 宿泊室 15:00～翌日10:00
施設概要	研修室2室44名・研修室(和室)2室30名・ラウンジ1室 宿泊室(シングル)4室4名・(ツイン)1室2名・(和室)1室3名
問合せ先	財務部資産活用課 電話：092-642-2195

○創立五十周年記念講堂

[URL](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/50thkoudou/) <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/50thkoudou/>

九州大学創立五十周年記念講堂は、昭和42年10月に九州大学創立五十周年事業の一環として設立され、昭和42年11月に九州大学に寄附されました。

九州大学及び本学の各部局が主催する行事、学術・教育又は文化に関する行事等に利用できます。

なお、大講堂については、地震等により天井等が落下する可能性があり、老朽化も著しいことから、平成27年3月31日をもって閉鎖しています。

住所	〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号(箱崎地区構内)
開館日／開館時間	原則 年末年始、土曜、日曜、祝日を除く毎日／原則 9:00～17:00
施設概要	大会議室(90名)・小会議室(20名)
問合せ先	財務部資産活用課 電話：092-642-2195

○九州大学の講義室・体育施設

九州大学の講義室・体育施設については、下記URLを参照してください。

[URL](http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/uae/) <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/facility/uae/>

住所	各講義室・体育施設により異なるため、URL参照のこと
開館日／開館時間	体育施設利用時間は、原則として9:00～17:00まで
施設概要	講義室 箱崎地区(理系)・箱崎地区(文系)・馬出地区・大橋地区・伊都地区 屋内外体育施設 箱崎地区・馬出地区・大橋地区・伊都地区 詳細はコチラ http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004saisoku032.pdf
問合せ先	各講義室・体育施設により異なるため、URL参照のこと

○九州地区国立大学九重共同研修所

[URL](http://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/) <http://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/>

九重共同研修所は、九州地区の国立大学の教職員及び学生のための研修施設として、昭和43年7月に開設されました。ゼミの合宿や研修などにぜひご利用ください。

住所	〒879-4912 大分県玖珠郡九重町湯坪字八丁原600-1 TEL: (0973) 79-2617
休業日	シーズンにより異なるため、URL参照のこと
施設概要	宿泊等棟 収容人数(約80名) 宿泊室(和室)(10畳6室、54畳1室)・宿泊室(洋室)(8名収容3室) 研修棟 大研修室(102名収容)・中研修室(54名収容)・小研修室(24名収容2室) 和室(30畳)

	体育館 バスケットコート(1面)・バレーコート(2面)・バトミントンコート(4面)・軟式テニスコート(1面)
問合せ先	学務部学生支援課寮務係 電話：092-802-5992
その他	バーベキューできます。

○山の家(九重研修所)

[URL http://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/](http://kokonoe.student.kyushu-u.ac.jp/)

山の家は、昭和12年に九州大学の教職員・学生のための施設として、開設され、平成17年8月には、リニューアルを行い、これまでより利用者の快適性を配慮した施設として生まれ変わりました。

恵まれた自然環境の中で、心身のリフレッシュを図り、豊かな創造性と発想を育むことが、大学での授業・研究等の効率アップにつながることでしょう。

住所	〒879-4912 大分県玖珠郡九重町湯坪字八丁原600-1 TEL: (0973) 79-2617 (九重共同研修所)
休業日	シーズンにより異なるため、URL参照のこと
施設概要	宿泊室8室(和室6、洋室2)・研修室1室・談話室1室・定員約50名
問合せ先	学務部学生支援課寮務係 電話：092-802-5992
その他	バーベキューできます。

○稲盛財団記念館

稲盛フロンティア研究センターについては、下記URLを参照してください。

[URL http://inamori-frontier.kyushu-u.ac.jp/](http://inamori-frontier.kyushu-u.ac.jp/)

稲盛財団記念館は、財団法人稲盛財団(理事長稲盛和夫)様より、九州大学が2011年に創立百周年を迎えるにあたり、「知の新世紀を拓く」新しい教育研究拠点として、伊都キャンパス内に建設され、ご寄贈いただいた施設です。

なお、稲盛ホールは、稲盛財団記念館規則に基づき、学術文化交流の場として学会、研究会、講演会等に利用できます。

住所	〒819-0395 福岡市西区大字元岡744番地(伊都地区構内)
休業日と使用時間	稲盛ホールの休業日は、年末年始(12月28日～翌年1月4日)。使用時間は、原則として9時00分から17時00分まで。ただし、館長が認めた場合は、この限りではない。

施設概要	主な施設： 稲盛フロンティア研究センター、京都賞ライブラリー、稲盛ホール、サロン等 稲盛ホール： 稲盛ホール(1階)の座席数は、288席です。会議の規模に応じて、スライディングウォールでホールを分割(2分割、3分割)することができます。 また、センター会議室(2階)は、大テーブル1台、椅子10脚で講師控え室及び懇談会に利用できます。
問合せ先	伊都共通事務部総務・大型研究支援課 電話：092-802-2433

○伊都ゲストハウス

「伊都ゲストハウス」は純木造の公共建築物としては福岡県内最大規模となる木造3階建て、延べ面積2,110㎡で、全戸数33戸に加え会議室や多目的ホールも備え、総事業費の約半分を平成22年度福岡県森林整備加速化・林業再生事業の補助金により賄われ、使用した木材の約6割は福岡県産木材を使用しています。

[URL http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/housing/house-itto](http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/housing/house-itto)

住所	〒819-0395 福岡市西区大字元岡744番地(伊都地区構内)
使用時間	9:00～19:00
施設概要	主な施設 多目的ホール(56名)、会議室(15名)、和室(8畳)
問合せ先	伊都共通事務部総務・大型研究支援課管理係 電話：092-802-2426

○椎木講堂

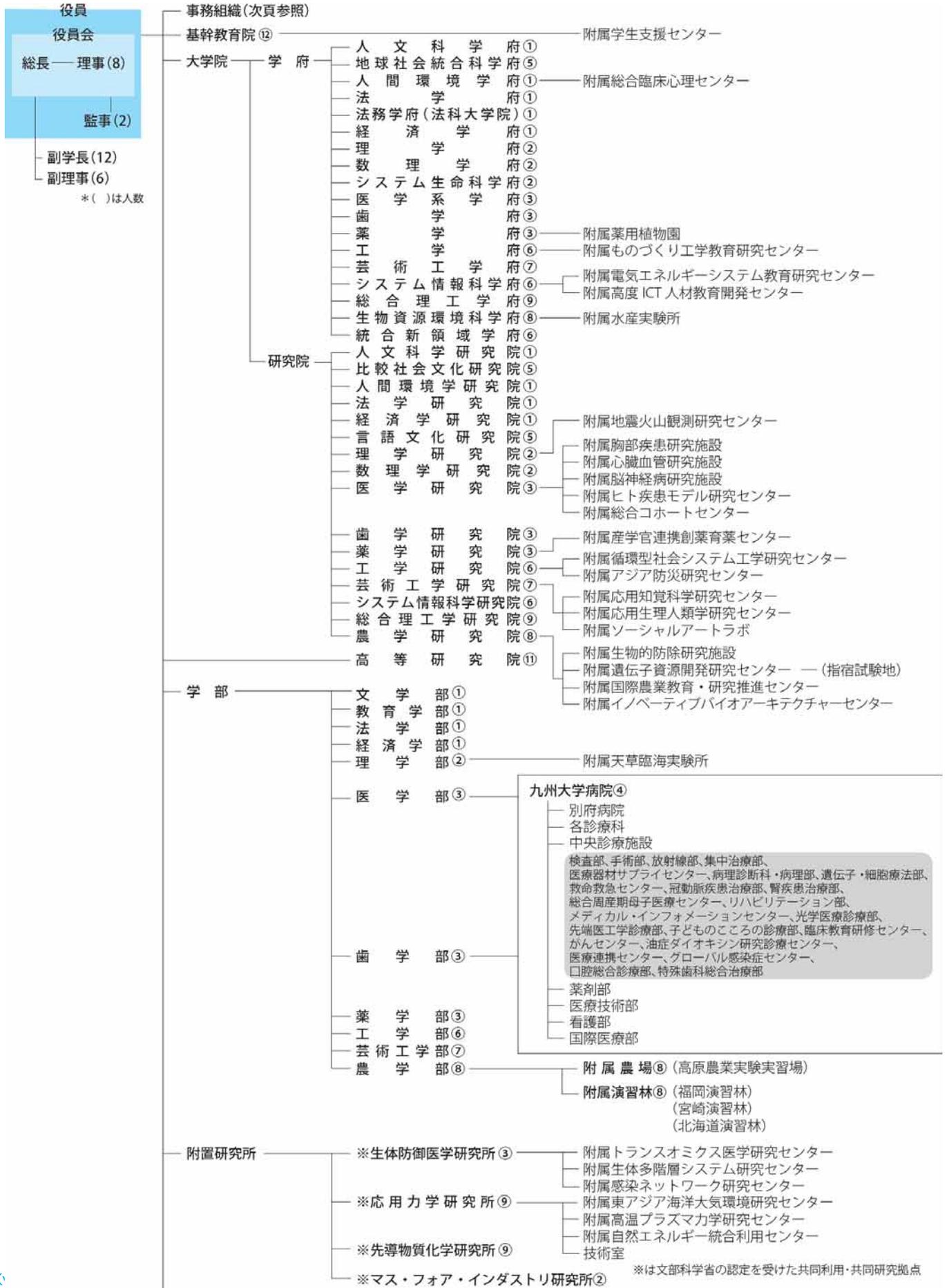
住所	〒819-0395 福岡市西区大字元岡744番地(伊都地区構内)
使用時間	本年5月利用開始に向け、現在調整中です(平成26年3月26日現在)
施設概要	
問合せ先	伊都共通事務部総務・大型研究支援課管理係 電話：092-802-2425

その他(資料集)

大学の組織図

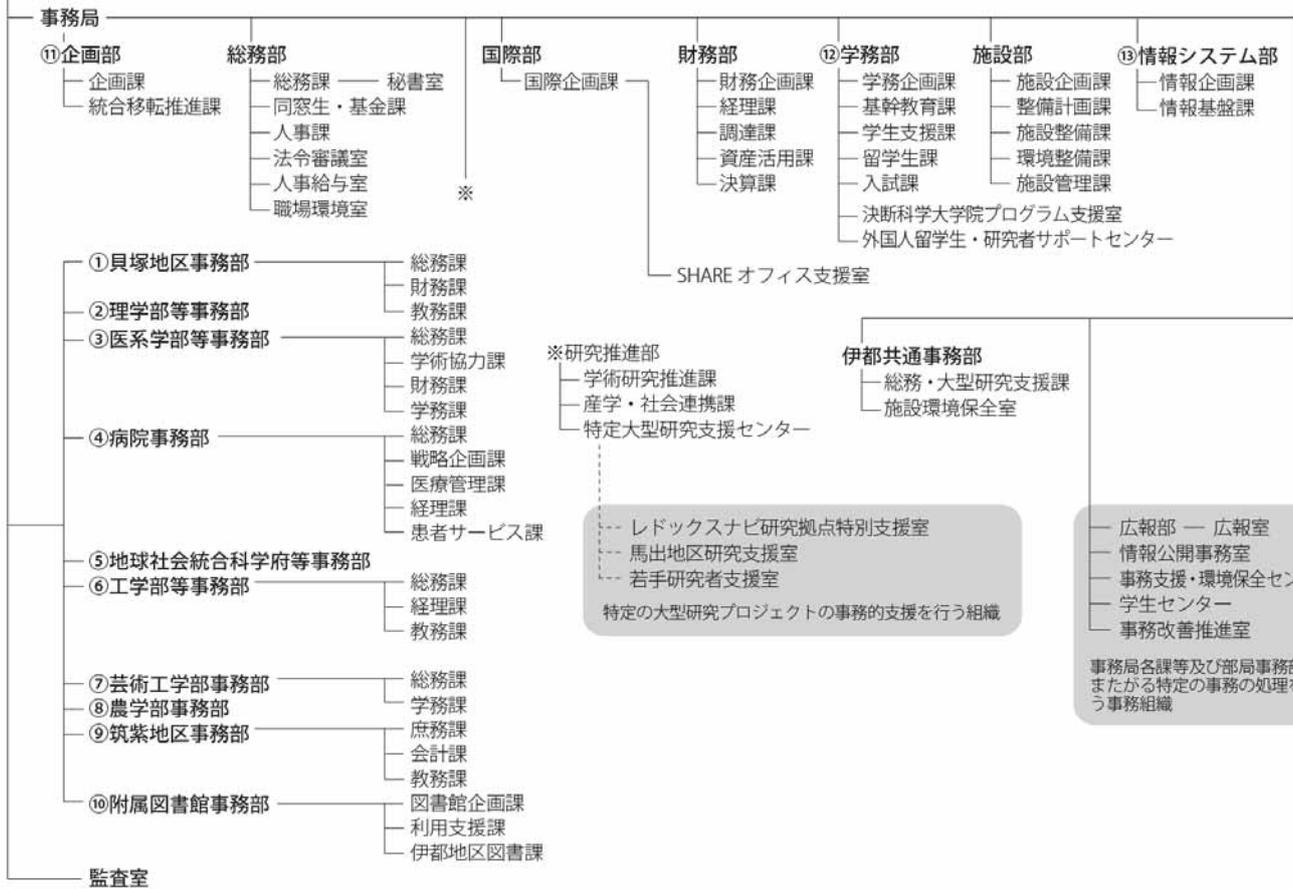
(平成28年4月1日現在)

(部局名等末尾の番号は、担当する事務部を示す。)





事務組織



その他(資料集)

建物配置図及び部局所在地

伊都地区



■ウエストゾーン

工学府 工学研究院 工学部 システム情報科学研究院
 システム情報科学府 先端物質化学研究所 超伝導システム科学研究センター
 統合新領域学府 水素材料先端科学研究センター
 未来化学創造センター 伊都図書館(理系図書館) 数理学府 数理学研究院
 マス・フォア・インダストリ研究所

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 TEL092-642-2111(代表)
 〒819-0395は、九州大学伊都地区専用の郵便番号ですので、
 差出郵便物の所在地の記載を省略できます。

■Big orange(ビッグオレンジ)

TEL 092-802-2300
 郵便番号及び住所は上記と同じ。

ウエストゾーン

- ① 野球場
- ② 陸上競技場♥
- ③ 弓道場
- ④ 課外活動施設Ⅱ♥
- ⑤ 加速器・ビーム応用科学センター(CE70)
- ⑥ 船舶海洋性能工学実験棟(EN80)
- ⑦ 先進航空宇宙工学実験棟(EN70)
- ⑧ 衛星通信実験棟(IE20)
- ⑨ アグリ・バイオ研究施設
- ⑩ パブリック3号館(CF3)
- ⑪ 次世代エネルギー実証施設
- ⑫ テニスコート
- ⑬ 生物多様性保全ゾーン
- ⑭ 九大あかてみくらんたん
- ⑮ 工学系実験施設群
- ⑯ 工学系総合研究棟(コラボスペース)
- ⑰ 鉄鋼リサーチセンター(EN40)
- ⑱ 水素ステーション
- ⑲ 水素エネルギー国際研究センター(HY30)
- ⑳ 水素材料先端科学研究センター(HY10)♥
- ㉑ キャンパスライフ・健康支援センター(健康相談室、学生相談室)
- ㉒ ウエスト4号館♥
- ㉓ ウエスト3号館
- ㉔ ウエスト2号館♥
- ㉕ ウエスト1号館
- マス・フォア・インダストリ研究所
- ㉖ 工学系国際交流支援室
- ㉗ 外国人留学生・研究者サポートセンター
- ㉘ ビッグどら(食堂・喫茶・売店・書店)
- ㉙ 西講義棟
- ㉚ 石のアート QIAO(チャオ)
- ㉛ 総合学習プラザ
- ㉜ ビッグリーフ
- ㉝ 伊都図書館♥
- ㉞ 低温センター(伊都地区センター)(CE60,61)
- ㉟ 超伝導システム科学研究センター(CE50,51)
- ㊱ 先端物質化学研究所(CE41)
- ㊲ 循環型社会システム工学研究センター(CE40)
- ㊳ 東アジア環境研究機構(CE40)
- ㊴ アイソトープ統合安全管理センター(CE31)
- ㊵ 超高压電子顕微鏡棟(超顕微解析研究センター)(CE20,21)
- ㊶ パブリック1号館(CF1)
- ㊷ 国際宇宙天気科学・教育センター(CE10)
- ㊸ 稲盛財団記念館(稲盛フロンティア研究センター)
- ㊹ エネルギーセンター
- ㊺ 学生支援施設♥
- ㊻ エコセンター
- ㊼ パブリック2号館(CF2)
- ㊽ 工学部百周年記念展示室「CENTENNIAL GALLERY」
- ㊾ キャンパス・コム

センターゾーン

- ㊿ 外国人留学生・研究者サポートセンター
- ① 給水センター
- ② 比較社会文化・言語文化研究教育棟♥
- ③ 地球社会統合科学府等事務棟
- ④ キャンパスライフ・健康支援センター(健康相談室、学生相談室)
- ⑤ ビッグさんど(食堂・売店)♥
- ⑥ ビッグオレンジ(情報発信拠点)♥
- ⑦ 守衛所
- ⑧ センター1号館♥
- ⑨ センター2号館♥
- ⑩ センター3号館♥
- ⑪ 椎木講堂
- ⑫ 大学本部♥
- ⑬ 喋囀(おうめい)天空広場 Q-Commons
- ⑭ 山川俊次郎初代総長胸像
- ⑮ テニスコート
- ⑯ 課外活動施設Ⅰ
- ⑰ 総合体育館♥
- ⑱ 多目的グラウンド
- ⑲ トミトリ1(学生寄宿舎)♥
- ⑳ トミトリ2(学生寄宿舎)♥
- ㉑ ドミトリ3(学生寄宿舎)♥
- ㉒ 伊都ゲストハウス
- ㉓ カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所(1stCNER)(第1研究棟)♥
- ㉔ カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所(1stCNER)(第2研究棟)♥
- ㉕ 次世代燃料電池産学連携研究センター(NEXT-FC)
- ㉖ 共通化社会システムイノベーション施設
- ㉗ 校校舎
- ㉘ 亭亭舎

イーストゾーン

- ① 多目的グラウンド
- ② 伊都協奏館(学生寄宿舎)

■センターゾーン

地球社会統合科学府 比較社会文化研究院 言語文化研究院
 基幹教育院 基幹教育施設 先進・ニューラル・エネルギー国際研究所

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 TEL092-642-2111(代表)

〒819-0395は、九州大学伊都地区専用の郵便番号ですので、
 郵便物の所在地の記載を省略できます。



- ← 入口
- || 食堂等
- P 駐車場
- A ATM
- 売店
- 書店
- WC 多目的トイレ
- IN 車輛入口
- OUT 車輛出口
- バス停
- ♥ AED

その他(資料集)

○ウエスト2号館

- ◆工学府(教育組織)/建設システム工学、都市環境システム工学、海洋システム工学、地球資源システム工学、エネルギー量子工学
- ◆工学研究院(研究組織)/社会基盤、環境社会、海洋システム工学、地球資源システム工学、エネルギー量子工学
- ◆工学部(教育研究組織)/電気情報工学、地球環境工学、エネルギー科学 ◆統合新領域学府(教育組織)/オートモーティブサイエンス
- ◆システム情報科学府(教育組織)/情報学、情報知能工学、電気電子工学
- ◆システム情報科学府(研究組織)/情報学、情報知能工学、情報エレクトロニクス、電気システム工学、i&Eビジョナリー特別部門
- ◆システムLSI研究センター ◆西部地区自然災害資料センター ◆日本エジプト科学技術連携センター
- ◆プラスマノ界面工学センター ◆革新的マーケットデザイン研究センター ◆アーキテクチャ指向フォーマルメソッド研究センター
- ◆株貴・環境センサ研究開発センター ◆工学研究院附属アジア防災研究センター ◆システム情報科学府附属電気エネルギーシステム教育研究センター ◆システム情報科学府附属高度ICT人材教育開発センター

○ウエスト3、4号館

- ◆工学府(教育組織)/物質創造工学、物質プロセス工学、材料物性工学、化学システム工学、機械工学、水素エネルギーシステム、航空宇宙工学、建設システム工学、都市環境システム工学、海洋システム工学、地球資源システム工学、エネルギー量子工学
- ◆工学研究院(研究組織)/化学工学、応用化学、材料工学、機械工学、航空宇宙工学、社会基盤、環境社会、海洋システム工学、地球資源システム工学、エネルギー量子工学
- ◆工学部(教育研究組織)/物質科学工学、機械航空工学、地球環境工学、エネルギー科学
- ◆統合新領域学府(教育組織)/オートモーティブサイエンス ◆分子システム科学センター ◆バイオメカニクス研究センター
- ◆未来化学創造センター ◆分子システムデバイス国際リーダー教育センター ◆次世代蓄電デバイス研究センター
- ◆次世代経皮吸収研究センター ◆3D/4D構造材料研究センター ◆小分子エネルギーセンター
- ◆巨大むずみマテリアル国際研究センター ◆工学部等事務部

○総合学習プラザ

- ◆統合新領域学府(教育組織)/オートモーティブサイエンス

○稲盛財団記念館

- ◆稲盛フロンティア研究センター

○センター1号館

- ◆キャンパスライフ・健康支援センター(学生相談室)
- ◆学生支援センター
- ◆学務部(学務企画課、基幹教育課、学生支援課)
- ◆伊都共通事務部

○比較社会文化・言語文化研究教育棟

- ◆地球社会統合科学府 ◆比較社会文化研究院
- ◆言語文化研究院

○地球社会統合科学府等事務棟

- ◆地球社会統合科学府等事務部

○センター3号館

- ◆基幹教育院
- ◆SHARE オフィス支援室

○椎木講堂

- ◆大学本部 ◆大学評価情報室

工学系地区 ①~④、⑥~⑧は右側を参照

- ① 旧工学部本館♥アジア太平洋カレッジオフィス
- ② 旧工学部五号館(統合新領域学府[ユーザー感性学専攻、ライブラリーサイエンス専攻])
- ③ 工学部建築学科(人間環境学府・人間環境学研究院(都市・建築学部門))
- ④ 工学府附属ものづくり工学教育研究センター

理系地区

- ① 弓道場
- ② EUセンター
- ③ 総合研究博物館
- ④ 附属図書館付設記録資料館書庫
- ⑤ アドミッションセンター
- ⑥ 大学文書館
- ⑦ 本部第三庁舎
- ⑧ 言語文化研究院箱崎分室
- ⑨ 附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
- ⑩ 本部第一庁舎♥
- ⑪ 本部第二庁舎♥
- ⑫ 高等研究院
- ⑬ 男女共同参画推進室
- ⑭ 国際法務室
- ⑮ 同窓生サロン
- ⑯ 科学技術イノベーション政策教育研究センター
- ⑰ 学術研究推進支援機構(研究戦略企画部門)

理系地区 ①は右側を参照

- ① 創立五十周年記念講堂
- ② ファカルティクラブ
- ③ 地蔵森-工学部創立75周年記念庭園
- ④ 箱崎理系地区21世紀交流プラザI
- ⑤ 情報統括本部(情報基盤研究開発センター-サイバーセキュリティセンター)♥
- ⑥ 環境安全センター
- ⑦ 学際教育-研究交流棟リセウム悠遠
- ⑧ アジア太平洋未来研究センター
- ⑨ アイソトープ総合センター箱崎地区実験室

理系地区

- ① 理学府・理学研究院・理学部
- ② 理学部本館♥
- ③ 理学部二号館-先導物質化学研究所-先端素粒子物理研究センター♥
- ④ 理学部三号館-オルガネラホメオスタシス研究センター
- ⑤ 理学部四号館
- ⑥ 国際宇宙天気科学-教育センター
- ⑦ 低温センター(箱崎地区センター)-極低温実験室
- ⑧ 韓国研究センター
- ⑨ キャンパスライフ-健康支援センター(健康相談室、学生相談室)
- ⑩ 留学生センター
- ⑪ 国際ホール♥
- ⑫ 国際部-国際交流推進室
- ⑬ 海外大学ランチオフィス
- ⑭ 外国人留学生-研究者サポートセンター
- ⑮ システム生命科学府
- ⑯ 箱崎理系地区21世紀交流プラザII
- ⑰ 留学生センター分室
- ⑱ 理学研究院附属工場
- ⑲ 原子核実験室

理系地区

- ① 附属図書館(中央図書館)♥
- ② 生物資源環境科学府-農学研究院-農学部
- ③ 農学部一号館(資源生物科学部門、環境農学部門、農業資源経済学部門)♥
- ④ 農学部二号館(環境農学部門)
- ⑤ 農学部三号館(資源生物科学部門、環境農学部門、生命機能科学部門)
- ⑥ 農学部四号館(生命機能科学部門)♥
- ⑦ 農学部五号館(環境農学部門、生命機能科学部門)♥
- ⑧ 農学部六号館(資源生物科学部門、生命機能科学部門)♥
- ⑨ 農学部七号館(資源生物科学部門、環境農学部門、生命機能科学部門)
- ⑩ 農学研究院戦略的研究施設
- ⑪ 生物環境利用推進センター
- ⑫ 熱帯農学研究センター
- ⑬ 農学部テニスコート
- ⑭ 農学研究院(生命機能科学部門)
- ⑮ 農学部附属遺伝子資源開発研究センター(微生物遺伝子開発分野)
- ⑯ 農学部二号館別館(植物造林学)

旧工学系地区 (伊都キャンパスへ移転しています。)

- ① 旧工学部本館 (建設デザイン部門、環境都市部門、エネルギー量子工学部門)♥
- ② 旧工学部三号館 (地球資源システム工学部門)♥
- ③ 旧工学部四号館 (環境都市部門、建設デザイン部門)
- ④ 旧工学部六号館 (エネルギー量子工学部門)
- ⑤ 旧応用化学 (分子)
- ⑥ 旧航空工学
- ⑦ 旧応用化学 (機能)
- ⑧ 加速器・ビーム応用科学センター ガンマ線照射施設

理系地区 (伊都キャンパスへ移転しています。)

- ⑨ 理学部本館 (理学部数学科・数理学府・数理学研究院)
- ⑩ 理学部三号館 (システム情報科学府・システム情報科学研究院、情報理学部門、数理学府・数理学研究院)
- ⑪ 理学部四号館 (数理学府・数理学研究院)



- 入口
- 食堂
- 売店
- 書店
- WC
- 多目的トイレ
- P
- 駐車場
- A
- ATM
- IN
- 車庫入口
- OUT
- 車庫出口
- バス停
- AED

文系地区

- | | | |
|--------------|----------|------|
| 人文科学府 | 人文科学研究院 | 文学部 |
| 人間環境学府 | 人間環境学研究院 | 教育学部 |
| 法学府 | 法学研究院 | 法学部 |
| 法務学府 (法科大学院) | 経済学研究院 | 経済学部 |
| 経済学府 | | |

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目19-1 TEL092-642-2111 (番号案内)
 〒812-8581は九州大学箱崎地区専用の郵便番号ですので、差出郵便物の所在地の記載を省略できます。



文系地区

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 人文科学府・人文科学研究院・文学部 ② 人間環境学府・人間環境学研究院・教育学部♥ ③ 法学府・法務学府 (法科大学院)・法学研究院・法学部 ④ 経済学府・経済学研究院・経済学部 ⑤ 産業マネジメント専攻 (ビジネス・スクール) ⑥ 文・教育・人環研究棟 ⑦ 法・文・経・教育学部本館♥ ⑧ 教育心理棟 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 箱崎文系地区21世紀交流プラザ ⑩ 人間環境学府附属総合臨床心理センター・臨床心理実習棟 ⑪ 中講義室 ⑫ 大講義室 ⑬ 共通講義棟♥ ⑭ 貝塚地区教務課棟 ⑮ 外国人留学生・研究者サポートセンター ⑯ 中央体育館♥ ⑰ 野球場 | <ul style="list-style-type: none"> ⑱ 総合グラウンド ⑲ 貝塚テニスコート ⑳ 課外活動共用施設 ㉑ トレーニング室 ㉒ 庭園 ㉓ 洋弓場 ㉔ 法科大学院講義棟 ㉕ 就職情報室・就職相談室 ㉖ 文系合同図書室 ㉗ 研修センター |
|--|--|---|

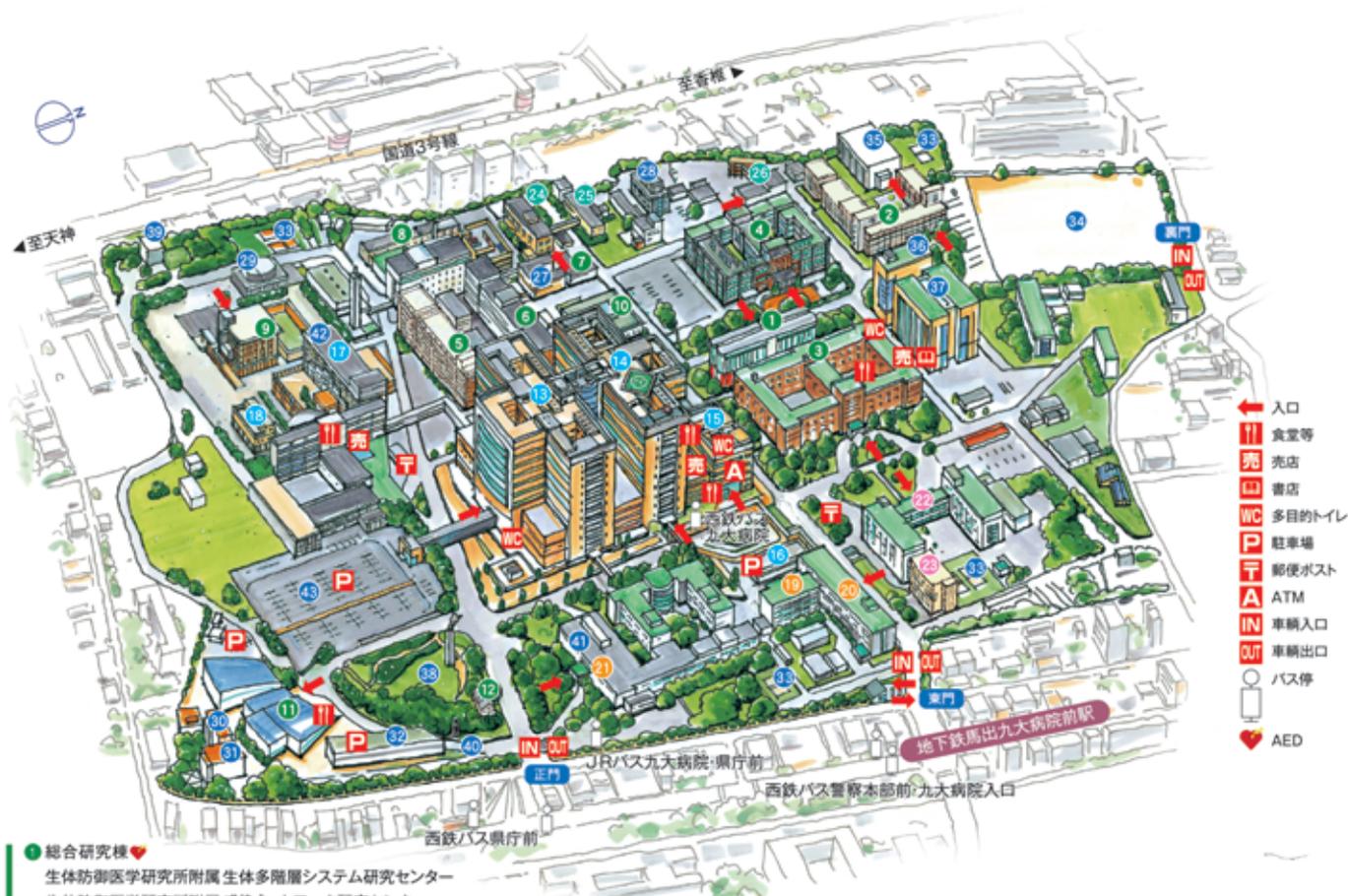
その他 (資料集)

病院地区

医学系学府 医学研究院 医学部 生体防御医学研究所
 歯学学府 歯学研究院 歯学部 医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院(九州大学病院)
 薬学学府 薬学研究院 薬学部

〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1-1 TEL092-641-1151(代表)

※〒812-8582は九州大学病院地区専用の郵便番号ですので、差出郵便物の所在地の記載を省略できます。



- ① 総合研究棟♥
生体防御医学研究所附属 生体多層システム研究センター
生体防御医学研究所附属 感染ネットワーク研究センター
- ② 医学部保健学科本館♥
- ③ 医学部基礎研究A棟♥
医学研究院附属コホートセンター
- ④ 医学部基礎研究B棟♥
- ⑤ 医学部臨床研究棟A棟
環境発達医学研究センター
- ⑥ 医学部臨床研究棟B棟♥
- ⑦ 医学系学府医療経営・管理学専攻棟
生体防御医学研究所4号館
- ⑧ 医学研究院附属ヒト疾患モデル研究センター
- ⑨ 先端医療イノベーションセンター♥
- ⑩ 医学図書館
- ⑪ 医学部百年講堂♥
- ⑫ 医学歴史館
- ⑬ 九州大学病院南棟♥
- ⑭ 九州大学病院北棟♥
- ⑮ 九州大学病院外来診療棟♥
- ⑯ 外来用第1駐車場(立体)
- ⑰ 九州大学病院ウエストウイング棟♥
- ⑱ 分子イメージングセンター♥
- ⑲ 歯学部学生実習棟
- ⑳ 歯学部本館♥
- ㉑ 歯学臨床研究棟
- ㉒ 薬学部本館♥
- 外国人留学生・研究者サポートセンター
- ⑳ システム創薬リサーチセンター
「グリーンファルマ研究所」
- ㉓ 生体防御医学研究所本館♥
- ㉔ 生体防御医学研究所別館
- ㉕ 生体防御医学研究所3号館
- ㉖ 医療系統合教育研究センター
医学研究院附属心臓血管研究施設
- ㉗ アイソトープ総合センター病院地区実験室
- ㉘ コージェネ棟
- ㉙ 外国人研究員等宿泊施設
- ㉚ 同窓会館
- ㉛ 外来用第3駐車場(立体)
- ㉜ テニスコート
- ㉝ 運動場
- ㉞ 体育館
- ㉟ コラボ・ステーションI♥
- ㊱ コラボ・ステーションII
- 循環器病未来医療研究センター
創薬育薬最先端研究基盤センター
- ㊲ 医学部創立75周年記念庭園
- ㊳ 納骨塚
- ㊴ 慰霊塔
- ㊵ 医系管理棟♥
キャンパスライフ・健康支援センター
(健康相談室、学生相談室)
- ㊶ 合成システム生物学研究センター
- ㊷ 外来用第2駐車場

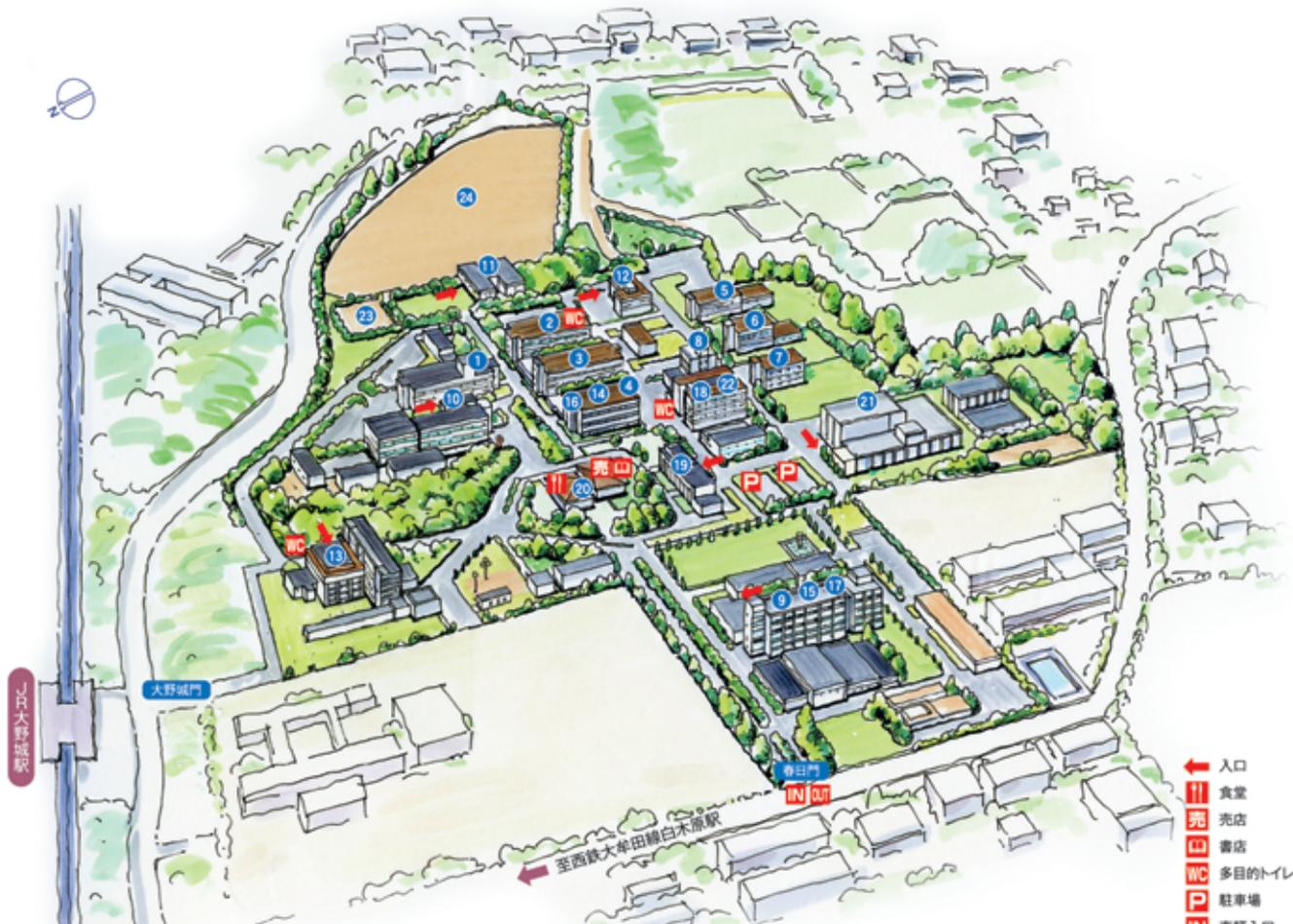
筑紫地区

総合理工学府
総合理工学研究院
応用力学研究所

先導物質化学研究所
健康科学センター

〒816-8580 春日市春日公園6丁目1番地 TEL092-583-7555(番号案内)

※〒816-8580は九州大学筑紫地区専用の郵便番号ですので、差出郵便物の所在地の記載を省略できます。



- ① 総合理工学府・総合理工学研究院 A棟
- ② 総合理工学府・総合理工学研究院 C棟
- ③ 総合理工学府・総合理工学研究院 D棟
- ④ 総合理工学府・総合理工学研究院 E棟
- ⑤ 総合理工学府・総合理工学研究院 F棟
- ⑥ 総合理工学府・総合理工学研究院 G棟
- ⑦ 総合理工学府・総合理工学研究院 H棟
- ⑧ 総合理工学府・総合理工学研究院 I棟
- ⑨ 応用力学研究所
- ⑩ 先導物質化学研究所
- ⑪ キャンパスライフ・健康支援センター
(健康相談室、学生相談室)
- ⑫ 中央分析センター
- ⑬ 産学連携センター

- ⑭ 炭素資源国際教育研究センター
- ⑮ 極限プラズマ研究連携センター
- ⑯ グリーンアジア国際リーダー教育センター
- ⑰ 大気環境統合研究センター
- ⑱ 筑紫図書館
- ⑲ 共通管理棟
- 外国人留学生・研究者サポートセンター

- ⑳ 福利厚生施設(食堂・売店)
- ㉑ クエスト実験棟
- ㉒ 総合研究棟(C-CUBE)
- ㉓ テニスコート
- ㉔ 運動場

- ← 入口
- 🍴 食堂
- 🏪 売店
- 📖 書店
- 🚻 WC
- 🚻 多目的トイレ
- P 駐車場
- 🚗 車庫入口
- 🚗 車庫出口
- 🚑 AED

その他(資料集)



大橋キャンパス
 芸術工学府・芸術工学研究院・芸術工学部
 感性融合デザインセンター
 応用知覚科学研究センター

- ① 管理棟
外国人留学生・研究者サポートセンター
- ② 多次元デザイン実験棟(講堂)
- ③ 情報基盤研究開発センター大橋分室
- ④ 芸術工学図書館
- ⑤ 8号館
- ⑥ 産学連携センター/
デザイン総合部門
- ⑦ 7号館
- ⑧ 6号館

- ⑨ 5号館
- ⑩ 厚生施設棟(食堂・売店・キャンパスライフ・
健康支援センター[健康相談室、学生相談室]・
4階 応用知覚科学研究センター)
- ⑪ 4号館
- ⑫ 2号館
- ⑬ 画像特殊棟
- ⑭ 音響特殊棟
- ⑮ 3号館
- ⑯ 1号館(応用生理人類学研究センター)

- ⑰ 工作工房
- ⑱ 環境実験棟
- ⑲ 印刷実験棟
- ⑳ 総合研究棟
(3階感性融合デザインセンター)
- ㉑ 環境適応研究実験施設
- ㉒ 設備棟
- ㉓ 車庫
- ㉔ 守衛所
- ㉕ サークル共用施設

- ㉖ 体育館
- ㉗ 運動場
- ㉘ 居住空間実験住宅
- ㉙ 大橋サテライト

- ← 入口
- 🍴 食堂
- 🏪 売店
- 📖 書店
- 🚻 WC 多目的トイレ
- 🅑 P 駐車場
- 🚗 IN 車輛入口
- 🚘 OUT 車輛出口
- 🚏 バス停
- ❤️ AED



その他(資料集)

日本にある九州大学の施設

- ① 生物資源環境科学府附属水産実験所
〒811-3304 福岡県福津市津屋崎4-46-24 TEL:0940-52-0163
- ② 九重共同研修所、九重研修所(山の家)
〒879-4912 大分県玖珠郡九重町大字湯坪字八丁原600-1 TEL:0973-79-2617
- ③ 九州大学病院別府病院
〒874-0838 大分県別府市大字鶴見字鶴見原4546 TEL:0977-27-1600
- ④ 農学部附属農場(高原農業実験実習場)
〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住鶴ヶ笹4045-4 TEL:0974-76-1377
- ⑤ 理学研究院附属地震火山観測研究センター
〒855-0843 長崎県島原市新山2-5643-29 TEL:0957-62-6621
- ⑥ 理学部附属天草臨界実験所
〒863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡2231 TEL:0969-35-0003
- ⑦ 農学部附属演習林(宮崎演習林)
〒883-0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949 TEL:0983-38-1116
- ⑧ 農学研究院附属遺伝子資源開発研究センター指宿試験地
〒891-0404 鹿児島県指宿市東方8886 TEL:0993-22-2471
- ⑨ 大阪オフィス
〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-600
大阪駅前第一ビル6階1-117号 TEL:06-4797-6280



- ⑩ 東京オフィス
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビル6階605-606区
TEL:03-3211-8825

- ⑪ 農学部附属演習林(北海道演習林)
〒089-3705
北海道足寄郡足寄町北5条1-85
TEL:01562-5-2608

- ⑫ シンクロトロン
光利用研究センター
〒841-0005
佐賀県鳥栖市弥生が丘8-7
佐賀県立九州シンクロトロン
光研究センター内
TEL:0942-83-5175

その他(資料集)

■海外オフィス

世界的規模での競争的協力関係の構築という本学の国際戦略に沿い、海外の企業等との共同研究等の促進・支援及び海外における学術情報の発信・収集を行うため、**1**～**10**の各地に海外オフィスを設置しています。

各海外オフィスからの情報は、国際交流推進室に集約され、本学における今後の施策を展開するための有効なデータとして活用できる体制となっています。



- 1** ロンドンオフィス
所長 山田 直 [文部科学省科学技術政策研究所国際客員研究官]
- 2** カリフォルニアオフィス
海外コーディネーター 松尾 正人 [工学研究科OB]
www.isc.kyushu-u.ac.jp/california/
- 3** ミュンヘンオフィス
所長 成富 亜紀 [ミュンヘン大学専任講師]
- 4** ソウルオフィス
所長 朴 寛善 (PARK KWAN-SUN) [NDN Energy,CEO(工学部OB)]
- 5** 北京事務所
所長 宋 敏 (SONG MIN)
[中国農業科学院農業資源与農業区画研究所教授(生物資源環境科学研究科OB)]
www.kyushu-ucn.net/
- 6** ワシントンD.C.オフィス
所長 Christopher T. Cloutier [King & Spalding 弁護士事務所・弁護士]

海外オフィス・ブランチオフィスに関するお問い合わせ先

■ ブランチオフィス

学術交流、学生交流、共同研究等の促進・支援及び海外における学術情報の発信・収集を行うため、活動拠点として、海外の主要大学内にブランチオフィスを設置しています。

ブランチオフィスは、現在、**11**ガジャマダ大学（インドネシア）、**12**マヒドン大学（タイ）の2箇所にあります。

- 
- 7** カイロオフィス
所長 Safwat Hassaballa [アル・アズハル大学准教授(総合理工学府OB)]
 - 8** ハノイオフィス
所長 Hoang Van Nhan [ベトナム・日本友好協会専務理事(経済学部OB)]
 - 9** バンコクオフィス
所長 Patcharawalai Wongboonsin [チュラロンコン大学College of Population Studies・Senior Researcher(法学府OB)]
 - 10** 台北オフィス
所長 林 震煌 [台湾師範大学教授(工学研究科OB)]
 - 11** ガジャマダ大学内ブランチオフィス(インドネシア)
 - 12** マヒドン大学内ブランチオフィス(タイ)

国際交流推進室 ☎092-642-2143 Mail:intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp

災害発生時の緊急連絡体制

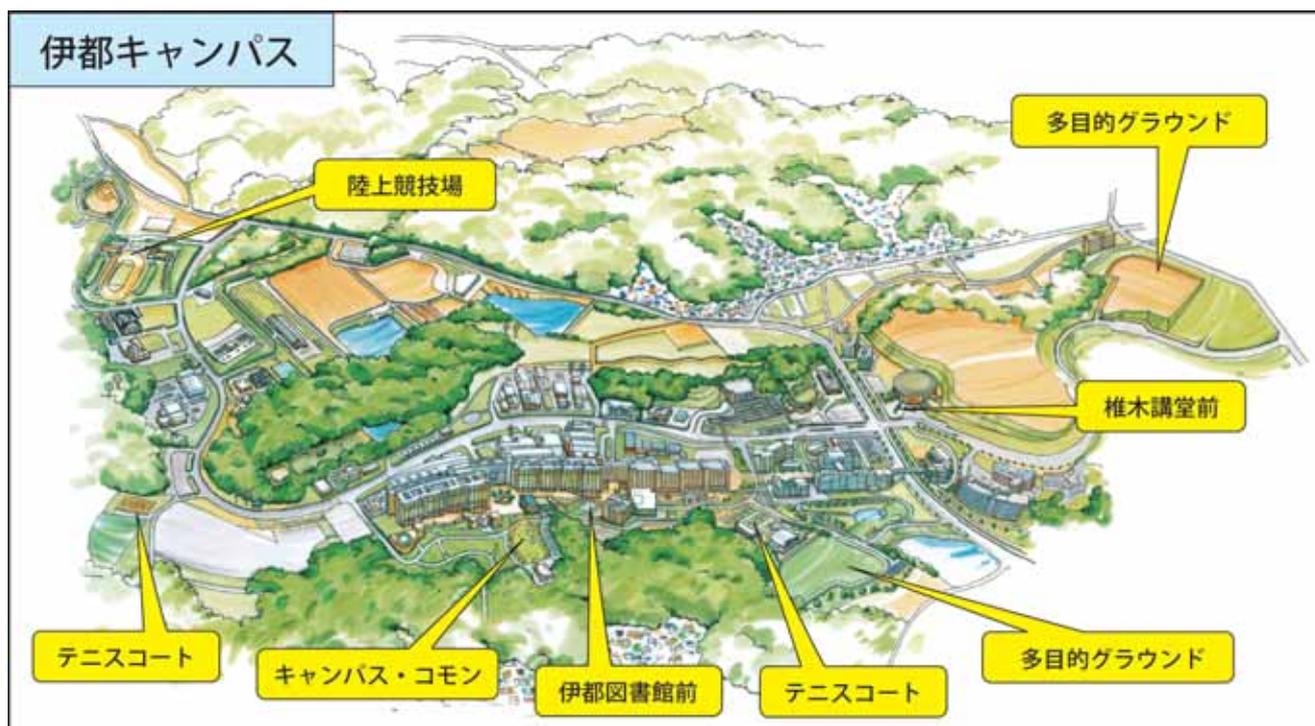
大学構内で災害が発生した場合は、速やかに所属事務部(勤務時間外は守衛所)に連絡してください。

<各キャンパスの守衛所の連絡先>

伊都キャンパス(ビッグオレンジ前)	TEL 092-802-2305 または 内線(90)166
箱崎キャンパス(小松門)	TEL 092-642-2196 または 内線(99)8888
病院キャンパス(東門)	TEL 092-642-6019
" (病院南棟1階時間外受付)	TEL 092-642-5019
筑紫キャンパス(大野城門)	TEL 092-583-7117
" (春日門)	TEL 092-583-7135
大橋キャンパス(正門前)	TEL 092-553-4428

【各キャンパスにおける避難場所】

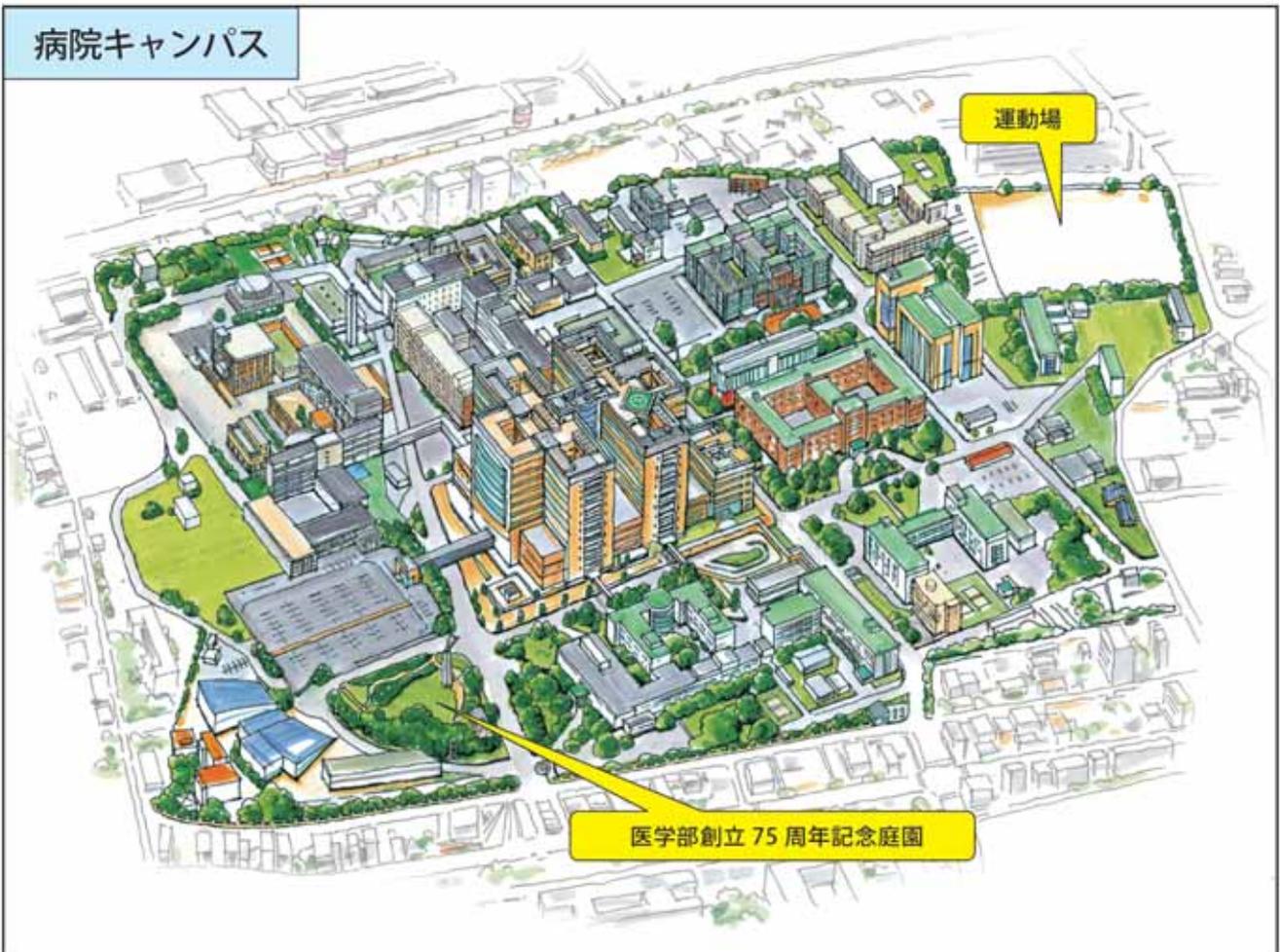
本学では、災害発生時に、学生・教職員を安全に保護するため、各キャンパスに避難場所を指定しています。有事に備えて、必ず確認しておいてください。



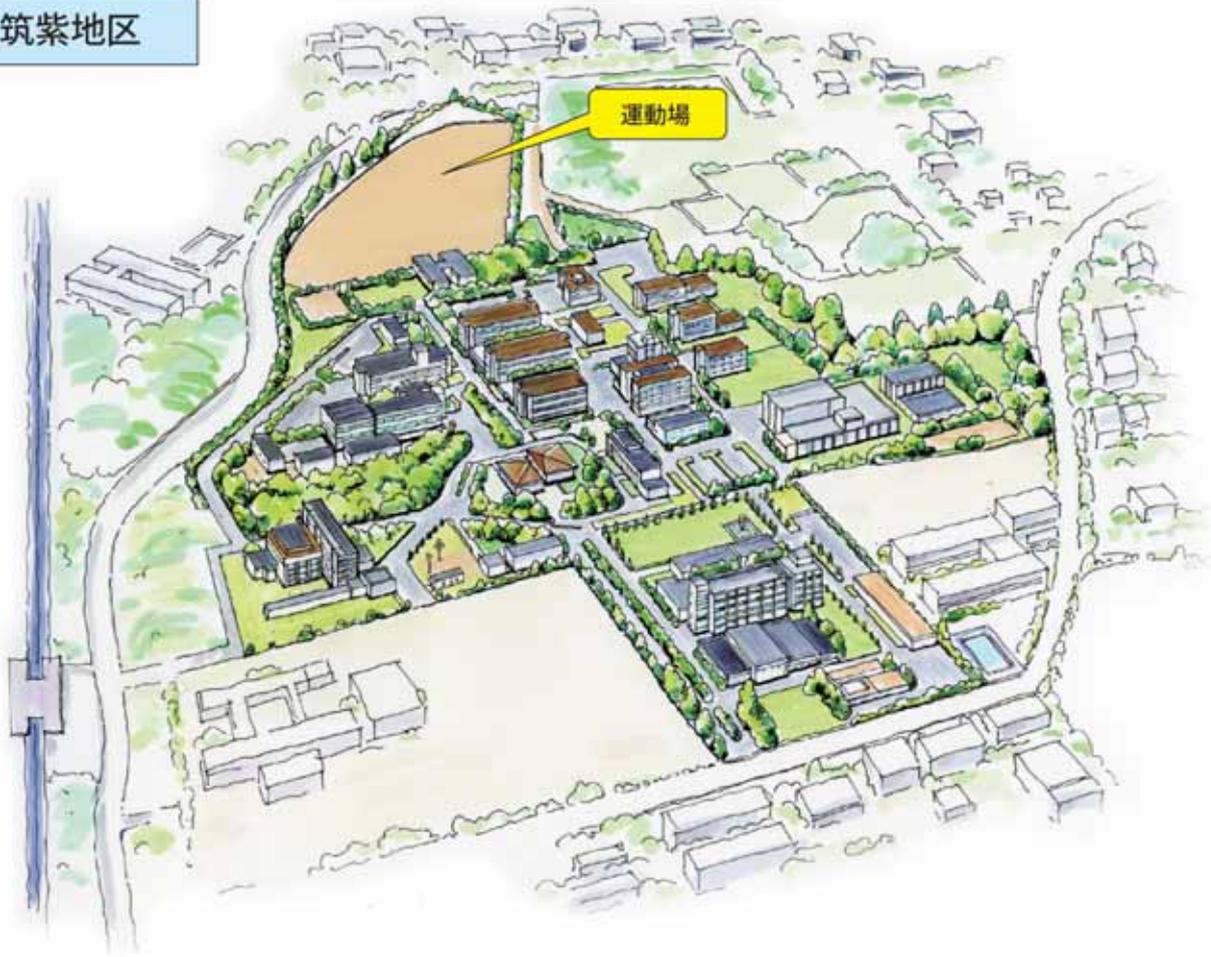
箱崎キャンパス



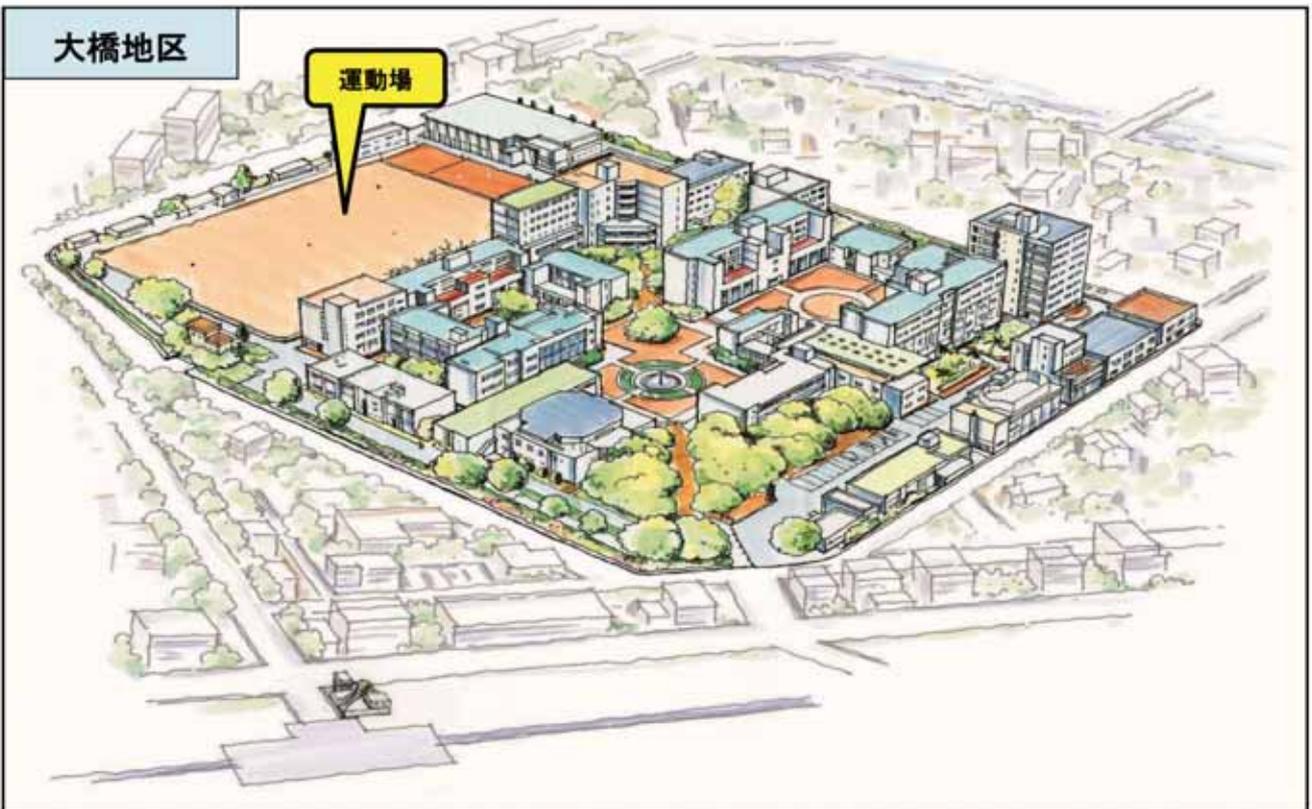
病院キャンパス



筑紫地区



大橋地区



別府地区

六角堂周辺庭園

